HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	住民の居住と伝統的な景観の保全に関する研究 ： リビングヘリテージ概念に着目して
Author(s)	山口, 知恵
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(観光学)
Dissertation Number	甲第11121号
Issue Date	2013-09-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k11121
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/53844
Type	doctoral thesis
File Information	Tomoe_Yamaguchi.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

住民の居住と伝統的な景観の保全に関する研究

－リビングヘリテージ概念に着目して－

A Study on Residents' Living and Preservation of Cultural Landscape
: Focusing on the Idea of Living Heritage

2013年6月

山口　知恵

Tomoe Yamaguchi

目次

序章 1

0.1　研究の背景と目的 1

0.2　対象地の選定 2

0.3　研究の方法 4

0.4　本研究の位置づけ 7

0.5　研究の意義 9

1 章　本研究の枠組み 12

1.1　学術的な LH 概念の変遷と本研究における LH の定義 14

1.2　国際的な遺産保護の議論における研究の位置づけ 40

1.3　LH と我が国の文化財　54

1.4　先行研究における景観の調査、評価、保全方法 61

2 章　大分県日田市小鹿田焼の里における事例研究 80

2.1　皿山の地理的特性、自然的特性、歴史的特性 82

2.2　窯業に関する工程と作業の変遷 86

2.3　土地利用の変遷 90

2.4　個々の景観構成要素の変遷 95

2.5　景観構成要素の配置の変遷 108

2.6　住民と観光客が考える皿山らしさ 113

2.7　皿山の LH の特徴 114

2.8　皿山における景観を形成するシステム 117

2.9　皿山における景観保全の取組み 119

2.10　集落に住み続けるための取組み 122

2.11　まとめと今後の研究課題 127

3 章　鹿児島県奄美市赤木名における事例研究 129

3.1　赤木名の地理的特性、自然的特性、歴史的特性 132

3.2　赤木名における生業 136

3.3　資料の詳細と地籍図上への復原作業 144

3.4　個々の景観構成要素の変遷 158

3.5　屋敷地における空間構成 166

3.6　住民から見た赤木名の景観 170

3.7　赤木名の景観の特徴　171

3.8　景観を形成するシステム 175

3.9　赤木名における景観の保全の取組み 177

3.10　集落に住み続けるための取組み 180

3.11　まとめと今後の研究課題 183

4 章　長崎県雲仙市神代小路における事例研究 186

4.1　小路の地理的特性、自然的特性、歴史的特性 188

4.2　近代以降の旧神代領民の生活の変遷 194

4.3　空間構成の変遷 201

4.4　個々の景観構成要素の変遷 206

4.5　景観構成要素の配置と生活の変遷 210

4.6　住民が考える小路らしさ 216

4.7　小路の LH の特徴 217

4.8　小路における景観保全の取組み 220

4.9　集落に住み続けるための取組み 224

4.10　小路における LH を形成するシステム 228

4.11　まとめと今後の研究課題 229

5 章　結論 231
5.1　事例の総合的考察　231
1. LH の調査方法 231
2.　LH の評価方法 235
3.　LH の保全方法 237
4.　集落に住み続けるための取組み 239
5.2　結論　245
1.　LH の調査方法　246
2.　LH の評価方法　247
3.　LH の保全方法　249
4.　LH を保全するための課題と対策　250
5.3　今後の課題　251

引用文献一覧　253

あとがき　261

序章

0.1　研究の背景と目的

本研究では、集落景観を、所与の自然的、歴史的環境を舞台として今もそこに生きる人々の生活が創造した総合的な存在として捉え、その価値を明らかにする方法を新たに提示することを上位目標とする。

我が国の地方小都市では、地場産業の衰退と都市への人口流出によって過疎化が進行しており、そのような問題を解決するために、集落景観を保全し、それを観光資源に活用して地域を振興しようとする取組みがなされている。また、国際的にも、遺産の保護と観光による地域活性化を視野に入れ、集落景観をUNESCOの世界遺産へ登録する例が増えている。

集落景観は、住民が居住することで景観が継承されるが、その一方で、住民は、その集落に住み続けるために景観改変を行い続ける。つまり、景観を保全するためには住民の居住が不可欠であるが、住民が居住すれば景観が改変されるというジレンマを集落景観は常に抱えている。我が国では、35年余の経験を有する伝統的建造物群保存地区制度（以下、伝建制度）によって、多くの集落景観が保存、保全されてきた。しかし、伝建制度は、そもそもモノとしての建築物や工作物の経年性（古さ）を重視し、外観の保護に重きを置くため、住民の生活、生業に不便を強いるといった負の影響を及ぼす場合が少なくない。こうした建造物を含んだ集落景観の総体を保全するためには、建造物やその他の景観を構成する要素と住民の伝統的な生活、生業および今日の生活との関係を明らかにし、保存・保全すべき部分と改変を許容・誘導する部分を明白にする必要がある。

そこで本論文では、住民の伝統的な生活、生業に配慮した新しい景観の価値付けの調査、評価方法を提示するとともに、住民が住み続けながらその価値を保全するための課題と対策を明らかにすることを目的とした。

0.2　対象地の選定

本研究の対象地として、大分県日田市大字小野源栄町皿山（以下、皿山）、鹿児島県奄美市赤木名（以下、赤木名）、長崎県雲仙市神代小路（以下、神代小路）を選定した。それぞれ、窯業集落、島の集落、武家地として成立し、いずれも伝統的な生活･生業と景観をよく残している。

3 事例の選定理由は、皿山、赤木名、神代小路における伝統的な生業、生活が今日に至るまでに辿ってきた経緯が大きく異なることである。皿山は、近世時代から戦前までは半農半陶の生活を送っていたが、1960 年代から起こった民陶ブームにより窯業専業となった。赤木名は近世時代から現在まで製糖業が営まれてきたが、近代から昭和 30 年代までは海運業、大正期と昭和 50 年代は紬業が栄えた。神代小路は、伝統的な生活である近世時代の階級社会が近代以降解体され続けてきた。ここから、皿山は 1 つの伝統的な生業が継承されてきた地域、赤木名は主要な生業が移り変わった地域、神代小路は社会的圧力により伝統的な生活が失われた地域と考えられる。さらに、各地区の景観を見ると、窯道具が置かれる皿山、町家と農地を有する赤木名、画された武家屋敷が連続する神代小路と 3 地区とも異なった性格の建築物、工作物、樹木を擁している。

なお、皿山は平成 19 年に国の重要文化的景観、神代小路は平成 17 年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。赤木名も平成 27 年の重要文化的景観選定を目指しており、いずれも景観保全の施策が採られている地区である。


日本
長崎県雲仙市神代小路
重要伝統的建造物群保存地区
大分県日田市
小鹿田焼の里
重要文化的景観
(皿山)
鹿児島県奄美市赤木名

図 0.1　対象地の位置

0.3　研究の方法

本論文は、3 つの事例研究から、住民の伝統的な生活、生業に配慮した新しい景観の調査、評価、保全方法を導く。

第 1 章では、本研究の枠組みを示す。1 節では、国際的な遺産保護の議論に関わる本研究の位置づけを示すため、集落景観の保全に関する国際的な憲章、条約、勧告、宣言を把握する。1 節の分析結果から、集落景観の保全に関する取組みが様々な名称で呼ばれている現状に配慮し、本研究では「リビングヘリテージ」（以下、LH）の言葉に着目する。よって 2 節では、学術的な LH 概念の変遷を明らかにし、本研究における LH の定義を明示する。3 節では、ヨーロッパ諸国の景観保護の制度、国内で実践されている集落景観の調査、評価、保全方法を把握し、本研究で実践した調査、評価、保全方法とその独自性について述べる。

第 2 ～ 4 章では、3 つの対象地において、平成 19 ～ 24 年の 6 年間で行われた調査結果（内現地調査 365 人・日（筆者調査日数 174 日））から、論旨に必要な部分をまとめる。具体的な現地調査の内容は表 0.1、表 0.2 で示す。

第 5 章では、第 2 ～ 4 章の事例研究から得られた結果から考察を行う。1 節では、第 1 章で提示した景観の調査方法について考察を行い、2 節では評価方法について考察を行うことで、本研究で実施した調査、評価の有用性と課題を明らかにする。3 節では、LH の保全方法について検討し、4 節では住民が住み続けながらその価値を保全するための課題を明らかにする。

以上の結果より明らかになった住民の伝統的な生活、生業に配慮した新しい景観の調査、評価、保全手法を提示し、住民が住み続けながらその価値を保全するための課題を明らかにした上で今後の研究課題を提示する。

表 0.1　調査日程表

皿山

調査次数	調査日程	日数	人数	人員	人・日	山口調査日数	主な予算
1	2007年3月24日-27日	3	4	麻生美希(九州大学芸術工学府修士課程2年) 横井秀紀(九州大学芸術工学府修士課程1年) 松本 将一郎(九州大学芸術工学部4年) 山口知恵(九州大学芸術工学部3年)	12	3	
2	2007年4月6日-8日	3	4	麻生美希(九州大学芸術工学府博士課程1年)	12	3	
3	2007年4月13日-15日	3	4	柿原芳章(九州大学芸術工学府修士課程1年)	12	3	
4	2007年4月20日-22日	3	4	松本 将一郎(九州大学芸術工学府修士課程1	12	3	
5	2007年4月27日-4月30日	3	4	年)	12	3	
6	2007年5月5日	1	3	柿原芳章(九州大学芸術工学府修士課程1年) 松本 将一郎(九州大学芸術工学府修士課程1年)	3	1	
7	2007年5月11日-13日	3	4		12	3	
8	2007年5月18日-20日	3	4		12	3	日田市教育委員会
9	2007年6月8日-10日	3	4		12	3	
10	2007年6月15日-17日	3	4	麻生美希(九州大学芸術工学府博士課程1年)	12	3	
11	2007年6月8日-12日	3	4	柿原芳章(九州大学芸術工学府修士課程1年)	12	3	
12	2007年6月22日-24日	3	4	松本 将一郎(九州大学芸術工学府修士課程1	12	3	
13	2007年6月29日-7月1日	3	4	年)	12	3	
14	2007年7月7日-8日	3	4	山口知恵(九州大学芸術工学部4年)	12	3	
15	2007年7月13日-16日	3	4		12	3	
16	2007年7月20日-22日	3	4		12	3	
17	2007年8月3日-5日	3	4		12	3	
18	2007年11月2日-4日	3	1	山口知恵(九州大学芸術工学部4年)	3	3	
19	2008年10月11日	1	1	山口知恵(九州大学芸術工学府修士課程1年)	1	1	
20	2009年10月10日	1	1	山口知恵(九州大学芸術工学府修士課程2年)	1	1	
21	2010年3月15日	1	1	山口知恵(九州大学芸術工学府修士課程2年)	1	1	自費
22	2012年1月14日-15日	2	1	山口知恵(九州大学芸術工学府博士課程2年)	2	2	
				合計	203	57	

赤木名

調査次数	調査日程	日数	人数	人員	人・日	山口調査日数	主な予算
1	2010年8月17日～27日	11	1	山口知恵(九州大学芸術工学府博士課程1年)	11	11	
2	2011年1月4日～10日	7	1	山口知恵(九州大学芸術工学府博士課程1年)	7	7	
3	2011年2月15日～3月10日	24	1	山口知恵(九州大学芸術工学府博士課程1年)	24	24	
4	2011年7月7日～8日	2	1	山口知恵(九州大学芸術工学府修士課程2年)	2	2	
5	2011年9月27日～10月3日	7	1	山口知恵(九州大学芸術工学府修士課程2年)	7	7	
6	2011年11月19日～24日	6	1	山口知恵(九州大学芸術工学府修士課程2年)	6	6	
7	2011年12月3日～6日	4	1	山口知恵(九州大学芸術工学府修士課程2年)	4	4	奄美市教育委員会
8	2012年1月26日～31日	6	1	山口知恵(九州大学芸術工学府修士課程2年)	6	6	
9	2012年4月25日～29日	5	1	山口知恵(九州大学芸術工学府修士課程3年)	5	5	
10	2012年8月9日～16日	8	1	山口知恵(九州大学芸術工学府修士課程3年)	8	8	
11	2012年9月26日～28日	3	1	山口知恵(九州大学芸術工学府修士課程2年)	3	3	
12	2013年3月16日～18日	3	1	山口知恵(九州大学芸術工学府修士課程2年)	3	3	
13	2013年3月29日～31日	3	1	山口知恵(九州大学芸術工学府修士課程3年)	3	3	
				合計	89	89	

神代小路

調査次数	調査日程	日数	人数	人員	人・日	山口調査日数	主な予算
1	2008年2月1日	1	4	花岡拓郎(九州大学芸術工学府博士課程3年) 山口知恵(九州大学芸術工学府修士課程1年) 橋口敏一(九州大学芸術工学府修士課程1年) 伊東美菜子(九州大学芸術工学部4年)	4	1	
2	2008年3月26日-27日	2	2	山口知恵(九州大学芸術工学府修士課程1年) 伊東美菜子(九州大学芸術工学部4年)	4	2	
3	2008年7月15日	1	2	山口知恵(九州大学芸術工学府修士課程1年) 伊東美菜子(九州大学芸術工学部4年)	2	1	
4	2008年7月30日-31日	2	2	山口知恵(九州大学芸術工学府修士課程1年) 伊東美菜子(九州大学芸術工学部4年)	4	2	
5	2008年9月24日-10月5日	17	2	山口知恵(九州大学芸術工学府修士課程1年) 伊東美菜子(九州大学芸術工学部4年)	34	17	雲仙市教育委員会
6	2008年10月31日-11月3日	4	4	村上佳代(九州大学芸術工学府博士課程1年) 山口知恵(九州大学芸術工学府修士課程1年) 赤星眞弓(九州大学芸術工学府修士課程1年) 伊東美菜子(九州大学芸術工学部4年)	16	4	
7	2008年11月13日-14日	2	2	山口知恵(九州大学芸術工学府修士課程1年) 伊東美菜子(九州大学芸術工学部4年)	4	2	
8	2009年2月14日-17日	3	3	八百板季穂(九州大学芸術工学府博士課程1年)	9	3	
9	2010年3月16日	1	1	山口知恵(九州大学芸術工学府修士課程2年)	1	1	自費
10	2010年5月8日-9日	1	1	山口知恵(九州大学芸術工学府修士課程3年)	1	1	
11	2011年9月1日-3日	2	1	山口知恵(九州大学芸術工学府修士課程3年)	2	2	日本学術支援機構
12	2011年1月11日-13日	3	1	山口知恵(九州大学芸術工学府修士課程4年)	3	3	
				合計	84	39	

調査日数合計	人・日	山口調査日数
	376	185

表 0.2　会議における発表等の記録

皿山

委員会開催次数	概要	日程	共同/単独	開催場所・主催	主な参加者
1	文化的景観検討会	2007年3月27日	共同	日田市小鹿田焼陶芸館・日田市	地元住民、教育委員会、九州大学、久留米工業大学、佐賀大学、地元有識者
2	第1回文化的景観保存委員会	2007年6月2日	共同	日田市淡窓図書館・日田市	地元住民、教育委員会、九州大学、久留米工業大学、佐賀大学、地元有識者
3	景観計画策定委員会	2007年6月2日	共同	日田市淡窓図書館・日田市	地元住民、教育委員会、九州大学、久留米工業大学、佐賀大学、地元有識者
4	景観計画策定委員会作業部会	2007年6月21日	共同	日田市埋蔵文化財センター・日田市	地元住民、教育委員会、九州大学、久留米工業大学、佐賀大学、地元有識者
5	第2回文化的景観保存委員会	2007年7月6日	共同	日田市役所・日田市	地元住民、教育委員会、九州大学、久留米工業大学、佐賀大学、地元有識者
6	第1回景観計画策定委員会	2007年7月10日	共同	日田市埋蔵文化財センター・日田市	地元住民、教育委員会、九州大学、久留米工業大学、地元有識者
7	第1回文化的景観保存計画策定委員会	2007年7月25日	共同	日田市役所・日田市	地元住民、教育委員会、九州大学、久留米工業大学、佐賀大学、地元有識者
8	第3回文化的景観保存委員会	2007年7月28日	共同	日田市市民会館・日田市	地元住民、教育委員会、九州大学、久留米工業大学、佐賀大学、地元有識者
9	第1回文化的景観管理策定委員会	2007年7月29日	共同	日田市市民会館・日田市	地元住民、教育委員会、九州大学、久留米工業大学、佐賀大学、地元有識者
10	第2回文化的景観保存計画策定委員会	2007年7月25日	共同	日田市市民会館・日田市	地元住民、教育委員会、九州大学、久留米工業大学、佐賀大学、地元有識者
11	第2回文化的景観保存計画策定委員会	2007年12月19日	共同	日田市役所・日田市	地元住民、教育委員会、九州大学、久留米工業大学、佐賀大学、地元有識者
12	第3回文化的景観保存計画策定委員会	2008年3月23日	共同	日田市役所・日田市	地元住民、教育委員会、九州大学、久留米工業大学、佐賀大学、地元有識者
13	第4回文化的景観保存計画策定委員会	2008年7月5日	共同	日田市埋蔵文化財センター・日田市	地元住民、教育委員会、九州大学、久留米工業大学、佐賀大学、地元有識者

赤木名

委員会開催次数	概要	日程	共同/単独	開催場所・主催	主な参加者
1	第1回赤木名地区文化的景観等策定委員会	2010年8月18日	共同	奄美市教育委員会笠利教育支所・奄美市	地元住民、教育委員会、九州大学
2	第2回赤木名地区文化的景観等策定委員会	2010年1月4日	共同	奄美市笠利総合支所・奄美市	地元住民、教育委員会、九州大学
3	第3回赤木名地区文化的景観等策定委員会	2011年7月6日	共同	奄美市笠利総合支所・奄美市	地元住民、教育委員会、九州大学
4	第4回赤木名地区文化的景観等策定委員会	2011年10月4日	共同	奄美市笠利総合支所・奄美市	地元住民、教育委員会、九州大学
5	第5回赤木名地区文化的景観等策定委員会	2012年1月31日	共同	奄美市笠利総合支所・奄美市	地元住民、教育委員会、九州大学
6	景観計画策定準備会	2012年8月13日	共同	奄美市役所・奄美市	地元住民、教育委員会、九州大学
7	第1回文化的景観保存計画策定委員会	2012年9月27日	共同	奄美市笠利総合支所・奄美市	地元住民、教育委員会、九州大学

神代小路

委員会開催次数	概要	日程	共同/単独	開催場所・主催	主な参加者
1	第1回神代小路まちづくり懇談会	2008年8月22日	共同	神代小路公民館・雲仙市	地元住民、教育委員会、九州大学
2	第2回神代小路まちづくり懇談会	2008年11月12日	共同	神代小路公民館・雲仙市	地元住民、教育委員会、九州大学
3	第3回神代小路まちづくり懇談会	2008年1月27日	共同	神代小路公民館・雲仙市	地元住民、教育委員会、九州大学
4	第1回神代小路まちづくり代表者会	2009年2月17日	共同	神代小路公民館・雲仙市	地元住民、教育委員会、九州大学
5	第2回神代小路まちづくり代表者会	2009年3月5日	共同	神代小路公民館・雲仙市	地元住民、教育委員会、九州大学
6	第3回神代小路まちづくり代表者会	2009年3月17日	共同	神代小路公民館・雲仙市	地元住民、教育委員会、九州大学
7	第4回神代小路まちづくり懇談会	2011年3月7日	共同	神代小路公民館・雲仙市	地元住民、教育委員会、九州大学
8	第5回神代小路まちづくり懇談会	2011年3月8日	共同	神代小路公民館・雲仙市	地元住民、教育委員会、九州大学

0.4　本研究の位置づけ

(1)LH に関する既往研究

LH の定義の提唱はリチャード・エンゲルハルト[注1)]によって行われているが、LH 概念の学術的な変遷はまだ明らかにされていない。さらに今まで、踊りや食事などの無形の民俗文化を LH としている事例が多く、リチャード・エンゲルハルトが提唱する LH の定義「死んでいない文化遺産であって、引き続きコミュニティーに対して意味合いをもたらし続ける文化遺産」(リャード・エンゲルハルト，2008，pp.4-9)[注2)]の視点で LH の事例研究を行っているものはほとんど見られない。事例研究をあげている『リビング・ヘリテージの国際協力』(コンソーシアム研究会講演録，2008) においても、お菓子や信仰などの無形の民俗文化やアンコールワットなどの海外 (アジア 2 カ国) の遺跡とその周囲に住む住民の関係の再構築という内容に限定されている。

本研究は、LH と遺産保護における国際的な議論に関する広範な文献調査を通じて、LH の概念を再考し、その分析を経て、事例研究を実施している点で新しい。

(2) 景観の評価手法に関する既往研究

LH の評価、調査に援用されている伝建制度における手法については、宮本雅明がひとつの結論を出している。それは、歴史的町並みを景観構成上の特性、空間構成上の特性、歴史構成上の特性の 3 つの視点で分析､説明する方法として捉えられている。花岡拓郎 (花岡拓郎，2008) は宮本の手法に計画学的視点から加筆し、景観構成上の特性、空間構成上の特性から伝統的景観要素を明確化し、保存対象物件の選定手法について明らかにしている。本研究では、LH と類似する文化財保護法における文化的景観を事例研究として扱っている。文化財保護法の文化的景観における評価、調査方法に関しては、まだ決定論は出ておらず、まして LH に関しては、近年概念が注目されてきている程度である。本研究は、LH 概念を整理するだけでなく、文化的景観の評価、調査方法を提示することで、LH の評価、調査方法も提示している点に特徴がある。

また、八百板季穂 (八百板季穂，2011) は、フィジー諸島共和国旧首都レブカの事例において、都市遺産の価値は、歴史的建造物群という有形遺産と人々の生活という無形遺産が一体の存在であることを示している。八百板の調査手法は、宮本による景観の説明の手法に、建築物の住み方調査を加えることで景観と人々の生活の関連性を分析したものである。本研究は、歴史だけでなく、地理的条件や住民の生活・生業に着目して、集落全域における住民の使い方を分析している。また、景観の変化や生活の変化に着目し、変化の要因をヒアリング調査で明らかにしている。それにより、景観を構成する法則を抽出し、住民の生活・生業に適した景観の保全方法を提示している。

(3) 各研究対象地に関わる既往研究

ア）皿山に関わる既往研究

小鹿田焼の無形文化財に関する研究は、長田明彦をはじめとする研究（長田明彦,1992)、貞包博幸による皿山の開窯年代に関する研究（貞包博幸,1992)、ブライアン・モーランによる1960年代から1990年代の皿山の生業に関する記録（BRAIAN MOERAN,1997）もあり、他の重要文化的景観の地域に比べ、生業に関する資料が豊富である。また、民陶ブームに関わる他の窯業集落と皿山の比較研究も濱田琢司によってされている（濱田琢司,2002）（濱田琢司,2002-2)。本研究では、以上の無形の要素が皿山の景観にどのような影響を及ぼしているかに着目している。

イ）赤木名に関わる既往研究

旧笠利町に関する調査・研究に関して言えば、財団法人日本ナショナルトラストによって旧笠利町内の民家調査がされているが、赤木名に関しては戦前の民家を抽出したのみである（日本ナショナルトラスト編,1996.3)。奄美大島の製糖業に関しては、古文書の分析から、樋口弘が明らかにし、弓削政己が樋口の研究結果を一部修正している（弓削政己,2011)。平成21、22年度の自然調査及び民俗調査の結果が『赤木名地区の文化的景観調査報告書（概報）』（奄美市教育委員会,2010）に示されている。

赤木名に関する研究には、旧笠利町内有志によって作成された『笠利町誌』（笠利町誌執筆委員会,1973）がある。そこでは､古老からの伝承と｢幕末（嘉永）の赤木名｣地図（以下､幕末地図）の写しが掲載されているが、幕末地図を現在の地図上に復原する作業は行われていない。また、高橋一郎の民俗公開座談会配布資料[注3)]では、丸田光郎によって作成された「大正～昭和にかけて変せんした赤木名地図」（以下、大正－昭和地図）が掲載されているが、大正～昭和初期の赤木名の様子しか示されていない。

絵図や地籍図を用いた研究では、ダリオ・パオルッチ（ダリオ・パオルッチ、宮脇勝,2005）が複数の年代の絵図および地籍図を重ね合わせてCADデータベースを作成し、土地台帳を利用して、土地利用の詳細な履歴等の把握を行っている。また、水ノ江･西山は、その手法を援用し、明治時代の字図、現在の地形図を分析することで白川村荻町の空間構成を明らかにしている（水ノ江秀子、西山徳明,2007)。本研究では、これらの手法を援用しながらも、墓地調査を行うことで近世時代の地図も現在の地図上に復原している。本研究は、建造物や歴史だけでなく、赤木名の景観の説明に重きを置いている点が特徴である。

ウ）神代小路に関わる既往研究

神代小路の景観の既往研究は、平成11～13年度に長崎総合科学大学地域科学研究所によっ

て伝統的な建築物の民家調査がなされ、平成 15 年の保存対策調査において、建築史、都市史、景観に関わる研究及びアンケート調査がされている(国見町教育委員会 , 2003)。また、花岡拓郎、西山徳明は、上述の保存対策調査に関わる神代小路の景観の評価手法について明らかにしている（花岡拓郎 ， 西山徳明 ， 2007)。本研究は、無形の文脈に着目しながら神代小路の価値を明らかにする点に特徴がある。

0.5　研究の意義

本研究により期待される成果は以下 4 点である。

(1) 観光創造に関わる基礎的研究

人々が観光する際、そこには必ず、文化遺産や自然遺産、伝建地区などの観光客が訪問する観光地が存在する。本研究は、そうした観光地に人々が居住する事例において、その歴史や生活、景観などを科学的に調査、評価することで当該地域の価値を明らかにし、それを保全する方法を提示する。本研究により、地域の価値が科学的に評価され、それによって新しく魅力的な地域が創造される。すなわち、本研究は、観光創造に関わる基礎的研究に位置づけられる。

(2) 新しい景観の評価手法の構築

皿山では、伝統的な窯業の持続を優先して建造物を積極的に改変していくため、経年性を重視した従来の文化財保護思想に基づく考えでは、皿山らしい景観の価値を評価することができなかった。そこで本研究では、伝統的な窯業の持続が文化的景観にどのような影響を与えているのか、皿山における文化的景観の保全に必要な要件とその課題を明らかにすることで、経年性のみによらない景観の調査方法、評価方法を提示している。

一方、皿山で構築した評価の方法を鹿児島県奄美市赤木名（以下、赤木名）や神代小路に援用し、伝統的な生活・生業と景観の関係について詳述した価値説明が可能であることを示す。それにより、伝統的な生活・生業が営まれている地域ならば、本研究で示す調査手法、評価の方法を使用することで、その地域の LH としての価値を説明することができる。

(3) 新しい景観の保全方法の提示

本研究の小鹿田、赤木名の事例では、地域の価値を説明するだけでなく、伝統的な生活・生業により決定される景観を構成する要素を分析し、景観を保全する方法を提示している。そのため、住民は伝統的な生活・生業を営みながら景観の保全が行えると推測される。

(4)LH の明確化

LH の定義の提唱はリチャード・エンゲルハルトとムニール・ブシュナキによって行われているが、LH 概念の学術的な変遷はまだ明らかにされていない。さらに今まで、踊りや食事などの無形の民俗文化を LH としている事例が多い。本研究では、LH と遺産保護における国際的な議論に関する広範な文献調査を通じて LH の概念を再考する。その分析を経て、文化的景観や世界無形文化遺産など LH と類似する概念と LH を差別化することで、LH 概念を明らかにする。今後ここで明らかとなった LH 概念を国際的な遺産保護組織に対して提示することによって、普遍性を持った LH 概念を構築する一助となると考える。

【注釈】

1）当時 UNESCO バンコク事務所　アジア太平洋地域文化担当アドバイザー。

2）これらの LH の定義は英文の原本にあたるべきであるが、本研究では、原本を入手することができなかった。よって、今後は、その原文を入手し、LH の定義を明確にする必要がある。

3）高橋一郎『アンマとジュウのシマ語り－赤木名の聞き取りより－』2006 年第 2 回民俗公開座談会配布資料 , 2006

1章　本研究の枠組み

■本章の概要

本論文では、集落景観が様々な名称で呼ばれている現状に配慮し、「リビングヘリテージ」(以下、LH) という用語を使用する。″living heritage″はオックスフォード英英辞典で定義されていない。そこでは、″living″は、″having life: not dead″(筆者訳：生命があること、死んでいない)、″heritage″は、″the history, traditions and qualities that a country or society has had for many years and that are considered an important part of its character″(筆者訳：ある国や社会が永年有する歴史、伝統そして特質のうち特に重要とされる特色の部分) と示されている。

1-1では、学際的なLH概念の変遷を明らかにし、本研究におけるLHの定義を明示した。学際的なLH概念の変遷を明らかにするための文献調査は以下のように行った。まず、平成21年4月～7月に″living heritege″、「リビングヘリテージ」、″living″と″heritege″が使用されている論文と書籍を国内外の論文検索サイト、書籍検索サイトにより検索し、29件のLHに関する書籍、論文を抽出した。それらの文献のうち、学術的にLHが使用されている文献を抽出した結果、全17件の論文、書籍が分析対象となった。分析した論文のタイトルと掲載年の一覧を表1.0.1に示す。それらの論文、書籍を整理、考察することで、LH概念の意味を明らかにした。1節における分析の結果、LHは歴史的記念物や考古遺跡の保護、自然の保護、歴史的都市の保護、無形文化の保護の4つの分野で使用されていることが明らかになった。

1-2では、LHに関する国際的な憲章、条約、勧告、宣言を整理し、近年の国際的な遺産保護組織の議論における本研究の位置づけを明示した。2節における分析の結果、本研究では、「地元コミュニティが遺産に住んで遺産を保護、管理すること」、「有形の要素とそれを継承する際に必要な無形の要素を1つの遺産として捉えること」に配慮した景観の調査、評価方法をLHの調査方法、LHの評価方法と呼ぶこととした。

1-3では、既往の集落景観の調査、評価、保全方法を把握し、本研究で実践した方法とその独自性について述べる。本研究は宮本による景観の調査、評価方法や文化財保護法における文化的景観制度を参考にLHの調査方法を検討したため、本稿では、宮本による景観の調査、評価方法や文化財保護法における文化的景観制度について記述した後、本研究で実施した景観の調査方法を示し、その独自性を明らかにした。

表 1.0.1　分析した LH の論文一覧

文献番号	発行年	著者、書籍・論文タイトル	掲載雑誌、講演会、出版社名	備考
1	1950	Robertson W. *We Use Our Living Heritage　1950*	*Childhood Education*	
2	1962	Brower D/ *Wilderness: Amerika's Living Heritage 1962*	*Sierra Club Books*	
3	1980	Abu Lughod, Jaet L. *Toward an architecture in the spirit of islam. Proceedings of the seminar held in aiglemont*	*The Aga Khan Award for Architecture* シリーズ	
4	1984	Isaacs J., Morrison R. *Austraria's Living Heritage　1984*	*Australia in Print*	
5	1998	De Silva,A,Walker *Saving Sri Lanka's living heritage*	*biologist*	
6	1998	Chevallier *Cows, sheep and hens, or a few contemporary use or living heritage*	*Revue de Geographie Alpine vol.86-4*	
7	2000	Mike Corbishley *LVING HERITAGE*	*History today no.50-8*	
8	2000	Mike Corbishley *Living Heritage ; Vernacular Environment in Chaina*	*Academic Research Library*	
9	2000	Tina Pamintuan *A Living Heritage :The Alutiiq Story*	*Humanities, Septenber/October 2000,Volume 22/Number 3*	
10	2002	Heritage Lottery Fund *sustaining Our Living Heritage-Skills and training for theritage sector-2002*	*Heritage Lottery Fund*	
11	2005	Miura Keiko *Conservation of a living heritage site: a contradiction in terms? A case study of Angkor World*	*Conservation and management of archaeological sites*	
12	2005	Richard Engelhard, Yushi Utaka	*The Getty Conservation Institute*	
13	2006	Fairman.R. *A LIVING HERITAGE　2006*	*Opera vol.57-10*	
14	2007	UNESCOの写真展	UNESCOのウェブサイト	
15	2008	リチャード・エンゲルハルト、昭和女子大学、三浦恵子『リビング・ヘリテージの国際協力』	コンソーシアム研究会講演録	
16	2008	ムニール･ブシュナキ「講義1：UNESCOの無形文化遺産の保護に関する条約：実施に関する課題について」	ICCROM講演録	
17	2009	Tina Pamintuan *A Living Heritage :The Alutiiq Story*	*Humanities, Septenber/October 2000,Volume 22/Number 3*	

1.1　学術的なLH概念の変遷と本研究におけるLHの定義

(1) 学術的なリビングヘリテージ概念の変遷

ア)Robertson W. の論文におけるLH

LHが学術的に初出するのは、管見の限りでは1950年、Robertson W. の論文(Robertson W., 1950, pp.54-55)のタイトルと本文においてである。LHの定義は示されていないが、LHに関する文章を抜粋(筆者訳)し、LHの意味を考察することでRobertson W. の論文におけるLHの意味を明らかにする。以下、引用における下線と番号は全て筆者による。

【原文(抜粋)】

How can our living heritage be used to improve general human welfare？Throughout the history of American education, schools have been charged with the task of citizens with an understanding and an appreciation of cultural heritage. Children must be helped to understand and appreciate our democratic way of life as the basis for sound citizenship in a highly interdependent and explosive world.When we view the shocking conditions which exist in a world which boasts the greatest civilization of all time, it becomes abundantly clear that sitizens must be developed who also know how to use living heritage for the improvement of human living both at home and in other lands.This way of thinking stemmed from the belief that our cultural heritage consisted of a body of knowledge to be handed on without question from one generation to another.Programs and practice in shools must be reevaluted to determine how our living heritage is being used to imappraised and reprove general human welfare.

【日本語訳】

LHは①人類共通の幸福に活用するためにどのように使用されることができるか？(中略)アメリカ教育の歴史は、ずっと国民の文化遺産への正しい理解を得るという責務を課せられてきた。(中略)②一触即発な世界の中、(中略)③民主主義が世界の基礎として理解されることを促進しなければならない。(中略)世界に存在する、④偉大な文明を誇る⑤文化遺産の衝撃的な状況を見た時、自国も他国も人間生活の進歩のために市民が成長し、LHを使用する方法を知らなければならない。(中略)⑥文化遺産は世代間を通じて受け渡される知識の集まりから構成される。(中略)⑦学校におけるプログラムと訓練は、人類共通の幸福のために、どのように⑧リビングヘリテージを活用するかを決定するために再評価されなければならない。

②「一触即発な世界」は、第二次世界大戦直後の世界を示している。その後に、③「民主主義が世界の基礎として理解されることを促進しなければならない」とあることから、①「人類共通の幸福」は世界平和を意味していると考えられる。また、④「偉大な文明を誇る文化遺産の衝撃的な状況」は、戦争により破損した文化遺産や持ち去られた文化遺産の様子を表現している。なお、⑤「文化遺産」は、文脈からUNESCOと同様の意味、すなわち歴史的記念物と考古遺跡を指していると考えられる。⑥「文化遺産は世代間を通じて受け渡される知識の集まりから構成される」は、文化遺産は過去のものではなく、現在の知識につながっていることを意味している。そして、⑦「学校におけるプログラムと訓練」、⑧「リビングヘリテージを活用」により、文化遺産を子供の教育に使用することが主張されている。

以上のこと、およびこの論文が、児童教育の雑誌に掲載されていることから判断すると、現存している歴史的記念物や考古遺跡をLHととらえ、LHを歴史教育に活用することが主張されていると考える。

イ)Brower D. の書籍におけるLH

Robertson W. の論文の次にLHが確認できるのは、1962年のBrower D.[1)]の書籍（Brower D., 1962）においてである。Brower D. の書籍は、タイトルにLHがあるものの、本文の中にはLHの記述が見られなかった。よって、書籍の内容からLHの意味を明らかにする必要がある。序章には本書の概要が示されている。LHの定義は示されていないが、序章の一部を抜粋（筆者訳）し、LHの意味を考察することでBrower D. の書籍におけるLHの意味を明らかにする。

【原文（抜粋）】

Wilderness was the frontier and Progress celebrated its retreat. The few areas of unbroken forest, for example, could indeed add to the timber economy, and most of them are being extinguished to do just that.They are but a vestige, however, of our inheritance; the rest has already been converted into the capital necessary for a nation to grow.Today we realize the hazard of using up the last of any resource and are learning to protect the remnants, especially of wilderness.Facing today's kind of frontier, we see a challenge that will engage the best research, education, human creativity, and drive we can produce.The new challenge is to retrace steps through mistreated land, learn to heal, to rebuild, to reinvigorate it - and pay whatever extra this new attitude costs us.We must increasingly substitute resourcefulness for resource in order not to overdraw an account our children would have to cover for us.

【日本語訳】

①米国開拓時代の②開拓地と未開拓地との境界地域で、③人類の進歩によって未開の地（Wilderness）が後退することが賞賛された。（中略）経済活動の中で材木として森林が消滅し、④壊されていないわずかな森林はもはや遺物にすぎないが、それは私たちの遺産である。（中略）今日、私たちは、どんな資源も終わりがあり、使いきってしまう危険あることが分かったため、特に残りの⑤未開の地を保護することを学んでいる。（中略）その⑥新しい挑戦は、土地が酷使された段階から戻るため、それを⑦治療、再建、蘇生する方法を学び、その⑧新しい態度によって…（中略）…⑨子供たちが私たちのためにツケを払うことがないように、私たちは資源のやりくりをしなければならない。

まず、⑤「残りの未開の地を保護することを学んでいる」とある。それは、⑥「新

しい挑戦」、⑦「治療、再建、蘇生する方法」、⑧「新しい態度」とあることから、自然保護の考えにもとづいて書かれた書籍と推測される。Brower D. の書籍でLHの意味を表しているのは、③「壊わされていないわずかな森林はもはや遺物にすぎないが、それは私たちの遺産」の文と考えられる。①「米国開拓時代」は、その後に、②「開拓地と未開拓地との境界地域」、③「人類の進歩」とあることから、アメリカが領土を拡大していった1789～1865年の頃を指していると推測される。すなわち、ここでは、開拓時代以降の経済活動において、開拓されずに残された自然を「私たちの遺産」、すなわちLHとしている。その後に、⑨「子供たちが私たちのためにツケを払うことがないように」とあることから、本書では、残された自然、すなわち私たちの遺産を後世に継承していくことが主張されていると考えられる。

以上から、開拓されなかった自然をLHととらえ、LHを後世に継承していくことが主張されていると推測される。

ウ)Abu-Lughod、Janet L.の論文におけるLH

Brower D.の後、LHが学術的に使用されるのは、18年後の1980年、Abu-Lughod、Janet L.の論文（Abu-Lughod、Janet L.，1980）のタイトルにおいてである。Abu-Lughod、Janet L.の論文においてLHの定義は示されていないが、abstract（筆者訳）から、LHの意味を考察することでAbu-Lughod、Janet L.の論文におけるLHの意味を明らかにする。

【原文】

Problems of preserving architectural heritage while providing low-income housing. Undesirable to restore historic city areas at expense of their population or to clear old structures to make room for new unaffordable edifices. Goal of restoration: to preserve dynamics of an area. Revitalization of historic city centres by residents. Viability of islamic spatial and social organization.

【日本語訳】

①歴史的都市の地域を回復するため、もしくは新しい部屋をつくるために入手不可能な建造物の②古い構造を一掃することは望ましくない。（中略）歴史的市街地を居住者によって③再活性化し、④イスラム空間と社会が生存できる組織をつくることが重要である。

まず、①「歴史的都市の地域を回復」、③「再活性化」とあるが、それは、地域が経済的に再び発展することを意味している。また、②「古い構造を一掃する」は、①「歴史的都市」とあることから、歴史的な建造物を取り壊し、新しい建造物を建築することを意味している。本文では、歴史的な建造物を資産と捉え、信用基金により相互協力する組織について述べられている。このことから、④「イスラム空間と社会が生存できる組織をつくる」は、地域が経済的に発展しつつ、価値あるイスラム空間（歴史的な建築物群）を保護できるように、基金を持った組織をつくることが主張されていると推測される。この論文では、歴史的都市の住民が経済的に発展しながら、歴史的都市を保護することをLHとし、LHを保護できるように、基金を持った組織をつくることが主張されている。

エ)Isaacs J.、Morrison R.の論文におけるLH

次にLHが使用されたのは、Abu-Lughod、Janet L.の論文の4年後の1984年、Isaacs J.、Morrison R.の書籍（Isaacs J.、Morrison R.， 1984）のタイトルにおいてである。Isaacs J.、Morrison R.の書籍においてLHの定義は示されていないが、以下趣旨を説明している冒頭部分の文章の一部（筆者訳）から、LHの意味を考察することでIsaacs J.、Morrison R.の書籍におけるLHの意味を明らかにする。

【原文（抜粋）】

AUSTRALIA’S LIVING HERITAGE is the first book to bring together the different faces of Aboriginal art, from painting, sculpture, ceremony and dance, to the making of body ornaments, caved utensils and spun or woven articles for every use.These arts form a living tradition that has been passed down through the generations from the earliest time. For Aboriginal people, the arts are a proud heritage that expresses the Dreaming.In a broader sense, however, Aboriginal arts are a heritage that can be shared and appreciated by all Australians, for these works of art tell of land that we all share, and their beauty speaks a universal language.

【日本語訳】

『オーストラリアのリビングヘリテージ』は、①絵、彫刻、式典、ダンスから日常で使われている体の飾り、穴を掘る道具、編み物やかごまでアボリジニー芸術の様々な様相を集めた最初の本である。（中略）これらの芸術ははるか昔から世代を通じて伝承された②生きた伝統を形成している。（中略）アボリジニーの人々にとって、芸術は理想を表現する誇らしい遺産である。そして、③アボリジニーの美術品は我々全員が共有する大陸について共有言語で説明しているので、すべてのオーストラリア人によって共有、評価される遺産でもある。

まず、②「芸術は…生きた伝統」、③「アボリジニーの美術品は…すべてのオーストラリア人によって共有、評価される遺産」とある。このことから、ここでは、アボリジニーの美術品、すなわち生きた伝統をLHとしている。また、ここで列挙されているものを見ると、①「絵（芸術）、彫刻（芸術）、式典（儀礼）、ダンス（舞踊）、体の飾り（習慣）、穴を掘る道具（習慣）、編み物やかご（工芸）」とあり、1984-1989年のUNESCOの第二次中期計画で定義された無形の文化遺産が含まれ

ている。すなわち、この書籍では、無形の文化遺産や美術工芸品をLHとしていると考えられる。

オ)De Silva、A. Walkerの論文におけるLH

1998年、De Silva、A. Walkerの論文(De Silva、A. Walker, 1998)でLHが使用されている。De Silva、A.Walkerの論文においてLHの定義は示されていないが、論文のabstractの全文(筆者訳)から、LHの意味を考察することでDe Silva、A.Walkerの論文におけるLHの意味を明らかにする。

【原文】

Clearing for agriculture, irrigation and power projects are destroying habitats and threatening Sri Lanka's reptile and amphibian populations. Conservation areas are being established, but these are not sufficient to combat the decline. Captive breeding programmes can sometimes do more harm than good, but in the case of the Mugger crocodile this has proved all too successful.

【日本語訳】

農業のための開拓、灌漑の計画は、スリランカの①爬虫類の生息地を破壊し、②動物と両生類の個体群を脅かしている。保護地域は確立されているが、それは、それ(筆者注:動物と両生類)の減少に対抗するには充分ではない。専用の繁殖プログラムは、まれに効力以上の被害を与えることが分かっているが、クマワニの場合、成功することが証明された。

このように、①「爬虫類の生息地」、②「動物と両生類の個体群を脅かしている」と生態学の専門用語が並ぶことから、De Silva、A.Walkerも、Brower D.同様、生態学のアプローチにより、LHを使用していると推測される。しかし、Brower D.は自然をLHとしたが、De Silva、A.Walkerは、スリランカの爬虫類の生息地における生態系をLHとしている点が異なっている。

カ)Chevallierの論文におけるLH

また、1998年にはChevallierの論文でもLHが使用されている（Chevallier, 1998, pp.61-70）。Chevallierの論文においてLHの定義は示されていないが、論文のabstractの全文（筆者訳）から、LHの意味を考察することでChevallierの論文におけるLHの意味を明らかにする。

【原文】

The revival of a breed such as the Villard-de-Lans in the Vercors massif, the invention of a tradition such as the 'fin gras' (special type of beef) in the Mezenc area, the celebration of an ancestral tradition such as transhumance in the Diois or the rediscovery of a breed of hens in a town such as Rennes in Brittany are analysed as examples of ways of redefining rural areas through practices based on animals and animal products. These examples illustrate not only new uses of rural resources in the heritage creation process but also the profound changes which are today affecting relationships between town and country, as evidenced by the revival of the 'Coucou' hen breed in the Rennes area.

【日本語訳】

例えば、家畜と家畜品に基づいた実践から農村地域を再定義する方法として、メザンク地域の①「フィングラス（特別な牛肉）」などの伝統的な発明、ダイオイの②家畜の季節移動などの伝統的な儀式、ブルターニュのレンヌ地域の③雌鳥の復活が分析されている。これらの例は、④遺産を創造するプロセスとして、田舎の新しい方法を例示するだけでなく、レンヌ地域のコウコウという雌鳥の復活で証明されるように、今日の国と地方との関係にも影響する。

Chevallierの論文では、④「遺産を創造するプロセス」として、①「フィングラス（特別な牛肉）」、③「雌鳥の復活」と家畜の個体群の保護、再生、開発について論じられている。また、「家畜の季節移動などの伝統的な儀式」も例示されていることから、畜産における伝統的な作業内容も遺産とされていると考えられる。つまりここでは、伝統的な家畜や畜産作業をLHとし、遺産を創造するプロセスとして、家畜の個体群の保護、再生、開発が論じられている。

キ)Mike Corbishleyの論文におけるLH

2000年以降、LHの使用頻度は高くなる。2000年のMike Corbishleyの論文（Mike Corbishley, 2000, pp.36-37）では、表題にLHが使用されている。Mike Corbishleyの論文においてLHの定義は示されていないが、LHに関する文章を抜粋（筆者訳）し、LHの意味を考察することでMike Corbishleyの論文におけるLHの意味を明らかにする。

【原文（抜粋）】

ENCOURAGING CHILDREN to think about history is surely one of the most important aspects of their education, whether it is done in the formal environment of the classroom or informally by enjoying visits to heritage sites or museums.Firstly, we are building special facilities to help families with children to understand our sites better.Secondly, we are building a number of ‘discovery centres’ at major sites where school and families are able to access information about the site and its historical context.Thirdly, we are providing a range of published resources, in book, video and CD-Rom format, to interest children in history, archaeology and the historic environment.Museums, heritage sites and historians and archaeologists themselves must build on this and aim to turn the next generetion of citizens into young historians.

【日本語訳】

遺産や博物館への訪問を楽しみながら歴史について考えるEncouraging Children（筆者注：施設名）は、①公式な授業か非公式の授業かに関係なく、子供の教育において最も重要な場面の1つである。（中略）第一に、②子供のいる家族が遺跡をより理解するのを助けるために③特別な施設を建設する。（中略）第二に、学校と家族が主要な遺跡とその歴史的背景の情報にアクセスできる④「発見センター」を建設する。第三に、歴史に興味がある子供達に対して、⑤歴史、考古学の本、ビデオ、CD-Romなど、さまざまな形式で発行された資源を提供する。（中略）博物館、遺産、歴史家、考古学者はこれらを創造し、新しい世代の市民を若い歴史家に変えることを目指さなければならない。

このように、Mike CorbishleyはRobertson W.と同様に、遺跡を教育に使用するよう主張している。しかし、Mike Corbishleyの場合は、①「公式な授業か非公式の授業かに関係なく」と学校教育に限定しておらず、②「子供のいる家族」

と子供と一緒に大人も歴史教育の対象としている。また、Mike Corbishleyは、③「特別な施設を建設」、④「『発見センター』を建設」、⑤「歴史、考古学の本、ビデオ、CD-Romなど、さまざまな形式で発行された資源を提供」と、施設の建設など遺跡を教育に活用する具体的な手法も提示している。さらに、Robertson W.が現存している歴史的記念物や考古遺跡をLHとしていたのに対し、Mike Corbishleyは、歴史的記念物や考古遺跡を教育のために活用すること自体をLHとしている点が異なる。

Mike Corbishleyは同年にエッセイも発表している（Mike Corbishley, 2000, p40）。そのエッセイでは、飾り棚のライン、バルコニーに彫られたモチーフなどの無機質な要素から文化的価値や理想を取り出そうする試みがされている。

ク)Tina Pamintuanの論文におけるLH

さらに、2000年には、Tina Pamintuanの論文（Tina Pamintuan, 2000）のタイトルでLHが使用されている。Tina Pamintuanの論文においてLHの定義は示されていないが、LHに関する文章を抜粋（筆者訳）し、LHの意味を考察することでTina Pamintuanの論文におけるLHの意味を明らかにする。

【原文（抜粋）】

The multilayered heritage of the Alutiiq blends Russian, American, and Scandinavian blood and traditions into native culture.Today, collaborative participation in the anthropological study of Alutiiq heritage is emphasized. Now we can show the rest of the island that we have something to be proud of. We have a heritage, something that was ours and still is ours.

【日本語訳】

アレウト族の①重層的な遺産は、②ロシア、アメリカ、スカンジナビアの血と③伝統的を混合し、土着文化を作り上げた。（中略）今日、アレウト族の④遺産に関する文化人類学的研究への参加が求められている。（中略）今、私たち（筆者注：アレウト族）は、島に⑤誇りに思うモノが残っていることを示すことができます。（中略）私たち（筆者注:アレウト族）には、まだ⑥コトという遺産があります。（中略）⑦文化は人々とともにあるモノです。

まず、Tina Pamintuanの論文では、コディアク（アラスカ）で開催されるNEH基金による展覧会の告知とアレウト族の歴史に関する説明がされている。Tina Pamintuanの論文には展覧会の告知があるもののアレウト族の歴史について説明されていることから、本論文ではLHの分析対象とした。まず、②「ロシア、アメリカ、スカンジナビアの血」とあるが、それは、アレウト族がアメリカの先住民であり、ロシアの植民地であった歴史を有するからと推測される。ここでは「ロシア、アメリカ、スカンジナビアの流れ」と③「伝統的な土着文化」によって形成されたアレウト族の遺産を①「重層的な遺産」と表現したと考えられる。⑤「誇りに思うモノが残っている」とあるが、その誇りに思うモノとは、④「遺産に関する文化人類学的研究」や⑥「コトという遺産」、⑦「文化は人々とともにあるモノ」の表現から土着の無形の文化を指していると考えられる。すなわち、Tina Pamintuanは、アレウト族の土着の文化をLHとしていると推測される。

ケ)Heritage Lottery Fundの報告書におけるLH

2002年には、Heritage Lottery Fundの報告書、Sustaining Our Living Heritage -Skills ans Training for Heritage Sector-(Heritage Lottery Fund, 2002)において、表題と本文でLHが使用されている。Heritage Lottery Fundの報告書においてLHの定義は示されていないが、LHに関する文章を抜粋(筆者訳)し、LHの意味を考察することでHeritage Lottery Fundの報告書におけるLHの意味を明らかにする。

【原文(抜粋)】

HERITAGE LOTTERY FUND in 1998, a MORI survey for the Heritage Lottery Fund revealed a deep-rooted concern among employers about the apparent shortage of people with the specialist skills needed by the heritage sector. A sustainable future for our landscapes, habitats, buildings and artefacts depends upon the availability of people with a wide range of specialist craft and conservation skills - skills that arethemselves part of our heritage.Many of our traditional skills are in danger of dying out.During the course of this study many comments have been made by employers, training providers and umbrella organisations about the challenges they face in sustaining our living heritage.

【日本語訳】

1998年の調査では、①遺産分野において必要な特殊技術を持った人々が不足していることに対しての不安が証明された。(中略)私たちの②風景、居住地、建造物や人工遺物は、様々な領域の技術に依存している。(中略)それらの伝統的な技術の多くは、失われる危険を有している。(中略)我々の③リビングヘリテージの持続の難局に直面している④雇用者、訓練提供者、包括的な組織により、多くの意見が発せられている。

まず、①「遺産分野において必要な特殊技術」の遺産分野は、②「風景、居住地、建造物や人工遺物」を指している。「必要な特殊技術」は、建築物や人工遺物を維持・管理する技術であると推測される。また、④「雇用者、訓練提供者、包括的な組織」やタイトルの″training″から、LHを持続的に保護するためには、技術だけでなく、それを訓練する者や組織も必要であることも述べられている。以上から、③「リビングヘリテージの持続の難局」は、建築物や人工遺物を維持・管理するための技術

とそれを訓練する者や組織の持続の難局であると考えられる。すなわち、ここでは、歴史・文化・産業遺産をLHとし、LHを持続的に保護するためには、伝統技術を訓練する者や組織が必要であることが述べられている。

コ）三浦恵子の論文におけるLH

2005年、三浦恵子がカンボジアの世界遺産アンコールの保護に関する論文（Miura　Keiko, 2005）においてLHを使用している。三浦恵子の論文においてLHの定義は示されていないが、論文のabstractの全文（筆者訳）から、LHの意味を考察することで三浦恵子の論文におけるLHの意味を明らかにする。

【原文】

This article considers the notion of living heritage in the light of a case study of Angkor World Heritage Site. It demonstrates the gulf between the old conservation approach of freezing an idealized past for the interest of outsiders, and the need for a new approach that incorporates the idea of making the site living. The key stakeholders of Angkor, the local inhabitants, are excluded from their social space, heritage and policy-making. The concept of conservation has been challenged by this community, which is also encouraged to develop the site and maintain it as a living space. The article explores a new conservation ethic and management approach that is more dynamic, people-centred and future-oriented.

【日本語訳】

この記事は①世界遺産アンコールの事例から②リビングヘリテージの概念を考えています。それは、③部外者の興味のために理想的な過去を凍結するという古い保存のアプローチと④遺跡で生活するという考えの間の大きな隔たりから、新しいアプローチの必要性を明らかにします。アンコールの主要投資者（地元住民）は、⑤彼らの社会的な空間、遺跡、および政策立案から除外されています。その保護の概念は、⑥遺跡を開発して、住居空間としてそれを維持することを奨励しているコミュニティによって疑問に付されています。この論文は、よりダイナミックで、人間重視、より未来志向の新しい保護倫理と管理アプローチについて調査します。

まず、ここでは、古いアプローチと新しいアプローチについて述べられている。前者は、③「部外者の興味のために理想的な過去を凍結する」、地元住民を、⑤「社会的な空間、遺跡、および政策立案から除外」するアプローチである。なお、③の「部外者」は、訪問者、すなわち観光客や専門家等を指すと考えらえる。つまり、「文化観光憲章1976」前後の観光開発を古いアプローチとしていると推測される。後者は、④「遺跡で生活する」、⑥「遺跡を開発して、住居空間としてそれを維持」

するアプローチである。これは、①「世界遺産アンコール」を研究事例としていることから、遺跡の中で人が居住し、住居空間として維持・管理することで、遺跡を保護するアプローチであると考えられる。すなわち、その論文では、遺跡の中で人が居住し、遺産を保護することをLHとし、部外者の興味のために理想的な過去を凍結するという古い保存のアプローチと遺跡で生活するという考えとの隔たりから、新しいアプローチの必要性を論じている。

サ)UNITARにおけるLH

また、2005年、UNITAR（United Nations Institude for Training and Research）の『The Getty Conservation Institute』の概報（UNITAR, 2005）においてLHが使用されている。『The Getty Conservation Institute』の概報において以下のようにLHの定義が示されている。

【原文（抜粋）】

The legislation provides for the protection of physical heritage (buildings, fine art, calligraphy etc.), living heritage (people with special skills) and intangible heritage (traditions, plays, music etc.).

【日本語訳】

日本の法律では、有形遺産（建築物、美術工芸、書物）、リビングヘリテージ（特殊技能を持つ人々）と無形遺産（伝統、音楽劇など）の保護が可能です。

ここでは、リビングヘリテージは特殊技能を持つ人々とされている。

シ)Fairman R. の論文におけるLH

2006年では、Fairman R. の論文（Fairman R., 2006, p1181）の表題でLHが使用されている。Fairman R. の論文においてLHの定義は示されていないが、LHに関する文章を抜粋（筆者訳）し、LHの意味を考察することでFairman R. の論文におけるLHの意味を明らかにする。

【原文（抜粋）】

Now the label is getting into its stride with three more releases scheduled for this month: a 1957 Tosca, with Mlanov and Corelli, conducted by Alexander Gibson; a 1958 Elektra, conducted by Kempe and Gerda Lammers in the title role (could she really have been as exciting as the legend claims?); and, from the same year, the Giulini-Visconti Don Carlos, featuring Vickers, Gobbi and Christoff among the cast and one of the most important productions in the Royal Opera annals. The aim is equally to preserve what there is for future generations, for example where audio tapes are deteriorating, and to make the best of what we have available to the public now.

【日本語訳】

今、そのラベル（注：『Royal Opera House Sereis』）はますます進展し、今月は、1957年、MlanovとCorelliが出演した①『Tosca』、1958年のKempeとGerda Lammers主役の②『Elektra』、VickersとGobbiとChristoffが出演した③『Giulini-Visconti Don Carlos』の3本のリリースが計画されています。(中略）それ（注：『Royal Opera House Sereis』）は、後世のために、例えば悪化している④オーディオ・テープの代わりに今私たちが持っている利用可能なもので最も良いものを作り、保存することを目的としている。

まず、①『Tosca』、②『Elektra』、③『Giulini-Visconti Don Carlos』はいずれもオペラの演目である。また、本文に④「オーディオ・テープの代わりに今私たちが持っている利用可能なもので最も良いものを作り、保存すること」とあることから、Fairman R. の論文は、オペラの記録保存について論じていると推測される。記録されるオペラ公演については、1957年、1958年と約50年前の公演が挙げられていることから、オペラの公演の中でも過去の公演の記録保存が重要であるとされている。以上から、Fairman R. の論文では、オペラの公演をLHとし、LHを記録保存することの必要性が論じられている。

ス)UNESCOの写真展におけるLH

2007年、UNESCOが*Living Heritage: Exploring the Intangible*(UNESCO, 2006)と題して写真展を開催している。UNESCOの写真展においてLHの定義は示されていないが、説明文の全文(筆者訳)から、LHの意味を考察することでUNESCOの写真展におけるLHの意味を明らかにする。

【原文】

Photo exhibition displayed on the fence surrounding UNESCO Headquarters and presenting more than 100 photos on traditional music, dance and theatre, social practices, rituals and festivals and traditional knowledge and skills, and oral traditions that communities and groups around the world receive from their ancestors and pass on to their descendants. The selection includes the 90 Masterpieces of Oral and Intangible Heritage of Humanity proclaimed by UNESCO between 2001 and 2005 as well as other recent initiatives supported by UNESCO for safeguarding intangible cultural heritage.

【日本語訳】

写真展は、ユネスコ本部周辺の塀に展示され、世界中のコミュニティや団体が彼らの先祖から子孫へ受け継いできた①伝統的な音楽、ダンス、劇場、習慣的な習慣、儀式や祭り、伝統的な知識や技能、伝承の100枚の写真を展示した。写真の選定は、ユネスコによる②無形文化遺産と同様の、2001～2005年の間のユネスコの③人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言の90傑作を含んでいる。

まず、LHと題して、①「伝統的な音楽、ダンス、劇場、習慣的な習慣、儀式や祭り、伝統的な知識や技能、伝承」の写真が展示されており、②「無形文化遺産と同様」、③「人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言」とある。すなわち、無形文化遺産と同様な意味でLHが使用されている。

セ）リチャード・エンゲルハルトによるLHの定義

2008年1月11日、コンソーシアム研究会『リビング・ヘリテージの国際協力』において、リチャード・エンゲルハルトがLHを「死んでいない文化遺産であって、引き続きコミュニティーに対して意味合いをもたらし続ける文化遺産」(リャード・エンゲルハルト，2008，pp.4-9）と定義している。

リチャード・エンゲルハルト（2008）によると、LHの議論の出発点になるのが、UNESCOの元事務局長、フレデリック・マイヨール の発言とされる。それは、「世界の文化遺産というのはあまりに資産としての価値が高すぎ、単に専門家だけに任せておく、保護させるというのが現状です。しかし、文化遺産は専門家が関わる範囲だけでは捉えきれない。ですので、社会全体を動員することによって、共通の遺産、人類共通の遺産も守らなくてはならない」 である。この発言の背景に、近年、遺産の保護対象が、教会や宮殿などの聖職者や政治家の記念物から、市街地や棚田などの一般の人々の生活からつくられる建造物へシフトしていることが挙げられる。市街地や棚田など、現在も使用されている遺産を保護するためには、建造物保護の専門家だけでなく、そこで居住する住民なども協力してもらわなければ保護することはできない。専門家による保護から社会全体による保護へという考えは、上述のような意味で使用されたと推測される。

また、リチャード・エンゲルハルトは、LHの保護の課題として、「有形遺産というものは、そもそも無形の文化的な慣習をもとにそこから派生してくるものだと考えています。ですから、この有形のものと無形の慣習を分断してしまうと、もはやリビング・ヘリテージの無形遺産を、あるいはその所産である有形遺産を守っていくことはできません」と述べている。

ここから、リチャード・エンゲルハルトによるLHの定義は、(a) 建造物等の有形の要素とそれを継承するために必要な無形のシステムを1つのセットとして捉えること、(b) 市街地や棚田など、現在、人が居住している地域の保全を専門家や地域コミュニティなど社会全体で保護していくこと、を意味していると考えられる。

ソ）ムニール・ブシュナキによるLHの定義

また、2008年1月21日、ICCROM所長（当時）のムニール・ブシュナキ[注1)]によって、「UNESCOの無形文化遺産の保護に関する条約：実施に関する課題について」と題して平成19年度無形文化遺産保護のための集団研修の講義が行われている（ムニール・ブシュナキ， 2008)。その概報におけるLHに関する文章を以下に示す。

①リビングヘリテージの定義に有形と無形の両面を取り入れて、コミュニティの文化の結びつきと継続性を決定的な特性として認めています。興味深いことに、②無形遺産条約を推進する人々は今、条約の対象である遺産を特定するのに「リビングヘリテージ」という言葉を使い始めています。これは遺産をダイナミックなコンセプトとして理解し、過去の③「有形」遺跡とその現代における表現の両方を認識することを求めています。

まず、①「リビングヘリテージの定義に有形と無形の両面を取り入れて、コミュニティの文化の結びつきと継続性を決定的な特性」、③「『有形』遺跡とその現代における表現の両方」とある。つまり、文化遺産には有形と無形の両方の側面があることと文化遺産を保護しているコミュニティが存在することを認め、それらをLHの定義に含んでいると考えられる。

また、②「無形遺産条約を推進する人々は今、条約の対象である遺産を特定するのに「リビングヘリテージ」という言葉を使い始めています」とあるとおり、無形文化遺産の保護の分野におけるLHは他の分野に比べ多く見られた。2000年、Mike Corbishleyのエッセイでは、飾り棚のライン、バルコニーに彫られたモチーフなどの無機質な要素から文化的価値や理想を取り出そうと試みられている 。

(2) 考察

LHは、歴史的記念物や考古遺跡の保護、自然の保護、歴史的都市の保護、無形文化の保護、の4つの分野で使用されている。また、LHが使用される時期や意味は時代によって異なっている。

歴史的記念物や考古遺跡の保護の分野においては、1950年にRobertson W.、2000年にMike Corbishley、2005年に三浦恵子がLHを使用している。LHが初めて用いられた1950年のRobertson W.の論文では、歴史的記念物や考古遺跡をLHとしている。歴史的記念物や考古遺跡がLHとされた背景として、当時の遺産保護に関する国際的な取り組みが考えられる。

1904年、第6回国際建築家会議における「マドリッド宣言」で古記念物の保存及び修復に関する原則が国際的に認められ(ICOMOS, 1904)、1931年のアテネ憲章では、マドリッド宣言の修復の考え方と保護方法が修正されている(ICOMOS, 1931)。また、1945年のUNESCO準備委員会で提出した報告書「Report on the Programme of the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization」では、戦争により破損した作品の修復および持ち去られた作品の原所有者への返還という戦後処置と遺跡のアクセスが文化遺産保存事業で盛り込まれている(UNESCO, 1946, pp.82-85)。このような遺産保護に関する国際的な議論と戦後処置から、1950年代は歴史的記念物や考古遺跡の保護が求められた時代であったと推測される。

Robertson W.は､学校の歴史教育に歴史的記念物や考古遺跡を活用することで、歴史的記念物や考古遺跡を保護することを主張したが、その後、歴史的記念物や考古遺跡の保護と教育への活用が観光に求められていく。1968年、UNESCOの15回総会で、観光は、UNESCO憲章に規定されている目的のうち、各国民の相互理解、文化と大衆教育の普及、国の開発・発展、文化遺産の保存に貢献するものとされた(UNESCO, 1968)。1999年の国際文化憲章では、現代における文化遺産の役割を増大する方法として観光が捉えられ、ホストコミュニティや生きている文化の保護について明文化された(ICOMOS, 1999)。このような国際的な遺産保護の動向から、三浦恵子は遺跡の中で人が居住し、遺産を保護することをLHと表現したと考えられる。三浦のLHに類似した活動として関雄二の研究活動が挙げられる。関はクントゥル・ワシ村の遺跡の保存と博物館活動を通じて、住民が持続的に遺跡を維持管理する試みを行っている。関はその活動のメリットとして雇用の促進と盗掘や破壊から遺跡を守れることを挙げているが、土地に根ざした地域住民の歴史観に配慮せず開発側の論理に染まったプログラムを達成するのみでは、住民が参加するこ

とは難しいとしている（関　雄二　,2004）。

自然保護の分野でLHが使用されているのは、1962年のBrower　D.の書籍、1998年のDe　Silva、A.　Walkerの論文とChevallierの論文である。Brower D.の書籍が発行された1960年代は、自然保護への関心が高まった時代である。まず、1960年代になると、公害に対する関心が高まり、生態学が発達する（畠山・柿澤，　2006，　pp.10-11）。1971年は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地帯に関する条約」（UNESCO，　1971）、1973年に「絶滅のおそれのある野生動物の種の取引に関する条約」（外務省，　1973）がつくられた。また、1972年には、UNESCOの世界遺産条約において自然遺産が定義され、特徴のある自然の地域、動物又は植物の種の生息地又は自生地、学術上、保存上又は景観上価値を有する自然の地域が保護されるようになる（UNESCO，　1972）。このように、Brower　D.の書籍が出版された1960年代は、生態学が発達し、自然保護への関心が高まった時代であると推測される。

歴史的都市の保護の分野では、1980年のAbu-Lughod、Janet　L.の論文でLHが使用されている。歴史的都市の保護でLHが用いられた背景として、1950年代後半から1960年代にかけて、イギリスやフランスで、歴史的建造物を群で保護し、歴史的な都市の景観を保存しようとする動きが現れたことが挙げられる（大橋竜太，　2007，　pp166-243）。特に、1967年にイギリスで成立した「シヴィック・アメニティズ法」は、古建築に人が居住し、建造物群の保護をまちづくりにつなげるという、従来の記念物の保護とは異なる新しい考えだった（UNESCO，　1967）。Abu-Lughod、Janet　L.の論文の主張は、このシヴィック・アメニティズ法の誕生による新しい考えに基づくものと推測される。

1984年のIsaacs　J.、Morrison　R.の書籍以降、特に2000年以降から無形文化の保護の分野でLHが使用されることが多くなる。その背景として、国際的な遺産保護組織において、無形文化遺産の議論が盛んになったことが挙げられる。1975年、UNESCOがアフリカ統一機構と共催した会議で、伝統音楽と舞踊の保存の緊急性が訴えられ、音楽、舞踊その他の芸能の研究、保存、振興の10年計画をUNESCOでつくることが勧告された（UNESCO，　1976）。UNESCOは、一次中期計画（1977～1983年）と第二次中期計画（1984～1989年）を実施し、無形の文化遺産が「芸術、文学、言語、口承伝統、工芸、民話、神話と信仰、習慣、儀礼および遊戯を通じて伝えられた記号と象徴」であるとした。1989年のUNESCO第25回総会において、「伝統的文化及び民間伝承の保護に関する勧告」が採択され、加盟各国に対して、無形の文化遺産に相当する伝統文化および民間伝承についての保護施策を執り行うよう要請された（UNESCO，　1989）。UNESCOは、この勧告が各加盟国

において具体的に実施されるように促すためのプログラムを推進し、1998年に傑作宣言規約が採択された（外務省，1998）。2003年、「無形文化遺産の保護に関する条約」が締結される。それにより、無形文化遺産は、「観衆、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によって個人が自己の文化遺産の一部として認めるもの」と定義された（外務省，2003）。このような1975年から2000年代にかけた無形文化の保護への高まりとともに、LHが使用される頻度が増加している。

また、リチャード・エンゲルハルトはコミュニティに着目した上で有形の文化遺産と無形の文化遺産を総合的に捉える概念としてLHを使用している。リチャード・エンゲルハルトは1993年頃からLHの保存に尽力している（リャード・エンゲルハルト，2008，pp.4-9）が、その背景には、1992年の「世界文化遺産奈良コンファレンス－文化遺産のオーセンティシティの概念をめぐって－」があると推測される。当時の世界遺産条約では、遺産を文化遺産と自然遺産に分け、文化遺産については、意匠、材料、技術、環境、セッティングについてのオーセンティシティを満足させなければならなかったが、法隆寺と姫路城の世界遺産一覧表への記載が承認されたことを機に、オーセンティシティに関する議論が浮かび上がった。オーセンティシティは、石造建築のヨーロッパで育った概念であったため、法隆寺と姫路城などの木造建築にそれを適用できるか問題になった。その議論の結論として採択された「オーセンティシティに関する奈良ドキュメント」（1994）では、「文化の多様性への尊重は、すべての当事者の文化的価値の正当性を認めることを要求」し、オーセンティシティについては、「価値に関する重要な評価要素であり、（中略）文化遺産に関するすべての学術研究、保存と復原の計画において基本的役割を演じる」と同時に、「価値とオーセンティシティの評価の基礎を、固定された評価基準の枠内に置くことは不可能である」とした。さらに、文化の多様性と遺産の多様性の項目では、「すべての文化と社会は、それぞれの遺産を構成する有形または無形の表現の固有の形式と手法に根ざしており、それらは尊重されなければならない」と記述された（文化庁，1994）。これはすなわち、法隆寺と姫路城などの木造建築物のオリジナルな形態や意匠を維持し続けるためには、それを支える宮大工の伝統技術の継承が不可欠であり、それらを1つの文化遺産として捉えるべきとする考えが認められたことを示している。UNESCOにおいて、遺産は有形と無形に分けられて保護されてきたが、それぞれの遺産の保護を進めるにつれて、文化遺産と無形文化遺産の概念が次第に近づくようになった。このような背景により、リチャード・エンゲルハルトは、コミュニティに着目した上で有形の文化遺産と無形の文化遺産を総合的に捉える概念としてLHを使用していると推測される。

(3) まとめ

LHは、現在まで歴史的記念物や考古遺跡の保護、自然の保護、歴史的都市の保護、無形文化の保護の4つの分野で使用され、近年は有形の文化遺産と無形の文化遺産を総合的に捉える概念として使用されている。上述の論文、書籍等の学術的な文書の多くは、LHを明確に定義していなかったため、本稿では、それぞれの文脈からLHの意味を分析した結果、LHは以下、4つの意味を有していることが明らかになった。

Ⅰ　自然や生物、生態系などを保護すること

Brower D.、De Silva、A. Walker、Chevallierの考えがⅠにあたる。いずれも自然保護への関心が高まり始めた1960年以降にLHが使用されている。

Ⅱ　住民が遺産に住んで遺産を保護、管理すること

この考えは、1950年のRobertson W.による「遺産を現代人のために活用すること」をLHとする考えから始まる。このLHの意味は、戦争により破損した歴史的記念物や考古遺跡を国際的に保護しようとしていた時代背景から生まれており、この考えは、1990年のMike Corbisheyの論文でも見られた。近年注目されているLHはRobertson W.の考えを発展させた上記Ⅱの考えであり、Janet L.、Abu-Loghod、三浦恵子の論文がそれにあたる。Janet L.、Abu-Loghodは、1960年代以降、ヨーロッパを中心に発達した地域住民が居住しながら歴史的都市を保護する考えによって、三浦恵子は、遺産の観光開発において新しく生まれた地元コミュニティを尊重する考えに基づいてLHを使用していた。近年の関雄二による遺跡の保存と博物館活動を通じた小規模参加型社会開発の試みもこの考えを応用したものだと言える。

Ⅲ　無形文化遺産を保護すること

Isaacs J.、Morrison R.やUNITAR、UNESCOの講演録等がそれにあたる。いずれも無形文化の保護が進んだ1980年代以降にLHが使用されていた。なお、国際的な遺産保護組織がLHを無形文化遺産と同義で使用した2000年代から、Ⅲの意味でLHが使用されることが多くなっている。

Ⅳ　有形の要素とそれを継承する際に必要な無形の要素を1つの遺産として捉えること

これは、Ⅲの考えを発展させてものであり、ICCROMやコンソーシアム研究会の

講演録にあたる。ICCROMやリチャード・エンゲルハルトの場合、コミュニティの結びつきにも着目していたことから、Ⅱの考えも含まれていると考えられる。

本研究では、LHのうち、「Ⅱ　地元コミュニティが遺産に住んで遺産を保護、管理すること」、「Ⅳ　有形の要素とそれを継承する際に必要な無形の要素を1つの遺産として捉えること」の考えに着目して分析を行う。

1.2　国際的な遺産保護の議論における研究の位置づけ

(1) 歴史的記念物や考古遺跡の保護の歴史

ア）記念物の保護のはじまり

有形の文化遺産の保護に関する最初の国際的な取組みは、1904年の第6回国際建築家会議における「マドリッド宣言」で既に見られる。そこで、古記念物の保存及び修復に関する以下の原則が国際的に認められた。記念物は「死せる記念物（過去の文化に属し、過去のものとしてのみ役立つもの）」と「生ける記念物（living monuments）（当初の用途がそのまま生き続けている記念物）」の2つに分類できる。「生ける記念物」は建築的な用途がその美しさの基盤のひとつとなっているので、用い続けられるための修復が行われるべきである。「死せる記念物」は歴史的技法に価値があり、その記念物が失われればその価値は消えるため、廃墟となるのを防ぐための手段のみが講じられるべきであるとされた。

しかし、次の国際会議である1931年のアテネ憲章では、修復する際は過去のどの時代の様式も除外すべきでなく、建築物の歴史的・芸術的性格を尊重して修理し、使用すべきであるとされ、修復の考え方と「死せる記念物」の保護方法が修正された。

イ）UNESCOの誕生と文化遺産

1946年、「世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献する」ことを目的にUNESCOが組織される。河野の整理（河野靖,1995）によれば、その前後のユネスコにおける文化遺産保護事業は以下の通りである。

1945年、UNESCO設立のための会議で設置されたUNESCO準備委員会で、第1回UNESCO総会に提出された報告書*Report on the Programme of the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization*に文化遺産保存事業が盛り込まれた。しかし、そこでは文化財や文化遺産の用語は用いられず、戦争により破損した作品の修復および持ち去られた作品の原所有者への返還という戦後処置と遺跡のアクセスという2事業が入っているだけだった。1948年の第3回総会において、加盟国のブラジルとエジプト代表から人類の芸術的専門家委員会を設立することの可否を検討すべきことが提案され、人、物、情報の交換を主体とする事業に加えて特定の加盟国の国内事業援助のための国際協力がUNESCO文化活動の主要な柱となる道が開かれた。1950年、UNESCOに文化局6部として人類の文化遺産部が設けられた。これにより、初めてUNESCOで文化遺産という言葉が用いられるようになる。

ウ）文化遺産の観光利用の歴史

山村高淑（2006）の整理によれば、文化遺産の観光利用の歴史は以下の通りである。1968年、UNESCOの15回総会で、文化遺産の現代社会における役割を増大する方法として、文化遺産の保全と開発が観光に求められた。そして、観光は、UNESCO憲章に規定されている目的のうち、①各国民の相互理解、②文化と大衆教育の普及、③国の開発・発展、④文化遺産の保存に貢献するものとされた。ここから、上述Robertson W.が提唱するLHの考えが、文化遺産の観光利用を通して、UNESCOでも提唱されるようになったと考えられる。1970年代になり、観光開発の効果に疑問が呈されるようになると、観光開発は遺産保存に貢献する面と逆に遺産の環境を破壊する面の両方を考慮することが指摘され、1976年に、ICOMOSから「文化観光憲章1976」が起草される。それにより、UNESCOでの議論でも、観光開発と遺産保存を積極的に結び付けていこうとする姿勢は放棄され、遺産の存在する地域社会の住民が文化遺産の保存と公開に関心を持ち、それに参加することを推進する事業を実施すべきとされた。その後、「文化観光憲章1976」は改訂され、1999年に「国際文化観光憲章：草案」が発表された。その目的は以下の通りである 。

1）遺産を保存、マネジメントする理由は、ホストコミュニティと訪問者がその遺産の重要性に近づけるようにすることにある。

2）遺産とホストコミュニティの生きている文化を尊重し、高める方法で観光を管理・促進する観光産業を推奨する。

3）持続可能な未来を達成する必要性を含めた、遺産、コレクション、生きている文化の重要性や壊れやすい性質について保全側関係者と観光産業の間で対話を促進する。

4）観光計画は、遺産の保全や保存という文脈の下で、遺産や文化活動の詳細で相応の展示、解説に関わる戦略と目標を開発する計画や政策を促す。

5）本憲章は、遺産の管理と保全の一体性を維持するために、観光産業やICOMOS、他の国際機関による取組みをサポートする。

6）憲章は、目標の達成に参加するための関連し、また時に対立する利害、責任義務を有する者の掛かり合いを奨励する。

7）憲章は、特定の組織やコミュニティの要求や事情に応じて、その原則を円滑に遂行するために、関係者によって詳細な指針を作成する事を促す。

国際文化憲章では、現代における文化遺産の役割を増大する方法として観光が捉えられるだけでなく、ホストコミュニティや生きている文化の保護についても明文

化された。このように、文化遺産の観光利用を通して、有形の遺産保護におけるホストコミュニティや生きている文化の重要性が国際的に認識された。

(2) 自然保護の歴史

ア）自然保護のはじまりと国立公園法

畠山武道・柿澤宏明（畠山武道・柿澤宏明, 2006）によると、自然保護が本格化するのは、19世紀後半から20世紀初頭である。その目的は、以下、2つとされる 。1つは、人間生活にとって有用な商品価値のある財や資源の保護、もう1つは、公共公園や散策路のような国民・市民に安寧、休養を与えることを目的するものが主であった。このような目的のもと、森林保護区や生物保護区が設置されていった。

1872年、合衆国の法律によりイエローストーンが「国民の楽しみと利益のための公園または行楽の場」として国立公園に位置づけられ、世界最初の国立公園が誕生した。その後、ロイヤル（オーストラリア, 1872年）、バンフ（カナダ, 1885年）で国立公園が設置された 。1911年にはカナダで世界初の自然公園管理組織であるカナダ自治領公園局が設立された。さらに、1916年には米国国立公園局（USNPS）が設立され、その運営理念には、保護と利用の両方が含まれていた。

イ）生態学の発展

畠山武道･柿澤宏明（畠山武道･柿澤宏明, 2006）によると､直観的･神学的生態学を別にすると、生態学や生態学思想が登場し、次第に体系化されたのは、1930年代以降とされる。初期の自然資源管理においては、人間生活を豊かにするために自然環境を改良し、自然資源から最大限の効用を引き出すことは問題とされていなかった。それまでは、上述のように、保護区や国立公園を設置し、自然に対する人間の干渉を排除すれば、自然は自らの力で元の姿に戻るものと考えられていた。

1960年代になると国際的に公害に対する関心が高まり、1971年に「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地帯に関する条約」 、1973年に「絶滅のおそれのある野生動物の種の取引に関する条約」 がつくられた。また、1972年には、UNESCOの世界遺産条約において自然遺産が定義され 、①特徴のある自然の地域、②動物又は植物の種の生息地又は自生地、③学術上、保存上又は景観上価値を有する自然の地域が保護されるようになる（畠山武道・柿澤宏明, 2006）。

また､生態学の発展に伴って､エコロジー（生態学-ecology）運動が行われた。1973年になると、アルネ・ネスによって、エコロジー運動がシャロー・エコロジー運動とディープ・エコロジー運動に分類された。前者が環境汚染と資源枯渇に対して、先進国の健康と物的豊かさの向上・維持を目標とするもの、後者は、生物学から示唆や手がかりを得て、それらによって鍛えられていくものである。エコロジー運動は、1973年に、イギリスでエコロジー党が創設される等、社会だけでなく、政治にも影響を与えた（アラン・ドレングソン， 井上有一， 2001）。

(3) 歴史的都市の保護の歴史

イギリスやフランスでは、19世紀後半以降、産業革命による急速な開発から歴史的建造物、記念物を保護しようと法整備がされてきた。そして、1950年代後半から1960年代にかけて、単体として歴史的建造物を保護するだけではなく、建築群を保護し、歴史的な都市の景観を保存しようとする動きが現れた。大橋(2007)の整理によると、その当時の歴史的な都市の保存は以下のとおりである。

1962年、フランスでは、「フランスの歴史的・美的遺産の保護に関する法制を補完し、不動産の修復を助けることを目標とする法律」が成立した。一定の区域の中に含まれる歴史的価値の高い建築遺産を、建築群や歴史的街区といった「都市遺産」の観点から保存する制度ができた。さらに1963年には、考古学的価値ではなく、歴史的または芸術的価値を有す、あらゆる時代の建造物が歴史的記念建築物として登録することができるようになった。そこでは、時代を代表した建築家が関与しているか、建築学的に時代の流れを作り出したか、当時の先端技術が用いられたか等が判断軸とされた。

このようなフランスの動向に刺激を受けて、1967年、イギリスでは既出の「シヴィック・アメニティズ法」が成立された。このシヴィック・アメニティズ法は、建築的または歴史的に優れた街並みを保護し、その特性を高めていこうとする地区を「保存地区」に設定する。そして、地方自治体が自ら保存地区を定め、その地区の保護の方針を定め、地方自治体が責任をもって、その地区のアメニティを保存しながらまちづくりを進める。このシヴィック・アメニティズ法では、古建築に人が居住する点、建造物群の保護をまちづくりにつなげる点で従来の記念物の保護とは異なる新しい考えが示された。その後20年間はさほど問題もなく、この制度が有効に機能した 。

また、1968年、イギリスでは、都市計画や開発の側面も含む建築保存のために、法律、税制、行政制度についてどのような改革制度が必要かを判断し、これを勧告することを目的に、1966年に保存政策グループ(Preservation Policy Group)が発足した。そして、都市史、建築史の専門家等12人のメンバーが参加した保存政策グループから、『保存に関する研究』が刊行された。その結論は以下のとおりである。

1) 周辺に自動車道路と駐車場を整備し、保存地区内には車を入れない。
2) 地域保存のためには、人が住み着くことが絶対に必要である
3) 環境を損なわない限り、個々の建造物は新しい機能への積極的な適応をはかるべきである。
4) 半官半民の性格を持った組織を設け、保存修景の企画と実務を担当させ、管理を集中していくことが望ましい。

このように、『保存に関する研究』では、歴史的都市を保存することを目標に住民の居住、歴史的景観の保存のための組織形成の必要性が明文化されている。

(4) 無形文化の保護の歴史

ア）無形文化における保護の取り組み

河野 (1995) によって、UNESCO による無形文化の保護は以下のように整理されている。1950 年から、UNESCO は、アフリカやアメリカ大陸の土着先住民文化の調査を外来文化による歪曲、消滅以前に記録するために実施していた。1955 年から 4 年間、インド、ミャンマー、インドネシア、パキスタンなどの地域社会において、社会変化と伝統文化の存続、変容の研究が行われ、1957 ～ 1958 年度には、人文科学研究事業の事業項目から人類の文化遺産の保存という事業項目に入れられたが、学術研究が主になって保存という視点は次第に弱まっていった。

1975 年、UNESCO がアフリカ統一機構と共催した会議では、伝統音楽と舞踊の保存の緊急性が訴えられ、音楽、舞踊その他の芸能の研究、保存、振興のための 10 年計画をユネスコにつくることが勧告された。UNESCO は、一次中期計画 (1977 ～ 1983 年) で文化遺産には有形と無形の両方があることを指摘しつつも、無形の文化遺産の保存を大きく扱うには時期尚早であり、有形に限定する方が成果を上げやすいなどの運用上の都合もあって、保存事業は有形の遺産に限定された。第二次中期計画 (1984 ～ 1989 年) では、文化活動は、①文化遺産、②文化的アイデンティティと文化間の関係、③創作と創造性、④文化発展と文化政策の 4 項目に整理されたが、新方針として文化遺産は有形と無形の 2 種類に分類され、その保存が一元的に行われることになった。同時に、無形の文化遺産の概念も拡充されて、「音楽と舞踊その他」から、「芸術、文学、言語、口承伝統、工芸、民話、神話と信仰、習慣、儀礼および遊戯を通じて伝えられた記号と象徴」となった。

その後、無形文化の保護については、1989 年の UNESCO 第 25 回総会において、「伝統的文化及び民間伝承の保護に関する勧告」が採択され、加盟各国に対して、いわゆる無形文化遺産に相当する伝統文化および民間伝承についての保護施策を執り行うよう要請された。UNESCO はこの勧告が各加盟国において具体的に実施されるように促すためのプログラムを推進してきた。1997 年の国際会議を受けて、1998 年の第 155 回ユネスコ執行委員会により、傑作宣言規約が採択された。

2003 年、2000 年から日本がリーダーシップをとって議論を進めた「無形文化遺産の保護に関する条約」が締結される。それにより、無形文化遺産は、「観衆、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によって個人が自己の文化遺産の一部として認めるもの」と定義された。

イ）無形文化遺産と有形文化遺産の保護

上述の無形文化遺産の定義に、文化的空間という有形の要素も記述されたことからも、無形の要素のみの保護の難しさも窺うことができるが、一方で文化遺産の保護全般についても、もはや有形の要素のみの保護は困難にないつつあると言えよう。それが特に顕著なのは、1992年の「世界文化遺産奈良コンファレンス－文化遺産のオーセンティシティの概念をめぐって－」である。当時の世界遺産条約では、遺産を文化遺産と自然遺産に分け、文化遺産については、意匠、材料、技術、環境、セッティングについてのオーセンティシティを満足させなければならなかったが、法隆寺と姫路城の世界遺産一覧表への記載が承認されたことを機に、オーセンティシティに関する議論が浮かび上がった。オーセンティシティは、石造建築が中心のヨーロッパで育った概念であったため、法隆寺と姫路城などの木造建築にそれを適用できるか問題になったのである。

その議論の結論として採択された1994年の「オーセンティシティに関する奈良ドキュメント」（文化庁,1994）では、「文化の多様性への尊重は、すべての当事者の文化的価値の正当性を認めることを要求」（文化庁,1994）し、オーセンティシティについては、「価値に関する重要な評価要素であり、（中略）文化遺産に関するすべての学術研究、保存と復原の計画において基本的役割を演じる」（文化庁,1994）と同時に、「価値とオーセンティシティの評価の基礎を、固定された評価基準の枠内に置くことは不可能である」（文化庁,1994）とした。さらに、文化の多様性と遺産の多様性の項目では、「すべての文化と社会は、それぞれの遺産を構成する有形または無形の表現の固有の形式と手法に根ざしており、それらは尊重されなければならない」（文化庁,1994）と記述された。これはすなわち、法隆寺と姫路城などの木造建築物のオリジナルな形態や意匠を維持し続けるためには、それを支える宮大工の伝統技術の継承が不可欠であり、それらを1つの文化遺産として捉えるべきとする考えが認められたことを示している。

このように、UNESCOにおいて、遺産は、有形と無形に分けられながら保護されていくが、それぞれの遺産の保護を進めるにつれて、世界文化遺産と世界無形文化遺産の概念が次第に近づいていった。

ウ）文化的景観と LH

LH と類似する概念として文化的景観が挙げられる。平澤毅 (2009) の整理によると、文化的景観の議論の端緒は、1984 年の第 8 回世界遺産委員会における田園景観 (rural landscape) の評価に関する議論である。その後、活発に議論を重ねた結果、1992 年の第 16 回世界遺産委員会に、文化遺産の価値を測定する際の評価軸として、「生きた伝統 (living tradition)」が新しく追加され、同時に文化遺産のカテゴリーの中に「文化的景観 (cultural landscape)」の概念も追加された。

現在の世界遺産条約履行のための作業指針 (2005 年大改訂) の第 47 節に、文化的景観の定義が示されている。そこでは、「文化的景観は、文化遺産であり、条約第 1 条に定める『自然と人工の結合した所産』に相当するものである。文化的景観は、人間を取り巻く自然環境の制約や恩恵あるいは継続する内外の社会的、経済的及び文化的な影響の下に、時代を超えて築かれた人間の社会と居住の進化を例証するもの」と定義されている。また、2000 年の欧州風景条約 (フローレンス条約)(Council of Europe, 2000) では、「文化的景観 (cultural landscape) とは、その特徴が自然又は人間的要素の作用及び相互作用の結果として、人々に知覚されている地域」(同第 1 条) と定義されている。

世界遺産に文化的景観が追加されたのを受けて、日本でも、2004 年 5 月の文化財保護法の改正によって、文化的景観が文化財の新しいジャンルとして規定されることとなった。そこでは、文化的景観は、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解に欠くことのできないもの」(文化庁 , 2004) と定義された。さらに、この文化的景観のうち、特に価値が高いものは、国の文化財である重要文化的景観に選定される。重要文化的景観は、①水田・畑地などの農耕に関する景観地、②茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地、③用材林・防風林などの森林の利用に関する景観地、④養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地、⑤ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地、⑥鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地、⑦道・広場などの流通・往来に関する景観地、⑧垣根・屋敷林などの居住に関する景観地の 8 つ (文化庁 , 2004) に分類されている。

世界遺産条約履行のための作業指針やフローレンス条約と文化財保護法における文化的景観で「文化的景観」の概念が異なる。世界遺産条約履行のための作業指針やフローレンス条約における文化的景観は、「自然」と「人間」との相互作用に注目しているが、LH は自然だけでなく、歴史的都市や考古遺跡などの人工物も対象としている。

一方、文化財保護法における文化的景観は、自然にこだわらず、有形 (景観) と無形 (生活・生業) との関係性に着目している点が LH と類似している。また、文化財保護法では、生活・生業に着目することで、LH の遺産に住むことで遺産を保護することも含んでいると推測される。

しかし、以下2つの点で文化財保護法の文化的景観とLHは異なると考えられる。1つは、無形の要素を景観の形成に関係している生活、生業に限定している点である。有形の要素とそれを継承するために必要な無形の要素は、景観の形成に関する生活・生業だけではない。LHは、前節の「Ⅳ　有形の要素とそれを継承する際に必要な無形の要素を1つの遺産として捉えること」のように、評価対象を無形の要素に限定していないため、無形、有形に拘わらず保護対象に関する全ての要素を評価することができる。もう1つは、文化的景観の保護対象が、現在も伝統的な生活、生業が営まれている景観地に限定されている点である。LHは、前節の「Ⅱ　地元コミュニティが遺産に住んで遺産を保護、管理すること」の項目で挙げたように、考古遺跡など、伝統的な生活、生業が営まれていない地域も対象とすることができる。以上から、LHは無形文化遺産とも文化的景観とも異なった概念であると考える。

(5) 考察

1-1における分析により、LHは、現在まで歴史的記念物や考古遺跡の保護、自然の保護、歴史的都市の保護、無形文化の保護の4つの分野で使用され、LHは以下、4つの意味を有していることが明らかになった。

Ⅰ　自然や生物、生態系などを保護すること
Ⅱ　住民が遺産に住んで遺産を保護、管理すること
Ⅲ　無形文化遺産を保護すること
Ⅳ　有形の要素とそれを継承する際に必要な無形の要素を1つの遺産として捉えること

1-1、1-2の結果をまとめると表1.2.1になり、livingとheritageを組み合わせたLHという言葉はその時代に保護が必要とされたモノを表現する言葉として使用されている様子が伺える。現在、ⅡとⅣの考えとしてLHが注目されているが、その理由を以下で考察する。

まず、遺産保護に関する最初の国際会議、1904年のマドリッド宣言では、記念物は「死せる記念物」と「生ける記念物」の2つに分類された。そして、「生ける記念物」の場合は、建築的な用途がその美しさの基盤のひとつとなっているので、用い続けられるための修復が行われるべきとされた。これは、有形の要素（記念物）とそれを継承するために必要な無形の要素（建築的な用途）を1つとして遺産の価値を捉えていることから、Ⅳの考えと同じと言える。また、マドリッド宣言では記念物について述べているが、マドリッド宣言での「生ける記念物」の考えを歴史的都市に適用すれば、歴史的都市の用途は居住することなので、「生ける記念物」の考えはⅡの考えと同じであると推測される。

一方、1931年のアテネ憲章では、マドリッド宣言で廃墟となるのを防ぐための手段のみが講じられるべきとされた「死せる記念物」も建築物の歴史的・芸術的性格を尊重して修理し、使用すべきであるとされた。そして、1960年代頃から「死せる記念物」の使用方法として観光が注目され、以降、文化遺産を使用する方法として観光が取り上げられるようになる。このような、文化遺産と観光開発の議論の中で、1999年の「国際文化観光憲章：草案」が作成され、地域住民が文化遺産の保存と公開に関心を持ち、それへの参加を推進すべきことが提示された。つまり、マドリッド宣言の「死せる記念物」の保護も、文化遺産と観光開発の議論の中でⅡの考えが主張されている。

以上の考察から、今日注目されているLHの考え、すなわちⅡ、Ⅳの考えの端緒は、1900年初頭から存在していると推測される。なぜ、現在、Ⅱ、Ⅳの考えが注目されているのだろうか。その理由を明らかにする糸口として、無形文化の保護の取組みにおいて行われた議論が挙げられる。1975年のUNESCOがアフリカ統一機構と共催した会議では、文化遺産には有形と無形の両方があることを指摘しつつも、無形の文化遺産の保存を大きく扱うのは時期尚早であり、有

形に限定する方が成果を上げやすいなどの運用上の都合があり、保存事業は有形の遺産に限定されている。すなわち、国際的な遺産保護組織においてもⅡ、Ⅳの考えが理想とされていたが、遺産保護の運用上、遺産の概念が細分化され、保護しやすい遺産から保護されていた。そして現在、自然遺産、文化遺産、無形文化遺産など、様々な遺産の保護制度の運用により遺産保護の技術が蓄積され、ようやく遺産を理想的に保護できる環境が整ってきたため、Ⅱ、Ⅳの考えが注目されるようになったと推測される。すなわち、近年、Ⅱ、Ⅳの意味でLHが注目されているのは、昔から理想とされてきた遺産の保護方法ができる環境が整ってきたためと考えられる。つまり、1900年代初頭から行われてきた遺産保護の理想の考えは、現在提唱されているLHの保護の考えと同じであり、近年になって理想的な遺産保護の環境が整ってきたため、LHの保護が求められてるようになったと推測される。

特にLHの言葉の特徴は、1950～1990年代と2000年以降では言葉の使用され方が異なる点である。1950～1990年代までは、チャッチフレーズのようにLHの言葉が使用され、著者が保護すべきと考える様々なモノについて論述されている。そのため、本文中にLHが出てくる事はほとんどなく、タイトルやabstractのみLHが使用される場合が多い。

しかし、2000年以降は、国際的な遺産保護組織における無形文化遺産の保護の高まりや無形文化遺産と有形文化遺産と地域コミュニティの関係への着目に対応するようにLHが使用されている。また、1990年代までは定義づけられることもなかったLHに定義がつけられるようになっている。1950～1990年代まではキャッチフレーズとして使用されてきたLHが、2000年代以降は政治的、政策的な意味を持って使用されてきていると推測される。

表 1.2.1　遺産保護の動向と LH

年	歴史的記念物や考古遺跡の保護	自然の保護	歴史的都市の保護	無形の文化の保護	文化的景観の保護	著者、書籍・論文タイトル	掲載雑誌、講演会、出版社名	保護の対象	内容とLHの意味
1872		世界最初の国立公園が誕生。							
1904	「記念建造物の保存と修復（1904）/The Preservation and Restoration of Architectural Monuments」	世界初の自然公園管理組織の誕生。							
1911		米国国立公園局の運営理念には、保護と利用の両方が含まれ							
1916									
1931	「歴史的記念建造物の修復のためのアテネ憲章（1931）/Athens Charter for the Restoration of Historic Monuments」								
1945	「Report on the Programme of the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization」に文化遺産保存事業が盛り込まれる。								
1946	UNESCOが組織される。								
1950	初めてUNESCOで「文化遺産」という言葉が用いられる。					Robertson W「We Use Our Living Heritage」1950	『Childhood Education』	歴史的記念物や考古遺跡	現存している歴史的記念物や考古遺跡をLHととらえ、LHを子供達の教育に使用して、世界平和を築くことが主張されている
1955－1959				社会変化と伝統文化の存続、変容の研究が実施。					
1967			イギリスでは「シヴィック・アメニティズ法」が成立。						
1962			「フランスの歴史的・美的遺産の保護に関する法制を補完し、不動産の修復を助けることを目標とする法律」が成立。			Brower D『Wilderness: Amerika's Living Heritage』1962	Sierra Club Books	自然	未開の自然をLHととらえ、LHを保護して、後世に継承することが主張している。
1968	UNESCOの15回総会で、文化遺産の現代社会における役割を増大する方法として、文化遺産の保全と開発を観光に求められた。		『Studies in Conservation/保存に関する研究』が刊行。						
1971		「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地帯に関する条約/Convention on Wetland of International Importance especially as Waterfowl Habitat							
1972	世界遺産条約が締結される。								
1973		「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約/CITES（サイテス）: Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora」							
1970年代	観光開発は遺産保存に貢献する面と逆に遺産の環境を破壊する面の両方を考慮することが指摘される。								
1976	「文化観光憲章1976」が発表される。								
1977－1988				UNESCOの一次中期計画（1977～1983年）。					
1980						Abu Lughod, Jaet L.「Toward an architecture in the spirit of islam. Proceedings of the	『The Aga Khan Award for Architecture シリーズ』	歴史的都市	歴史的都市の住民が経済的に発展しながら、歴史的都市を保護することをLHとしている。
1984						Isaacs J, Morrison R『Austraria's Living Heritage』1984	Australia in Print	無形の文化	無形の文化遺産をLHとしている
					田園景観（rural landscape）の評価に関して議論される。				
1984－1989				UNESCOの第二次中期計画（1984～1989年）。					
1989				「伝統的文化及び民間伝承の保護に関する勧告」					
1991						Lawrence M、Jeffords,Michael R「Our living heritage：the biological resources of	Illinois Natural History Survey	自然	－
1992					文化遺産の価値を測定する際の評価軸として、「生きた伝統（living tradition）」が新しく追加され、同時に文化遺産のカテゴリーの中に「文化的景観（cultural landscape）」の概念				
1994				「オーセンティシティに関する奈良ドキュメント」の採択。					
1998						De Silva,A,Walker「 Saving Sri Lanka's living heritage」	『biologist』	自然	生態系をLHとしている。
						Chevallier「Cows, sheep and hens, or a few contemporary use or living	『Revue de Geographie Alpine vol.86-4』	自然	伝統的な家畜の個体種や畜産作業をLHとしている。
				保作登書規約が採択					
1999	「国際文化憲章：草案」が発表される。								
2000									
					「The European Landscape Convention, The Florence Convention/欧州風景条約（フローレンス条約）」	Mike Corbishley「Living Heritage；Vernacular Environment in Chaina」	『Academic Research Library』	無形の文化	飾り棚のライン、バルコニーに彫られたモチーフなどの無機質な要素から文化的価値や理想を取り出そうと試みられている
						Tina Pamintuan「A Living Heritage :The Alutiiq	『Humanities, September/October	無形の文化	
						Mike Corbishley「LVING HERITAGE」	『History today no.50-8』	歴史的記念物や考古遺跡	歴史的記念物や考古遺跡を教育のために活用すること自体をLHとしている。
2002						Heritage Lottery Fund『sustaining Our Living Heritage-Skills and training for theritage sector-』2002	Heritage Lottery Fund	無形の文化	建築物や人工遺物を維持・管理するための伝統的な技術をLHとしている。
2004					文化財保護法の改正によって、文化的景観が文化財の新しいジャンルとして規				
2005					世界遺産条約履行のための作業指針に文化的景観の定義さ				
						Miura Keiko「Conservation of a living heritage site: a contradiction in terms? A case study of Angkor World Heritage site」	『Conservation and management of archaeological sites』	歴史的記念物や考古遺跡	遺跡の中で人が居住し、遺産を保護することをLHとしている。
						Richard Engelhard, Yushi Utaka	『The Getty Conservation Institute』	無形の文化	文化財保護法における、重要無形文化財保持者をLHとしている。
2006						Fairman.R「A LIVING HERITAGE」2006	『Opera vol.57-10』	無形の文化	オペラやバレエなどの公演をLHとしている。
2007						UNESCOの写真展	UNESCOのウェブサイト	無形の文化	無形文化遺産と同様な意味でLHが使用されている。
2008						リチャード・エンゲルハルト、昭和女子大学、三浦恵子『リビング・ヘリテージの国際協力』	コンソーシアム研究会講演録	－	LHが「死んでいない文化遺産であって、引き続きコミュニティーに対して意味合いをもたらし続ける文化遺産」と定義される。
						ムニール・ブシュナキ「講義1：UNESCOの無形文化遺産の保護に関する条約：実施に関する課題について」	ICCROM講演録	無形の文化	文化遺産には有形と無形の両方の側面があることと文化遺産を保護しているコミュニティが存在することを認め、それらをLHの定義に含んでいる。
2009						Tina Pamintuan「A Living Heritage :The Alutiiq	『Humanities, September/October	無形の文化	アレウト族の土着の文化をLHとしている。

(6) まとめ

本研究では、LHを「地元コミュニティが遺産に住んで遺産を保護、管理すること」と「有形の要素とそれを継承する際に必要な無形の要素を1つの遺産として捉えること」の2つの意味を有する概念として使用する。

国際的な記念物の保護の最初の取組みである1904年のマドリッド宣言では、「生ける記念物」と「死せる記念物」の2つに分類され、「生ける記念物」の場合は、建築的な用途がその美しさの基盤のひとつとなっているため、用い続けられるための修復が行われるべきとされた。マドリッド宣言で「死せる記念物」は、廃墟となるのを防ぐための手段のみが講じられるべきとされたが、その後の文化遺産と観光開発の議論を経ることで、「生ける記念物」と「死せる記念物」を保護する際、「地元コミュニティが遺産に住んで遺産を保護、管理すること」、「有形の要素とそれを継承する際に必要な無形の要素を1つの遺産として捉えること」が重要であることが確認された。

しかし、文化遺産を保護する上で、「有形の要素とそれを継承する際に必要な無形の要素を1つの遺産として捉えること」の重要性が認識されてはいたものの、遺産保護の運用上、遺産の概念が細分化され、保護しやすい有形の遺産から保護されてきた。そして、1900年代からの国際的な遺産保護の取組みの結果、自然遺産、文化遺産が誕生し、文化的景観や無形文化遺産の議論が発展した現在、遺産保護において当初から重要とされてきた「有形の要素とそれを継承する際に必要な無形の要素を1つの遺産として捉えること」を実現することが可能になった。

また、LHの言葉の特徴として、1950～1990年代までは、チャッチフレーズのようにLHの言葉が使用され、著者が保護すべきと考える様々なモノについて論述されてきたが、2000年以降は、国際的な遺産保護組織における無形文化遺産の保護の高まりや無形文化遺産と有形文化遺産と地域コミュニティの関係への着目に対応するようにLHが使用されている点があげられる。1950～1990年代まではキャッチフレーズとして使用されてきたLHが、2000年代以降は政治的、政策的な意味を持って使用されてきていると言えるだろう。

本研究では特に2000年代以降のLHの言葉の使用方法に着目し、「地元コミュニティが遺産に住んで遺産を保護、管理すること」、「有形の要素とそれを継承する際に必要な無形の要素を1つの遺産として捉えること」に配慮した調査、評価方法をLHの調査、評価方法と呼ぶこととする。

1-3　文化財とLH

我が国の文化財には有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型がある。ここでは、本研究が提示するLHの概念に基づいて、文化財6類型について分析する。調査方法は、まず文献調査により、文化財6類型の事例を分析した上で、代表的な事例を抽出し、事例地の視察を実施し、必要に応じてヒアリング調査を行なっている。以下、調査結果と考察を示す。なお、ここでは、本研究におけるLHの概念に基づく性質をLH性と表現し、文化的景観についてはすでに上記で述べているため省略する。

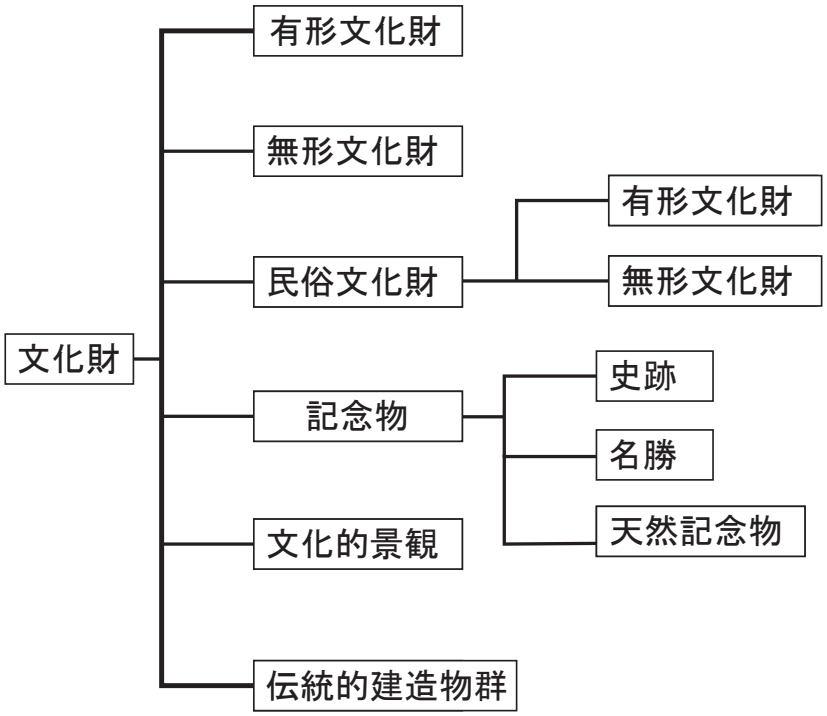


図 1.3.1　文化財類型

表 1.3.1　調査対象地と視察日程

調査対象地	調査日程
滋賀県大津市比叡山延暦寺	平成20年9月4日
兵庫県神戸市下谷上農村歌舞伎舞台	平成21年11月22日
兵庫県姫路市姫路城	平成21年4月10日
兵庫県明石市明石城	平成25年4月7日
石川県金沢市兼六園	平成20年8月21日
北海道知床斜里町知床	平成22年12月28日
宮城県松島町など松島	平成21年8月31日

注）他にも多くの調査対象地で調査・視察を行ったが、ここでは本稿で示した事例の調査日程のみ示す。

1-3-1　LHと我が国の文化財

(1) 有形文化財

建造物，工芸品，彫刻，書跡，典籍，古文書，考古資料，歴史資料などの有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上，芸術上，学術上価値の高いものが総称して「有形文化財」と呼ばれる。動産の有形文化財は博物館などで見学することが主であるが、仏教寺院での御開帳などによりその寺社で保存されている有形文化財を確認することができる。建造物は伝統技術とセットで保存されるものであるため、LH性が高いモノであることは前述（Heritage Lottery Fundの報告書におけるLHの項目など）した通りであるが、本節では、特に寺院の宝物に着目した。

筆者が視察した滋賀県大津市比叡山延暦寺では宝物館「国宝殿」（国宝、国の重要有形文化財）があり、主に延暦寺や近郊寺院の仏教美術の絵画、彫刻が常時保管、展示されている。延暦寺に限らず、一般的に近代以前の寺院は現在の役所や教育機関にあたる職務、代行祭礼の実施など、地域の中心的な役割を担っていた。そのため、平安時代の嵯峨天皇の書跡（弘仁14（823）年）など、京都近郊の歴史的に重要な書跡、古書が延暦寺で保管され、書跡や古書は傷みやすいという理由から期間限定で展示されている。

学芸員にヒアリングすると延暦寺に関する有形文化財は延暦寺で見て貰いたいという思いから国宝殿がつくられており、経済的理由などにより近郊の寺院が管理ができなくなった絵画や彫刻なども国宝殿で保管している。その寺院のご本尊は本来はその寺院で保管すべきものなので、できるだけ早く管理の体制を整えてもらって返却したいと言う。

このように、寺院で保管されている有形文化財は宗教的な意味や地域性が強いものが多く、無形の要素を考慮した保管が行われている。

(2) 無形文化財

無形文化財は「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの」と定義されている。指定にあたっては、「能楽」のような芸能、「備前焼」のような工芸技術などの無形の「わざ」を重要無形文化財に指定するとともに、その「わざ」を高度に体得している個人または団体を保持者・保持団体として認定する。

本研究の対象地、大分県日田市皿山では小鹿田焼が国の重要無形文化財に指定されており、10戸の窯元で構成される小鹿田焼技術保存会が重要無形文化財の保持団体に認定されている。小鹿田焼の無形文化財の指定では、登り窯による焼成など、窯道具についても特定されている。モノである小鹿田焼、窯道具と無形のわざ（技術保持者（小鹿田焼技術保存会））をセットで指定、認定していく我が国の無形文化財は、LHの意味のⅢ「無形文化遺産を保護すること」、Ⅳ「有形の要素とそれを継承する際に必要な無形の要素を1つの遺産として捉えること」を体現している制度であると言える。

(3) 民俗文化財

わが国の民俗文化財は「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」と定義され、有形の民俗文化財と無形の民俗文化財に大別される。特に重要なものは国によって指定され、有形の民俗文化財の収蔵施設や防災施設の設置や修理、地方公共団体が行う無形の民俗文化財の保存・伝承事業及び民俗文化財の活用事業などに対しては助成がなされる。また、無形の民俗文化財では、指定されているもの以外の中から、特に記録作成などの必要のあるものを選択し、必要に応じて伝承を記録が作成される。

筆者が視察した兵庫県神戸市北区山田町の下谷上農村歌舞伎舞台（国指定の重要有形民俗文化財）における農村歌舞伎では、地元保存団体がその歌舞伎舞台で実演していた。地元住民にヒアリングすると伝統的な農村歌舞伎の演目にその舞台でしかできない演出が組み込まれていると言う。農村歌舞伎舞台は地元住民が伝統的な農村歌舞伎を行うこともその建造物の価値の1つであり、有形民俗文化財も無形文化財同様、モノと技術保持団体と無形の技術を1つの遺産として捉える必要があると推測される。

(4) 記念物

記念物は、「貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの（史跡)、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの（名勝）並びに動物、植物及び地質鉱物で我が国にとつて学術上価値の高いもの（天然記念物)」である。

史跡については、兵庫県姫路市の「姫路城」、明石市の「明石城」（国指定)、島根県太田市の「石見銀山遺跡」（国指定）などの視察を行なった。石見銀山では、地元住民が観光客を案内するガイドとして活躍しており、ガイドになるために地元住民が石見銀山について熱心に学んでいた。また、姫路城や明石城は観光地だけでなく、レクリエーションなど地元住民が余暇を過ごす場としても活用されている。遺跡も城跡も史実を示す証拠であるが、観光、余暇、生涯学習と結びつけることで、地元住民にとって欠かせない資源となっている。本研究の対象地鹿児島県奄美市赤木名の赤木名城も国指定の史跡であるが、今後観光や余暇、生涯学習などと結びつけることで、地元住民と城跡との新しい関係を構築することが求められるであろう。

名勝地としては、石川県金沢市の「兼六園」、宮城県松島町などの「松島」を視察した。庭園である兼六園は剪定などの伝統的な管理方法が実施されることで保存されているため、有形の庭園と無形の伝統技術をセットで継承していく必要がある。また、奥の細道で松尾芭蕉が訪れたことで有名な景勝地松島では、松島の景観を維持するために、「特別名勝松島保存管理計画」が設けられ、建築物や工作物の建築、増築などや工事が制限されている。また、松島近郊では観光客向けの店舗が多く、松島の観光が地元住民の生業となっている。

天然記念物としては、鹿児島県奄美市のルリカケスの生息地の視察を行った。奄美大島では、天然記念物の死亡個体数を確認することによって現存する個体数が記録・管理されている。前述のDe Silva、A. Walkerの論文にもあるように、生物の保護には生態系や環境の保護が不可欠であり、我が国の天然記念物の保護の考えは、前述のLHのIの意味、すなわち自然や生物、生態系などの生き物を保護することに該当していると言える。

(5) 伝統的建造物群

伝統的建造物群は「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」と定義される。本研究の対象地長崎県雲仙市神代小路は、重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、伝統的建造物群として保護されている。保護方法は1-4で詳述するため省略するが、地元住民が居住しながら建造物群を保存、管理する伝統的建造物群保存地区制度は、前述1-2で示したⅡのLHの意味、すなわち、地元コミュニティが遺産に住んで遺産を保護、管理することに該当すると言える。

1-3-2　まとめ

以上、我が国の文化財の6つの類型（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の特徴、保存方法などについて分析した。有形文化財では、宮大工など伝統技術とセットで保存される建造物だけでなく、仏教美術の絵画、彫刻などの動産も宗教的な意味や地域性を考慮して保存されていた。無形文化財では、有形の小鹿田焼、窯道具と無形のわざ（技術保持者）をセットで指定、認定しており、LHのⅢ「無形文化遺産を保護すること」、Ⅳ「有形の要素とそれを継承する際に必要な無形の要素を1つの遺産として捉えること」を体現している制度であった。民俗文化財では、農村歌舞伎舞台で地元住民により伝統的な農村歌舞伎が実施されるなど、LHのⅣによる保護が行われていた。記念物のうち、史跡は観光、余暇、生涯学習と結びつけることで、地元住民にとって欠かせない資源となっており、名勝地の松原では観光産業が住民の生業になっていた。史跡や名勝と観光を結びつけることで、史跡や名勝と地元コミュニティの関係が新しく構築されていた。また、天然記念物の保護の考えは前述のLHのⅠ「自然や生物、生態系などの生き物を保護すること」に該当していた。伝統的建造物群は、地元コミュニティが居住しながら建造物群を保存、管理しているため、LHのⅡ「地元コミュニティが遺産に住んで遺産を保護、管理すること」に該当している。

このように、我が国の文化財の6つの類型の事例分析を行うと、6類型すべてがLHの4つの意味に当てはまった。我が国の文化財は、いずれもLHの性質、すなわちLH性を有していると推測される。LHは、新しい文化財類型ではなく、全ての文化財が有している性質に適合する概念であると考えられる。

1-4　先行研究における景観の調査、評価、保全方法

(1) 伝統的建造物群保存地区制度における景観の調査、評価、保全方法

いままで我が国の歴史的景観の保存を進める法制度の中核をなしてきたものとして、1975年の法改正によって生まれた伝統的建造物群保存地区制度（以下、伝建制度）が挙げられる（宮本, 2005)。文化財保護法では、伝統的建造物群は、「周囲の環境と一体をなして歴史的な風致を形成している伝統的な建造物群で特に価値の高いもの」（文化庁, 1975）と定義されている。伝建制度における景観の調査、保全方法については、宮本雅明が事例研究に基づいて結論を出しており、それは以下のように説明されている（宮本, 2000)。

伝建地区では、市町村が条例に基づいた保存計画に従って、伝統的建造物群の特性を備えた建造物や景観木を伝統的建造物や環境物件として保存物件に特定し、これらの基準に基づく許可制によって、現状変更行為に制限を加えている。この伝統的建造物群保存地区の中から特に価値が高いものは、国の文化財である重要伝統的建造物群保存地区に選定され、修復事業や修景事業の外観整備に対しては、国や県から助成金が得られる。

町並み保存を目的とした調査は、町並みとそれを構成する建造物の文化財的価値を明らかにすること、保存に向けて町並みが抱える課題を整理することを目標に据えて実施され、町並みの歴史的調査・建造物調査・景観調査・社会調査などが行われてきた。宮本による町並み調査では、個別調査を通して把握された歴史的町並みの特性を重層的に具備することが価値ある歴史的な町並みの条件として掲げられている。第一は景観構成上の特性で、固有の景観を伝える町並みに備わり、視覚や触覚を通して容易に理解でき、歴史的な建造物が群をなして存在してはじめて伝わる特性で､建造物調査や景観調査を通して把握できる。第二は空間構成上の特性で、固有の景観を生み出す空間的秩序を残した町並みに備わり、地図や図面を媒介として理解可能となり、歴史的な建造物が存在せずとも、道路や水路、町割や地割などが残されれば伝わる特性で、歴史的調査や建造物調査を通して把握できる。第三は歴史構成上の特性で、固有の歴史性を伝える町並みに備わり、歴史的由緒を伝える書物や伝聞を通して理解可能であり、歴史的な町並みが存在せずとも、由緒ある場所が特定できれば伝わる特性で、歴史調査や社会調査を通して把握できる。

町並みの保存計画では、調査で明らかとなった文化財価値を、町並みが抱える課題と折り合いをつけつつ将来に伝えるため、町並み保存地区を設定した上で、町並みの価値を伝える保存物件を特定し、これらを保存するための修理基準、これらと調和した景観を形成するための修景基準が策定されている。保存計画の根幹をなすのは、これらの特性を維持するために保存物件となった建造物に対して適用されるべき修理基準、その特性と調和するために保存物件以外の建造物に適用されるべき修景基準を定めることである。修理基準は保存物件の履歴を調査し

た上で、その物件に備わる景観特性を可能な限り回復するという内容となるが、修景基準は町並みの景観的特性に合致した内容とするため、町並み調査で把握された景観的特性の記述が根拠を与える事になる。しかし、都市全体に及ぶような広範囲を保存地区に設定した場合、町並みの景観形成を図る上での理想像を示した補助が得られるハイレベルの基準（補助基準）と景観形成を図る上での最小限の作法を示したローレベルの基準（許可基準）という2段構えの修景基準を用意し、前者に対してのみ経費の助成を与える保存計画が策定される場合が多い。伝建に選定されると行政担当者、専門家、住民代表による伝建審議会が開催され、そこで詳細な意匠について専門家の助言を受けながら、修理・修景事業が行われる。雲仙市神代小路重伝建地区における伝建制度においても補助基準と許可基準が設けられており、上述の外観整備だけでなく、一般公開した場合は、内装に対しても補助が得られる制度になっている（国見町, 2008）。

町並み保存において伝建制度の調査、評価、保全方法が優れている点を上記の宮本に従って以下に挙げる。

a）地域の景観の特徴を景観、空間、歴史の3つの視点で簡潔に説明することにより、地元の住民にとって日常であった景観の価値を科学的かつ客観的に説明することが可能である。

b）景観を保全していく主体は住民であるという伝建制度の理念に基づき、景観、空間、歴史の3つの視点による景観の評価だけでなく、景観形成や景観維持に関するアンケート調査（社会調査）も実施している。

c）保存計画に保存する物件の所在、所有者を明示することにより、誰が何を保存すれば景観の価値が継承されるのかを明確にしている。

d）補助基準と許可基準の2段構えの修景基準を用意し、町並みの景観形成を図る上での理想像へ誘導する仕組みを提示している。

なお、35年余の経験により、歴史的調査・建造物調査・景観調査・社会調査の調査手法が各々発展してきたのは言うまでもない。

一方、LHの調査、評価、保全に宮本が示す伝建制度の調査、評価、保全方法を援用する場合、以下の課題があると考える。

a）伝建制度が建造物の経年性を重視する制度であるため、経年性を有する建造物によって形成される景観しか評価できない。つまり、宮本の評価方法では、建造物の改変が多い集落やランドスケープ（田園景観）の評価が難しい。

b）景観、空間、歴史の3つの視点で景観を説明した際、現在の生活・生業の視点が抜けているため、伝統的な生活・生業の持続による景観の変容に対応することが難しい。

c）伝建制度は建造物を改変する際、行政による許可[注2)]を必要とするため、容易に景観を改変することが難しい。

d) 伝建調査によって明らかになった伝統的な様式を理想像としているため、景観整備を進めるに従い、景観が過去に遡る傾向がある。

e) 建築物の使用のため、内部を自由に改変し、外観を保護、修景する方針としているが、外観保存と現代の生活との軋轢により無形の文化が失われる恐れがある。

宮本による伝建制度の調査、評価、保全方法は優れた建築意匠や経年性を有する建造物群を対象とする際には優れた方法であるが、LHの調査、評価、保全方法に援用するためには以上の課題の解決が求められる。

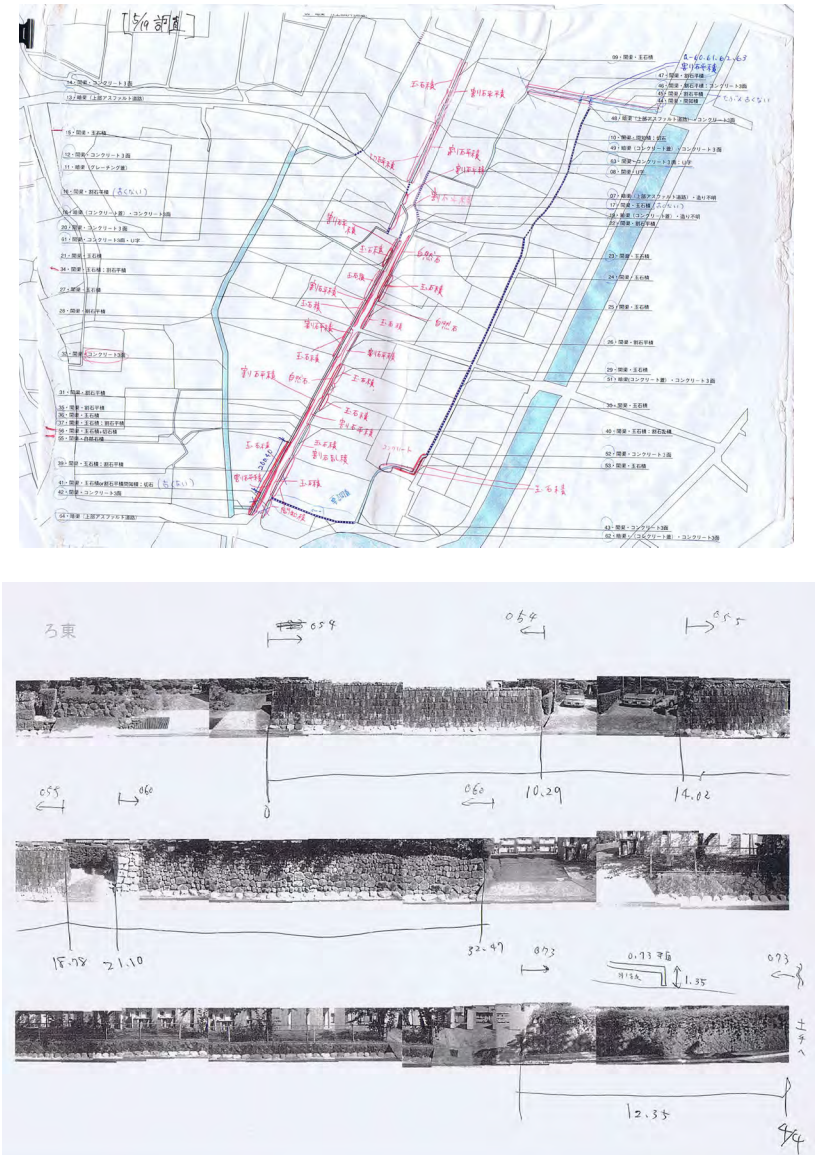
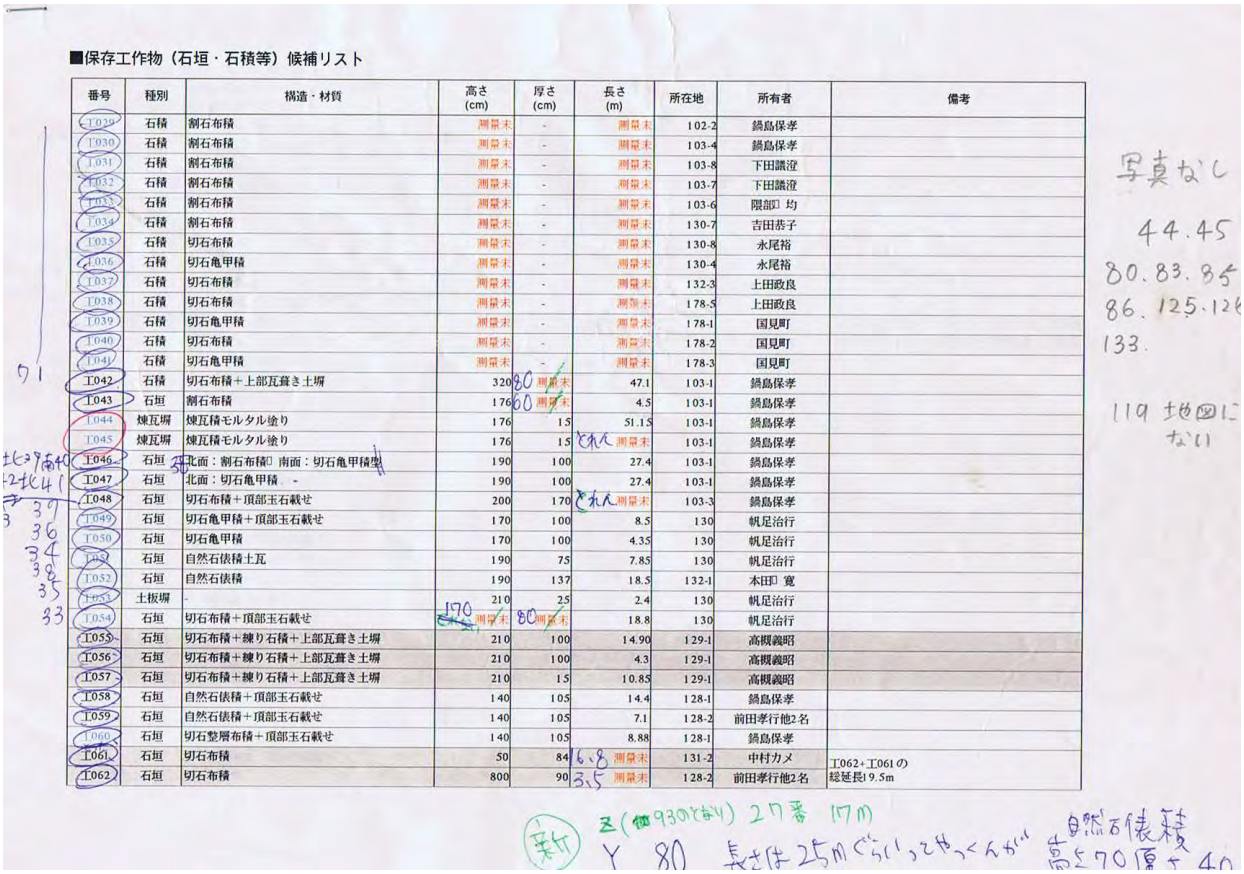


図 1.4.1　伝統的建造物群保存対策調査における野帳（神代小路）

注：神代小路伝統的建造物群保存対策調査における工作物調査は西山徳明（当時九州大学大学院教授）研究室で行われた。調査対象は神代小路の集落内のみで、伝統的な様式を中心に調査が行われている。上は地図に生垣、石垣の要素をマッピングした野帳、下は連続写真をつなげて野帳を作成し、生垣や石垣の長さ、高さを実測した結果を記録している。



■保存工作物（石垣・石積等）候補リスト

番号	種別	構造・材質	高さ (cm)	厚さ (cm)	長さ (m)	所在地	所有者	備考
T029	石積	割石布積	測量未	-	測量未	102-2	鍋島保孝	
T030	石積	割石布積	測量未	-	測量未	103-4	鍋島保孝	
T031	石積	割石布積	測量未	-	測量未	103-8	下田讃澄	
T032	石積	割石布積	測量未	-	測量未	103-7	下田讃澄	
T033	石積	割石布積	測量未	-	測量未	103-6	隈部□ 均	
T034	石積	割石布積	測量未	-	測量未	130-7	吉田恭子	
T035	石積	切石布積	測量未	-	測量未	130-8	永尾裕	
T036	石積	切石亀甲積	測量未	-	測量未	130-4	永尾裕	
T037	石積	切石布積	測量未	-	測量未	132-3	上田政良	
T038	石積	切石布積	測量未	-	測量未	178-5	上田政良	
T039	石積	切石亀甲積	測量未	-	測量未	178-1	国見町	
T040	石積	切石布積	測量未	-	測量未	178-2	国見町	
T041	石積	切石亀甲積	測量未	-	測量未	178-3	国見町	
T042	石積	切石布積＋上部瓦葺き土塀	320	80 測量未	47.1	103-1	鍋島保孝	
T043	石垣	割石布積	176	60 測量未	4.5	103-1	鍋島保孝	
T044	煉瓦塀	煉瓦積モルタル塗り	176	1.5	51.15	103-1	鍋島保孝	
T045	煉瓦塀	煉瓦積モルタル塗り	176	1.5	それぞれ 測量未	103-1	鍋島保孝	
T046	石垣	北面：割石布積□ 南面：切石亀甲積	190	100	27.4	103-1	鍋島保孝	
T047	石垣	北面：切石亀甲積 -	190	100	27.4	103-1	鍋島保孝	
T048	石垣	切石布積＋頂部玉石載せ	200	170	それぞれ 測量未	103-3	鍋島保孝	
T049	石垣	切石亀甲積＋頂部玉石載せ	170	100	8.5	130	帆足治行	
T050	石垣	切石亀甲積	170	100	4.35	130	帆足治行	
T051	石垣	自然石俵積土瓦	190	75	7.85	130	帆足治行	
T052	石垣	自然石俵積	190	137	18.5	132-1	本田□ 寛	
T053	土板塀	-	210	2.5	2.4	130	帆足治行	
T054	石垣	切石布積＋頂部玉石載せ	170 測量未	80 測量未	18.8	130	帆足治行	
T055	石垣	切石布積＋練り石積＋上部瓦葺き土塀	210	100	14.90	129-1	高槻義昭	
T056	石垣	切石布積＋練り石積＋上部瓦葺き土塀	210	100	4.3	129-1	高槻義昭	
T057	石垣	切石布積＋練り石積＋上部瓦葺き土塀	210	1.5	10.85	129-1	高槻義昭	
T058	石垣	自然石俵積＋頂部玉石載せ	140	105	14.4	128-1	鍋島保孝	
T059	石垣	自然石俵積＋頂部玉石載せ	140	105	7.1	128-2	前田孝行他2名	
T060	石垣	切石整層布積＋頂部玉石載せ	140	105	8.88	128-1	鍋島保孝	
T061	石垣	切石布積	50	84	6.8 測量未	131-2	中村カメ	T062+T061の総延長19.5m
T062	石垣	切石布積	800	90	3.5 測量未	128-2	前田孝行他2名	

写真なし
44.45
80.83.85
86.125.126
133.
119 地図にない

新 Z(個93のとなり) 27番 17m Y 80 長さは25mぐらいでやっくんが 自然石俵積 高さ70厚さ40

図 1.4.2　伝統的建造物群保存対策調査における野帳（神代小路）

注：伝統的建造物群地区制度による保存工作物（石垣・石積物）の候補を検討するためのリスト作成時の野帳。現存の石垣・石積物の種別、構造・材料、高さ、厚さ、長さ、所在地、所有者、写真を整理している。伝統的建造物群地区制度では、保存する物件に対して所有者の同意が必要であるため、保存工作物の明示と所有者の把握が特に重要である。構造・材質を見ると、伝統的な様式の石垣・石積物のみ保存工作物として抽出されていることが分かる。

(2) 文化的景観制度における景観の調査方法、評価方法

1-2 において、LH と我が国の文化財保護法における文化的景観は類似する概念であることが明らかになった。すなわち、LH の調査方法の確立には、文化的景観制度における調査、評価、保全方法が参考になると考える。

伝建制度が主に文化財保護法で保護を行うのに対し、文化的景観は文化財保護法と国土交通省の景観法の 2 つの法律で保護を行う。景観法による景観計画では、①建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠の制限、②建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度、③壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度、④その他、条例で届出が必要とされた行為のそれぞれについて良好な景観の形成のための制限を計画することができる。文化財保護法では、住民の同意を得た上で重要な構成要素が定められ、重要な構成要素に対して修理・修景が行われる。特に重要な家屋に関しては、住民の同意を得た上で「重要文化的景観の形成に重要な家屋として文部科学大臣が定める家屋」（地方税法施行令第 52 条 3 の 3）に該当する物件として設定し、税制の優遇措置を受けることができる。つまり、文化的景観は景観法による景観計画で景観の秩序を規制し、文化財保護法で点的に建造物の修理・修景を行う制度であるといえる。また、文化的景観制度では、重要な構成要素に定められたものは届出制[注3)]を採用している。伝建制度の場合、保存物件を変更する際に許可制をとっていることを考慮すると、文化的景観制度は伝建制度よりも景観の規制がゆるやかであると言える。

平成 16 年の文化財保護法の改正により文化的景観という制度が誕生し、現在 35 件（平成 25 年 5 月）が重要文化的景観の選定を受けているが、まだ文化的景観の調査、評価、保全方法は確立されていない。また、文化的景観は景観計画と重要な構成要素の特定により景観を保護する制度だが、重要な構成要素の所在や所有者を明示していない場合が多く、十分な景観保全が行えているとは言い難い。例えば「奥飛鳥の文化的景観」では、重要な構成要素を表で示し、マッピングによる重要な構成要素の位置と重要な構成要素の個人所有者の明示はしていない。「利根川・渡良瀬川合流域に形成された水場景観」（板倉町教育委員会 , 2011）では、マッピングによって重要な構成要素の位置が明示され、その一覧表が示されてはいるが、個人所有の建造物はそこに含まれていない。「宇治の文化的景観」（宇治市教育委員会 , 2009）では、個人所有の建築物も重要な構成要素とし、一覧表において明示してはいるが、10 件しか挙げられておらず、個人名は示されていない。

このように、文化的景観制度の運用にあたっては、生活・生業の持続と景観保全の両立が難しいことを理由に、重要な構成要素の明示や個人所有の建造物をリストに含めるのを避けられる傾向がある。しかし、LH を保全することを考えると、地域住民が景観を形成するシステムに向き合い、何をどのように保護し、どこに緩やかな変容を許容するかを明示する必要があると考えられる。

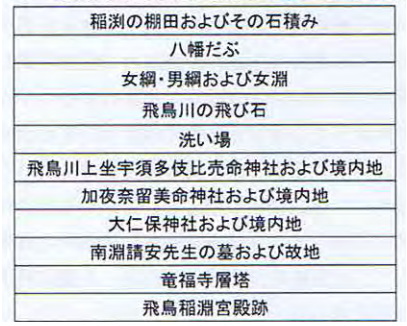


図 1.4.3　「奥飛鳥の文化的景観」における重要な構成要素

注：重要な構成要素の所在や個人所有者は明示されていない。

番号	名称	現在名称	所在地	所有者等
1	通円茶屋		京都府宇治市宇治東内	個人
2	京都府茶業会議所		京都府宇治市宇治又振	法人
3	上林家住宅		京都府宇治市宇治妙楽	個人
4	旧丸五百貨店建物	丸五薬品	京都府宇治市宇治妙楽	個人
5	中村藤吉本店		京都府宇治市宇治壱番	個人・法人
6	旧菊屋万碧楼建物	中村藤吉平等院店	京都府宇治市宇治蓮華	法人
7	芳春園　岩井勘造商店		京都府宇治市宇治蓮華	個人・法人他
8	花やしき浮舟園木造建物		京都府宇治市宇治塔川	個人・法人
9	山本家住宅・製茶場		京都府宇治市宇治妙楽	個人
10	福文茶店・製茶場		京都府宇治市宇治妙楽	個人

図 1.4.4　「宇治の文化的景観」における重要な構成要素

注：宇治の文化的景観は、選定範囲 228.5ha で、都市計画区域を含んでいるにも拘わらず、届出が必要な建物として民家 10 件が明示されるのみである。所有者に関しても個人、法人と示すのみで、個人名の明示は行っていない。

【参考資料】

重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則の一部を改正する省令の施行について（通知）より抜粋（平成 20 年 7 月 31 日付文部科学省令第 24 号）

(1) 文化的景観における重要な構成要素について

ア　文化的景観における重要な構成要素とは、文化的景観の保存に関する必要な調査において特定する構成要素のうち、形態・意匠等が独特又は典型的であるとともに、技術・素材等の観点から顕著な固有性を持つものであって、文化的景観の本質的な価値を示し、保護の対象として不可欠な構成要素のことをいう。

イ　棚田や茶畑、茅場や造林地、養殖場、漁港など、生活・生業の営みによって形成される土地利用の形態自体を文化的景観として捉えて選定の申出を行う場合には、文化的景観に直接的な影響を与える不動産全てを重要な構成要素として位置づけ、文化的景観保存計画に記載すること。



図　2-7-1　文化的景観の重要な構成要素分布図
（No. は表 2-7-1 による）

NO.	種類		名称	所在地	「文化的景観」との関連性	所有者（管理者）
1	利根川	河川	利根川	飯野字新～大高嶋字島地先	「水場」文化の根幹を作ってきた水系であり、現在の景境を成す。	国土交通省関東地方整備局（利根川上流河川事務所）
2		治水施設	（堤防）文禄堤	飯野字新～大高嶋字島地先	文禄年間に邑楽郡千代田町から板倉町下五箇まで造られた堤。	国土交通省関東地方整備局（利根川上流河川事務所）
3		治水施設	谷田川第二排水機場 谷田川第二排水樋管	飯野字新地先	昭和24年に内水排除を目的として建設。	国土交通省関東地方整備局（利根川上流河川事務所）
4		治水施設	国交省谷田川排水機場 谷田川排水樋管	飯野字新地先	昭和49年度に谷田川第二排水機場西に設置。	国土交通省関東地方整備局（利根川上流河川事務所）
5		石碑（利水施設）	（石碑）坂東樋管跡	飯野字新地先	利根川からの用水樋管があったことを示す。	大施野土地改良区（邑楽土地改良区）
6		信仰	（石造物）水天宮・風天宮	飯野字新地先	利根川の土手上にあって、明治43年の決壊のとき、この水神様の西方100mのところで止まったと言われる信仰物。	第16行政区
7		信仰	（石造物）大杉大明神	飯野字新地先	水信仰の大杉神社のおまつり	第16行政区
8		信仰	（石造物）水神宮・風神宮	大高嶋字島地先	堤防の改修に伴い、現在地に移動。水神信仰の雷様境内に建つ。	雷様縁世話人
9		信仰（生業）	（石造物）飯野河岸銘庚申塔	飯野字新地先	江戸時代の水運の隆盛を伝える石造物であり、庚申塔として信仰の対象物。	長養寺世話人
10	渡良瀬川	河川	渡良瀬川	西岡新田～西岡～除川地先	「水場」文化の根幹を作ってきた水系であり、現在の景境を成す。	国土交通省関東地方整備局（渡良瀬川河川事務所）
11		治水施設	（堤防）文禄堤	西岡新田～西岡～除川地先	文禄年間に足利市から板倉町海老瀬まで造られた堤。	国土交通省関東地方整備局（渡良瀬川河川事務所）
12		利水施設	頭沼揚水機場	除川字頭沼地先	渡良瀬川唯一の揚水機場。	邑楽土地改良区
13		信仰	（石造物）除事幕	除川字北原地先	決壊地	北原耕地世話人
14	渡良瀬遊水地	河川	渡良瀬遊水地	海老瀬地先	足尾鉱毒事件と治水の歴史を語る。ヨシ焼き等によって、湿地環境が保全されている。	国土交通省関東地方整備局（利根川上流河川事務所）
15		治水施設	堤防	海老瀬地先	カスリーン台風時の堤が現在の道路部分として残る。	国土交通省関東地方整備局（利根川上流河川事務所）
16		治水施設	海老瀬排水樋管	海老瀬地先	悪水を排除することは、人命をはじめとし、農地を守るため、機械排水は本地域の命脈であり、重要な排水施設である。北西部の館林地域の悪水系水溝から伸伊谷田承水溝を通過して遊水地へ流れ込むが、吐口が高水位になると、自然排水不可能となる。大正末～昭和時代初期に造られ、3連から成る。伸伊谷田承水溝の板倉町と館林市境では江戸時代から水争いが絶えなかった箇所である。	国土交通省関東地方整備局（利根川上流河川事務所）
17		治水施設	邑楽東部第1排水機場	海老瀬地先	排水機場は、人命をはじめとし、農地を守るため、機械排水は本地域の命脈であり、重要な排水施設。初代は昭和39年に竣工し、カスリーン台風（昭和22年）で喪失。第2代は昭和39年竣工。現在の新機場は平成18年完成。	関東農政局（渡良瀬川中央農地防災事業所）
			板倉川排水樋門			国土交通省関東地方整備局（利根川上流河川事務所）
18		治水施設	邑楽東部第2排水機場	海老瀬地先	排水機場は、人命をはじめとし、農地を守るため、機械排水は本地域の命脈であり、重要な排水施設。初代は昭和9年に竣工し、第2代は昭和43年完成。現在の新機場は平成19年完成。	県知事（館林土木事務所）
			第二排水機場樋管			国土交通省関東地方整備局（利根川上流河川事務所）
19		石造物	石碑（決壊口跡）	海老瀬地先	昭和23年、カスリーン台風時に決壊した地点。	国土交通省関東地方整備局（利根川上流河川事務所）
20	谷田川	河川	谷田川	（左岸）岩田～板倉～海老瀬地先 （右岸）飯野～大高嶋～下五箇地先	「水場」文化の根幹を作ってきた水系で、多くの構成要素を有する。	県知事（館林土木事務所）
21		池沼	蛭田沼（キリゴミ池）	岩田字下川田地先	内陸（内水面）漁法	民地（5名）・漁業組合が管理

図 1.4.5　「利根川・渡良瀬川合流域に形成された水場景観」における重要な構成要素

注：重要な構成要素のマッピング、重要な構成要素の所在、所有者の明示がされているが、民家等、個人所有の物件は、重要な構成要素に含まれていない。

(3) 本研究における LH の調査方法

以上の景観の調査、評価、保全方法の課題から、本論文では、以下の景観の調査方法を構築した。本論文の 2 章～ 4 章では、この LH の調査方法の有効性を明らかにするために事例研究を行っている。なお、本研究における調査範囲は、対象地域の現在のコミュニティの生活圏に基づき設定することを基本方針とする。

ア）自然的特性、地理的特性、歴史的特性の分析

まず、2 ～ 4 章の 1 節では、自然的特性、地理的特性と歴史について述べる。はじめに、自然的特性、地理的特性について、例えば、赤木名では、奄美大島が琉球－大和間の流通・交通の中継地点に適した位置にあること、赤木名には奄美大島一の川幅を持つ前田川が集落内を流れ、自然の良港があること、台風が多い気候であることなどが文献や調査研究に基づいて記述される。その後にその地域の歴史が説明される。具体的には、集落のおこり、いつごろ誰に統治されたのか、その地域は統治の上でどのような位置づけを与えられてきたなどが説明される。自然的特性、地理的特性を明らかにするためには、対象地の地質や動植物の分布の調査が必要となるが、これらに関しては筆者の専門ではないため、本論文では文献調査や有識者に頼っている。歴史的特性は、対象地域の歴史が明らかになっている場合は文献調査するが、対象地の歴史が明らかになっていない場合は史料の分析を行う。本論文では、皿山、神代小路は歴史的特性の把握の研究が行われていたが、赤木名に関しては歴史的特性の把握の研究が行われていなかったため、町誌と史料（嘉永時代の古地図、竿次帳、字図等）をもとに独自も歴史的特性を明らかにしている。なお、歴史的特性がすでに明らかな地域でも、可能な限り文献調査で使用された史料の原本や写しを確認している。



写真 1.4.1　研究対象地の郷土史
（赤木名、神代小路）

注：地域の郷土史には、歴史や地形、地質等が示されているため、地理的特性、歴史的特性を明らかにする際に使用する場合が多い。研究対象地の歴史が不十分であれば、別途史料等を入手し、分析を行う。



図 1.4.6　自然調査結果（赤木名）

注：奄美市教育委員会が調査し、作成した資料。植生の分布と共に植物の使われ方も記録した個票が作成されている。

イ）社会的特性の分析

2～4章の2節では、住民の生活・生業について記述する。本研究では、生活・生業に関する特性を社会的特性とする。まず、その地域で昔行われていた生活･生業と現在も続いている生活･生業を明らかにする。また、その生業は、どこでどのような作業をするのか、どのような道具を使用するのか、なぜそのような作業が必要なのかを明らかにする。

住民の生活・生業は地理的特性や歴史的特性によるところが大きい。例えば、海の近くかつ平地を有する赤木名では海から海産物を得て、薩摩藩指導のもと平地でサトウキビの生産を行う。陶土に適した原土が採れる山間部に住む皿山では、山の斜面に狭小な農地を耕作しながら焼き物をつくっている。住民の生活・生業を具体的に説明することで、上述の地理的条件、歴史的条件をヒューマンスケールまで落とすことができる。

過去の生活、生業に関しては、民俗学に関する文献、資料、映像、写真等により明らかにし、ヒアリング調査により補足を行う。現在の生活・生業に関しては、現地において生活や生業の様子を見学し、必要に応じて実測調査することで明らかにしている。



図 1.4.7　生業に関する調査の野帳（皿山）

注：右が窯業の作業工程と作業内容に関する文献調査、ヒアリング調査（1次）をまとめたものである。この資料をもとに2次のヒアリング調査で誰にどのような内容をヒアリングするか計画を立てる。皿山の場合、動産も独自のモノや独自の言い回しのモノが多かったため、動産をまとめたヒアリング調査の補足資料（左）を作成した。ヒアリング調査を重ねていくうちに明らかになった内容を資料にメモ書きしている。

ウ）集落における空間的特性の分析

2～4章の3節以降はそれらの地理的条件、歴史、生活・生業が現在の景観にどのように表現されているかを説明していく。各章3節では、集落全域における空間構成について時代ごとに分析していく。遡れる限り古い地図から現在までの地図を収集し、その地図の作成年代ごとの土地利用を現在の地籍に落としていく。日本の場合、少なくとも明治初期から中期の字図があるため、地図資料がどんなに少なくても、最低、明治時代と現代の土地利用の分析結果を得ることができる。また、日本の場合、明治時代の土地利用の大部分は戦前まで継続されている場合が多い。明治の土地利用と現在の土地利用を比較して、田、畑、宅地、区割りなど、変化したところを明らかにし、住民に土地利用が変化した理由や戦前に耕作されていた作物、そこにあった建造物や、なぜそこにその作物を耕作するのか、なぜそこにそのような建造物があったのか、など聞き取り調査をすることで、集落全体の空間構成の法則を明らかにする。

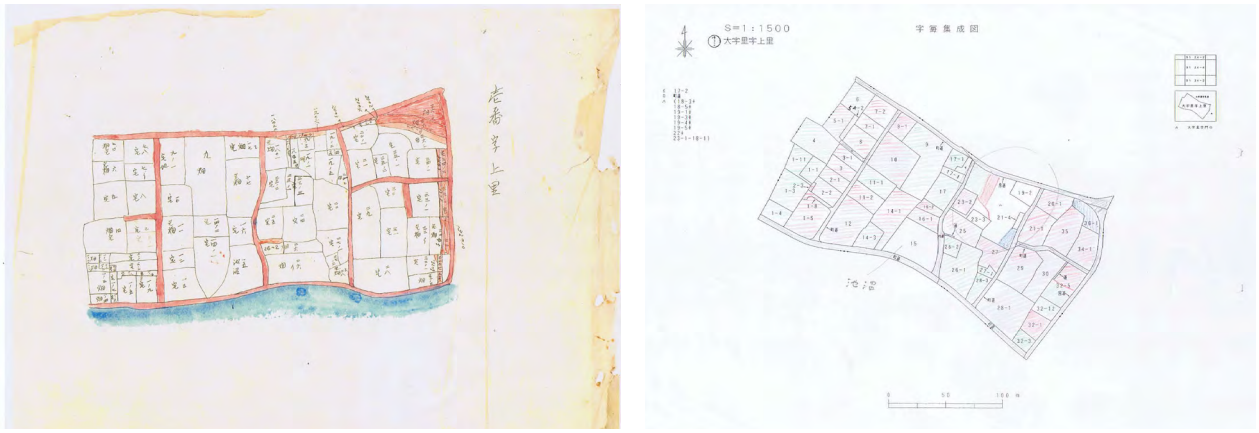


図1.4.8　明治12年の字図（左）の地目を現在の地籍図（右）に記録する作業（赤木名）

注:字図に示されている地番をもとに地目（田、畑、宅地等）を現在の地籍図に記録する。右の図面では、田を黄色、畑を緑、宅地を赤に塗り分けている。小字毎にこの作業を行い、Adobeイラストレーター等を使用してデータ化することで明治12年の土地利用を現在の地籍図上に復原することができる。

エ）景観的特性の分析

2～4章の4節では、景観構成要素の変遷を明らかにする。まず、悉皆調査により、現存する景観構成要素を抽出する。その後、景観構成要素毎に編年作業を行い、様式の変遷を明らかにする。建築年代が明らかでない物件に関しても編年作業を通して、その時代に流通した材料、様式から成立年代を明らかにすることができる。

建築物に関しては現況の平面図の採取を行う。可能な場合には建築物の痕跡から建築当初を復元した平面図（以下、復元平面図）と立面図も採取する。必要に応じて建築物の使われ方を調査する場合もあるので、その後の調査に備えて外観や内部の写真撮影も行った。

なお、空間的特性と景観的特性には、生活・生業の変遷が深く関わってくる。景観構成要素の変化を調査するだけでなく、生活・生業の変化に対しても住民に聞き取り調査を行うことによって、現存しない景観構成要素の様式や材料が明らかになる場合もある。

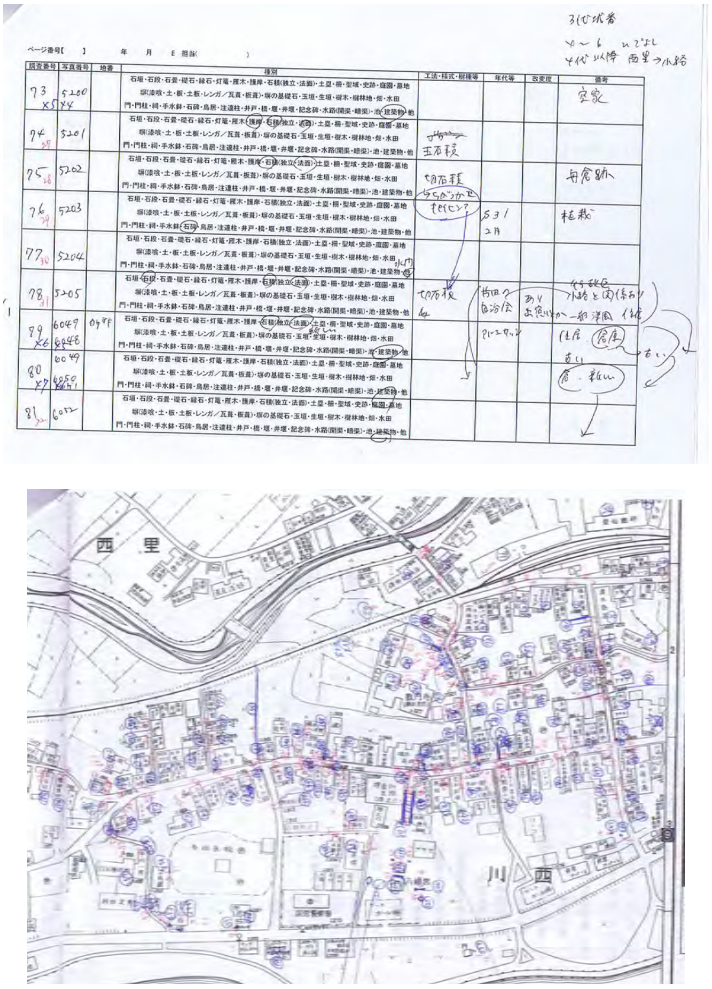


図 1.4.9　景観構成要素を悉皆調査する際の野帳（神代小路）

注：上がリストで下が地図である。調査した順番をリストの物件番号の欄に記し、地図に物件番号（青字）を記録する。物件全体を確認できる形で写真を撮影し、リストの写真番号の欄に写真番号を記録し、地図には、写真を撮影した方向（赤字）を記録する。右の野帳はゼンリンの住宅地図を使用している。

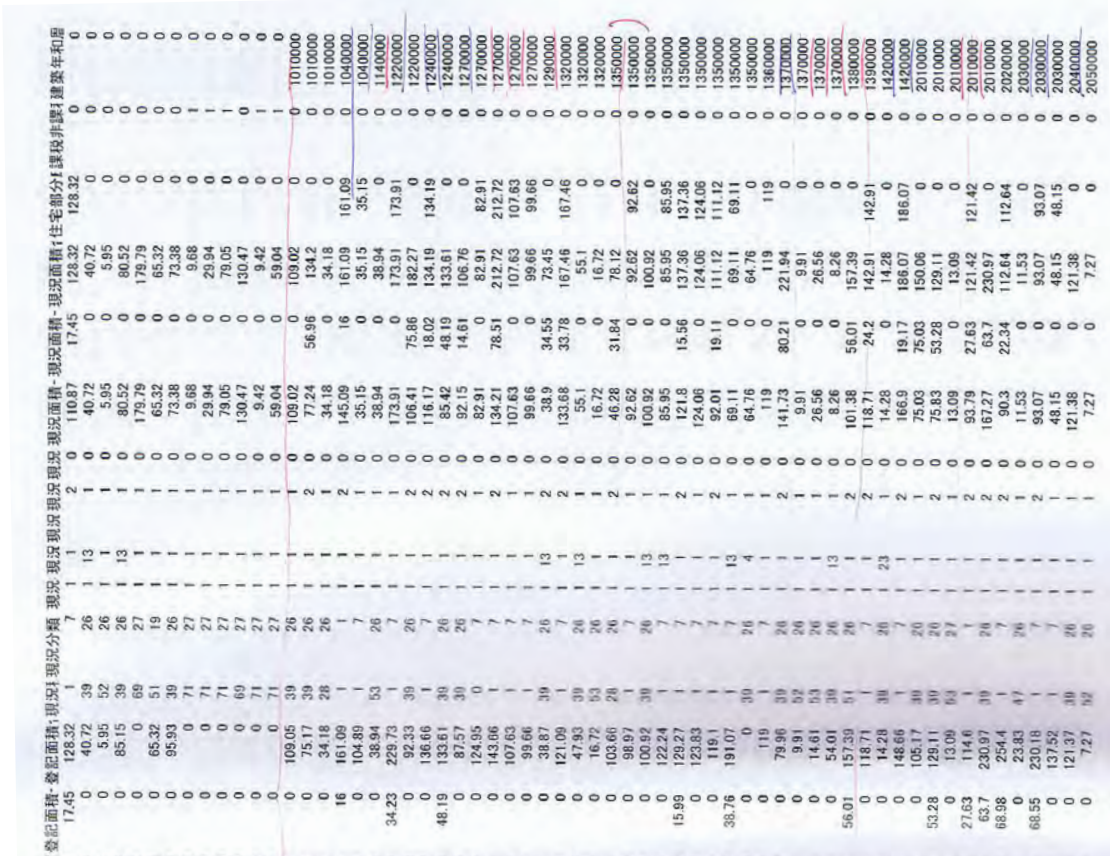


図 1.4.10　建築台帳（神代川西、川東、西小路）

注：編年するためには建築物の建築年代を明らかにする必要があるが、建築年代を明らかにする方法として、①屋根裏の墨書きを見る、②建築台帳を確認するの2つの方法がある。建築台帳には、地番と所有者名、建築年代が記録されているため、屋根裏に上がらずに建築物の正確な建築年代を明らかにすることができる。神代では、建築台帳の情報が正確か確認するために現地調査を実施した結果としての書き込みが残る。

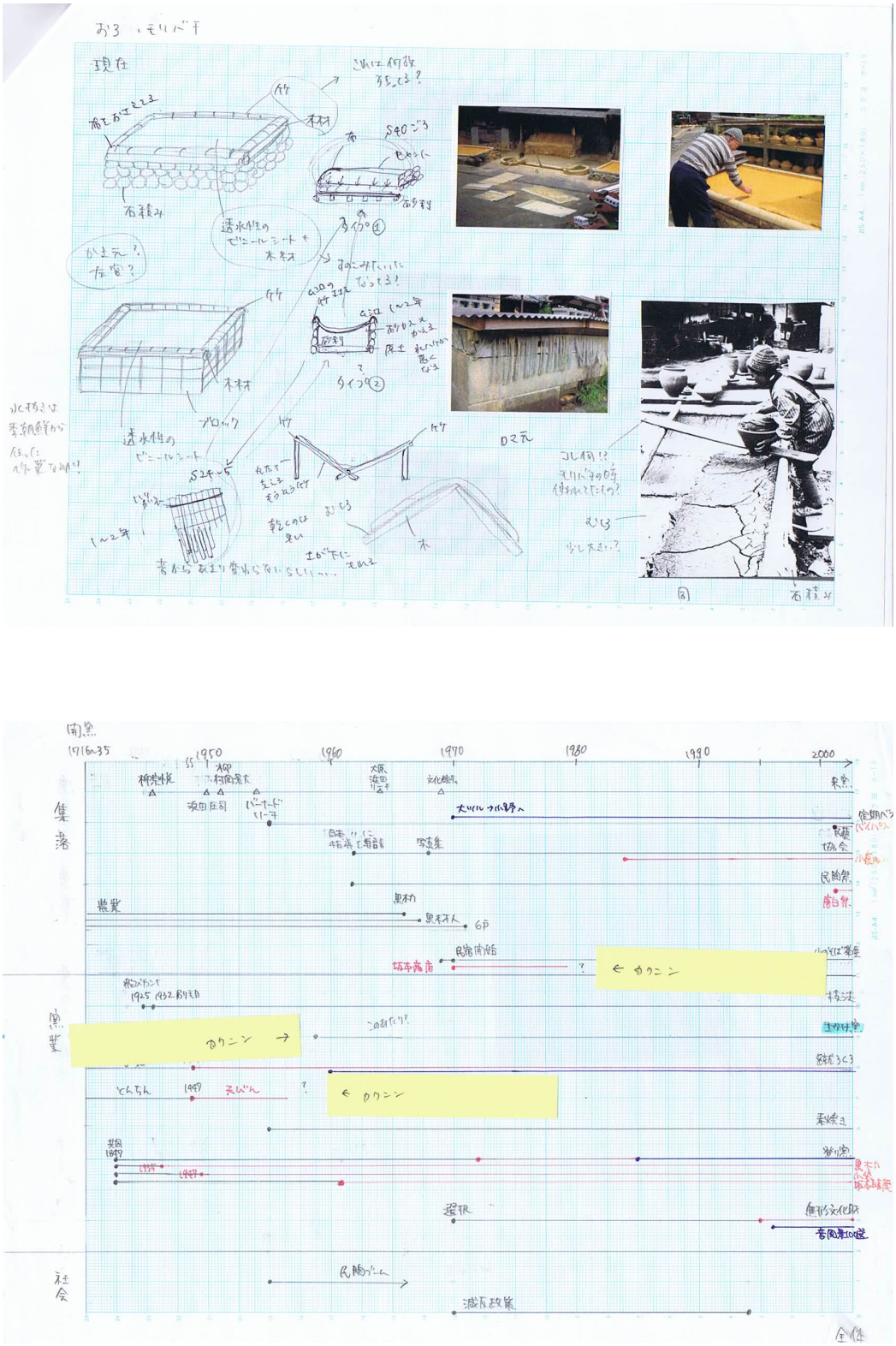
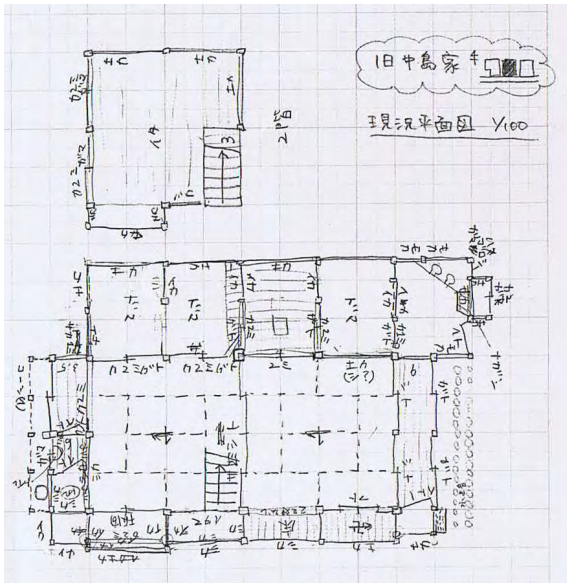
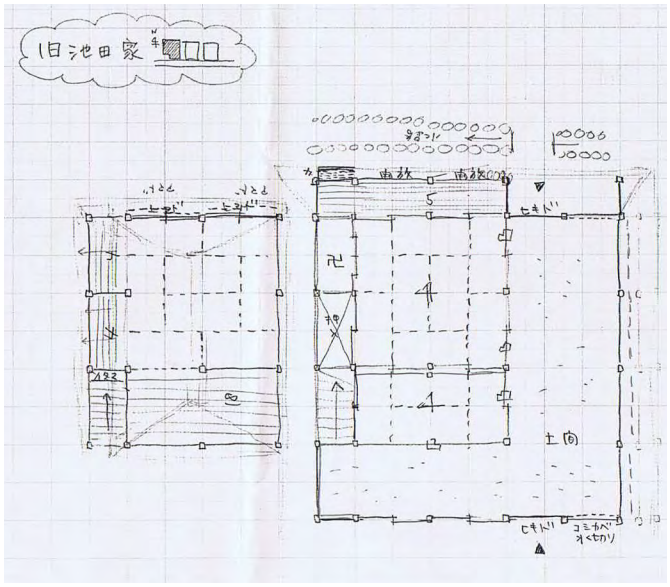


図 1.4.11　編年の作業（皿山）

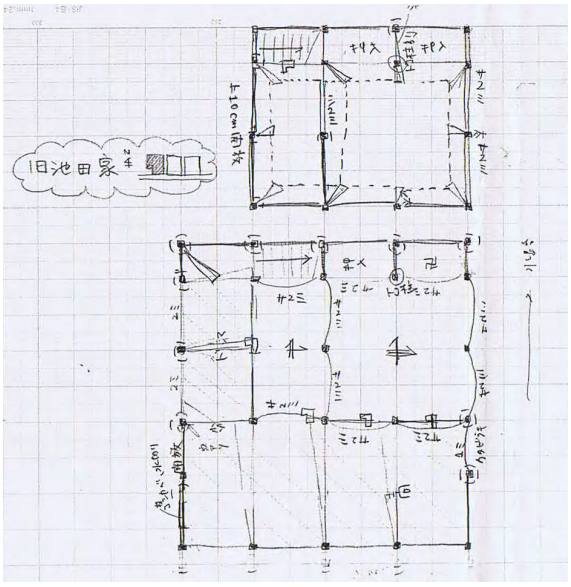
注：上図のように、景観構成要素毎に個票を作成する。個票は現存する景観構成要素の建築年代と撮影年が明らかな古写真を記録する。個票を分析することにより景観構成要素の様式の変遷が明らかになったら、下図のような景観構成要素の変遷に関する年表を作成する。



現況の平面図

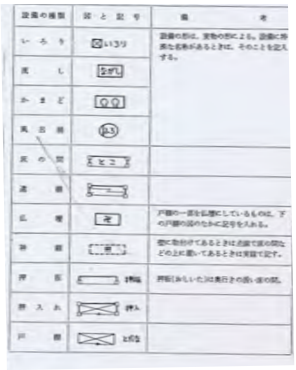


復原平面図



痕跡図





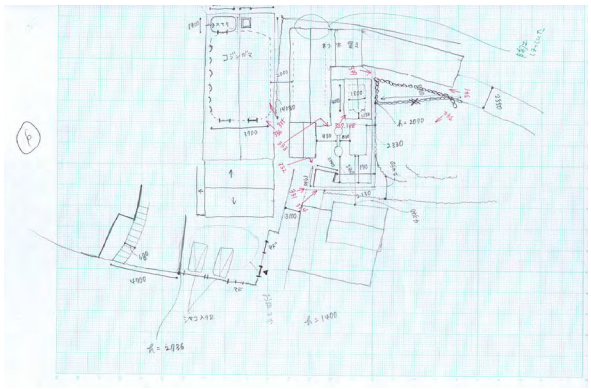
建築調査で使用している記号一覧

図 1.4.12　建築調査（佐賀県鹿島市浜宿）

注：宮本雅明氏の指導のもと筆者が作成した現況の平面図、痕跡図、復原平面図。建築調査をする際は方眼用紙を利用する。現況平面図には、まず、柱を書き、柱間を書き建具等の種類を書く。次に隣の部屋を順々に書きたしていく。設備や縁などを書き、寸法を測り記入する。最後に部屋の名称を入れ、床と天井の種類を書く。復元図作成のためには、観察により柱材（当初材、中古材等）を書き、ヌキ穴やホゾ穴等を記録し、痕跡図を作成した後、痕跡図と現況図をもとに復元図を作成する。

オ）屋敷地における空間的特性の分析

また、2～4章の4節で屋敷地単位の建築物、工作物、樹木、すなわち景観を構成する要素（以下、景観構成要素）の配置の変遷を分析していく。すなわち、農家1件、窯元1件の価値を特定するためにどのような景観構成要素が必要か、社会背景の変化でどのような景観構成要素が失われたかを明らかにする。そして、景観構成要素の配置が時代に応じてどのように変化したのか、なぜ変化したのかを屋敷地単位で明らかにすることによって建造物の配置の法則を抽出を試みる。



a　第1次実測調査の野帳



c　ヒアリング調査の野帳



b　第2次実測調査の野帳

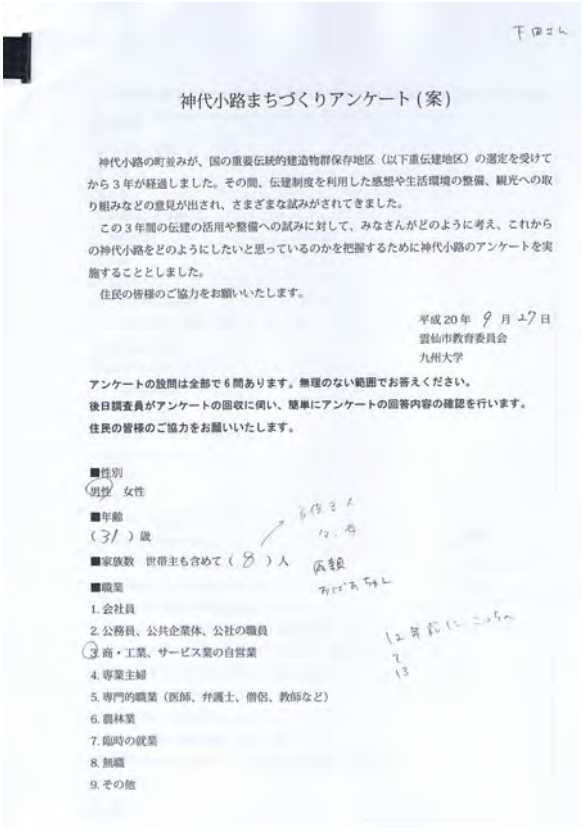
注：屋敷地の配置の変遷を記録している野帳。トレーシングペーパーを使用して重層的に情報を記録できるようにしている。

図 1.4.12　生業で使用する窯道具の図面を作成するための実測調査とヒアリング調査の際の野帳（皿山）

注：巻尺、スチールテープ、コンベックス等を使用して実測を行った結果を記録している。まず、aのように方眼用紙で実測結果を記録し、aを清書（データ化）してbのような配置図を作成する。bでは、aで記録できなかった不動産を記録する。bで作成した図面をもとに住民へヒアリング調査を行い、対象地域の歴史的特性に応じて、複数の時代（例：皿山では戦前と民陶ブーム（1970年代）時）における不動産の配置を明らかにする。

カ）住民の景観管理の分析

2～4章の6節で、住民が考える地域の景観についてアンケート調査を実施する。この調査によって、住民がいままでどのように景観を管理していたか、これから何を継承したいかなど、住民の景観管理の現状と住民が描く地域の将来像を明らかにする。



神代小路まちづくりアンケート（案）

神代小路の町並みが、国の重要伝統的建造物群保存地区（以下重伝建地区）の選定を受けてから3年が経過しました。その間、伝建制度を利用した感想や生活環境の整備、観光への取り組みなどの意見が出され、さまざまな試みがされてきました。

この3年間の伝建の活用や整備への試みに対して、みなさんがどのように考え、これからの神代小路をどのようにしたいと思っているのかを把握するために神代小路のアンケートを実施することとしました。

住民の皆様のご協力をお願いいたします。

平成20年 9 月 27日
雲仙市教育委員会
九州大学

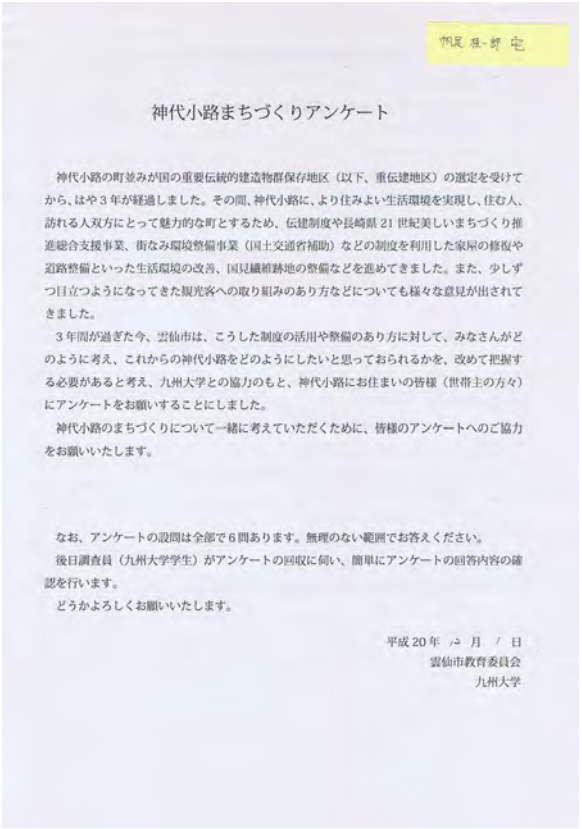
アンケートの設問は全部で6問あります。無理のない範囲でお答えください。
後日調査員がアンケートの回収に伺い、簡単にアンケートの回答内容の確認を行います。
住民の皆様のご協力をお願いいたします。

■性別
（男性）女性

■年齢
（31）歳

■家族数　世帯主も含めて（8）人

■職業
1. 会社員
2. 公務員、公共企業体、公社の職員
3. 商・工業、サービス業の自営業
4. 専業主婦
5. 専門的職業（医師、弁護士、僧侶、教師など）
6. 農林業
7. 臨時の就業
8. 無職
9. その他



神代小路まちづくりアンケート

神代小路の町並みが国の重要伝統的建造物群保存地区（以下、重伝建地区）の選定を受けてから、はや3年が経過しました。その間、神代小路に、より住みよい生活環境を実現し、住む人、訪れる人双方にとって魅力的な町とするため、伝建制度や長崎県21世紀美しいまちづくり推進総合支援事業、街なみ環境整備事業（国土交通省補助）などの制度を利用した家屋の修復や道路整備といった生活環境の改善、国見繊維跡地の整備などを進めてきました。また、少しずつ目立つようになってきた観光客への取り組みのあり方などについても様々な意見が出されてきました。

3年間が過ぎた今、雲仙市は、こうした制度の活用や整備のあり方に対して、みなさんがどのように考え、これからの神代小路をどのようにしたいと思っておられるかを、改めて把握する必要があると考え、九州大学との協力のもと、神代小路にお住まいの皆様（世帯主の方々）にアンケートをお願いすることにしました。

神代小路のまちづくりについて一緒に考えていただくために、皆様のアンケートへのご協力をお願いいたします。

なお、アンケートの設問は全部で6問あります。無理のない範囲でお答えください。
後日調査員（九州大学学生）がアンケートの回収に伺い、簡単にアンケートの回答内容の確認を行います。
どうかよろしくお願いいたします。

平成20年 ○ 月 ○ 日
雲仙市教育委員会
九州大学

図 1.4.13　アンケート調査に使用したアンケート票（神代小路）

注：アンケート調査はやり直しができない。神代小路では、区長の助言のもと、年代、世代を考慮して抽出した10名にアンケート調査のためのサンプル調査を実施し、サンプル調査の結果を参考に全世帯にアンケート調査を実施した。サンプル調査の結果、今まで行われてきた町並み保全に関する事業について住民が把握していないことが明らかになったため、本調査のアンケート票では過去の事業についての説明を補足している。

キ）LHをつくるシステムの抽出

2～4章の8節もしく10節ではLHをつくるシステムの抽出を行う。LHをつくるシステムには、景観をつくるシステム、集落に住み続けるためのシステムがある。景観をつくるシステムとは、建造物を配置する法則や建造物を改変する法則などで、集落に住み続けるためのシステムは生業や生活、コミュニティの持続・継承・発展方法などである。伝統的な生活・生業を営んでいる住民にとって、LHをつくるシステムはその空間での生活をなり立たせる上で必要不可欠であるはずであるはずだが、それが忘れ去られることは伝統的な景観やコミュニティが失われていく要因のひとつとなる。LHをつくるシステムを忘れることがないよう、集落に住み続けるためのシステムを調査した上で、景観の保全計画において景観をつくるシステムを明示しておくことが重要である。

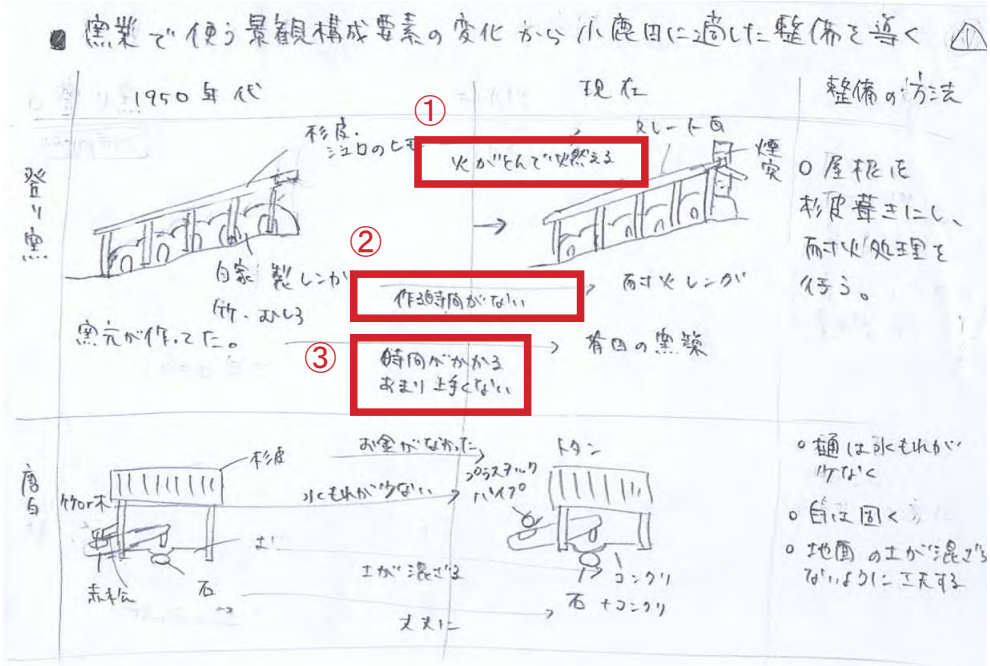


図 1.4.14　景観をつくるシステムを分析している際の野帳（皿山）

注：景観の変遷を分析し、景観が変化した理由を住民にヒアリングすることで、景観の変容が起こった要因を明らかにしている。皿山の登り窯は屋根材が杉皮からスレート瓦に変わっている。その理由は、窯の火が上屋に移り、火事が頻繁に起こったため、屋根を不燃の材料に変える必要があったためである（①参照）。また、登り窯の材料は自家製の煉瓦から耐火煉瓦に変わったが、その理由は民陶ブームにより需要が高まったため、煉瓦をつくる時間がなくなったためである（②参照）。また、登り窯は窯元が作っていたが、有田の窯業に委託するようになる。それは、窯元手製の窯だと焼き物を焼いている最中に崩れること、民陶ブームにより現金収入を得れるようになったことが理由にある（③参照）。このように、住民は建造物を改変する際、多大の資金を投入しているため、景観の変化には生活・生業に関わる理由がある場合が多い。このような様式の変化の理由を分析するとともに、屋敷地における建造物の配置の変化の理由を作業動線を考慮しながら分析することで、その地域における景観をつくるシステムを明らかにすることができる。

(4) 本研究における調査方法の独自性

本研究における景観の調査方法は、主に宮本が考案した伝建制度における景観の調査、評価、保全の方法を参考にしているが、以下の点で宮本の方法と異なる。

a) 伝建制度による景観調査は基本的に経年性を有する建造物が群として残る地区を調査対象としているが、本研究では、建造物の経年性のみにこだわらず、集落域全体、すなわち宅地の周囲の農地、里山も調査対象とする。

b) 伝建制度による景観調査は50年以上の経年性を有する建造物のみを調査するが、本研究では全件調査を基本とする。

c) 伝建制度による景観調査は建築物、工作物、樹木の不動産を調査対象とするが、本研究では、必要に応じて動産も調査する。

d) 伝建制度による景観調査は、歴史的特性、空間的特性、景観的特性の3つの視点で景観を評価するが、本研究では、地理的特性、自然的特性、社会的特性を加えた6つの視点でLHを評価する。

e) 本研究では、上記6つの視点で景観を分析することで、宮本の景観の調査方法では明らかにしなかったLHをつくるシステムを明らかにする。

なお、本研究では、上述調査方法を事例研究地において実践するとともに、LHの評価、保全方法を検討する。特に、LHの価値を説明する上で、LHをつくるシステムが重要である。本研究では、集落に住み続けるためのシステムが崩壊の危機に晒される要因として、(1) 生業を営むことが難しくなること、(2) 地元コミュニティによる自治活動の継続が難しくなること、(3) 観光開発等の外部圧力によりコミュニティが変容することを仮説的に挙げた。2章～4章の事例研究では、上述の調査方法を実践した上で、調査地の景観保全の取組みと集落に住み続けるための取組みについて明らかにしていく。

【注釈】

1) ICCROM所長。ICCROM(イクロム)の正式名は、International Centreforthe Studyof the Preservationand Restoration of Cultural Property(文化財保存修復研究国際センター)で、文化財保存に関する国際機関の一つで、本部はイタリアのローマにある。学術的・技術的問題の研究助言を行い、専門家の育成と修復技術の向上を行っている。

2) 許可制とは、原則として建築等をしてはいけないが、「許可」があるときだけ行ってよいとするものである。無許可で行った行為に対しては「命令」という強制力のある措置がとられる。「命令」には強制力があるので、「命令」に従わない場合は罰則の対象になる。「許可」による規制は比較的厳しいものであると言える。

3) 届出制とは、建築等も行ってよいが届出だけはして下さいという制度である。届出さえすれば、その内容が不適当なものであっても、命令というような強制力のある措置をとることはできず、「勧告」という強制力のない措置しかとれない。「勧告」に従わない場合でも罰則の対象にはならない。許可制と比べ、届出制による景観規制は比較的ゆるやかな規制であると言える。

2 章　大分県日田市小鹿田焼の里に関する事例研究

■はじめに

本章では 1 章で提示した景観の調査、評価、保全方法の考えに基づいて大分県日田市大字小野源栄町皿山（以下、皿山）における事例研究結果を提示する。

皿山は 2008 年 3 月 28 日に重要文化的景観の選定を受けた窯業を生業とする 14 戸の山村集落である。全国各地の民陶[注 1)]の窯業集落の多くは 1960 ～ 70 年代の民陶ブーム[注 2)]によって工業化が進み、伝統的な製陶方法による窯業が営まれなくなったが、皿山では集落形成時の近世まで歴史を遡ることができる李氏朝鮮系の伝統的な窯業の作業工程によって作られる民陶・小鹿田焼が「記録作成等の措置を講ずるべき無形文化財」(1970 年）に選択、国の重要無形文化財（1995 年）に指定されている。また、文化庁が指定する重要無形文化財の陶芸分野で、現在皿山と同じく保持団体を受けているのは、柿右衛門、色鍋島の 2 団体に過ぎず、皿山以外は茶陶あるいは芸術工芸としての性格を持っていることから、皿山が国内の窯業を生業とする地域の中で最も社会の変化に対応しながら、伝統的な窯業を営み続けてきた地域であると言える。

なお、本研究は「小鹿田焼の里文化的景観に対する保存計画策定調査」の一環として行った。この調査では、文化的景観を成り立たせる歴史、自然、生活・生業の文化財としての価値を明らかにするため、自然調査、歴史調査、社会調査、景観調査を、それぞれの専門家チームを編成して実施した。筆者らを含む研究チームは、この内の主に社会調査と景観調査を担当し、全体の調査成果に基づく保存計画策定にも参画した。

具体的には以下の方法で研究を遂行した。まず、皿山の窯業の実態を把握するために、皿山の社会背景と窯業に関する工程および作業の変遷を整理、分析し、窯業が景観に及ぼす影響を景観構成要素ごとに詳細に調べた。具体的には、まず資料文献調査により、小鹿田焼の民陶をめぐる社会的背景の概要、および伝統的と言われる小鹿田焼の工程と作業内容を把握した後、全ての窯元の仕事場を詳細に図面に記録しヒアリングを実施することによって、現在の小鹿田焼の工程と作業内容を明らかにした。また、そこから得られた工程と作業内容の変遷を抽出し、その要因を明らかにするために皿山の窯業史や民陶ブームに関する資料文献を調べ、ヒアリング調査によって改めて事実関係等を確認した。また、資料文献や現地調査を基に、個々の景観構成要素を編年することで変遷を調べ、ヒアリングによりその変化の要因を明らかにした。この後、改めて窯業に関わる個々の景観構成要素の配置の調査・分析を行うことで各窯元の作業領域を明らかにし、それら作業領域内の構成要素の詳細な配置の変遷とその要因を資料文献とヒアリングによって明らかにした。最後に、文化的景観保存計画策定調査の一環として行われたアンケート調査結果の分析と住民へのヒアリングを行い、住民や観光客が考える皿山らしさを明らかにした。以上の調査結果をもとに、①伝統的な窯業の持続が文化的景観にどのような影響を与えているのか、②皿山における文化的景観の保全に必要な要件とその課題を明らかに

した。

本章は、1章で提示した調査研究方法に基づいて構成している。2.1では、皿山の歴史、自然、地理的特性について述べ、2.2では皿山の生業である窯業の工程と作業の内容について述べている。2.3では皿山全体の空間構成の変遷を明らかにするために土地利用の変遷について記述している。2.4では、建築物[注3)]、工作物の材料や様式の変遷の分析や類型化を行っている。また、皿山における樹木や庭の特徴についても説明している。2.5では、屋敷地における空間構成の変遷を明らかにするために、敷地内の建築物、工作物の配置の変遷を明らかにしている。2.6では、皿山住民と皿山の観光客に対して実施した、景観に関するアンケート調査の結果を示す。2.7では、2.1～2.6の分析から地理的特性、自然的特性、歴史的特性、社会的特性、空間特性、景観特性の6つの視点により皿山のLHの特徴を明らかにする。2.8では、2.1～2.7の結果を考察することで、皿山におけるLHを形成するシステムを明らかにする。2.9で皿山の景観を保全する際の方針を明示する。2.10では､集落に住み続けるための取組みついて記述する。最後の2.11で、1章で提示した本研究の枠組みの有効性の検討を行い、1章で提示した枠組みの一般化のための今後の課題を明らかにする。

2.1　皿山の地理的特性、自然的特性、歴史的特性

日田市は、北部九州のほぼ中央、大分県の西部に位置し、福岡県と熊本県に隣接した地域である。周囲を阿蘇、九重山系や英彦山系の山に囲まれ、これらの山系から流れ出る豊富な水が日田盆地で合流し、筑後・佐賀平野を還流している。古くから北部九州の各地を結ぶ交通の要衝として栄え、江戸時代には幕府直轄地・天領として栄えた。その中でも皿山は、日田市市街地から北方約15㎞に位置し、英彦山系の岳滅鬼山の中、標高約430～440ｍ、小野川の源流の1つである大浦川及び五色谷川によって形成された谷筋に成立した集落である（日田市,2007)。

皿山のほぼ全域が昭和25年に邪馬日田英彦山国指定公園に指定されており、自然公園法により優れた自然の風景地としてこれまで保護されてきた地域である（日田市,2007)。この地域の地質は、山国累層に属する熱水変成を受けたプロピライトで、強く変質し、粘土化したものは小鹿田焼の陶土として利用されたが、この陶土は良質ではなく、扱いにくい性質の陶土とされている。このように皿山は身近にある豊富な水・陶土・燃料（薪）を活かし、窯業を営んできた地域である（日田市,2007)。

皿山は小鹿田焼の開窯と同時に起こったとされる山村集落で、小石原から招かれた陶工の柳瀬三右衛門と日田郡大鶴村の黒木十兵衛によって1716～1735年に開窯したとされる（貞包博幸,1992)。1931年に柳宗悦が『日田の皿山』の中で小鹿田焼を絶賛したことを機に皿山は徐々に知名度を高め､同時に伝統的産地としての認識も広まった（濱田琢司,2002)。『日田の皿山』で､「それはどんな歴史にもまだ書いてない。又日田のどんな産物にも挙げてはない」､「文献を書物に探ったが、あらゆる努力は失敗であった」と、昭和2年に柳が小鹿田焼について調べた時の様子が記述されている（柳宗悦編,1965)。『日田の皿山』に、「この郡の山間で貧しく作られる焼き物に心を惹かれて来たのである」､「それは、窯は更に、五六里も奥の山間にある」､「それに分布区域も山に遮られて遠くまでは届かない」､「そこを右に折れて道の至りを得た所が峠である。乙舞峠と呼ぶ。年老いた一本松が旅人に憩ひの茶屋である。降りること僅かばかり、十軒ほどの家が、渓間に固く寄り添うて集まる。そこが目指す皿山である。それは人も知る、英彦山の近くである。彦山村には更に三里、小石原には五里、往き来の殆どない寒村である」とあることから、当時の皿山は、全10世帯程度の小さい隠れ里であったことが分かる。

一方、当時の皿山の生活については､「かくして誰からも省られず貧しい歴史をつづけている」（柳宗悦編,1965)､「半農半陶なるこの窯元九戸は平均二アールの田畑を所有し食糧は自給なし得る」（へくそかずら同人会,2003)､「新制中学ができたばかりの戦後、年老いた父を助けて欠席をし、田植えの準備にかかるのであった。そのころは全戸に牛がいて、農作業や山から伐採の木材を出すのを職業とする者が何人もいた」（へくそかずら同人会,2003)､「そこの牛は立派なものであったが､それでも農繁期は人牛共に過剰労働で､牛もむほんを起こすのであった」（へくそかずら同人会,2003）という記述が残っている。また､「当時は窯業だけでは生活できなかっ

たため、農業で自給自足の生活を行いながら、小鹿田焼で現金収入を得て、それが足らなければ林業を営み生活していた」というヒアリング結果からも、民陶ブーム以前の皿山は窯業だけでは生活できないほど貧しく、窯業と合わせて農業と林業を営んでいること、そして、それらの仕事に牛が欠かせなかったことが分かる。

1960 ～ 70 年代にかけて起こった民陶ブームでは、皿山は民陶の聖地のように扱われ、1960年代の九州地方のやきものの里に限ると、皿山は有田につぐ割合で旅行雑誌に掲載され（濱田琢司 , 2002-2)、主に近郊に限られていた小鹿田焼の需要が全国に拡大した（寺川由己 , 1967)（小鹿田焼同業組合 , 2008)。それにより窯元が窯業の収入だけで生計を立てることが可能になったため、生業が半農半陶から窯業専業へと変化した。

民陶ブームにより、民陶が民芸店を中心に高価で売られるようになる一方、大量生産の機械製品の方は安価で身近な店で売られるようになり（横山貞子 , 1979)、民陶は「民衆が用いるごく普通なもので身近で売られていて、安価で便利なもの」とする民芸の定義を満たさなくなっていった（寺川泰郎 , 1985)。皿山は、「肝心の営業者に向上心がない」として、大正期に県による産業振興が図られた経緯もあることから、元来は窯業の産業化に消極的であったが、その皿山でも 1970 ～ 71 年に労力軽減のため、増産できる機械の導入が検討された（濱田琢司 , 2002)。しかし、最終的には「労力軽減も大事だが、機械導入によって伝統の技法がこわれてしまっては、小鹿田焼が死んでしまう」と機械の導入を行わないことが決定された（濱田琢司 , 2002)。また、同じ時期に、一部窯元の陶芸展への出展に対して、作家をつくらないという皿山のやり方に反するという意見が出て、最終的には個人作家をつくらないという方針が明確化された（濱田琢司 , 2002)。これらの民陶ブーム時の議論により、皿山では、伝統的な窯業によって需要に応じた作品を作り続ける、個人作家をつくらないなどの方針を定め、意識的に伝統を保持することを決めた（濱田琢司 , 2002)。皿山の機械化に関しては、窯元、市の文化財調査委員会、観光協会、県産業工芸試験所、民芸協会、民芸協団の各代表による会合がもたれた記録もあり（濱田琢司 , 2002-2)、小鹿田焼の価格を変容させる個人作家の抑制に関しては、窯元間の議論だけでなく、柳宗悦直々の教えもあった[注4)]。

これにより、他の民窯が機械化などにより大きく変容する中で、皿山の伝統性は際だったものとなっていき、1970 年には「記録作成等の措置を講ずるべき無形文化財」、1995 年には国の重要無形文化財の指定をいずれも団体として受けた。その指定要件は、①陶土は、皿山で採取された原土を唐臼で粉砕し、手作業で水簸（すいひ）・乾燥させること、②成形は、蹴轆轤（けろくろ）により、大物作りは、底打ち、練り付け、腰継によること、③模様付けでは、伝承された刷毛目、飛び鉋、櫛目（くしめ）、指描き、打掛け、流掛け等の技法によること、④釉薬はフラシ釉（透明釉）、地釉（飴釉）、セイジ（緑釉）、薄セイジ、黒釉、ドーケとし、原料は木灰、藁灰、長石、錆石、銅とし、調整は伝承された方法により、施釉は、生掛けを基本とすること、⑤窯焚き（焼成）は、伝承された登り窯によること、⑥伝統的な小鹿田焼の特質を保持すること、の 6 つであり、これは小鹿

田焼の伝統的製陶技法を守ることを明示したものである。さらに、2008 年 3 月 28 日、皿山は重要文化的景観の選定を受け、伝統的な窯業という無形の文化財だけでなく、それにより形成される景観という有形のものにも価値が認められた。2009 年 10 月現在でも、伝統的な窯業を営みながら民陶ブーム前の価格を保持し、個人を主張しない「小鹿田焼」という銘を入れ、マグカップやお香入れなど需要に応じた作品を作り続ける一方、伝統的な大甕を作りながら、開窯した 3 名を始祖とする窯元 10、民宿 1、酒屋 1、大工 1、工務店 1 の計 14 世帯が生活している。



写真 2.1.1　皿山の全景（2010 年展望台より撮影）



写真 2.1.2　町並み（2010 年撮影）



写真 2.1.3　唐臼と河川（2010 年撮影）



写真 2.1.4　皿山の航空写真（1965 年）［日田市文化財保護課提供］



写真 2.1.5　皿山の航空写真（現在）［日田市文化財保護課提供］

2.2　窯業に関する工程と作業の変遷

現在の小鹿田焼の工程は、①原土の採取、②原土の乾燥、③原土の粉砕、④水簸、⑤水抜き、⑥成形、⑦乾燥、⑧装飾、⑨施釉、⑩素焼き、⑪焚き物の準備、⑫焼成である（長田明彦 , 1992)'（大分県教育委員会編 , 1975)'（本田正明 , 1998)。②～⑩の作業は家族で営まれ、特に④⑤の陶土づくりの作業はどの窯元でも女性の仕事とされる。原土の採取は集落の全窯元で行われ、焚き物の準備は近郊に住む親族も協力する。かつては息子によって原土採取が行われていたが、民陶ブーム時、柳宗悦らに見せるために行われた全窯元による原土の採取が合理的だったため、それが定着している。また、昭和 10 年までは、全窯元が集落内の共同窯で焼成したが、共同窯から離れた屋敷地を有する窯元を中心に、個人窯を築いたため、現在、5 窯元が共同で共同窯を使用し、焼成を行っている。里山から採取した原土は、唐臼小屋で乾燥させ、唐臼で粉砕する。それを中舟、外舟による水簸で細かい粒度の原土を取り出し、陶土を作成する。集落全ての窯元が唐臼による原土の粉砕、水簸という伝統的な方法で陶土を作成するのは皿山だけとされる。その陶土の水分をオロとモリバチ、土掛け窯によって調節する。作業場で成形した後、最も時間がかかる工程であるツボと呼ばれる空間で作品の乾燥を行い、作業場やその横の庭で、装飾、施釉を行う。その後、小物に対して素焼きを行った後、焼成を行う。その際に大量の焚き物が必要なため、焚き物用の木材を集落近郊や里山の木材乾燥用のツボで乾燥させる。

上記のうち、モリバチ・土掛け窯での水抜きや素焼きが民陶ブーム後に追加された工程で、それ以外は江戸時代から伝わる伝統的なものである。モリバチ・土掛け窯での水抜きは民陶ブームによって近郊に限られていた小鹿田焼の需要が都市部まで拡大したことによる陶土不足を解決するために追加された。民陶ブーム時、女性達は陶土の水分を早く抜くために焼成後の登り窯の上に陶土を掛けるようになり、その作業を重労働かつ危険と感じた窯元達は当時他の窯業を生業とする地域で用いられていたモリバチによる水抜きを導入した。しかし、陶土が凍結する冬場やオロやモリバチだけで水抜きが間に合わない場合は引き続き登り窯の上に陶土を掛ける作業が行われた。そこで昭和 50 年代に 1 人の窯元が簡単で安全に陶土の水抜きを行える土掛け窯を考案し、それが全窯元へ普及した。現在、陶土を手作りする地域が少なくなり、モリバチをつくる窯元が廃業してしまったため、モリバチによる水抜きはそれが残る窯元でのみ行われている。素焼き窯による素焼きの工程は後から追加されたものであるが、その理由は民陶ブームによって需要が高まった都市住民の生活様式に合わせた小物を成形したが、昔からつくっていた大きな作品と同時に焼成すると小物が割れてしまうという焼成の問題を解決するためにであった。需要の増加に対応するため、唐臼を廃止し、水車で陶土の粉砕をすることも考案されたが、唐臼の原土の粉砕量と粉砕速度が小鹿田焼の工程に最も適していたので（大分県教育委員会編 , 1975)、里山から採取した原土を唐臼で粉砕し、水簸や水抜きによって陶土をつくる作業が継承された。水簸で作られた陶土は粒度が細かく乾燥しにくいため、ツボと呼ばれる空地

での乾燥は欠かせず、小鹿田焼の伝統的な成形方法や焼成方法もこの陶土に適した作業内容になっている。そのため、唐臼による原土の粉砕や水簸、水抜きによる陶土づくりが継承されると、必然的に他の伝統的な工程や作業も継承された。

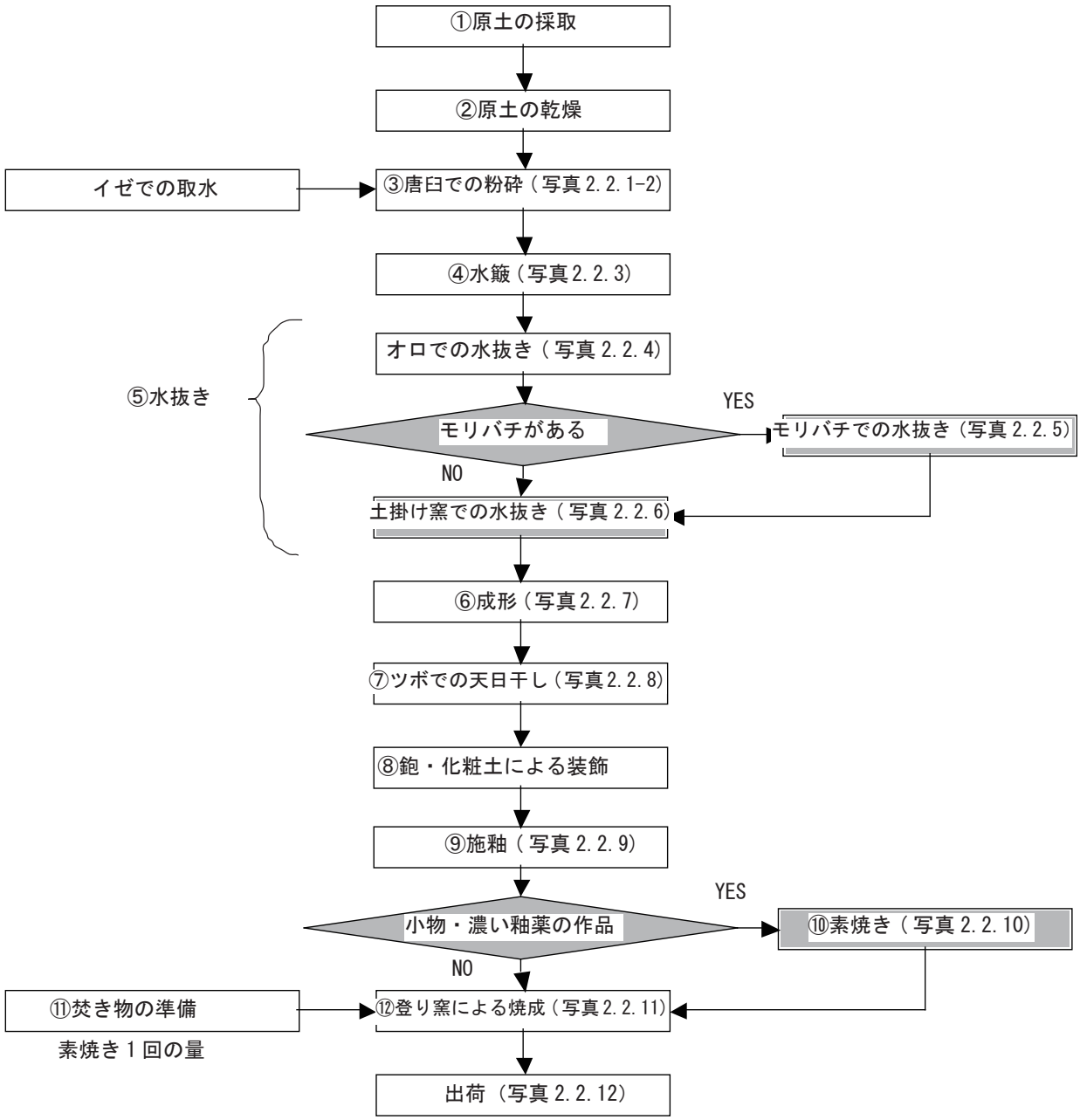


図 2.1　現在の作業工程（色付きは 1950 年以降に追加された工程を示す）



写真 2.2.1　陶土の粉砕（唐臼外観）



写真 2.2.2　陶土の粉砕（唐臼）



写真 2.2.3　水簸（中舟・外舟）



写真 2.2.4　水抜き（オロ）



写真 2.2.5　水抜き（モリバチ）



写真 2.2.6　水抜き（土掛け窯）



写真 2.2.7　成形（作業場）



写真 2.2.8　天日干し（ツボ）



写真 2.2.9　施釉（作業場横）



写真 2.2.10　素焼き（素焼き窯）



写真 2.2.11　焼成（登り窯）



写真 2.2.12　出荷

2.3　土地利用の変遷

明治22年の皿山の土地利用と土地の所有状況、2008年の皿山の土地利用と土地の所有状況を図2.3.1～図2.3.4に示す。

明治22年の皿山では、皿山住民が所有する土地の大部分が山林で、山間のわずかな川沿いの平地に宅地が置かれ、その近郊に畑、焼畑、上流部に田がつくられている。焼成に使用する薪の切り出しに使用される山林は、共同所有されている場合も多い。また、皿山住民は小野村の外でも土地を所有しているが、それは皿山住民の一部が隣の集落の小鹿田から移住した者であるためと考えられる。皿山住民は隣の集落の小鹿田の土地を田や焼畑として利用していることから小野村内の土地だけでは、自給用の田、畑が確保できなかった様子が窺える。

2008年になると、田、畑が宅地に転換され、宅地の面積が拡大している。宅地が増加した理由として、以下2点があげられる。1つ目は、分家して世帯数が増加したことである。皿山では、開窯した時は3世帯、昭和2年は10世帯、現在は14世帯と分家により世帯数が増加したため、宅地が増えたと推測される。2つ目は、民陶ブームにより農業をする時間がなくなったこと、窯業専業で生活できるほどの現金収入を得ることができるようになったことから、農業をやめたことである。上記の世帯数の増加、民陶ブームによる屋敷地の拡大等により、不要になった耕作地を宅地に転換したと推測される。一方、2008年の資料調査では、小野村内の土地利用しか確認できなかったが、住民へのヒアリング調査から小野村外にも所有する土地があることが明らかになったため、明治22年の小野村外の土地の所有が現在も続いていると推測される。

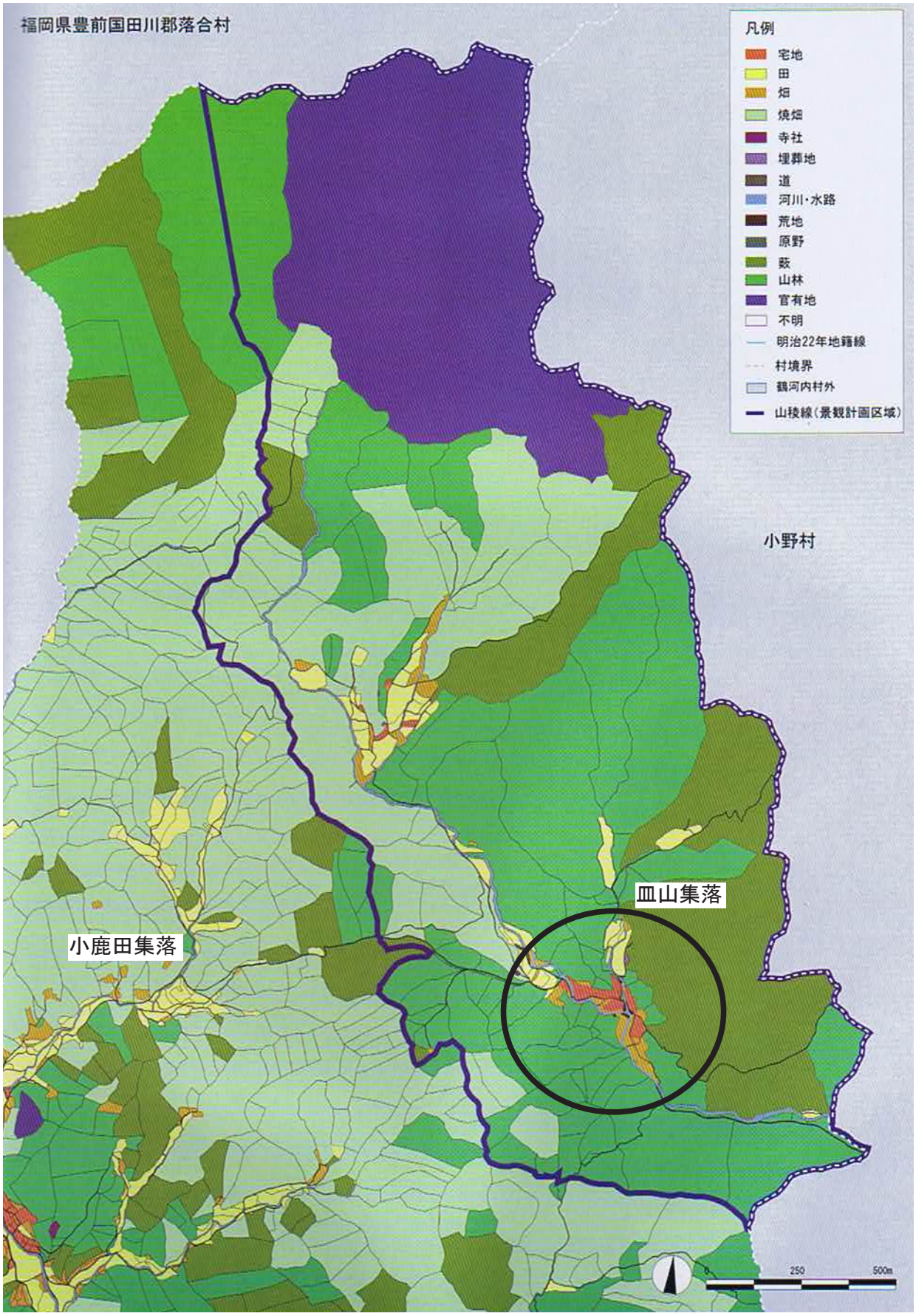


図 2.3.1　明治 22 年の皿山集落周辺の土地利用（日田市 , 2010）

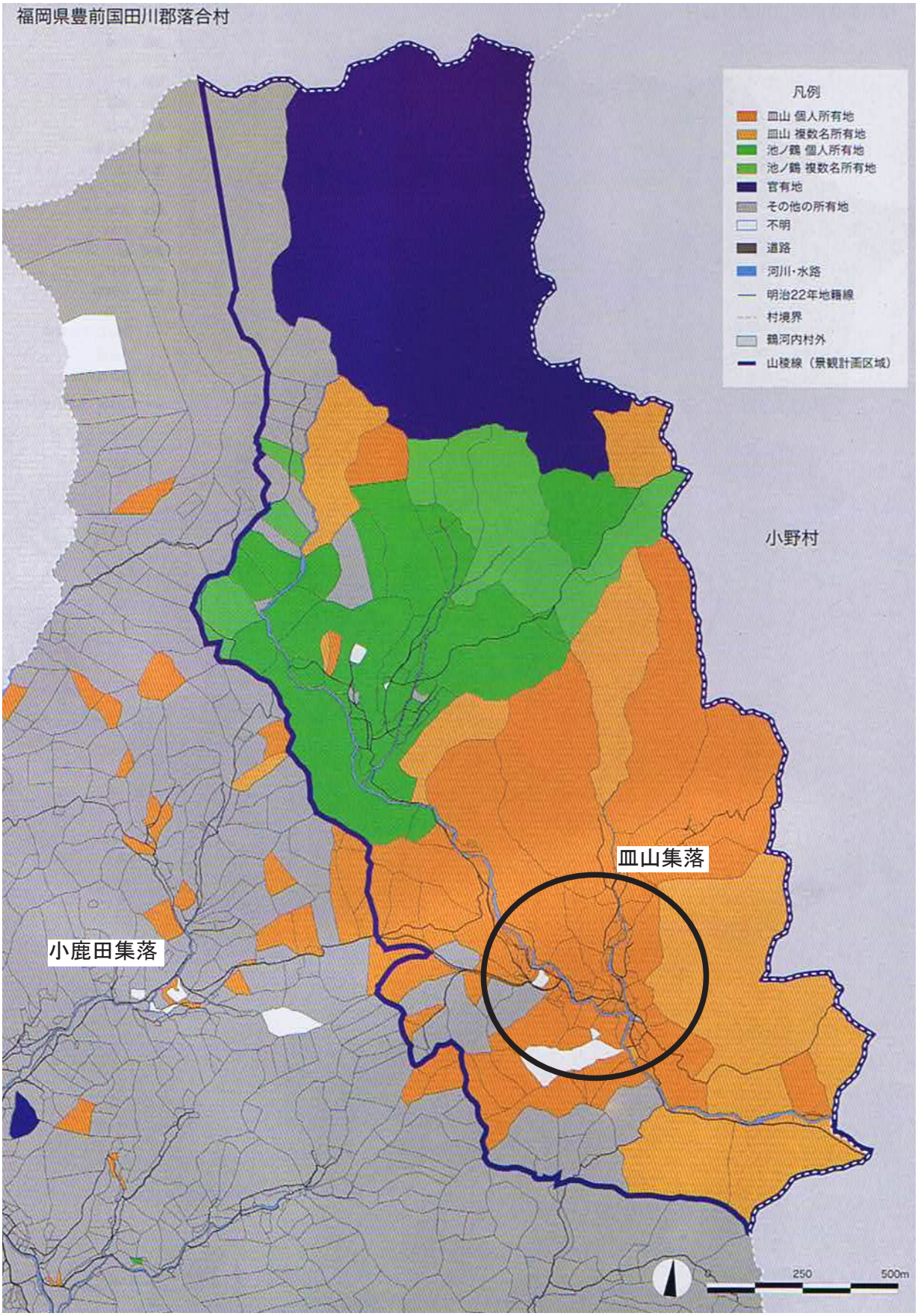


図 2.3.2　明治 22 年における皿山集落周辺の土地の所有の状況（日田市 , 2010）

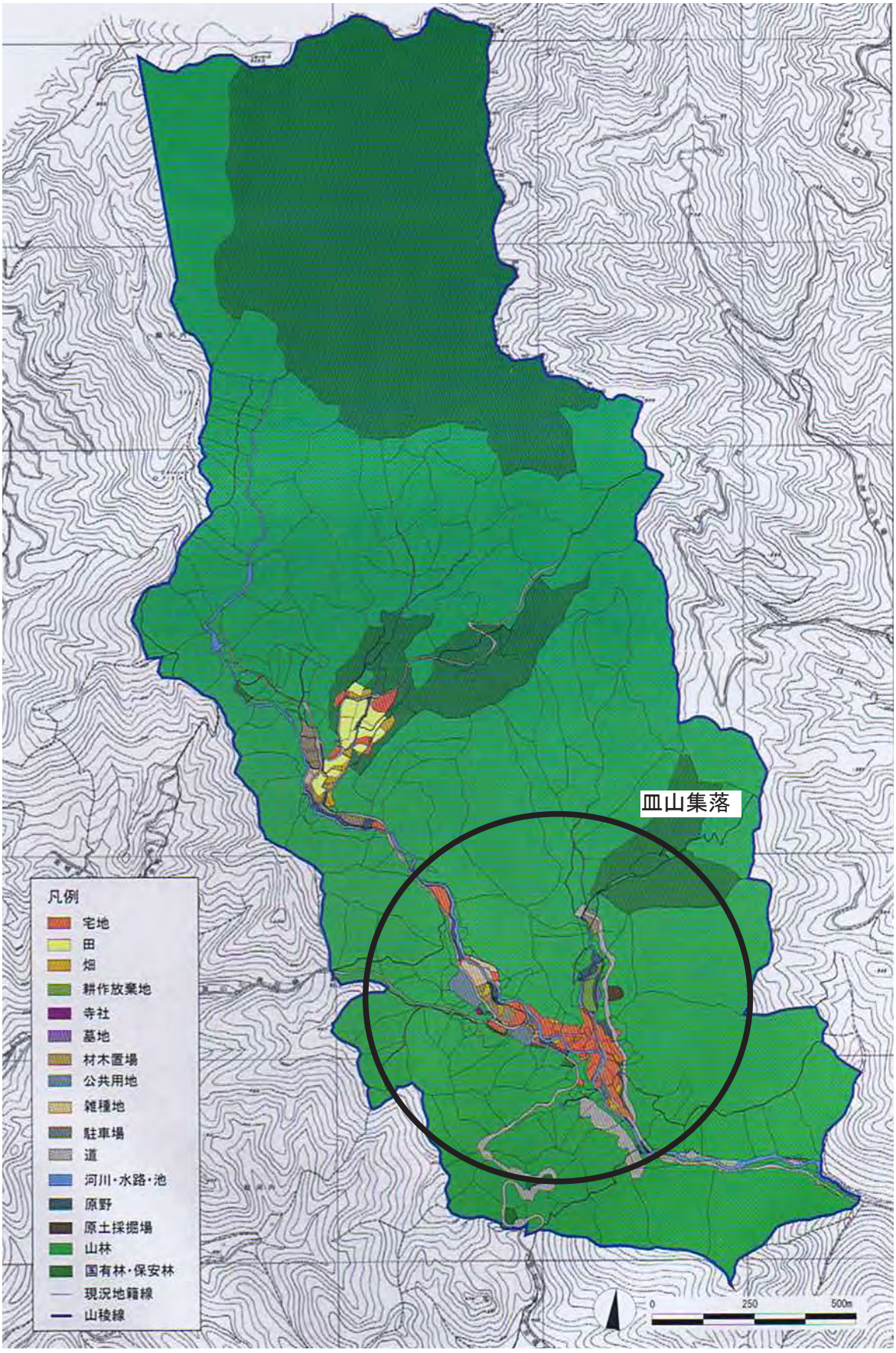


図 2.3.3　2008 年の皿山集落周辺の土地利用（日田市 , 2010）

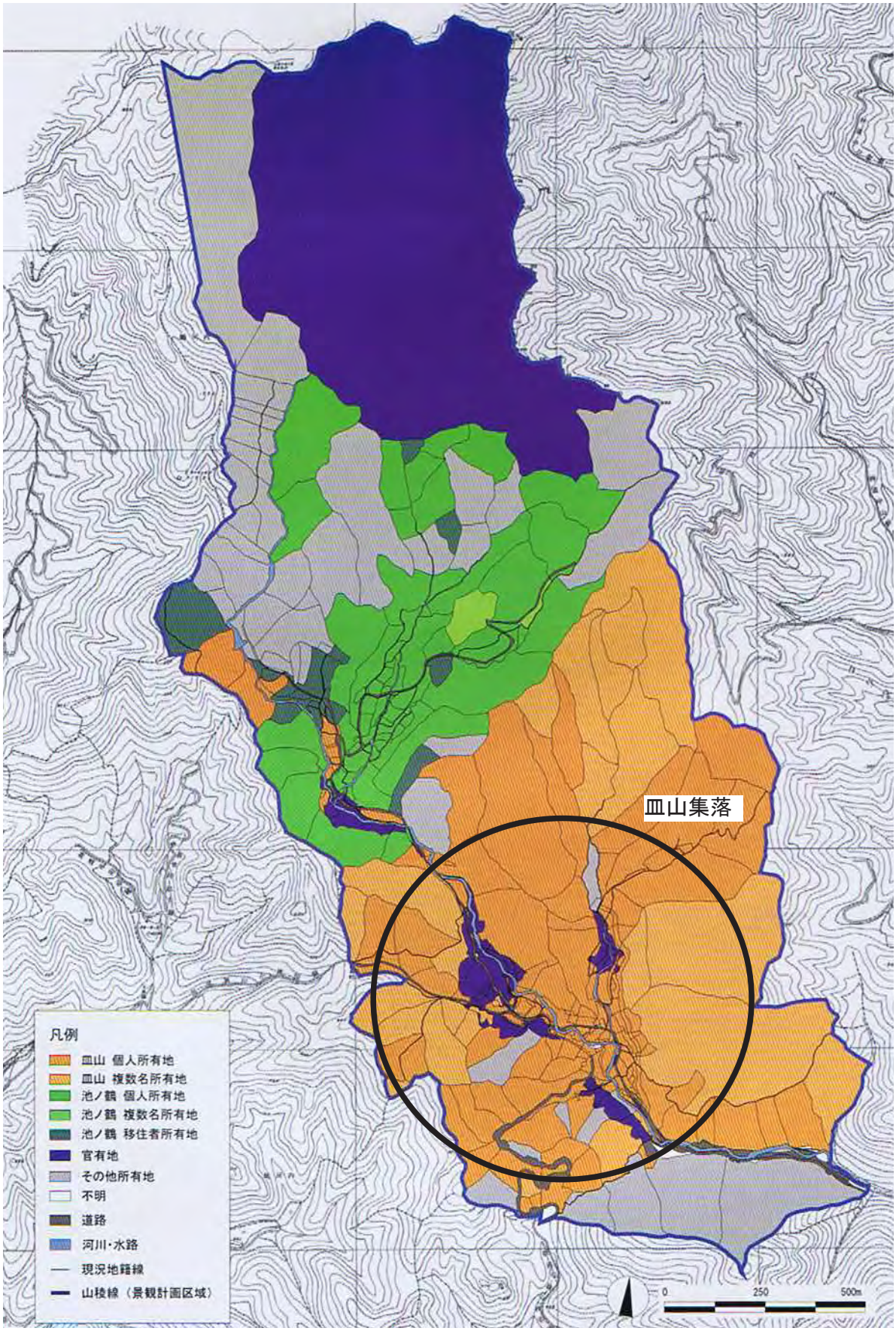


図 2.3.4　2008 年における皿山集落周辺の土地の所有の状況（日田市 , 2010）

2.4　個々の景観構成要素の変遷

皿山では、民陶ブーム以前は主屋の土間で成形が行われていたが、民陶ブーム後は牛小屋などの不要な建築物は取り壊され、新たに成形専用の作業場や販売専用の建築物が別棟で設けられた。そのため、皿山の建築物の変遷は、作業空間を有していた茅葺民家の主屋が住居専用の瓦葺民家へ建て替えられたことや屋敷地内で頻繁に増改築が行われている点が特徴である。一方、工作物は一般的に作業に応じて合理化され続けている。よって、建築物は窯業の発展によって生じる建替えや増改築、工作物はそれ自体の合理化に着目して分析した。なお、分析の基とした悉皆調査の結果の一覧を表 2.4.1[注 7)]、表 2.4.2 で示している。

(1)　建築物

1950 年までの皿山の屋敷地は、茅葺寄棟平屋直屋もしくは鉤屋の主屋と牛小屋、蔵で構成されていた。当時は、農作業兼用の土間や 1 間半ほどの成形専用の土間で成形した。牛は主に農業に使用されたが、小鹿田焼の出荷にも利用された。

民陶ブームにより作品の需要が増え始めると、土間での作業が手狭になり、瓦葺切妻棟 2 階建直屋の作業場をできるだけ主屋の近く、鉤型になるように別棟で設け、生産性を高めた。その際、以前は天日干しした作品を主屋の廊下にしまっていたが、作業場にしまうようになり、その廊下は来窯した客への販売空間へと変化した。

昭和 40 年代、窯業専業になり、1 年中窯業を営むようになると、民陶ブームの繁忙で毎年行われる茅の葺替えを行う時間がなくなり、住民の間の相談の末、主屋が住居専用の瓦葺民家へ建て替えられ、集落共有の茅場に杉を植えた。一方、小鹿田焼の品切れ状態が続いたこと、農耕牛が不要になったことから、牛小屋を壊し、その空いた敷地に販売空間である展示場を別棟で設け、地区内での小鹿田焼の販売を促進した。そのため、販売空間だった廊下は作品の展示空間へと変化した。集落の全貌が見える展望台やバス運行など、観光関連施設やサービスが整った昭和 50 年代～ 60 年代になると窯元が観光客の視線を意識し、主屋をより立派に見せようと主屋・作業場・展示場を一つにする。平成に入ると、家族 4 世代が暮らすのに主屋が手狭になり、2 階を設ける増改築を繰り返す。

現在、皿山で多く見られる住居の形式は、入母屋瓦葺きの屋根を持つ真壁造の建物で、外壁は白漆喰仕上げ、腰壁は寒水石洗い出し仕上げが多く、上述の経緯からそれらは 1 階と 2 階で直交させ、作業場・展示場を主屋と 1 つにするなどしているため、複雑な屋根形状を持つ。皿山では、このような変化が同時期に全窯元世帯で生じ、全世帯、同一の集落内の大工により建築物が建設されている（日田市 , 2010）。





写真 2.4.2　柳瀬晴夫窯

注：上は民陶ブーム直後の柳瀬晴夫窯の屋敷地の写真（BRAIAN MORAN の書籍に挿入）。茅葺の主屋の隣に瓦葺の作業場がつくられている。下は 2008 年撮影の柳瀬晴夫窯の主屋と作業場の写真である。

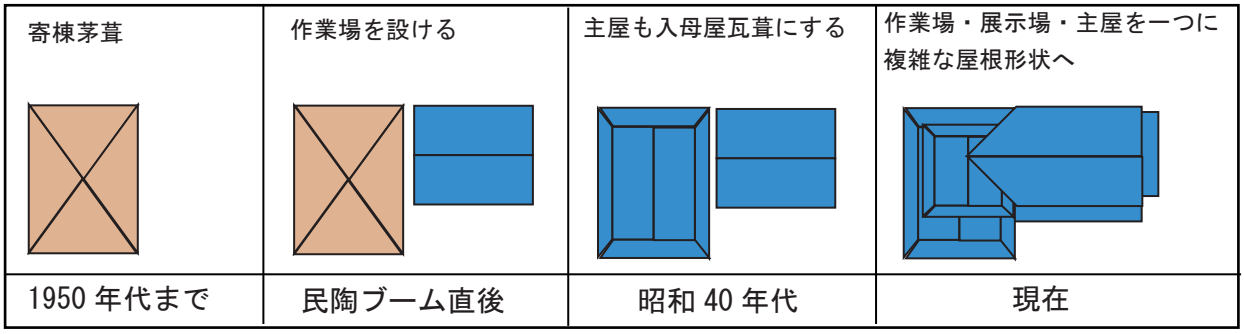


図 2.4.1　屋敷地の変遷

表 2.4.1　皿山における建築物のデータ一覧

所有者	用途	建築年代	屋根			1階壁			2階壁		規模	
			形状	材料	棟向	構造	仕上	腰壁	構造	仕上	階数	梁間
KN	住居	平成6	入母屋	桟瓦	平入	大壁	吹付	洗い出し	大壁	吹付	2	3
KS(窯元)	住居	昭和35	入母屋	桟瓦	平入	真壁	白漆喰	モルタル	–	–	1	4半
	住居	昭和55(増築)	切妻	セメント瓦	平入	大壁	白漆喰	洗い出し	大壁	吹付	2	2半
	住居	平成9(増築)	入母屋	桟瓦	–	大壁	白漆喰	洗い出し	–	–	1	2半
	展示場	明治37	–	セメント瓦	–	–	–	–	–	–	–	–
	展示場	昭和60(増築)	切妻	セメント瓦	妻入	大壁	白漆喰	洗い出し	–	–	1	4
	唐臼小屋	昭和23-24	–	トタン	–	–	–	–	–	–	–	–
	登り窯上屋	昭和36	–	スレート(下地杉皮)	–	–	–	–	–	–	–	–
KS	民宿	昭和35	入母屋	桟瓦	妻入	真壁	白漆喰	洗い出し	大壁	白漆喰	2	3
	展示場	明治45	切妻	桟瓦	平入	大壁	白漆喰	洗い出し	大壁	白漆喰	2	2
	店舗	昭和44	寄棟	亜鉛鉄板	平入	大壁	板張	–	–	–	1	2
	住居	昭和56	切妻	桟瓦	平入	大壁	吹付	–	大壁	吹付	2	2
KY	住居	1851年以前	寄棟	茅金属覆	鉤	真壁	白漆喰	モルタル	大壁	荒土	1	3半
	付属屋	昭和10	切妻	セメント瓦	平入	真壁	荒土	–	真壁	荒土	2	2
SK(窯元)	住居	昭和43	切妻	セメント瓦	平入	大壁	吹付	洗い出し	–	–	1	3
	作業場	昭和32	入母屋	セメント瓦	平入	真壁	白漆喰	モルタル	真壁	白漆喰	2	2半
	展示場	昭和52	切妻	桟瓦	平入	大壁	モルタル	モルタル	大壁	モルタル	2	2
	展示場	昭和57	切妻	桟瓦	妻入	真壁	白漆喰	洗い出し	大壁	白漆喰	2	3
	唐臼小屋	昭和39	–	セメント瓦	–	–	–	–	–	–	–	–
	唐臼小屋	昭和63	–	スレート	–	–	–	–	–	–	–	–
	唐臼小屋	平成3-4	–	合金波板	–	–	–	–	–	–	–	–
ST(窯元)	住居	昭和40	入母屋	桟瓦	平入	真壁	白漆喰	モルタル	大壁	白漆喰	中2	4
	住居+作業場	昭和45	入母屋	桟瓦	平入	真壁	白漆喰	モルタル	–	–	2	3半
	唐臼小屋	昭和62	–	トタン	–	–	–	–	–	–	–	–
	唐臼小屋	平成3-4	–	合金波板	–	–	–	–	–	–	–	–
	登り窯上屋	昭和45	–	スレート	–	–	–	–	–	–	–	–
YA(窯元)	住居	平成7	入母屋	桟瓦	妻入	真壁	吹付	モルタル	大壁	吹付	2	3
	唐臼小屋	平成14	–	合金波板	–	–	–	–	–	–	–	–
YH(窯元)	展示場+作業場+住居	昭和50	切妻	桟瓦	平入	大壁+真壁	白漆喰	洗い出し	大壁	白漆喰	2	2
	住居	平成7	入母屋	桟瓦	平入	大壁+真壁	白漆喰	モルタル	大壁	白漆喰	2	3半
	唐臼小屋	昭和	–	瓦	–	–	–	–	–	–	–	–
	唐臼小屋	昭和50年代	–	トタン	–	–	–	–	–	–	–	–
	唐臼小屋	昭和58-59	–	トタン	–	–	–	–	–	–	–	–
KT(窯元)	土蔵	明治37	切妻	桟瓦	平入	大壁	白漆喰	洗い出し	大壁	白漆喰	2	2
	作業場	昭和45	切妻	桟瓦	平入	真壁	白漆喰	石貼	真壁	白漆喰	2	3
	住居	昭和46	入母屋	桟瓦	妻入	大壁	白漆喰	モルタル	大壁	白漆喰	2	4
	住居	平成8(増築)	入母屋	桟瓦	妻入	大壁	白漆喰	モルタル	大壁	白漆喰	2	2
	展示場	昭和45	切妻	桟瓦	平入	大壁	白漆喰	海鼠	–	–	1	1
	唐臼小屋	昭和60	–	合金波板	–	–	–	–	–	–	–	–
	唐臼小屋	平成13	–	合金波板	–	–	–	–	–	–	–	–
	唐臼小屋	平成13	–	合金波板	–	–	–	–	–	–	–	–
	登り窯(廃窯)上屋	不明	–	スレート	–	–	–	–	–	–	–	–
Kt(窯元)	住居	昭和44	入母屋	桟瓦	妻入	大壁	白漆喰	モルタル	大壁	白漆喰	2	2
	作業場	昭和28	寄棟	桟瓦	平入	真壁	白漆喰	モルタル	–	–	1	2半
	展示場	昭和28	切妻	ガルバ	平入	真壁	白漆喰	立板	–	–	1	1
	唐臼小屋	平成8	–	スレート	–	–	–	–	–	–	–	–
	登り窯上屋	昭和10	–	スレート	–	–	–	–	–	–	–	–
KF(窯元)	住居・作業場	昭和55	入母屋	桟瓦	平入	真壁	白漆喰	洗い出し	真壁	白漆喰	2	2
	土蔵	安政4	切妻	桟瓦	妻入	大壁	白漆喰	モルタル	大壁	白漆喰	2	2
	唐臼小屋	昭和	–	瓦	–	–	–	–	–	–	–	–
	唐臼小屋	昭和	–	瓦	–	–	–	–	–	–	–	–
SM	店舗・住居	昭和43	切妻	桟瓦	妻入	真壁	白漆喰	モルタル	真壁	白漆喰	2	5
SM(窯元)	住居	昭和41	入母屋	桟瓦	妻入	真壁	白漆喰	洗い出し	大壁	白漆喰	2	2
	作業場	昭和35	切妻	桟瓦	平入	大壁	吹付	モルタル	大壁	吹付	2	3
	唐臼小屋	昭和	–	トタン	–	–	–	–	–	–	–	–
	唐臼小屋	昭和	–	スレート+トタン	–	–	–	–	–	–	–	–
	登り窯上屋	平成10	–	スレート	–	–	–	–	–	–	–	–
SY(窯元)	住居	昭和48	入母屋	桟瓦	平入	大壁	白漆喰	洗い出し	–	–	1	4
	作業場	昭和41	切妻	桟瓦	平入	真壁	白漆喰	洗い出し	真壁	白漆喰	2	3
	付属屋	昭和44	切妻	桟瓦	平入	大壁	吹付	–	大壁	吹付	2	3
	唐臼小屋	昭和41	–	コロニアル(石綿)	–	–	–	–	–	–	–	–
	登り窯上屋	昭和41	–	スレート	–	–	–	–	–	–	–	–
共同	唐臼小屋	平成9	–	スレート	–	–	–	–	–	–	–	–
	唐臼小屋	平成9	–	コロニアル(石綿)	–	–	–	–	–	–	–	–
	登り窯上屋	昭和30以前	–	スレート	–	–	–	–	–	–	–	–

(2) 工作物

ア）イゼ、樋、唐臼

川から唐臼へ水を引くイゼは、以前は窯元自身が築いた乱積みの石積みだったが、洪水によって頻繁に流されたので現在の材は丈夫なコンクリート製に変化している。川に直交するイゼの形状は唐臼に水を引くのに適しているため継承されている。

唐臼の杵は、材料（アカマツ）・形状が耐水性や構造面で陶土の粉砕に優れているため現在でも昔のまま継承されている。杵は、かつては窯元が造っていたが、現在は地区内の大工が造っている。唐臼の臼は、以前は少し穴を掘り、石を埋めたものであったが、石が頻繁に割れたため、コンクリートで補強され、臼の周りは、原土と地面の土が混ざらないよう、床全面にコンクリートが張られた。臼の材料は変化したが、形状はその作業に適しているため継承されている。樋は、一時、木樋や竹樋から水を受ける性能が良いビニールパイプに変化したが、観光客の視線を意識し、住民の間の議論の末、景観に配慮した木樋に戻しつつある。唐臼の上屋は、葺替え時に安価で丈夫なものが選ばれる傾向があり、多少観光客の視線を気にしながらも1950年から現在まで、茅葺、杉皮葺、板葺、トタン葺、瓦葺と次々変化した。近年の屋根材は金属板と瓦に落ち着きつつあったが、重要文化的景観に選定されたことから、それらの色や板葺へ葺替えについて住民の間で検討されている。

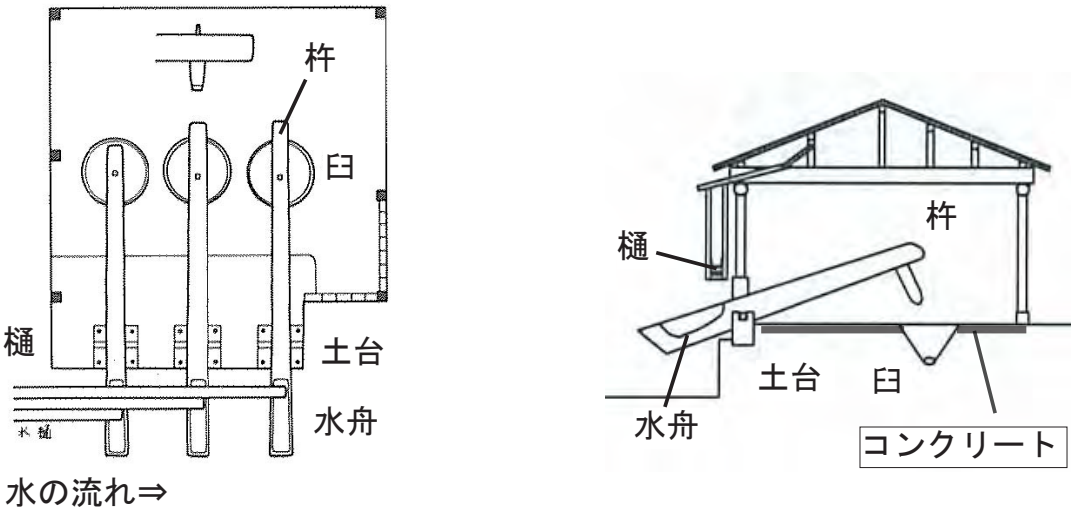


図 2.4.2　唐臼各部の名称



写真 2.4.2　1997 年頃のイゼと木樋
注：BRAIAN MORAN 撮影



写真 2.4.3　唐臼（2008 年撮影）



写真 2.4.4　木樋（2008 年撮影）

イ）中舟、外舟、オロ

水簸に使われる中舟、外舟は地下に埋められた水槽で、そのうち泥水の攪拌に用いる水槽を中舟、その沈殿に用いる水槽を外舟と呼ぶ。中舟は、数が1つであること、長方形で上端と底材に木材が用いられていること、その深さが1mであることが継承されており、長方形で上端と底材に木材が用いられていたのはそれが攪拌しやすい様式であるため、深さは小鹿田焼に必要な粒度の細かい陶土を作るのに必要であるためである。コンクリートが普及するまでは、唐臼の水舟と木板で造られていたが、水漏れの心配がないコンクリート製に変化した。外舟は陶土を沈殿するための水槽であるため、2つ所有している方が交互に沈殿させることができ、作業効率が良いが、外舟は敷地の事情により埋められる傾向があるため、1つだけ所有する窯元も存在する。集落内の外舟の形状は長方形と円形があるが、それは窯元の好みによる。外舟は深いほど多くの陶土を貯蔵できるため、新しい外舟ほど底が深い形状を有する。かつては全窯元の屋敷地内に手掘りの池があり、その水や川の水で水簸が行われていたが、上水道の整備が進んだ現在では、それは2件しか残っていない。

水抜きで用いられるオロの外部の石積みは内部の砂が漏れないようにするためのもので、上部の竹は上に被せたムシロを抑えるためのものである。近年は安易につくれるコンクリートブロックに落ち着きつつあったが、重要文化的景観に選定されたことから、次回オロを築く際に石積みで築く案も住民から挙がっている。オロの内部は、かつて、逆カマボコ型に水簸で余った砂利を詰め、陶土の余分な水分を中央に集める構造であったが、この構造では砂利がすぐ傷み、1年ごとに砂を取り替える必要があった。そこで、竹材で中央に陶土が寄るように組み、そこに藁ムシロを敷いて水抜きを行ってみたが失敗したという。このような試行錯誤の末、昭和40年代からスノコの上に砂を敷き、その上にカマボコ型にコンクリートを打つ現在の構造になる。このコンクリートの上に陶土を掛けることによって、余分な水分が側面に流れ落ち、砂利を通ってスノコの下から排水される。

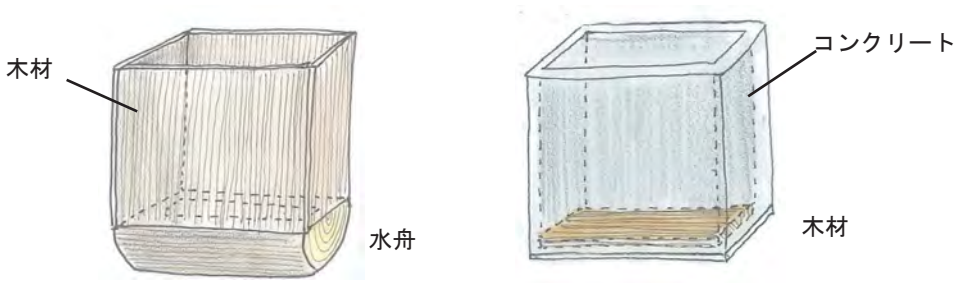


図 2.4.3　中舟の構造（左：1950年代まで、右：現在）



写真 2.4.5　屋敷地前に中舟、外舟、オロが並ぶ（2008 年撮影）

注：右から中舟、外舟、オロである。

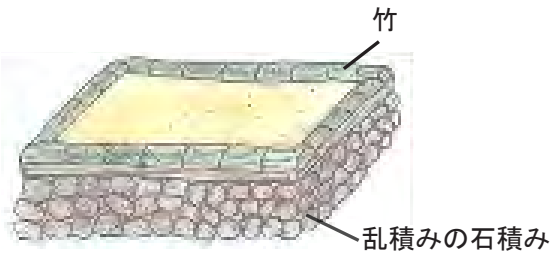


図 2.4.4　オロの外観

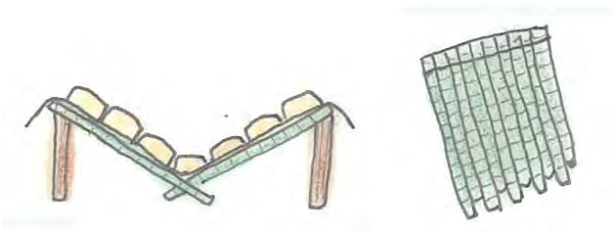
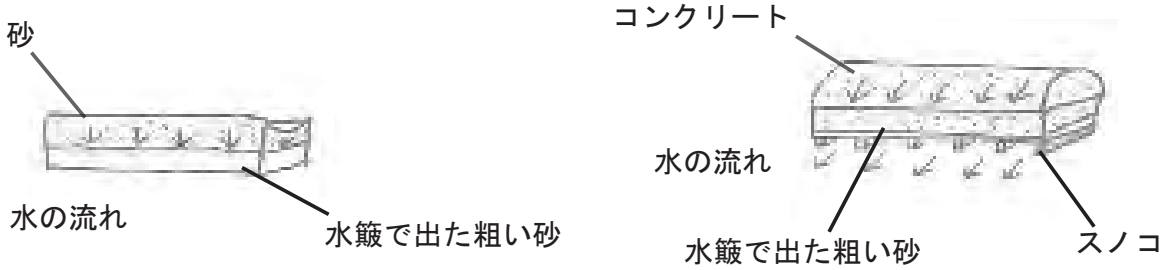


図 2.4.5　失敗したオロ



(a)　1950 年代　　(b)　現在

図 2.4.6　オロの内部構造の変化

ウ）土掛け窯、素焼き窯

土掛け窯は、考案された当初はシイタケを乾燥させる長い鉄板で造られたが、鉄板が曲がってしまう、土の乾燥具合が良くないなどの問題が生じ、試行錯誤の末、現在の土掛け窯の形状に落ち着いた。現在、土掛け窯は、煉瓦・土・石で土台を造り、その間に木を詰め、その上に、煉瓦・土を被せた後に、中に詰めた木を燃やす構造となっている。土掛け窯には、①鉄のパイプを煙突代わりとする簡易な窯と、②煉瓦造の煙突を有する窯の2種類の形式があり、共に窯元手製のものだが、②の方が新しい。一般的に、①の窯は、鉄パイプの骨組みと取り外しできるトタン屋根の下に設置されており、②の窯のうち小型の窯はそのような屋根はなく、大型の窯は小屋の中に設置されている。

素焼き窯は、現在、①正面に火口と焼き物を入れる口があり煙突がない皿山の左官や窯元が築いた窯、②煙突があり、正面に火口、その側面に焼き物を入れる口がある主に有田の窯築きによって築かれた窯、③有田の窯築きによって築かれた焼成もできる巨大な窯の3種類が皿山に現存し、それは、①→②→③の順で変化している。①→②の変化は火が回らないという不都合が生じたため、①の素焼き窯に煙突をつけたことによる。②→③の変化は、より多くの作品を素焼きするために設けられたが、約20年経過しても1件しかなく、あまり普及していない。聞き取りによると、重要無形文化財の登り窯による焼成に関する指定要件を考慮し、③のような巨大な素焼き窯は控えているという。

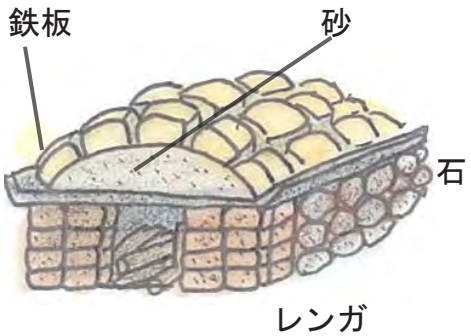
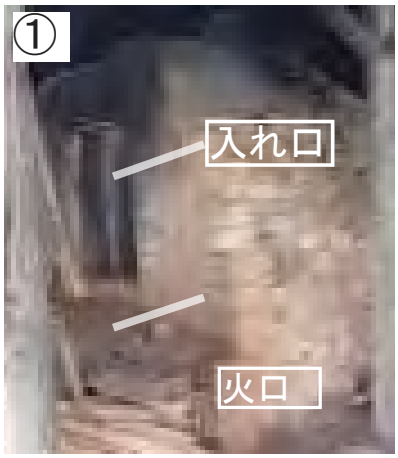


図2.4.7　考案当初の土掛け窯



写真2.4.6　現在の土掛け窯（2008年撮影）



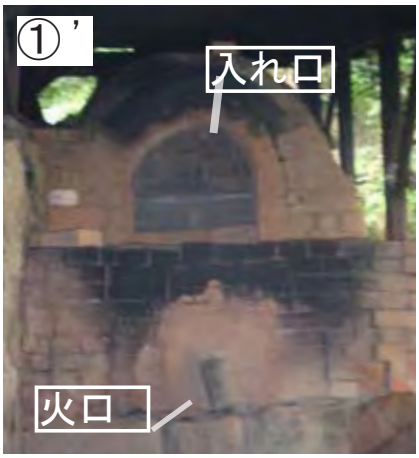








写真 2.4.7　　素焼き窯の類型（2008 年撮影）

エ）登り窯

登り窯は、かつては窯元自身が手製のレンガや地場の竹・石を用いて造った窯であったが、その登り窯では焼成中に崩れる事故や火災が多かった。そのため、現在は、有田の窯築きによって煙突を有する耐火煉瓦製の登り窯が築かれている。登り窯の上屋は、かつては板葺屋根をシュロの紐で固定して造り、上屋に窯の火が付くと紐を切り、火災を防いだが、それでも頻繁に火災が生じたため、スレート瓦葺へ変化した。その隣に現在、焼成ではなく倉庫として使用されている窯元が造った手製の登り窯がある。その窯で焼成すると色の良い作品ができたというが、作品が割れることが多かったため、その窯で焼くように注文を受けた時のみ、その窯で焼成を行っていた。後に、その窯は焼成中に崩れたが、その窯は修繕されることのないまま放置されていた。近年、その窯を取り壊し、新たな倉庫を建設する予定であったが、文化的景観の調査により、その窯の希少性が明らかになったため保存されることになった。以上の窯業で用いられる工作物は、主に窯元と地区内の左官、大工によって造られていることが多く、市販の窯業道具が普及している現在では珍しい。窯元は窯業の道具に適した材料を里山や生活の中で見つけてはそれを集めたりしているという。

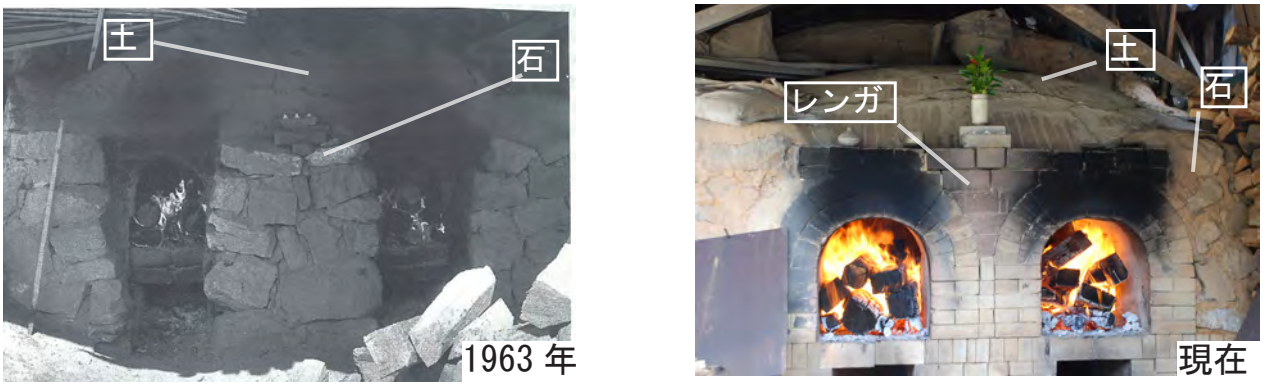


写真 2.4.8　登り窯の正面

注:左は窯元がつくった登り窯(BRAIAN MORAN,1997)。石と土でつくられていることが分かる。右は有田の窯築がつくった現在の登り窯（2008 年撮影）。煉瓦で強化されていることが分かる。

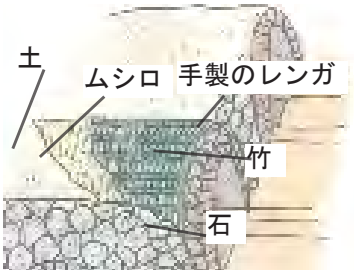


図 2.4.8　戦前の頃の窯元手製の登り窯の内部







写真 2.4.9　登り窯の変遷

注：上は昭和 20 年代の登り窯で、上屋は杉皮葺でつくられている。1963 年になると、杉皮葺からスレート瓦葺に葺き替えらえた。現在（2008 年）になると、上屋はスレート瓦葺になり、新たに煙突が築かれている。

表 2.4.2　皿山における工作物の調査データの一覧

所有者	用途	建築年代(推定)	様式		
			形状	材料	制作者
KS(窯元)	中舟	昭和63	長方形、深さ約1m	コンクリート・木材	地区内の左官
	外舟	昭和63	円形、2つ	コンクリート、ステンレス(内側)	地区内の左官、窯元
	おろ	昭和63	比較的大きい	コンクリートブロック、竹など	窯元
	土掛け窯	昭和63	様式②(本文参照)	レンガ、土、コンクリートブロックなど	窯元
	素焼き窯	昭和55	様式②(本文参照)	耐火レンガ、土など	有田の窯築き
	登り窯	昭和23	6袋＋火袋	耐火レンガ、土、石など	有田の窯築き
	池	昭和63	コンクリート3面張	コンクリート	窯元
	唐臼	平成13-17	直径60cm、長さ6m	アカマツ	地区内の大工
SK(窯元)	中舟	昭和30	長方形、深さ約1m	コンクリート・木材	地区内の左官
	外舟	昭和30	長方形、1つ	コンクリート	地区内の左官
	おろ	昭和30	比較的小さい	コンクリートブロック、木材、竹など	窯元
	土掛け窯	昭和55	様式②(本文参照)	レンガ、土など	窯元
	素焼き窯	昭和57	様式①(本文参照)	石、土、レンガなど	地区内の左官
	池	不明(かなり古い)	コンクリート3面張	コンクリート	窯元
	唐臼	平成10	直径60cm、長さ6m	アカマツ	地区内の大工
ST(窯元)	中舟	平成18	長方形、深さ約1m	コンクリート・木材	地区内の左官
	外舟	平成18	長方形、1つ	コンクリート	地区内の左官
	おろ	平成5	比較的小さい	石、コンクリートブロック、木材、竹など	窯元
	土掛け窯	昭和60年代	様式①(本文参照)	レンガ、土、鉄パイプなど	窯元
	素焼き窯	昭和50年代後半	様式①(本文参照)	レンガ、土など	窯元
	登り窯	昭和46	4袋＋火袋	耐火レンガ、土、石、竹など	有田の窯築き
	唐臼	平成13-19	直径60cm、長さ6m	アカマツ	地区内の大工
YA(窯元)	中舟	平成7	長方形、深さ約1m	コンクリート・木材	地区内の左官
	外舟	平成7	長方形、2つ	コンクリート	地区内の左官
	おろ	平成7	比較的大きい	コンクリートブロック、木材など	窯元
	土掛け窯	平成7	様式②(本文参照)	レンガ、土、コンクリートブロックなど	窯元
	素焼き窯	昭和30年代後半	様式①(本文参照)	石、土、レンガなど	地区内の左官
	唐臼	平成7-18	直径60cm、長さ6m	アカマツ	地区内の大工
YH(窯元)	中舟	不明(かなり古い)	長方形、深さ約1m	コンクリート・木材	不明
	外舟	不明(かなり古い)	長方形、2つ	コンクリートブロック、木材、竹など	不明
	おろ	不明(かなり古い)	比較的小さい、2つ	コンクリートブロック	不明
	土掛け窯	平成7	様式②(本文参照)	レンガ、土など	地区内の左官
	素焼き窯	昭和50年代後半	様式②(本文参照)	耐火レンガ、土など	有田の窯築き
	唐臼	平成12-19	直径60cm、長さ6m	アカマツ	地区内の大工
KT(窯元)	中舟	昭和45	長方形、深さ約1m	コンクリート・木材	地区内の左官
	外舟	昭和45	長方形、2つ	コンクリート	地区内の左官
	土掛け窯	昭和55	様式②(本文参照)	石、レンガなど	地区内の左官
	土掛け窯	平成19	様式②(本文参照)	コンクリートブロック	窯元
	素焼き窯	平成47前後	様式②(本文参照)	耐火レンガ、土、石など	有田の窯築き
	唐臼	平成12-18	直径60cm、長さ6m	アカマツ	地区内の大工
Kt(窯元)	中舟	平成2	長方形、深さ約1m	コンクリート・木材	地区内の左官
	外舟	平成2	円形、2つ	コンクリート	地区内の左官
	おろ	平成2	比較的大きい	コンクリートブロック、木材、竹など	窯元
	土掛け窯	平成8	様式②(本文参照)	レンガ、土、鉄パイプなど	窯元
	素焼き窯	昭和47	様式②(本文参照)	耐火レンガ、土など	有田の窯築き
	登り窯	昭和60	4袋＋火袋	手製レンガ、耐火レンガ、土、石など	有田の窯築き
	唐臼	平成9-12	直径60cm、長さ6m	アカマツ	地区内の大工
KF(窯元)	中舟	不明(かなり古い)	長方形、深さ約1m	コンクリート・木材	不明
	外舟	不明(かなり古い)	長方形、1つ	コンクリート	不明
	おろ	不明(かなり古い)	比較的大きい	コンクリートブロック、木材、竹など	不明
	土掛け窯	昭和55	様式①(本文参照)	石、レンガ、土、鉄パイプなど	窯元
	素焼き窯	昭和60	様式②(本文参照)	耐火レンガ	有田の窯築き
	唐臼	平成7-19	直径60cm、長さ6m	アカマツ	地区内の大工
SM(窯元)	中舟	不明(かなり古い)	長方形、深さ約1m	コンクリート・木材	地区内の左官
	中舟	H11	長方形、深さ約2m	コンクリート・木材	地区内の左官
	外舟	不明(かなり古い)	円形、2つ	コンクリート	地区内の左官
	外舟	H11	円形、2つ	コンクリート	地区内の左官
	おろ	不明(かなり古い)	比較的小さい	コンクリートブロック、木材、竹など	窯元
	おろ	H11	比較的大きい	コンクリートブロック、木材、竹など	窯元
	土掛け窯	昭和55	様式②(本文参照)	レンガ、土など	窯元
	素焼き窯	昭和60	様式③(本文参照)	耐火レンガ、土など	有田の窯築き
	登り窯	昭和60	5袋＋火袋	耐火レンガ、土、石など	有田の窯築き
	唐臼	平成11-19	直径60cm、長さ6m	アカマツ	地区内の大工
SY(窯元)	中舟	昭和45	長方形、深さ約1m	コンクリート・木材	地区内の左官
	外舟	昭和45	長方形、1つ	コンクリート	地区内の左官
	おろ	昭和45	比較的大きい	石、コンクリートブロック、木材、竹など	地区内の左官
	土掛け窯	平成2	様式②(本文参照)	石、レンガ、土など	地区内の左官
	素焼き窯	昭和60	様式②(本文参照)	耐火レンガ、土など	有田の窯築き
	登り窯	昭和47	4袋＋火袋	耐火レンガ、土、石など	有田の窯築き
	唐臼	平成13	直径60cm、長さ6m	アカマツ	地区内の大工
共同	登り窯	昭和47	6袋＋火袋	耐火レンガ、土、石など	有田の窯築き
	唐臼	平成13	直径60cm、長さ6m	アカマツ	地区内の大工

(3) 樹木

皿山地区の屋敷地やその周辺では、園芸種・自生種を併せて 140 種類以上の樹木が確認されている（日田市 , 2010）。

皿山地区の樹種構成とその配置の特徴として、窯業を営む世帯の屋敷地においては、ツボ付近に高木を置かないことが挙げられる。これは、木影や落葉により作業が妨げられることを防ぐためと考えられる。集落のランドマークとしてクスノキ・ツガの大木が挙げられるが、非窯業世帯の屋敷地内に分布している（日田市 , 2010）。屋敷地の縁部等によく用いられる樹種としてウメ種やユズが挙げられるが、それらはともに古くから果実を加工利用してきたものである（日田市 , 2010）。

皿山では、平地が窯業で占有されるため、集落縁部の斜面を庭として利用しており、特にシャクナゲ類、ツツジ類、カエデ類が挙げられる。また、窯入れの際に供えられるサカキもよく植えられている（日田市 , 2010）。



写真 2.4.10　畑と斜面を利用した庭

注:登り窯の狭小な平地に畑をつくり、ウメ類、ユズの樹木を植えている。登り窯の裏の斜面にはツツジ類が植えられ、造園されている。

2.5　景観構成要素の配置の変遷

現在、集落全体で 42 基確認できる唐臼であるが、設置には水の落差が必要なため場所が限られ、過去においては、生産性の低かったものは、より水位差のある集落から離れた河川の上流部に移動し、生産性が高い唐臼には移動が見られなかった。また、イゼは唐臼に川の水を引く役割から唐臼との関係によって位置が決定され、川に直交に配置される。よって、唐臼の位置の変化によってイゼの位置も変化してきた。

屋敷地では、ツボの確保が最優先され、屋敷地で最も日当りの良い道沿い、もしくは南側にツボが設けられる。窯元は自身のツボだけでなく、他の窯元のツボにも影が差さないように建築物や庭木を配置する。土地の取得によってツボの移動が行われると建築物や工作物の移動も行われる。大きい庭木はツボに日影を落とすため、皿山では樹齢が若い樹木しか庭木にされず、ツボに影を落とす樹木も除かれる。ツボの位置が決定すると、天日干しの際、窯元が作業場とツボを頻繁に行き来するため、その近くに作業場が設けられる。その余った敷地に主屋が配置され、これらの大きな景観構成要素の配置が決定すると、中舟などの小さい景観構成要素が配置される。中舟・外舟・オロ・土掛け窯は、泥しょうや陶土を移動させる水簸や水抜きの作業で用いられるため、それらをこぼさないよう隣接される。上水道の整備による池の埋め立てや牛小屋の撤去などが積極的に行われてきた経緯から、皿山では狭い屋敷地を有効活用するために、不要な物は取り壊し、新しいものを設ける傾向が見られる。特に後から考案された土掛け窯は頻繁に移築されている。どうしても敷地の余裕がなければ、2 つある外舟は 1 つにされる。

登り窯は水気が少なく、傾斜のある位置に設けられる。特に集落南東の土地では出水があるため，それを登り窯の下に通さないよう、それを避けるように水路を設ける。登り窯を敷地に有する個人窯では、窯と近接して素焼き窯を設け、登り窯と煙突を一つにする。共同窯では素焼き窯は道から最も離れた位置に別個に設けられる。

本論文では、代表として柳瀬朝夫窯の屋敷地を図 2.5.1 に示す。なお、皿山集落における柳瀬朝夫窯の屋敷地の位置は図 2.5.2 に示している。

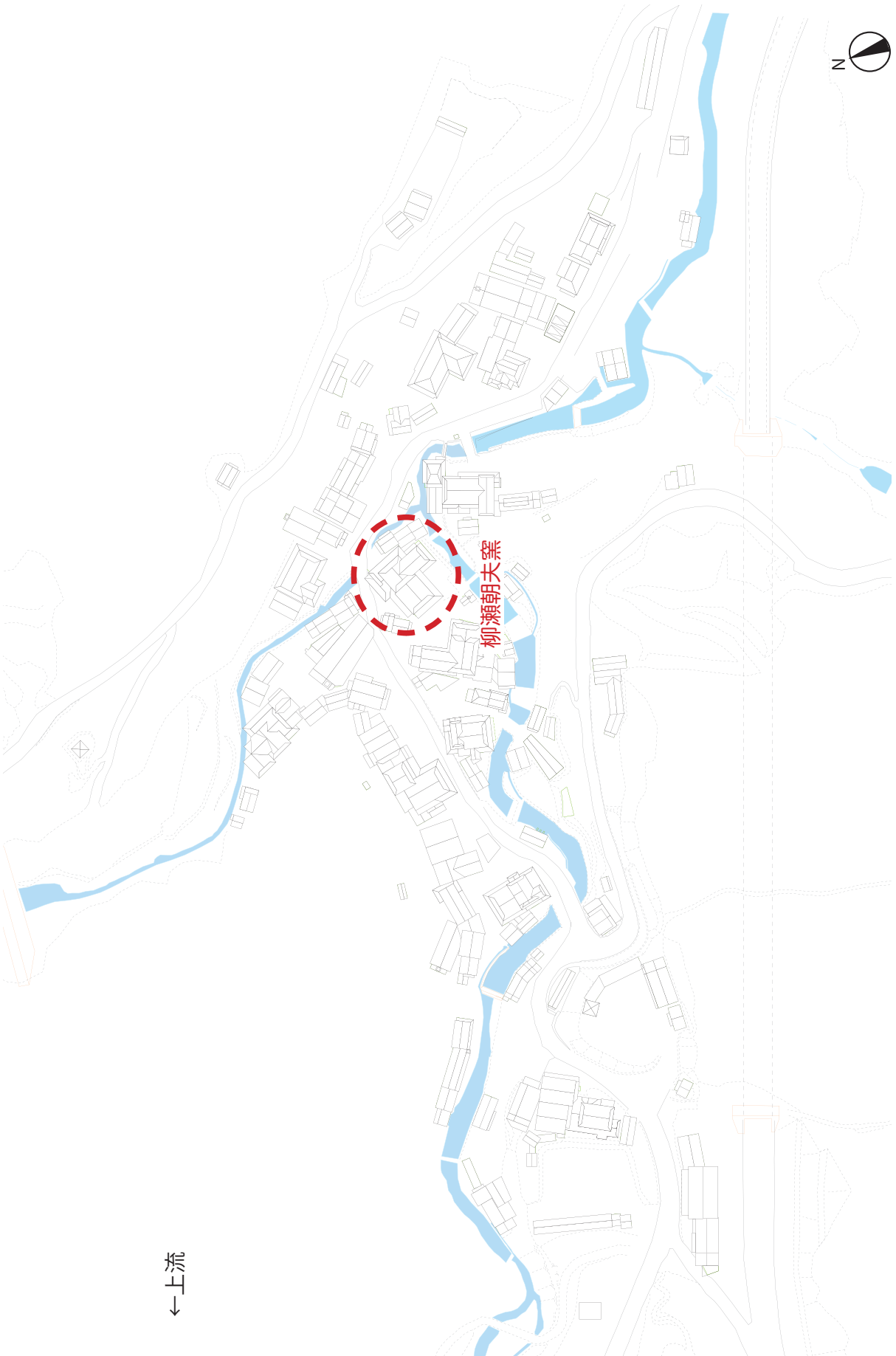


図 2.5.1　集落屋根伏図と柳瀬朝夫窯の位置（縮尺 1/1600）

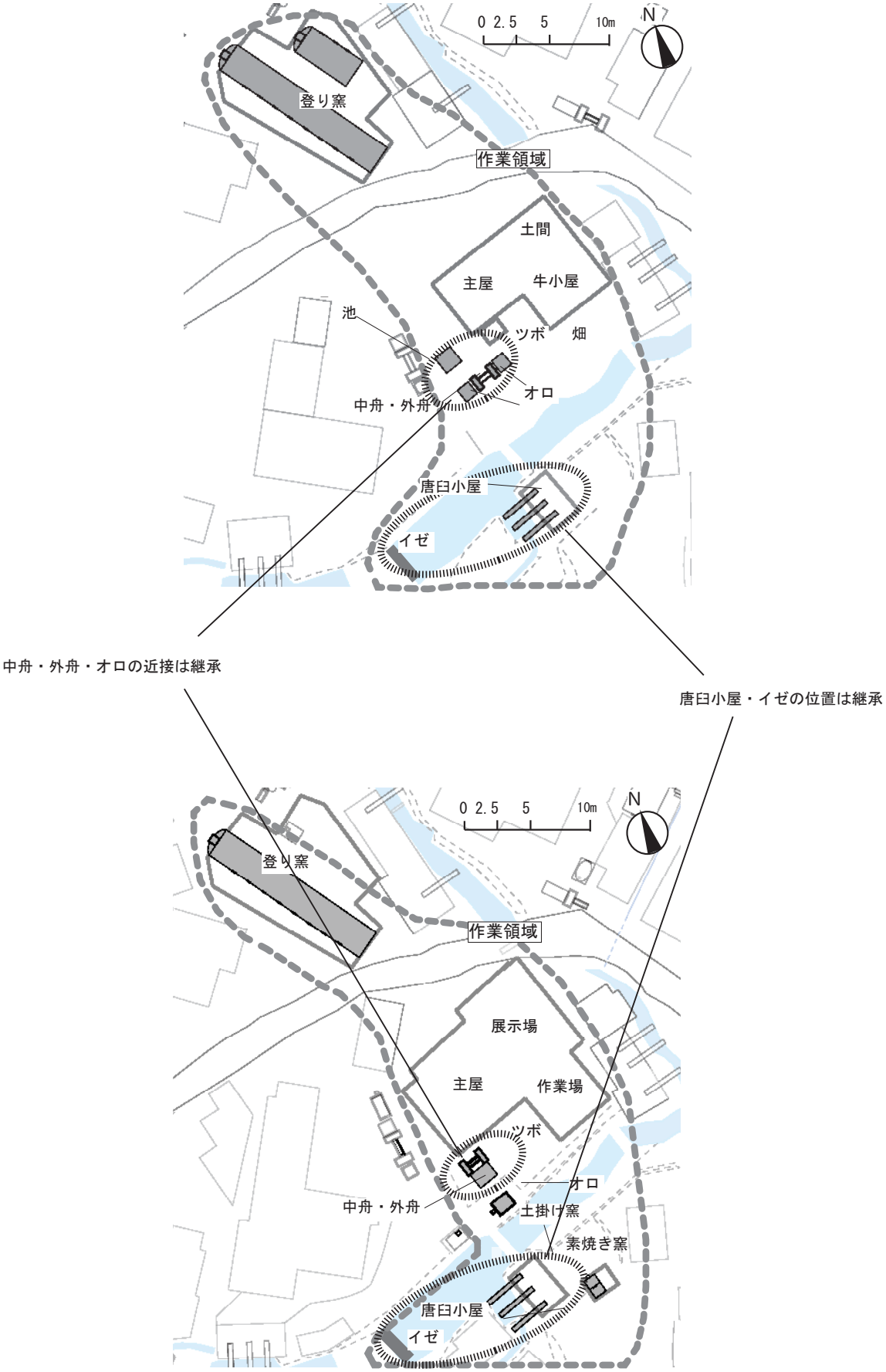


図 2.5.2　景観構成要素の配置と作業領域の変遷（上：1950 年代、下：現在）



写真 2.5.1　柳瀬朝夫窯の屋敷地写真（茅葺寄棟平屋鉤屋）

注：上は昭和 20 年代（本田正明，1998）、下は 1963 年頃（BRAIAN MORAN,1997）の柳瀬朝夫窯の屋敷の写真である。1963 年になると新しく瓦葺きの作業場が作られている。



写真 2.5.2　柳瀬朝夫窯の屋敷地写真（2008 年撮影 ）

注：現在の柳瀬朝夫窯の屋敷の写真である（2008 年撮影 ）。主屋も瓦葺に葺き替えられ、作業場の上に 2 階が増設されている。ツボの位置は昭和 20 年代から変わらず、日当たり良い位置に設けられている。

2.6　住民と観光客が考える皿山らしさ

アンケート調査[注6)]によると、皿山の住民が皿山らしさを感じるものは登り窯（92.9％）、唐臼（85.7％）であり、観光客が皿山らしさを感じるものも登り窯（73.1％）、唐臼（70.8％）であったことから、皿山の住民が考える皿山らしさは観光客の客観的な意見と一致する（日田市,2007)。一方、皿山の住民が皿山らしさの喪失の原因として考えているものは、「河川や水路の護岸が石積みからコンクリート護岸に変わったこと」（57.1％）、「田畑が少なくなったこと」（57.1％）、「伝統建具がアルミサッシュ等の新建材に替えられたこと」（50.0％）である（日田市,2007)。しかし、悉皆調査の結果、皿山の建築物の建材は観光客に見られる範囲は伝統建具が用いられていることが明らかになった。そこで、「伝統建具がアルミサッシュ等の新建材に替えられたこと」の設問項目について住民へヒアリングを行った結果、その新建材は唐臼小屋や登り窯の上屋の屋根材であることが明らかになった。また、表2.4.2を見ると特に唐臼小屋の屋根材の種類が多いことが分かるが、それは、上述の皿山らしさを喪失させたくないという思いと登り窯の上屋のように防火などのために必要な性能がないことから、特に唐臼小屋の屋根材に対して試行錯誤が繰り返された結果であると推測できる。また、ヒアリングの結果、「河川や水路の護岸が石積みからコンクリート護岸に変わったこと」への回答はコンクリートのイゼは必要以上に水を塞き止めて川を汚すため、石積みに戻したいという思いも含まれていることが明らかになった。

2.7　皿山のLHの特徴

以下に皿山のLHの特徴をまとめる。

(1) 地理的特性

〇谷筋に成立した集落

皿山は、英彦山系の岳滅鬼山の中、標高約430～440 m、小野川の源流の1つである大浦川及び五色谷川によって形成された谷筋に成立した集落である。

〇陶土として利用できる原土が採取できる

地質は、山国累層に属する熱水変成を受けたプロピライトで、強く変質し、粘土化したものは小鹿田焼の陶土として利用されている。しかし、この陶土は良質ではなく、扱いにくい性質の陶土とされている。

(2) 自然的特性

〇豊かな水源と樹木

皿山のほぼ全域が国指定公園に指定されており、自然公園法により優れた自然の風景地として保護されてきた地域である。そのため、伝統的な窯業に必要な豊富な水、燃料（薪）を確保することができる。

(3) 歴史的特性

〇開窯と同時に起こった小規模な山村集落

皿山は1716～1735年に、黒木、坂本、柳瀬の3姓による小鹿田焼の開窯と同時に起こったとされる山村集落である。

〇民陶ブームにより知名度を高める

1931年に柳宗悦が『日田の皿山』の中で小鹿田焼を絶賛したことを機に皿山は徐々に知名度を高め、同時に伝統的産地としての認識も広まった。

(4) 社会的特性

〇民陶ブーム以前の生活（半農・半陶）

当時の皿山は、全10世帯程度の小さい隠れ里であり、窯業と合わせて林業と自給用の農業を営んでいた。

〇民陶ブーム後の生活・生業（窯業専業）

民陶ブームにより窯元が窯業の収入だけで生計を立てることが可能になったため、生業が半農半陶から窯業専業へと変化した。

〇伝統的な窯業の保護への取組み

皿山では機械の導入を行わない、個人作家をつくらない、伝統的な窯業によって需要に応じ

た作品を作り続けるなどの方針を定め、意識的に小鹿田焼の伝統を保持することを決めた。これにより、皿山の伝統性は際だったものとなっていき、1970年には「記録作成等の措置を講ずるべき無形文化財」、1995年には国の重要無形文化財の指定、2008年には、重要文化的景観の選定を受けた。

〇民陶ブームによる窯業の作業工程の変化

現在の小鹿田焼の工程は、①原土の採取、②原土の乾燥、③原土の粉砕、④水簸、⑤水抜き、⑥成形、⑦乾燥、⑧装飾、⑨施釉、⑩素焼き、⑪焚き物の準備、⑫焼成である。民陶ブーム後、時間がかかる水抜きの工程を短縮するためにモリバチ・土掛け窯での水抜き、小鹿田焼の需要の変化に対応するために素焼きが伝統的な窯業の工程に追加されたが、昔ながらの家族経営や手仕事による窯業が現在も続けられている。

(5) 空間的特性

〇皿山全体の空間構成

皿山では伝統的に川沿いの比較的平坦な土地に屋敷地を置く。民陶ブーム以前では、各世帯、宅地、田、畑、山林を有していたが、窯業専業となったため、田、畑が宅地に転換されるか放棄されている。

〇窯業に関する空間構成

唐臼は、川沿いかつ水の落差がある場所に置かれ、イゼは水を溜められるように川に直交して配置される。屋敷地では、ツボの確保が最優先され、屋敷地で最も日当りの良い道沿い、もしくは南側にツボが設けられる。ツボの近くに作業場が設けられ、近くに主屋が配置される。これらの大きな景観構成要素の配置が決定すると、中舟などの小さい景観構成要素が配置される。中舟・外舟・オロ・土掛け窯は隣接される。登り窯は水気が少なく、傾斜のある位置に設けられる。特に集落南東の土地では出水があるため，それを登り窯の下に通さないよう、それを避けるように水路を設ける。皿山では狭い屋敷地を有効活用するために､不要な物は取り壊し、新しいものを設ける傾向がある。

(6) 景観的特性

〇建築物の変遷

1950年までの皿山の屋敷地は、茅葺寄棟平屋直屋もしくは鉤屋の主屋と牛小屋、蔵で構成されており、当時は、農作業兼用の土間や1間半ほどの専用の土間で成形した。民陶ブームにより作品の需要が増え始めると、土間での作業が手狭になり、瓦葺切妻棟2階建直屋の作業場をできるだけ主屋の近く、鉤型になるように別棟で設け、主屋が住居専用の瓦葺民家へ建て替えられ、展示場を別棟で設ける。観光関連施設が整った昭和50年代～60年代になると窯元が観光客の視線を意識し、主屋をより立派に見せようと主屋・作業場・展示場を一つにする。現在、

皿山は、入母屋瓦葺きの屋根を持つ真壁造の建物で、外壁は白漆喰仕上げ、腰壁は寒水石洗い出し仕上げの建築物が多く、複雑な屋根形状を持つのが特徴的である。

〇工作物の変遷

川から唐臼へ水を引くイゼは、以前は窯元自身が築いた乱積みの石積みだったが、洪水によって頻繁に流されたので現在の材は丈夫なコンクリート製に変化した。唐臼の杵は、材料・形状が耐水性や構造面で陶土の粉砕に優れているため現在でも昔のまま継承されている。唐臼の臼は、石を埋めたものであったが、石が頻繁に割れたため、コンクリートで補強され、臼の周りは、原土と地面の土が混ざらないよう、床全面にコンクリートが張られた。樋は、一時、木樋や竹樋から水を受ける性能が良いビニールパイプに変化したが、観光客の視線を意識し、住民の間の議論の末、景観に配慮した木樋にかえている。唐臼の上屋は、葺替え時に安価で丈夫なものが選ばれる傾向があり、多少観光客の視線を気にしながら1950年から現在まで、茅葺、杉皮葺、板葺、トタン葺、瓦葺と次々変化している。

中舟は、数が1つであること、長方形で上端と底材に木材が用いられていること、その深さが1mであることが継承されている。コンクリートが普及するまでは、唐臼の水舟と木板で造られていたが、水漏れの心配がないコンクリート製に変化した。外舟の形状は長方形と円形があるが、それは窯元の好みによる。外舟は深いほど多くの陶土を貯蔵できるため、新しい外舟ほど底が深い形状を有する。オロの外部の石積みは内部の砂が漏れないようにするためのもので、上部の竹は上に被せたムシロを抑えるためのものである。昔は石積みだったが近年は簡易に造れるコンクリートブロックが使用される場合が多い。オロの内部は、水簸で余った砂利を詰め、陶土の余分な水分を中央に集める構造であったが、1年ごとに砂を取り替える必要があったため、昭和40年代からスノコの上に砂を敷き、その上にカマボコ型にコンクリートを打つ現在の構造になった。土掛け窯は、煉瓦・土・石で土台を造り、その間に木を詰め、その上に、煉瓦・土を被せた後に、中に詰めた木を燃やして造られている。土掛け窯には、①鉄のパイプを煙突代わりとする簡易な窯と、②煉瓦造の煙突を有する窯の2種類の形式があり、共に窯元手製のものだが、②の方が新しい。

素焼き窯は、現在、①正面に火口と焼き物を入れる口があり煙突がない皿山の左官や窯元が築いた窯、②煙突があり、正面に火口、その側面に焼き物を入れる口がある主に有田の窯築きによって築かれた窯、③有田の窯築きによって築かれた焼成もできる巨大な窯の3種類が皿山に現存し、それは、①→②→③の順で変化している。登り窯は、かつては窯元自身が手製のレンガや地場の竹・石を用いて造った窯であったが、現在は、有田の窯築きによって煙突を有する耐火煉瓦製の登り窯が築かれている。登り窯の上屋は、かつては板葺屋根をシュロの紐で固定して造り、上屋に窯の火が付くと紐を切り、火災を防いだが、それでも頻繁に火災が生じたため、スレート瓦葺へ変化している。

2.8　皿山におけるLHを形成するシステム

(1) 伝統的な窯業の持続と文化的景観の関係

皿山では、民陶ブームの際、伝統的な窯業によって需要に応じた作品を作りつづけることと、個人作家をつくらないという2つの方針を決めたことから、それらが小鹿田焼にとって最も重要な伝統とされていることが分かる。そして、それらを満たすために、伝統的な工程に水抜きや素焼きの工程の追加や窯業に関する景観構成要素の移動や改変によって生産効率を上げ、社会の需要に応じた質と量の作品をつくってきている。また、集落全ての窯元が里山から原土を採取し、唐臼による原土の粉砕、水簸、水抜きの工程で手作りする窯業集落は、全国でも皿山だけとされている。以上から、小鹿田焼の伝統を継承するための要件は、①作家をつくらず、需要に応じた作品とともに伝統的な装飾や形状の作品も作り続けること、②小鹿田焼の需要の変化に応じた作品を作り続けることができるように、今後も伝統的な工程に新たな工程を追加すること、③小鹿田焼の伝統的な窯業の作業、特に里山からの原土の採取、唐臼による原土の粉砕、水簸、水抜きによる小鹿田焼の陶土づくりを継承することが挙げられる。

また、本章の分析から景観構成要素の移動や改変に規則性があることが明らかになった。まず、小鹿田焼の陶土の性質からツボでの天日干しは欠かせない。この天干しが最も時間がかかる作業であるため、屋敷地で最も日当りの良い場所にツボが確保される。よって、環境が変わり、屋敷地において現在のツボより日当りが良い場所がつくることができる状態になると、建造物や樹木を除いてでも、そこにツボが確保される。その位置によって作業場の位置が決まり、残りの敷地に主屋を構える。個人窯では、ツボと同様に登り窯の配置も重要になり、屋敷地の中で傾斜があり、水はけが良い土地に登り窯が設けられる。これら大きな景観構成要素の配置が決定すると、空いた空間に中舟などの小さい景観構成要素が表2.8.1のように配置される。しかし、皿山では、土地の所有や地理的な条件により、合理的な配置ができない場合が多い。そのため、窯業を生業として営み続ける限り、景観構成要素の移動や改変が繰り返される。しかしそれらは、窯業の工程や作業によって合理的な位置が決まっているため、伝統的な窯業を生業として営み続ける限り、いずれ表2.8.1に示す1つの配置や様式に収束する。

表 2.8.1　景観構成要素に必要な機能と収束する様式・配置

景観構成要素	必要な性能	収束する様式	収束する配置
イゼ	水の流れを止める	コンクリート製	唐臼によって位置が決まり、川に直交して配置される
唐臼の杵	耐水性、加工性	伝統的な形状（直径60cm、長さ6m、水舟1.5〜2m）、材料はアカマツ	川沿いで、特に水の落差が大きい位置
唐臼の樋	水の受けが良い	プラスチックパイプ	
唐臼の臼	杵によって割れない強度	杵を受ける石をコンクリートで補強したもの	
唐臼の上屋	安価で長持ちする材料	トタン葺や瓦葺	
中舟	水漏れがなく、攪拌しやすい	深さ1m、長方形、上端と底材は木材で他はコンクリート製	これらの要素は隣接して配置される
外舟	水漏れがなく、多くの陶土を貯める	より深い形状、円形か長方形、コンクリート製	
オロ	排水機能が優れ、長持ちする材料	内部：スノコの上にカマボコ型にコンクリートを打つ、外部：コンクリートブロック	
土掛け窯	陶土の水分を適度に抜く	煉瓦造の煙突を有する、煉瓦・土・石で土台をつくり、その上に煉瓦・土を被せたもの	
素焼き窯	火の回りが良く、小規模のもの	煙突があり、正面に火口、側面に焼き物を入れる口がある有田の窯築きが作った小型の素焼き窯	登り窯と隣接（個人窯）、道の反対側（共同窯）
登り窯	強度があり、火の回りが良いもの	有田の窯築きによって築かれた、煙突を有する窯	傾斜が大きく、湿気が少ないところ
登り窯の上屋	不燃性	スレート瓦葺	

2.9　皿山における景観保全の取組み

皿山における文化的景観の保全に必要な要件は、伝統的な窯業の合理化を図るために、①屋敷地内の不要な景観構成要素を除くことを許容すること、②景観構成要素の配置の変化を許容すること、③景観構成要素の改変を許容することであり、現在の皿山においては、表2.3の内容を考慮して保全を行わなければならない。

文化的景観保全対策調査の成果となる「小鹿田焼の里文化的景観保存計画」では、①農業（池ノ鶴集落）および窯業（皿山集落）を基盤とする2つの集落による土地の開拓や水の利用の試行錯誤の結果成立した文化的景観である点、②池ノ鶴集落における地形的な制約から生まれた農地と屋敷地の配置関係、③皿山集落における窯業を機能的に行うための伝統的土地利用と製陶技法維持の結果として継承されている敷地の配置関係、④人々の暮らしぶり（働く姿）が景観の構成要素として随所にのこされている点、の4点に価値が集約された。これら諸点のうち、主に皿山に関するのは、③および④である。

皿山では、景観を保全する取組みとして、主屋、作業場、展示場を1つにし、複雑な屋根をかけること、作業の合理性からプラスチックにした樋を見栄えの良い木製の樋にかえること、看板を落ち着いた色合いで統一することが行われていた。これらはいずれも皿山を訪れる観光客の視線に配慮して行った取り組みであった。また、原土の粉砕に唐臼を使用することで里山の原土を採りすぎないなど、伝統的な窯業を持続して行うための景観保全を行っていた。

しかしながら、皿山では、築年数の高い建築物や工作物が作り出す景観の価値には気づいていなかった。皿山で唯一残る茅葺民家（非営窯世帯）が調査されていることに対し、皿山住民は「なんかあるの？」と不思議そうにしていた。皿山住民は民陶ブームで多忙になった際、年に1回行っていた茅の葺き替えができないことから、集落全体で茅葺から瓦葺へ葺き替えることを決断している。皿山住民は茅葺民家を維持・管理することが難しくなっているので、茅葺を瓦葺に葺き替えた方が良いと茅葺民家の所有者に話すこともあった。また、民陶ブーム以前に窯元が手製でつくった登り窯（現在廃窯）の保護について専門家が議論している様子を見て、皿山の窯元は「近々（廃窯を）壊そうと思っていたけど困ったわ」と筆者に笑いながら話した。窯業や生活の利便性を求め、集落で知恵を出し合って改変してきた皿山住民にとって、メンテナンスが難しい茅葺民家や使っていない廃窯を残すという発想がなかったのである。2012年に筆者が皿山を訪問した際、皿山の窯元は「古い建物に価値があることなんて考えたこともなかった。文化的景観の調査や委員会でそのような考え方を知られて良かった。皿山のみんなで呑みながら景観のことを話す時は建物の古さも話題になっている」と話していた。皿山住民は、専門家に価値を説明され、自身が価値に納得すると、積極的に価値の保全に取り組む性質を持っている。

また、2012年に皿山の窯元が話していた補助金に対する考え方も興味深い。皿山では、文化

財保護法における文化的景観制度で景観を保護している。皿山では、集落にある全ての建築物と生業・生活に関する工作物、樹木が重要な構成要素となっているため、窯業を営む世帯も窯業を営まない世帯も平等に補助金が支給される。特に維持・管理が難しい経年性を有する建築物は「重要な文化的景観の形成に重要な家屋として文部科学大臣が定める家屋」（以下、重要な家屋）にし、税制上の優遇措置を受けている。しかし、皿山では、住民間の話し合いの結果、個人の資産に対しては極力補助金を使用しないことを決めた。それは、補助金を使用すると、不公平感が生まれるからである。皿山では、民陶ブームの際、収入が増加する営窯世帯 10 件に対し、窯業を営まない他の 4 件は収入が増加することはなかった。ある 1 件の農家が生活が苦しくなり、皿山集落から離れようとした際、皿山住民は観光客や調査員が休憩できる飲食店を開くことを提案した。そして、窯元は飲食店を日常的に使うことを約束し、飲食店で使用する焼き物を全て提供した。皿山では、このような集落で助け合って生活してきたエピソードが尽きない。皿山住民は 14 世帯全員がこれからも平等に生活することを最も望む。そのような皿山住民の特徴から、住民間の関係が悪化しかねない補助金は極力使用しないという選択を選んだと推測される。「もちろん、どうしようもなくなった時には最後の切り札として（補助金を）使うけど」と皿山住民は話していた。また、皿山住民は、個人に支払われる補助金よりも公共事業を優先して受けられることに重要文化的景観に選定されて良かったと感じている。皿山では、平成 24 年 4 月 1 日に陶芸館が新装開館し、現在看板整備が行われている。特に、住民が長年建設を望んでいた陶芸館が完成することに対しては、筆者が皿山住民に再会するたびに「陶芸館ができるよ」と喜びの報告を受けた。景観を保全するためには、個人の建築物や工作物に対しても補助金を投じ、修理・修景を行うことが一般的と考えていたが、住民に一定程度の収入があれば、皿山の景観保全方法が理想的なのかもしれない。



写真 2.9.1　以前の皿山の陶芸館

注：1階は展示室、2階は集会室になっている。展示室には貴重な古陶が展示されているが、収蔵庫はない。無人であるため頻繁に皿山を訪問していた筆者でも開館している時を1回しか確認したことはない。





写真 2.9.2　新装開館した陶芸館

注：日田市教育委員会 HP（http://www.city.hita.oita.jp/bunkazai/page_00040.html）より引用。1階は事務室・展示室・収蔵庫・トイレ、2階は研修室がある。以前の陶芸館にはなかった収蔵庫が設けられた他、作業工程や技法等の展示解説も充実している。休館日（水曜）以外の午前9時～午後5時に開館しているため、観光客が見学することができる。建物の外観も、窯元の家屋と類似し、皿山の景観に調和している。

2.10　集落に住み続けるための取組み

(1) 生業を持続するための取組み

皿山では、機械化せずに伝統的な工程、方法、道具で窯業を営むことを基本としていた。そして、小鹿田焼の需要に対応するために、窯元が知恵を出して新しい道具や方法を考案し、伝統的な方法に新しい方法を追加していた。

ヒアリング調査の際、窯元が「社会の需要に応じて作品を作ることが民陶。需要が高まればそれに応じて作品をたくさん作らなければ民陶ではない。他の窯場は機械化して需要の増加に対応したが、小鹿田は機械のように窯元がたくさんつくることで対応した」と言っていた。皿山では、伝統的な窯業の工程や方法を残すことの価値に気づき、1 家 3 世代で窯業を営み、腰や足を痛めながらも伝統的な方法で大量生産する道を選んでいた。

ただ、皿山の住民は小鹿田焼の伝統的な窯業の価値を自覚していた訳ではない。柳宗悦がそうした価値に気づき、皿山の住民にその窯業の工程の素晴らしさを伝えたからこそ、皿山住民は伝統的な窯業を守ろうと考えたのである。柳宗悦はバーナード・リーチ等の著名な陶芸家を皿山に連れて行き、皿山の住民はそれらの陶芸家とお酒を交わしながら夜な夜な陶芸における精神について語り合っている。また、民陶ブームによって生産が追いつかなくなり機械化を考えた際も、柳宗悦は皿山を訪れて小鹿田焼の窯業の価値を説明している。このように繰り返し行われた陶芸家仲間との意見交換や有識者の教えから、皿山の窯元は自身の体を傷めてでも伝統的な窯業を残すことを決めている。皿山の場合は、全国的に伝統的な窯業の方法で民陶をつくる窯場が少なくなったことから、稀有な存在となり、1995 年に国の重要無形文化財に指定された。これにより小鹿田焼が焼き物を嗜好する者に対してブランド力を持つようになったため、小鹿田焼の安定した需要が見込めるようになった。さらに、2008 年に国の重要文化的景観にも選定されたことから、メディアに取り上げられることが以前にも増して多くなり、写真家や旅行客の来窯が増加した。それにより、焼き物を嗜好しない者へも焼き物が売れるようになり、大型チェーン店からの発注もくるようになったため、以前より早く焼き物が売り切れるようになった。

また、 筆者が皿山の窯元へ「なぜ代々窯業を続けているのか」と質問した際に得られた「すでに道具を持っていて、技術を持つ人がすぐ傍にいるので簡単に始めることができる」という答えが示すように、皿山の窯元が伝統的な窯業を営むのは、伝統的な窯業への誇りだけでなく、伝統的な窯業が初期投資なしで金銭を得ることができる最も身近な生業であることも要因にあると推測される。

2012 年に筆者が皿山を訪問した際に、皿山の窯元が以下のように言っていた。「行政には極力協力するようにしている。無形文化財の指定や重要文化的景観の選定も積極的に協力したし、観光客誘致も積極的に協力している。すると、携帯基地局アンテナの設置や陶芸館の建設等、行政も皿山を優遇してくれるようになった。陶芸館は長年窯元間でつくりたいと話していて、

窯元が寄付をしてでも建設しようと考えていた。今では、窯元の金銭的な負担なしで行政が陶芸館を建設してくれて、さらに職員を1人常駐してくれるようになった。今は世界無形文化遺産の登録の話を行政にしてみている。後世のためにも、今我々ができることを可能な限りしておきたい。」このように皿山では、行政と対等な関係で付き合い、積極的に行政の文化財保護制度等を活用しながら伝統的な窯業を持続する努力を行っている。





写真 2.10.1　「おんた製」と書かれた判子と「小鹿田焼」の銘

注:通常焼き物には作成者を特定する銘が示されるが、皿山では銘を個人名ではなく「小鹿田」としている。民陶ブームの際、小鹿田焼がブランド化し、偽物が多く流通したため、銘を入れることが購入者から求められた。そこで皿山では、個人銘を焼き物に入れていたが、柳宗悦から「小鹿田焼は1人でつくるものではない。原土を供給し、粉砕してくれる里山の自然、一緒に原土を採取する集落の人々、陶土をつくってくれる女性、窯業を手伝う子供、みんなでつくるのが小鹿田焼である」と言われ、感銘を受けた窯元は「小鹿田」や「おんた」と銘を入れるようになった。小鹿田焼の銘は皿山の伝統的な生き方とこれから望む生き方を表現している。

(2) コミュニティによる自治活動を継続するための取組み

皿山では、集落による自治活動と伝統的な窯業を持続するために窯業を一子相伝で継承すること、男子が生まれなかった場合、養子縁組をして窯を継ぐことを決めている。このような住民間で決めたルールにより、皿山では窯が途絶えることを防ぐとともに集落の人口の年齢構成が大きく変動しないよう工夫している。このようなルールは、ある程度安定した収入が得られる生業がないとつくれない。そのため、皿山では生業である伝統的な窯業を持続する努力を行っている。

皿山では、集落全員が家族や親戚であるため相互扶助の慣習がある。そのため、どこかの家が皿山を離れないといけなくなる事態になれば助け、自分たちが危なくなれば集落の人々から助けてもらう。このような慣習をつくることで窯業だけで生活するリスクを緩和している。また、皿山では月に1回、全世帯が参加する祭りが行われる。皿山では、日常の呑み会や祭り、弓道の練習等によって、密に住民間で交流をとることで、自治活動をスムーズに行えるよう工夫している。

皿山では、窯業を営んでいる世帯の後継者確保に関しては問題はないが、窯業を営んでいない世帯では後継者の確保が問題になっている。皿山の非営窯世帯にヒアリングすると、「息子が好きな職業に就いてしまい、戻ってこない」や「娘にも夢があるから」と言う。皿山の非営窯世帯は、重要無形文化財に指定されている営窯世帯と比べ、不安定な生業である。皿山では、住民が積極的に地元の商店や大工、左官を利用する一方、重要文化的景観の選定等、観光客の誘致を積極的に行って、非営窯世帯の生活も安定させようと努力はしているが、皿山は観光地として著名とはまだ言えない。皿山の非営窯世帯は、地元に生業はあるものの今後も安定した収入が見込めないことと子供の意志を尊重したい親心から、後継者確保に踏み切れていない状態である。

(3) 観光地開発への取組み

皿山は、民陶ブーム以前は小規模な山村集落であったが、民陶ブーム時に民陶の聖地のように扱われたことによって、多くの観光客が買い物を目的に皿山を訪れるようになった。皿山で営窯世帯は観光客の要望に応え、主屋の廊下を使用して作品を展示、販売し、非営窯世帯は観光客を迎えるために飲食店や民宿を経営した。皿山では、強固なコミュニティを有していることと離れ里で周辺に宅地として利用できる土地がほとんどない地理的条件から、外部資本が皿山に入ることができなかった。そのため、観光客が窯元から小鹿田焼を購入し、非営窯世帯が飲食店や民宿で観光客を受け入れることで、観光収益が地元に還元されていた。

皿山では民陶ブームによる小鹿田焼の需要の拡大と観光客の来窯によって多くの現金収入を得ることができた。民陶ブーム時の窯元は1年で1棟の建築物を構えることができるほどの収益を得ることができたため、窯元は生産性を高めるために皿山の大工や左官に依頼して、作業小屋の新築や主屋の建て替え、窯道具の整備を行った。このような建設ラッシュにより、皿山の窯元が得た収益が皿山の大工や左官にも還元されたため、民陶ブーム時の皿山では、非営窯世帯も経済的に豊かになった。このように皿山の全14戸が経済的に豊かになったのは偶発的に起こったことではない。窯元達が自身が得た収益を集落全戸に還元できるように工夫したことによって起こったのである。皿山では、伝統的な窯業の生産性向上と集落の平等を重んじる伝統的な生き方を選択した結果、作業場が新設され、主屋が茅葺から瓦葺屋根に建てかわる等、景観が大きく変化していた。

皿山では、平成に入ると展示場の新設や主屋、作業場、展示場を1つにして屋根形状を複雑にする建築ラッシュが起こり、集落にツツジ等を植生するようになる。住民にヒアリングすると、「観光客が来ても恥ずかしくないように、主屋、作業場、展示場を1つにして家を大きく見せている。屋根形状を複雑すると展望台から見ると家がかっこよく見える」、「唐臼祭りの時はちょうど山のツツジがキレイに咲く。観光客が少しでも気持ちよく買い物できるように山からツツジを採って集落に植えている」という意見が聞かれ、近年の皿山では観光客の視線を意識した景観づくりが行われている。窯元は「ファンがついている窯元は観光客が来なくても焼き物が売れるが、ファンがついていない窯元は観光客に来窯してもらうことで焼き物が売れている。そのような窯元や飲食店のためにも観光客は来てほしいと思う」と言っていた。日田市職員にヒアリングを行うと、「皿山は周辺に伝統的建造物群保存地区の豆田町、温泉街の隈町がある上に日田ICから車で1時間程と好立地にある。小鹿田焼はお土産に手頃な大きさ、値段で、民陶ブームからの根強いファンも多い。皿山住民は観光開発に積極的で規模も14世帯であるから同意も取りやすい」と行政側も皿山の観光開発に積極的である。

このように皿山と行政がともに積極的に観光客を誘致するため、観光客の満足度は非常に高い。2007年の唐臼祭、民陶祭で観光客向けのアンケートが実施された結果、訪れた感想で「と

てもよかった」と答えた観光客は6割以上、「まあまあよかった」と答えた観光客を併せると「よかった」と答えた観光客は100％であった。また、来窯者の7割がリピーターであり、唐臼祭では5割、民陶祭では近隣の小石原にも祭りがあるにも拘らず、8割以上が皿山だけを目的に来窯していた。筆者が調査員として参加した唐臼祭のアンケートの際、行政職員が「挨拶しに行ったら、窯元からアンケート協力者に渡して欲しいと言われた」と大量の蓋つき小壺を持ってきた。立派な粗品を目当てに観光客が積極的にアンケート調査に協力した結果、300票以上用意したアンケート票が2時間程で全て回収できた。観光客の考えと共に、皿山住民が観光客の意見を求めていること、皿山住民と行政の間に良好な関係が築かれていることが分かった調査であった。

現在、皿山では重要文化的景観選定を契機にマスメディアに取り上げられることが多くなり、観光客が増加している。民陶祭や唐臼祭では品切れの窯元が続出する一方、小鹿田陶芸館の新装、看板設置等の行政による整備が粛々と進められている。皿山では、住民と行政が協力して積極的に観光客誘致を行っている地域と考えられる。

2.11　まとめと今後の研究課題

1 章で提示した景観の調査、評価、保全の枠組みによって、改変が多い皿山の景観の価値を説明することができた。今後は 1 章で提示した景観の調査、評価、保全の枠組みを一般化するために他の事例においても調査研究を進める必要がある。

皿山は、生業が無形文化財に指定されており伝統的な生業であることが明確であった。よって、1 章で提示した景観の調査、評価、保全の枠組みを一般化するためには、伝統的な生業が明らかにされていない地域において事例研究を行う必要がある。また、本研究では、全件調査を基本としているが、より多くの世帯数を有する集落で全件調査が可能か検討する必要がある。よって 3 章では、約 560 世帯の集落であり、様々な生業が営まれてきた鹿児島県奄美市赤木名を事例に、景観の調査、評価、保全の枠組みを適用できるか検討を行う。

【注釈】

1) 茶陶の多くは藩主に献上する御用窯であるため一般的に高価である。反対に、民陶は庶民のための一般雑器であったことから民陶ブーム前は安価だった。
2)1926 年に開始された民芸運動（手仕事の日用品の中に「用の美」を見出す運動）が市民に広がり起こった現象。このブームは一般的に民芸ブームと呼ばれているが､皿山では「民陶ブーム」と呼ばれているため、本論文でもそれを採用した。
3) ここでは建築基準法とは異なり、室空間を持つものを建築物としている。
4) 大量生産地における価格体系は、工場生産による大量生産品、職人によって伝統的に生産される量産品、作家による嗜好性の強い製品に 3 分されている。前 2 者はコストによってある程度の価格が決定される場合が多いが、3 番目の場合は個人の市場価値によって価格が左右されてくる（濱田琢司 , 2002)。
5) 表 2.4.1 は「日田市小鹿田焼の里保存計画」をもとに作成した。表 2.4.2 は、本研究の結果に基づいて筆者が作成した。建築年代は、悉皆調査と資料文献調査の事前調査の後、所有者に対するヒアリング調査を実施し、それらを編年した結果より特定している。なお、これは対象としている工作物が現在の場所に築かれた年代を示したもので、メンテナンスによる修理は含んでいない。唐臼に関しては最も古い唐臼と最も新しい唐臼の建築年代を示している。
6) 住民に対するアンケート調査は、平成 19 年 6 月中旬に、皿山地区に居住する 14 世帯の世帯主計 14 人に行われ、回収率は 100％であった。観光客に対するアンケート調査は、毎年約 2 万人の観光客が訪れる「唐臼祭」時の平成 19 年 5 月 3 日の観光客を対象に行い、303 人から回答を得た。大森洋子を中心に、小鹿田焼の里文化的景観保存計画策定調査の一環として行われた。

3 章　鹿児島県奄美市赤木名に関する事例研究

■はじめに

本研究の対象地、赤木名は、亜熱帯気候の奄美大島（以下、大島）の北部の笠利半島に位置する。大島は、15 世紀中頃から琉球の支配下、慶長 14(1609) 年から薩摩藩の直轄地となり、昭和 20(1945) 年から昭和 28(1953) 年までは、アメリカの統治下に置かれた。赤木名は、西側を天然の良港とされる笠利湾、北側、東側、南側を標高約 120m の丘によって取り囲まれる面積約 6.7km^2 の地区で、里、中金久、外金久の 3 集落[注 1)] で構成される。赤木名は、近世時代、大島で最も長く薩摩藩の代官の仮屋が置かれ、近世大島の行政の中心地として栄えた地区である。赤木名では、大島北部における行政の中心地の機能を担いながら、製糖業、紬業、農業、商業が営まれ、近代から昭和初期までは海運業も栄えた。赤木名では、台風が多い気候から建造物が頻繁に改変されるため、近世以前の建造物は 1 件確認されるのみである（日本ナショナルトラスト編 , 1996)。このように、赤木名は、古い建造物が少ないこと、複数の生業により景観が形成されていることから、伝統的な景観を視覚的に捉え難い地域である。本研究で生業と空間構成の関係を丁寧に分析することで、伝統的な景観を視覚的に捉え難い地域でも、伝統的な空間構成を明らかにすることが可能であると推測される。

大島では、自然と文化を保護し、それらを観光資源とすることで地域経済を活性化しようと、平成 20 年度から文化遺産把握モデル事業や世界自然遺産登録に向けた調査がなされている。大島の文化を説明する地域として赤木名が選ばれ、文化財保護法の重要文化的景観の選定に向けた調査がされ、本研究は赤木名地区文化的景観保存調査事業が実施され、その一環として行われた。

文化的景観は、「自然」、「歴史」、「生活・生業」の 3 つの観点から当該地区の景観を説明する必要がある（文化庁 , 2005)。赤木名では、平成 20-21 年度に奄美市教育委員会、青山学院大学等によって、自然調査、民俗調査が行われた（奄美市教育委員会 , 2010)。筆者が参画した平成 22-23 年度調査では、奄美市教育委員会、北海道大学、久留米工業大学、鹿児島大学、筑波大学によって、生業調査、土地利用調査、建築物外観調査、建築物調査、工作物調査、樹木調査、屋敷地の調査、景観認知調査が実施された。筆者は、上述調査のうち、生業調査、土地利用調査、工作物調査を担当した。

赤木名の生業の変遷を明らかにするために、大島の生業に関する文献資料を調査した。さらに現地調査において製糖業、紬業の作業現場の様子を記録し、住民へヒアリングを実施することで、生業や製糖業、紬業の作業工程、作業内容の変遷を明らかにした。

赤木名の空間構成の変遷を明らかにするために、①嘉永 4(1851)-5 年作成[注 2)] の「幕末地図」、②「明治 12 年竿次帳全大島郡里村」「明治 12 年竿次帳全大島郡中金久村」（以下、竿次帳）、

③明治 36 年頃作成（作成年代の考証は 4(2) 参照）の「里字図面」「中金久字図面」「外金久字図面」（以下、字図）、④平成 17 年頃に作成された「大正－昭和地図」、⑤平成 4-10 年作成の地籍図（以下、地籍図）、⑥平成 8 年作成の住宅地図を分析した。②は明治 12 年作成だが、奄美大島では明治 8 年まで仮屋が置かれたことから、近世赤木名の集落全域の土地利用が確認できる資料と考えられる。①、④は宅地が集中する地区（以下、集落）における建築物の用途や居住者、他の資料は集落全域の当時の土地利用が記録されている。赤木名の昭和後期以降の地図は他にも存在するが、その多くが公共工事に際して作成された部分的な地図であるため、空間構成の分析に適している集落の詳細と全域の土地利用を記録している上記の資料で分析を行った。資料の詳細や地籍図及び地形図（平成 8 年頃作成）への復原作業については 4 節で詳述する。屋敷地内の空間構成の変遷と生活・生業の変化の関係を明らかにするために、伝統的な建造物が現存する屋敷地 11 件を調査した。現在の屋敷地の配置図をもとに、居住者へのヒアリング[注 3)] をすることによって、昭和初期の屋敷地の復原図を作成した。

赤木名の工作物は、石垣、井戸、墓石がある。工作物調査では、現地調査によって、現在の赤木名の工作物の特徴を把握した。石垣は 17 件、井戸は 113 件、赤木名墓地における墓碑 553 件、前島墓地における墓碑 12 件を確認した。なお、読み取りや石材の判断が難しかった大正時代までの墓石に関しては再調査を実施した。

本章は、1 章で提示した研究の調査、評価、保全方法に基づいて構成している。3.1 では、赤木名の歴史、自然、地理的特性について述べ、3.2 では赤木名の生業である製糖業、紬業、海運業、農業について述べている。3.3 では赤木名全体の空間構成の変遷について記述している。3.4 では、赤木名における建築物、工作物の材料や様式の変遷の分析、樹木の特徴について説明している。3.5 では、屋敷地における空間構成の変遷を明らかにするために、屋敷地における建築物、工作物の配置の変遷を明らかにしている。3.6 では、赤木名住民に対して行った、景観に関するアンケートの調査結果を示す。3.7 では、地理的特性、自然的特性、歴史的特性、社会的特性、空間特性、景観特性の 6 つの視点から赤木名の LH の特徴を明らかにし、3.8 では、3.1 ～ 3.7 の結果を考察することで、赤木名における LH を形成するシステムを明らかにする。3.9 で赤木名の景観を保全する際の方針を明示する。3.10 では、集落に住み続けるための取組みついて記述する。3.11 で、1 章で提示した本研究の枠組みの有効性の検討を行い、1 章で提示した枠組みの一般化のための今後の課題を明らかにする。

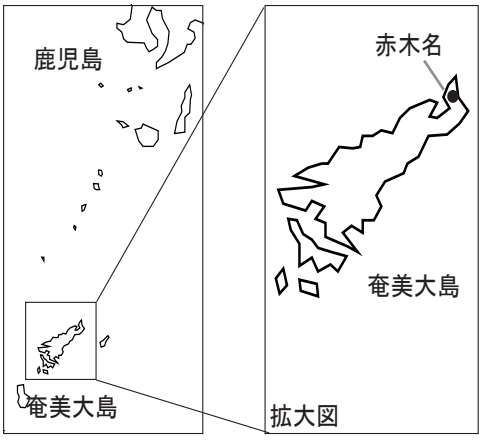


図 3.0.1　赤木名の位置



写真 3.0.1　赤木名の位置

3.1　赤木名の地理的特性、自然的特性、歴史的特性

亜熱帯気候の奄美、沖縄諸島は、日本列島南部海域に大小 188 に島嶼が弧状列島をなす全長約 1300km に及ぶ洋上域に点在する。奄美諸島はその北端において鹿児島から約 370km（航路距離）、最南端の与論島まで 592km におよび、人々の営為する島は北から奄美大島（以下、大島）、喜界島、加計呂麻島、請島、与路島、徳之島、沖永良部島、与論島の 8 島がある。大島は、古生層上とこれを貫く火成岩からなり（ダリオ・パオルッチ、宮脇勝 , 2005)、赤木名では砂質土の沖積平野の上に集落が形成されている。大島北部は、大島南部に比して低地をなしており、海岸線は急峻な山陸生の地形で、海岸線は砂丘とサンゴ礁を有し、海浜を主とした狩猟採集生活が営まれていた痕跡が残る。現在の赤木名でも、動植物と魚貝藻類の獲得が住民の生活基盤になっている[注 4)]。

笠利半島は 15 世紀における琉球の前線基地、笠利湾は 15 世紀末頃には豊後水道への航路と九州西方を北上する航路の湊として軍事と海上交通の要地としての役割を果たした。赤木名はその笠利半島の中でも天然の良港とされる笠利湾と川幅の広い前田川に面していることもあり、15 世紀末に山城（グスク）が築造された。大島は 15 世紀中頃から琉球の支配下になり、慶長 14(1609) 年、島津氏が大島を侵攻した結果、薩摩藩の直轄地となった。薩摩藩は詰役人（以下、薩摩役人）を大島に派遣し、慶長 18(1613) 年から代官が仮住まいをする仮屋（以下、代官仮屋）が大島に設けられた。大島同様に仮屋が設けられた喜界島、徳之島では仮屋の移動がないのに対し、大島では大笠利、大熊、赤木名、大熊、赤木名、赤木名金久村、伊津部村の順で仮屋が移された。赤木名は、延宝 3(1675) 年から享和元 (1801) 年までの 126 年間[注 5)]、すなわち大島で最も長い期間、代官仮屋が置かれ、近世大島治世の中心地となった地区である。享和元 (1801) 年に代官仮屋が伊津部（現在奄美市名瀬）に移され、以後赤木名は大島北部の行政の中心地となった。近世大島は薩摩役人と島出自の島役人によって統治され、赤木名では上納用の米と黒糖、進物用の紬、自給用の野菜、果樹の生産が行われた。

大正から昭和初期までの赤木名には、通船倉や海運業を営む旅館などが置かれ、大島北部の中心的な港町として栄えた。アメリカから日本に復帰した後の赤木名でも紬産業に従事する若者で賑わった。現在でも、近世時代の代官屋敷跡、菩提寺跡、海岸沿いのサンゴの石垣、大正、昭和時代の商店などが残り、上記の歴史を視覚的に確認する事ができる。赤木名の海岸に大型船が出入りできないことから、昭和 37 年頃から海運業は営まれなくなったが、赤木名には現在約 560 世帯が居住し、大島北部の行政の中心地の役割を担っている。



写真 3.1.1　赤木名の集落（2012 年赤木名グスクより撮影）



写真 3.1.2　赤木名の航空写真（1965 年）［奄美市提供］



写真 3.1.3　赤木名の航空写真（現在）[DegitalGloe,GeoEye 提供提供]

3.2　赤木名における生業

(1) 製糖業

大島に黍作植付と砂糖製法が伝わったのは元禄元（1688）～ 4 年（弓削政己 , 2011）で、大島は砂糖交易の発祥地とされる。大島北部は昔から製糖業が盛んで、赤木名では昭和 37 年まで、黍生産者約 5 人がサタヤドリ[注 6)] に寄合って製糖していたが、昭和 34 年、笠利町の農談会で「農家の経済安定を図るには、大型製糖工場を設置して生産コストを引き下げ、製糖化するしかない」（笠利町 , 1990）と大型製糖工場を赤木名に誘致する方針が決定し、昭和 37 年から富国製糖工場が操業開始する。

現在の赤木名における製糖業の工程は、①苗の準備、②黍の植付、③収穫、④搬送、⑤計量、⑥圧搾、⑦加熱、⑧冷却、⑨出荷で、①～③までが黍作植付、⑥～⑧が砂糖製法である。まず、黍の上部を 5、6 寸に切り、葉を取って作った苗を植え付ける。赤木名では沢水が多いため水やりの作業は行わず、収穫までは草取りの作業が行われる。収穫は伝統的な手刈りによる場合もあるが、近年はハブの被害を考慮してハーベスタ（機械）で行われる場合が多い[注 7)]。昔は農家自身で飼っている牛や馬で黍をサタヤドリまで運んだ[注 8)] が、富国製糖工場操業時から地元の輸送会社がトラックで搬送している。

サタヤドリにおける砂糖製法は以下のとおりである。まず、サタグルマの車に黍を 1 把ずつくわせ、中央の車の上端に木材を固定して牛につないで引かせて黍汁を得る。次に、窯に鉄鍋を 2 つ並べ、火元側の鍋にその汁を流し入れる。黍汁を熱しながら、そこに珊瑚で作った石灰水を注ぎ、ヘラでかき混ぜながら黍汁を中性化させ、煮汁が減ったらもう 1 つの奥の鍋に焚き移す。煮汁の量が 1/10 になるまで煮詰まったらボールに移して木棒でかき混ぜホイップ状にし、それを薄く延ばして冷ます。黒糖ができると、赤木名の製材所で作られた樽に詰めて、購買販売組合へ販売し、赤木名港から鹿児島や大阪等に出荷する。

富国製糖工場における砂糖製法は以下のとおりである。まず、黍を購入するための計量を行った後、大型機械による圧搾、加熱が行われ、煮汁をゆっくり冷ましてザラメを生産する。生産性を向上するために、新しい機械が一部で導入されているが、現在も昭和 37 年に設置した機械が主に使用されている。出来上がったザラメは倉庫に保管され、赤木名近隣の前肥田港から出荷される。現在、富国製糖工場は大島一の砂糖生産量を有している。

昭和 30 年代までは黍生産者が出荷まで行っていたが、富国製糖工場の操業後は、黍生産は農家、砂糖製法、出荷は富国製糖工場に勤める職員により行われている。



甘庶の苗



甘庶の苗を植える



手刈りによる収穫



積まれた甘庶



ハーベスタの網を運ぶ業者の車



ハーベスタによる収穫

写真 3.2.1　現在の赤木名における黍作植え付けと収穫の様子


サタグルマ


搾汁を得る


搾汁を濾す


搾汁を煮詰める


サンゴを溶かした水


ホイップ状にする


冷やす


適度な大きさに切る

写真 3. 2. 2　昭和 30 年代まで赤木名で行われた製糖作業（馬車山）

注：伝統的な製糖方法を実施している馬車山にて 2011 年撮影。


ハーベスタで狩った甘庶


運送会社が製糖工場まで運ぶ


計量して代金を支払う


甘庶を置く


脱養した後、甘庶を圧搾する


搾汁を加熱し、ろ過する


結晶化する


ザラメが完成

写真 3.2.4　現在の赤木名における製糖作業（2011 年撮影）

(2) 紬業

奄美における養蚕の歴史は奈良朝以前まで遡り、近世時代は上流家庭の婦女子の自家用や薩摩役人への進物用として大島紬が使用されていた。明治 22 年の国内勧業博覧会において大島紬が注目されたことと明治 25-26 年以降黒糖の価格が下落したことから、黒糖生産から紬生産に転業する者が増加した。戦時下では大島紬が生産されなくなるが、昭和 25 年から本格的な生産が再開される（奄美市教育委員会 , 2012)。元来、大島紬の生産が盛んな地域は、龍郷、大笠利とされていたが、昭和 40 ～ 50 年代の全国的な大島紬ブーム時の昭和 51 年には赤木名でも織工数が 254 人（鹿児島県大島郡笠利町 , 1979）に達した。昭和 50 年代後半から韓国紬との競合により大島紬の生産数が減少し、ピーク時には 29 万反あった大島全体の紬生産量は、現在 4.5 万反になっている（奄美市教育委員会 , 2012)。

現在の紬業の工程は、①図案作成、②整経、③糊はり、④絣締め、⑤染色、⑥泥染め、⑦機織りの準備、⑧機織り、⑨製品検査である[注 9)]。まず、図案を作成し、それに必要な糸の長さと本数を整経し、庭先に絹糸を張り、糊で固めて乾燥させる。図案に合わせて模様をつけるため、防染用の木綿糸を絹糸に織りしめる（白紬織）。テイチギと呼ばれている樹木を煮て得た汁に絹糸を入れて染めること（染色）を 30 回ほど繰り返した後、泥田で繰り返し染める（泥染め）。木綿糸を解き、色を差し、各絹糸の本数を調節した後、各織工に材料を配る。織工が手織りの機で機織りし、奄美市名瀬の本場大島紬共同組合で製品検査が行われる。絹糸は昭和初期まで大島で生産していたが、現在は海外から輸入している。

昭和初期までの赤木名では、養蚕、絹糸づくりから紬検査までされていた[注 10)]が、それぞれの作業工程で専門の技術が必要なため、現在は工程ごとに大島全体で分業されている。現在の赤木名では、機織りを行う織工と大勢の織工を取りまとめる親方がおり、①、⑦を親方が行い、⑧を織工が行う。自宅の廊下を利用して機織りがされることが一般的であったが、大島紬生産の全盛期である昭和 40 ～ 50 年頃の赤木名では一部の屋敷地内に紬工場がつくられた。赤木名では多くの女性が紬業に従事し、紬工場で機織りの技術を学んだ後、自宅の廊下で機織りを行った[注 11)]。現在赤木名で稼働している紬工場は 1 件のみで、機織りは主に織工の自宅の廊下で行われている。


テーチ木で染める（笠利）


紬の道具（赤木名）


泥染め用の溜池（笠利）


糸のかすり（赤木名）


各家庭で織られる大島紬（赤木名）

写真 3.2.4　現在の笠利、赤木名における紬作業（2011 年撮影）

注：笠利地区は現在も紬業が盛んな地区である。

(3) 海運業（運送業）と商業

明治時代に入り自由交易ができるようになると、鹿児島や大阪等の船が赤木名港にとまる。赤木名では、黒糖と紬を出荷し、米、大豆等の生活用品を入荷した。大島北部の住民の生活物資を提供する商店や黒糖、紬を買付ける商人が滞在するための旅館が建てられた。

笠利湾沖の立神（図 3.3.4 参照）に鹿児島や大阪等からの船が着くと旅館業と海運業を営む池畑旅館によって「ナカシ組合」と「カヨイセン組合」が集められた。両組合は赤木名住民で構成され、農業や紬業と兼業で海運業を行っている。ナカシ組合が購買販売組合から砂糖樽、紬検査場から紬を現在の県道を通って赤木名港の伝馬船まで運び、カヨイセン組合が伝馬船で鹿児島や大阪等の船まで荷物を運ぶ。両組合は鹿児島や大阪等の船から赤木名の商店へも樽を運送した[注 12)]。赤木名港では主に黒糖と紬を出荷しているが、それらの出荷量は一定ではない。例えば、黒糖生産から紬生産に転業する者が増えた明治 25 年頃の赤木名港では、明治 22-23 年と比較して黒糖の出荷量が 1/8 まで減少、紬の出荷量が 3 倍まで増加している（鹿児島県農商務課 , 1883）。昭和 37 年から船舶が大型化し、遠浅の赤木名港が使用されなくなったことで海運業は廃れていった。

現在、海運業を営む家は赤木名にはないが商業は営まれている。赤木名で商業を営む者は明治時代以降に外地から移住した者が主で、専業である。特に昭和 40 ～ 50 年代には紬業の繁栄により、紬業従事者や紬買付け業者で赤木名における商業が栄えた。現在の赤木名では、大島北部の住民の生活用品を提供する商店や飲食店が主に営まれている。

(4) 農業

赤木名では、近世時代から自給のために稲作が営まれていており、明治時代の赤木名は大島の中でも稲作が盛んな地域（市川正寧 , 1874）とされていた。昭和 37 年の富国製糖工場の開業により次第に田が黍畑に転換された。昭和 47 ～ 49 年の国の減反政策により田を放棄する者が相次ぎ、当時の地元農業高校教員の指導のもと放棄田に黍が植えられた。現在の赤木名では稲作は営まれていない。昭和 60 年代までは野菜を経済作物としていた（笠利町 , 1990）が衰退し、近年は集荷用の果樹の生産が行われている。

赤木名で昭和 30 年頃に行われた稲作の工程は、①苗つくり、②田おこし・代かき、③田植え、④草取り・水の管理、⑤稲刈り・脱穀、⑥モミすり・精米である。モミや玄米は屋敷地内の高倉で保管され、藁は屋根材に使用される。赤木名で高倉を有するのは裕福な純農家のみであった。



足踏み脱穀機



もみすり



脱穀用の臼



脱穀用の杵

写真 3.2.5　稲作に使用していた道具（赤木名）（2011 年撮影）

3.3 資料の詳細と地籍図上への復原作業

空間構成を分析するにあたり、現在の地籍図及び地形図上への復原が必要な資料については以下の作業によって復原を行った。

3.3.1　分析した資料について

(1) 竿次帳（筑波公文書館蔵）

近世時代、宅地やそれに準ずる土地は異動の確認や公権、徴収権の維持、土地現況と所有者の管理のため、「名寄帳」もしくは「検地帳」等の公簿が作られた。明治になり、それらに対応するものとして、対象区域の地価や地租額等を決定するためにまとめられた台帳である「竿次帳」が作成された（岩多雅朗他，2012)。大島では一部の地域で天保年間の検地帳が確認されているが、赤木名で名寄帳や検地帳は確認されていない。赤木名の土地に関する公文書で最も古い資料が明治12年作成の竿次帳であるが、赤木名地区の3集落のうち外金久の竿次帳が確認できないため、本稿では里と中金久のみ竿次帳で分析した。竿次帳は表紙に集落名と作成年代、内部に字、地番、地種（地目）、持主姓名（所有者）が土地一筆ごとに記載されている（岩多雅朗他，2012)[注13)]。現在の赤木名でも竿次帳が作成された時代の小字、地番が使用されている場合が多いため、竿次帳と現在の地籍図の小字、地番を照合することで明治12年の土地利用を地籍図上に復原した。

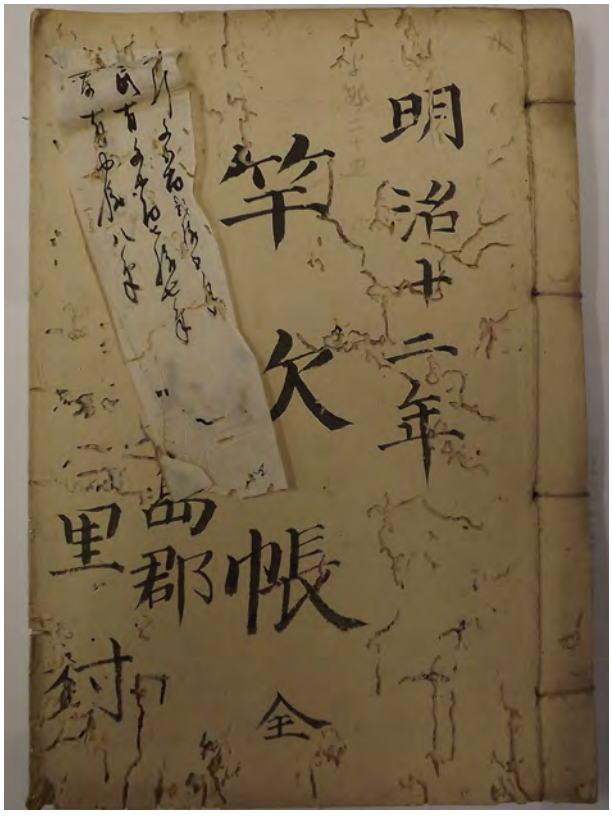




写真 3.3.1　里集落の竿次帳（奄美市教育委員会提供）

(2) 字図（奄美市蔵）

土地調査と地価を確定することを目的に一筆の土地の位置、形状、地番、面積が記載された図面が「字図」である。赤木名では 3 集落全ての字図が確認されたため､3 集落全域で分析を行った。字図は合計 75 の小字名について描かれたもので、地目は、宅地、田、畑等 20 種類の地目に区別されている。字図は、不連続の状態で掲載され、縮尺が統一されておらず、方位も正確ではなかった。現在の地籍図と比較したが筆界の形状が異なる場合が多かったため、明治の字図と地籍図に描かれている地番を照合しながら、字図を現在の地籍図上にトレースし、赤木名の土地利用図を作成した。さらに字図に示される土地利用の痕跡を確認する現地調査[注 14)] を実施することで、図 3.3.4 の精度が高いことを確認した。

今まで赤木名における明治の字図の作成年代は竿次帳が作成された明治 12 年頃とされていたが、竿次帳と字図では土地の用途が異なる箇所が多いことが判明した。竿次帳の方が幕末地図と土地の用途、所有者が共通していることから、字図は明治 12 年以降作成と推測された。赤木名の土地台帳（奄美市蔵）を確認すると、明治 26 年と明治 36 年に台帳が変更されていたため、字図は明治 26 年もしくは明治 36 年頃作成と推測された。竿次帳と明治の字図で大きく異なる点は、中道 139 ～ 145、152 ～ 154、157 ～ 158 番地である。これらの番地は、竿次帳では「宅地」とあるが、明治の字図では「小学校敷地」、「役所敷地」となっている。赤木名に小学校がつくられる事項を抽出すると、①明治 11 年の赤木名小学校の創立、②明治 33 年の赤木名高等小学校の創立が挙げられる（奄美市教育委員会 , 2010)。①は竿次帳で「官有地」と書かれている中道 162 番地に該当することから、②によって中道 139 ～ 145、152 ～ 158 番地が「小学校敷地、役所敷地」となったと考えられる。以上から、赤木名の字図は明治 36 年頃作成と推測される。

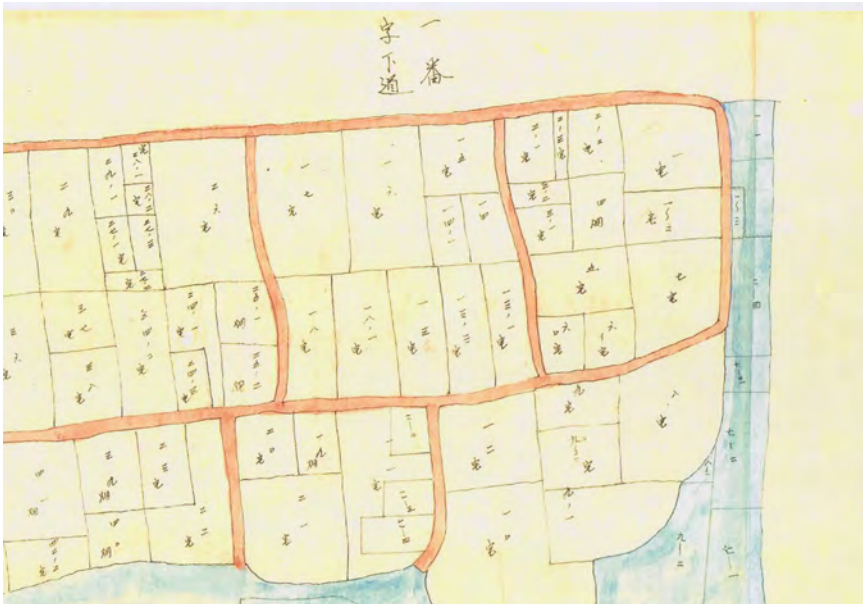


写真 3.3.2　中金久集落 1 番下道の字図（奄美市教育委員会提供）

(3) 幕末地図（写し）（奄美市蔵）

幕末地図は近世時代の赤木名の集落の様子を示す唯一の資料である。幕末地図は、高崎崩れに島流しされ、赤木名里集落の上里 1 番地に配流されていた白尾伝右衛門が嘉永 4(1851)-5 年頃に作成したもので、その写しが奄美市教育委員会で保管されている。原本は焼失した可能性が高いため本研究では写しにより分析を行った。大島で近世集落の地図が確認されている地区は赤木名のみであるため、近世時代の大島の集落の様子を明らかにする上でも幕末地図は貴重な資料である。そのため、奄美市教育員会では以前から幕末地図を地籍図上に復原する取組みが行われてきたが、赤木名に関する歴史的研究が進んでいないため、今まで現在の地籍図上に幕末地図を復原することが難しいとされていた。本研究では文献資料調査に合わせて墓地調査[注15)]を実施し、幕末地図を現在の地籍図上に復原した。

まず、竿次帳、字図、土地台帳と幕末地図を照合した結果、幕末地図の「翁多美」、「南喜祖明」、「築義貞子」、「東健資」、「覇為最」、「平宣子」、「天神」、「弁天」、「秋葉」の地番を特定した。しかし、文献資料調査だけでは代官の本仮屋跡とされる上里 10 番地が幕末地図の「喜保統」の区割か「湯前玄益」の区割か特定できなかった。そこで、「喜保統」もしくは「湯前玄益」の資料を得るため、墓地調査を実施した。墓地調査は、赤木名墓地、前島墓地（赤木名地区内の一族墓）の全件の墓石を対象とし、赤木名墓地 553 件、前島墓地 11 件を抽出した。墓地調査では、奄美市教育委員会の協力のもと、墓地の配置図と個票を作成し、墓石の石材、墓石に刻まれている戒名、俗名、没年月日、事跡等を記録した。その調査結果をもとに墓石の石材、様式を編年し、幕末地図、竿次帳、字図、古文書と照合した。

以上の墓地調査の結果、平成 23 年 2 月の赤木名墓地調査において確認された墓石の 1 つが「湯前玄益」の墓石であることが判明した。「湯前玄益」の墓石は、薩摩役人が使用する石材が使用されており、近世後期の格式高い様式でつくられている。墓石の四面には事跡が記録されており、風化して没年代が読み取れなかったものの「…湯前…玄益…大島在…」と書かれている。これらの墓石の特徴から、「湯前玄益」は近世後期の薩摩役人の中でも高い地位を有する者と推測された。

「湯前玄益」の墓石が現在も管理されていること、赤木名では土地所有者が竿次帳から大きく変わっていないことから、「湯前玄益」の墓石の所有者を明らかにすることで、代官の本仮屋の場所が特定できると推測されたが、墓地の所有者に関する資料もなく、553 件墓石がある赤木名墓地では、ヒアリング調査によりその墓石の所有者を特定することが難しかった。しかし、平成 24 年 2 月、「湯前玄益」の墓石が置かれていた場所に M 家の墓石が置かれていた。M 家の墓石について調べると、現在上里 10 番地に住む T 家から M 家に嫁いだ女性の墓石であり、「湯前玄益」の墓石が T 家のものであることが明らかになった。竿次帳でも上里 10 番地の土地所有者が T 氏になっていることから、幕末地図の「湯前玄益」の区割が代官の本仮屋跡であることが明ら

かになった。

以上の調査、分析により、幕末地図を現在の地籍図上に復原した結果、幕末地図は縮尺は正確ではないものの、区割りの形状、有力者の居住位置は正確であることが明らかとなった。

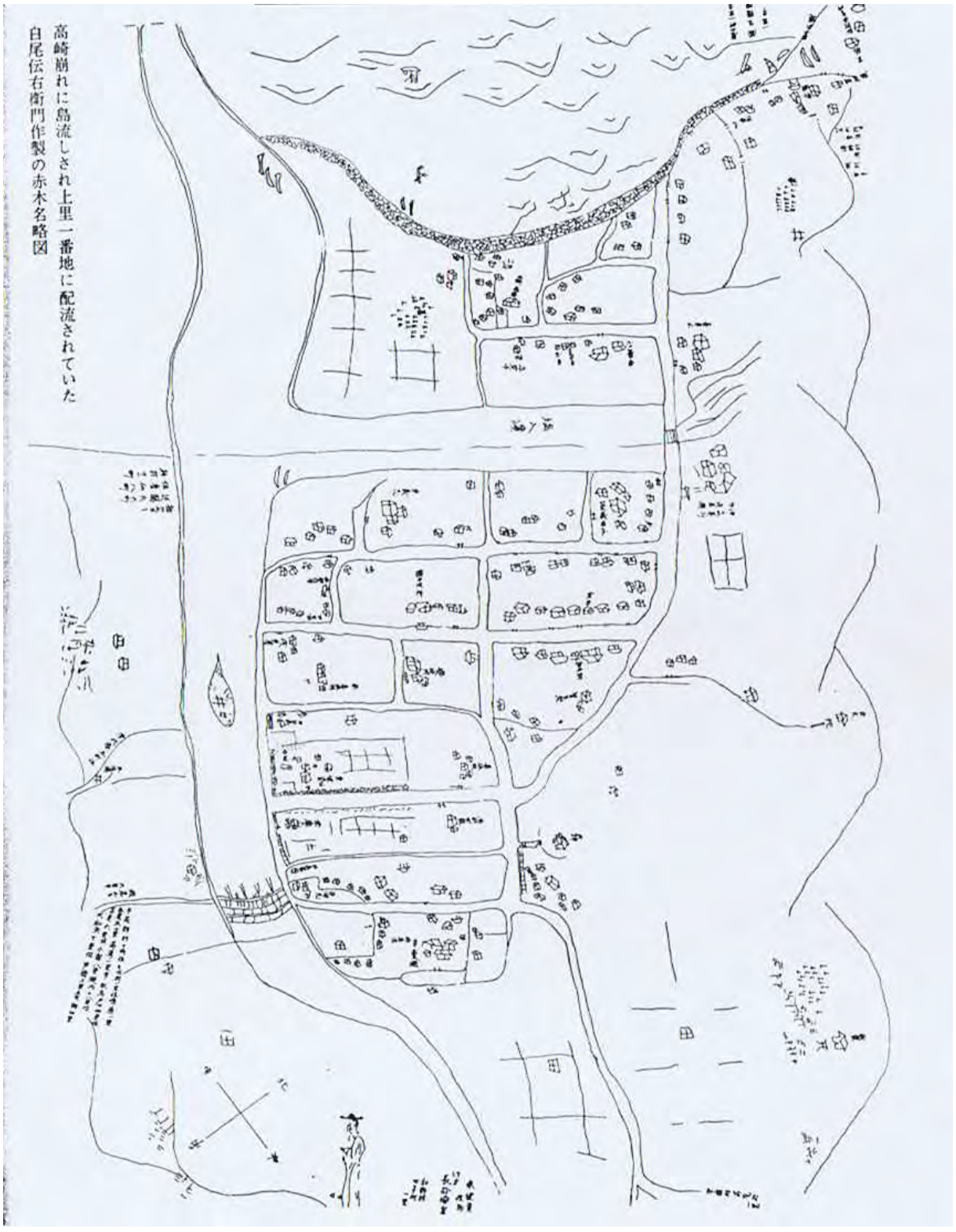


図 3.3.1　幕末地図（奄美市教育委員会提供）

(4) 大正－昭和初期の地図（奄美市蔵）～現在の地図

大正－昭和地図について丸田光郎氏（現赤木名中金久在住）に聞き取り調査を行ったところ、原本は丸田氏が所有しているが現在行方が不明であること、地図は丸田氏の記憶と地図作成時の古老への聞き取り結果から作成されたことが明らかになった。本研究では、大正－昭和地図の写しで分析を行うとともに、住民へ聞き取り調査[注16)]を実施することで大正－昭和地図を修正し、現在の地籍図上に復原した。

本研究では紬業が栄えた昭和 40 ～ 50 年代の赤木名の空間構成を分析する必要があるが、現在の赤木名で昭和 40 ～ 50 年代の地図は確認できない。よって、本研究では、大正－昭和地図と平成 6 年の住宅地図、昭和 40 ～ 50 年代赤木名の商店の看板（旧赤木名劇場蔵）をもとに、S.T 氏（60 代男性）、T.A 氏（80 代男性）へヒアリング調査を実施することで昭和 40 ～ 50 年代赤木名の様子を地籍図上に復原した。現在の地図は、現在の地籍図、住宅地図をもとに分析し、集落においては平成 23 年 2 月に現地調査を実施し、現況の土地利用を記録した。

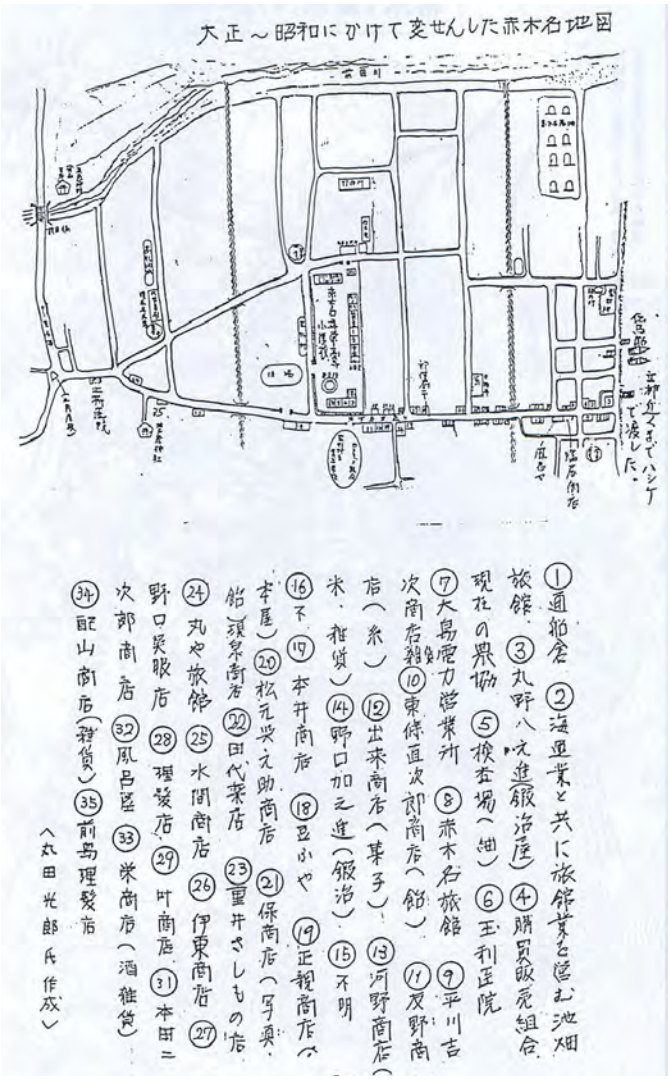


図 3.3.2　大正－昭和地図（奄美市提供）

3.3.2　集落における空間構成の変遷

(1) 近世時代

図 3.3.1 の幕末地図が作成された頃、代官仮屋は他の地区に移っているため幕末地図に代官仮屋は記載されていない。伝承では、図 3.3.6 の湯前玄益の区画に寛文 12(1672) 年から代官仮屋が置かれたとされる。代官仮屋が置かれた当時は、北から東仮屋、本仮屋、屋喜内仮屋、西仮屋が設けられた (奄美市教育委員会 , 2010)。近世大島は 7 つの行政区 (笠利、名瀬、屋喜内、西、東、住用、古見) が設けられたため、本仮屋は代官仮屋、東仮屋は東間切、西仮屋が西間切、屋喜内仮屋は屋喜内間切の詰役の仮屋と推測される。竿次帳では代官仮屋が置かれた区画内かつ前田川沿いの上里 15 番地が「溜池」であることから、近世時代はその場所に船溜まりがつくられていたと考えられる[注 17)]。当時の前田川は水深が浅かったため、笠利湾沖に船を停め、前田川を利用して小舟で代官仮屋へ人荷輸送したと推測される。

嘉永 4-5 年の赤木名では、仮屋と与人役所、横目役所[注 18)] の前を通り、外金久に抜ける道 (道①) と仮屋と船蔵を結ぶ道 (道②) がある。幕末地図では、塩入濱が道①に達していることから、馬や牛等を用いて船蔵へ荷物を運ぶ際は道②、徒歩で集落内を見回る際は道①を利用したと推測される。黒糖等の積出を行った船蔵は、屋仁集落と笠利集落へ続く道の交差点に河川を利用してつくられている。

嘉永 4-5 年までに薩摩藩の士族階級である郷士格[注 19)] が与えられた島役人 (奄美市教育委員会 , 2010) は皆、嘉永年間には与人役所、横目役所の近郊に屋敷を構えている。砂糖積出を監視する津口横目は嘉永年間には前田川と船蔵の近くに屋敷を構えているが、他の横目職の屋敷は幕末地図では確認できない。また、嘉永 4-5 年には薩摩役人の湯前玄益、白尾伝右衛門が上里 10 番地、上里 1 番地に居住しており、竿次帳でも代官仮屋が置かれた上里 10 番地の近郊に和名の人物が居住していることから、薩摩役人は代官仮屋の近郊に居住していたと考えられる。すなわち、近世赤木名では、役職により居住する場所が決定し、代官仮屋の近郊に薩摩役人、与人役所と横目役所の近郊に島役人が居住する傾向が窺える。

嘉永 4-5 年の赤木名には、秋葉、天神、弁天が置かれている。図 3.3.4 で秋葉が置かれている丘は、琉球治世時代に山城 (グスク)、薩摩治世時代に薩摩藩の菩提寺 (観音寺) が置かれた場所である (鹿児島県徳之島郷土研究会徳之島 , 2012)。嘉永 4-5 年の赤木名では、墓地が集落端の砂浜と高台の 3 箇所置かれている。幕末地図には集落東に「田」と書かれており、当時から赤木名では稲作が行われていたことが確認できる。近世時代、赤木名に寺子屋が 2 件あったとされるが所在地は不明である。

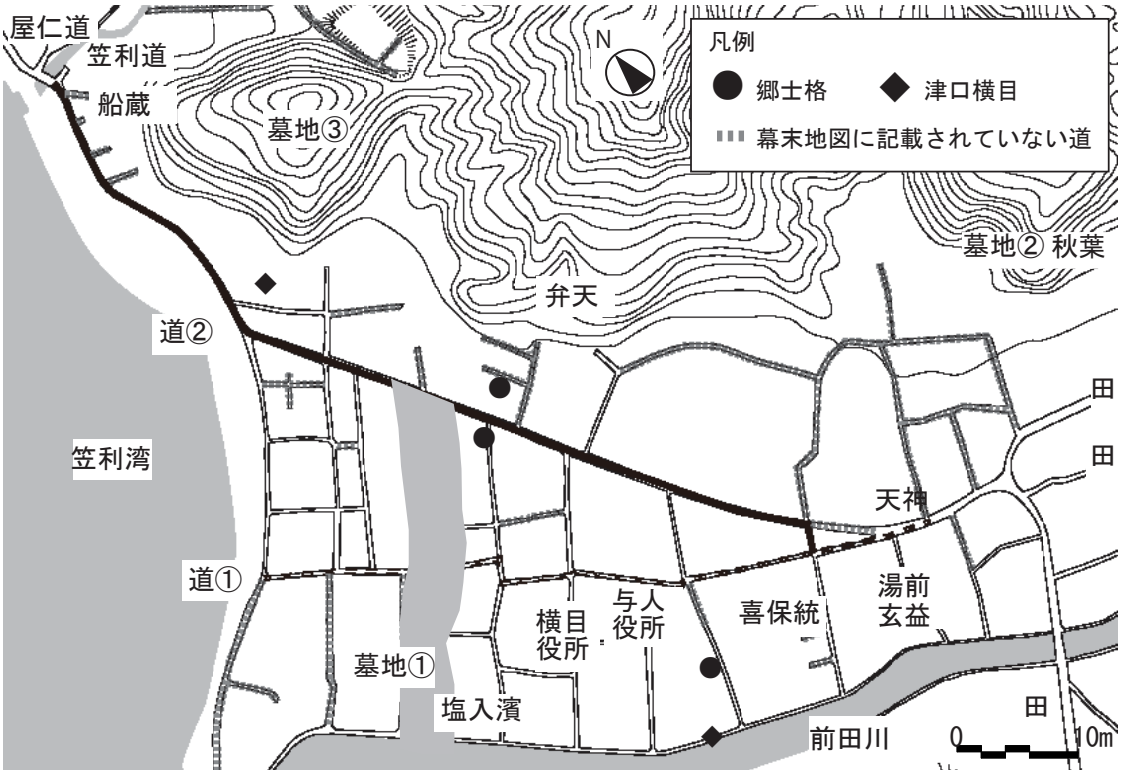


図 3.3.3　嘉永 4-5 年頃の赤木名（地形図上に復原）

(2) 明治時代

明治 36 年の赤木名では、中央部を東西方向に前田川が流れ、そこに流れる南北方向の沢水と塩入濱により、3 集落（里、中金久、外金久）の集落境界が設けられている。明治 12 年、明治 36 年も嘉永年間と同様に主に中金久に宅地が広がるが、明治時代から外金久の宅地開拓が進んだため、大島や鹿児島出身の財力を有する者が外金久の新しい宅地を購入している。横目役所、代官仮屋があった土地は全て、明治 12 年には民有地になっている。明治 11 年、嘉永時代に与人役所だった区画に赤木名小学校が創立される。明治 33 年に赤木名高等小学校が創立され、それを機に与人役所跡の近郊の土地にも小学校がつくられ、その隣に役所が建てられた。

明治 36 年の赤木名でも嘉永年間同様、集落東に田が広がる。田①（図 3.3.5）のような田は沢水が流れる谷地に階段状に設けられた狭小な棚田である。田②（図 3.3.5）のように広範囲に広がる田も狭小な棚田が形成されていた[注 20)]。赤木名では棚田の石積は築かず、自然に形成された湿地に畦をつくっている。明治 12 年と明治 36 年では畑と田の比率は変わらない。近世時代の黍は水気を嫌うため、畑①（図 3.3.5）のような集落近郊の水はけの良い土地で生産される。畑②（図 3.3.5）のような畑には戦時中まで甘藷が耕作され､畑の境界にソテツが植えられた。赤木名の場合、田、畑は古生層上、集落は主に砂質土の沖積平野上に形成されている。

明治 36 年の赤木名には 3 つの溜池があった。溜池①（図 3.3.5）は農業用水に用いられ、溜池②は泥染に適した泥土を含んでいたため昭和初期までは大島紬の泥染め用に使用された。明治 36 年の赤木名では集落の山のほぼ全域の土地利用が原となっている。原では砂糖炊きや生活用の薪、テイチギの採取が主に行われ、自給用の草木の採取も行われた。赤木名の里山の多くの樹木が伐採されたため、昭和 34 年から里山の造林事業が実施されている（奄美市教育委員会 , 2010）。

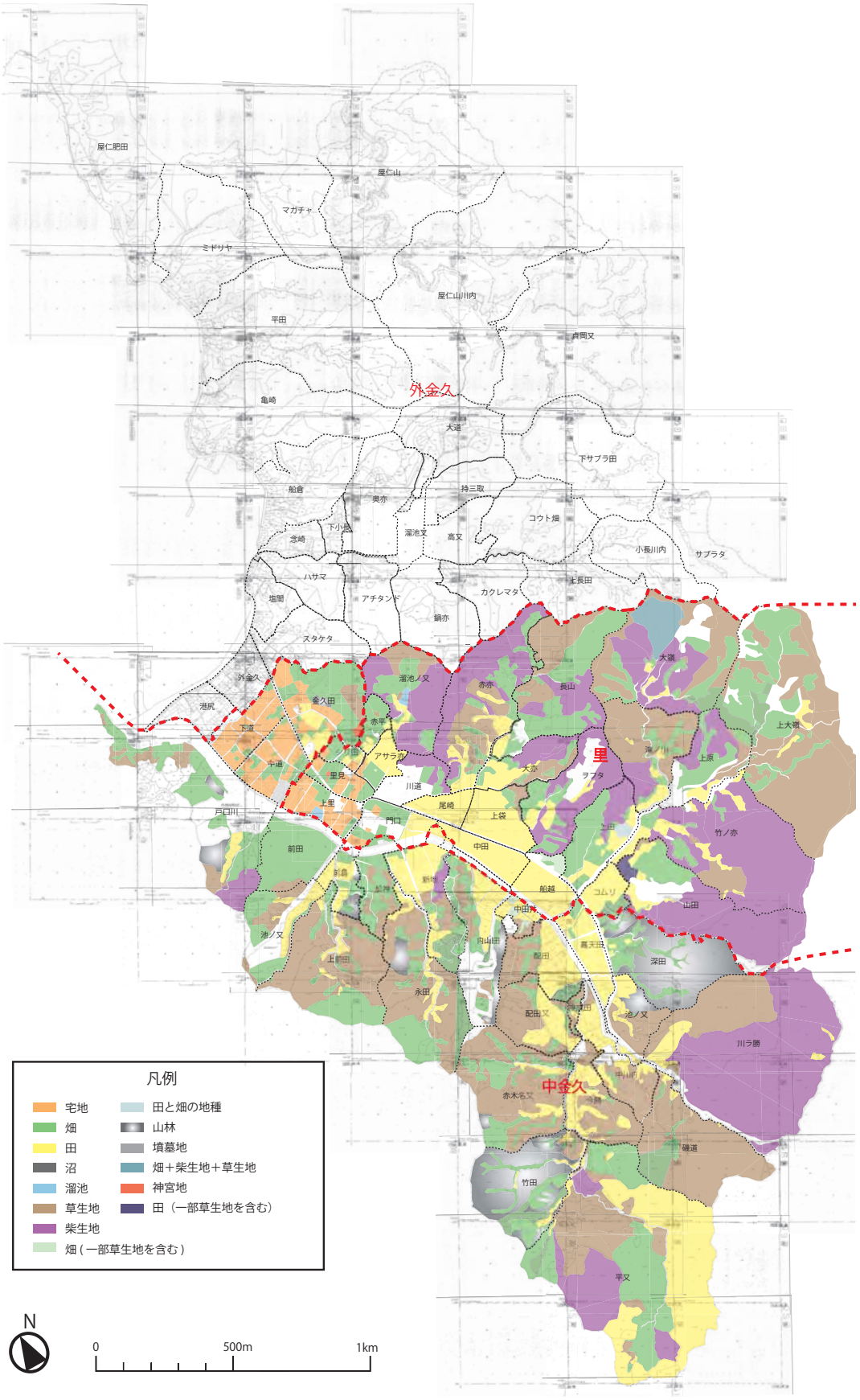


図 3.3.4　明治 12 年の赤木名の土地利用

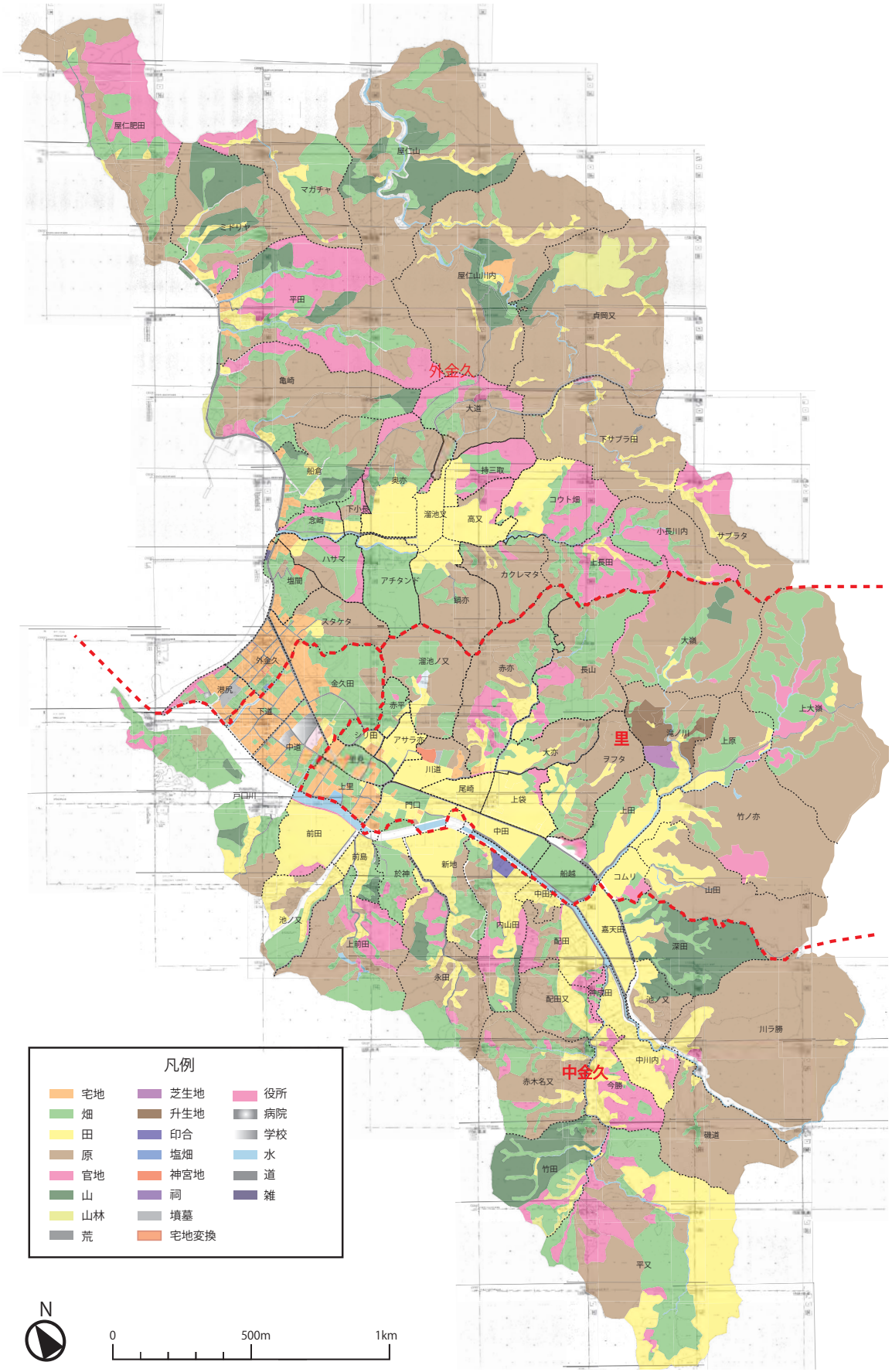


図 3.3.5　明治 36 年における赤木名の土地利用

(3) 大正時代～昭和初期

大正時代に道②（図 3.3.5)（以下、県道）が拡幅され、県道沿いに多くの商店が並んだ。商店を営む者の多くが鹿児島出身者で、商店では日用品、米、写真、本、雑貨が販売され、鍛冶屋、医院、理髪店もあった。集落端 3 箇所に置かれていた墓石が 1 箇所に集められ、昭和 23 年には田を造成して笠利第一中学校が建てられた。

昭和初期の赤木名には桑畑があり、染色工場の近くに白紬織工場が置かれ、昭和 37 年まで赤木名では黍畑の近郊かつ砂糖製法の加熱に必要な沢水が確保できる場所 3 箇所にサタヤドリが建てられた。購買販売組合、砂糖積出用の樽を生産する製材所、紬検査場、池畑旅館は赤木名港に近い外金久で営まれた。

戦前の赤木名の戸数は、外金久 240 戸、中金久 178 戸、里 74 戸[注 21)] であり、大正～昭和初期の赤木名では外金久で海運業が栄えたため、外金久の戸数が最も多くなっている。一方、戦前に高倉を持っていた家は、外金久 13 戸 (5.4%)、中金久 19 戸 (10.7%)、里 25 戸 (33.8%)[注 22)] であり、主に里で農業が営まれている。

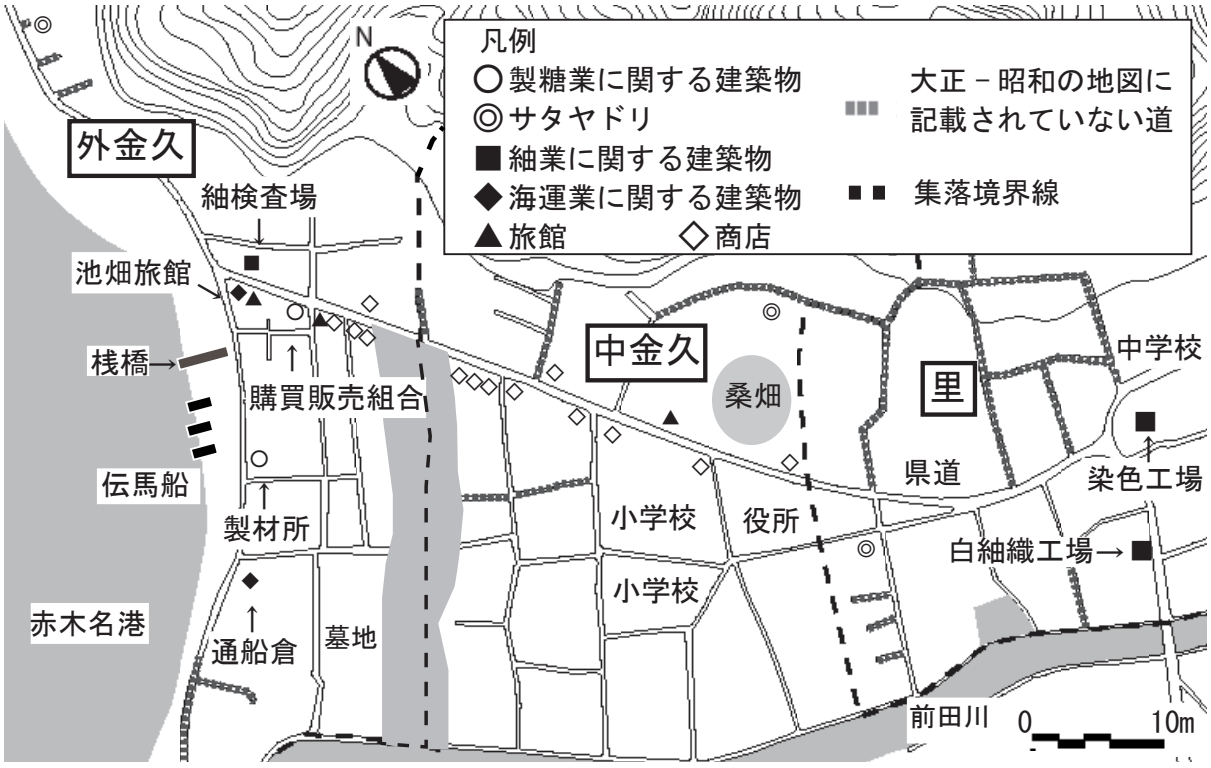
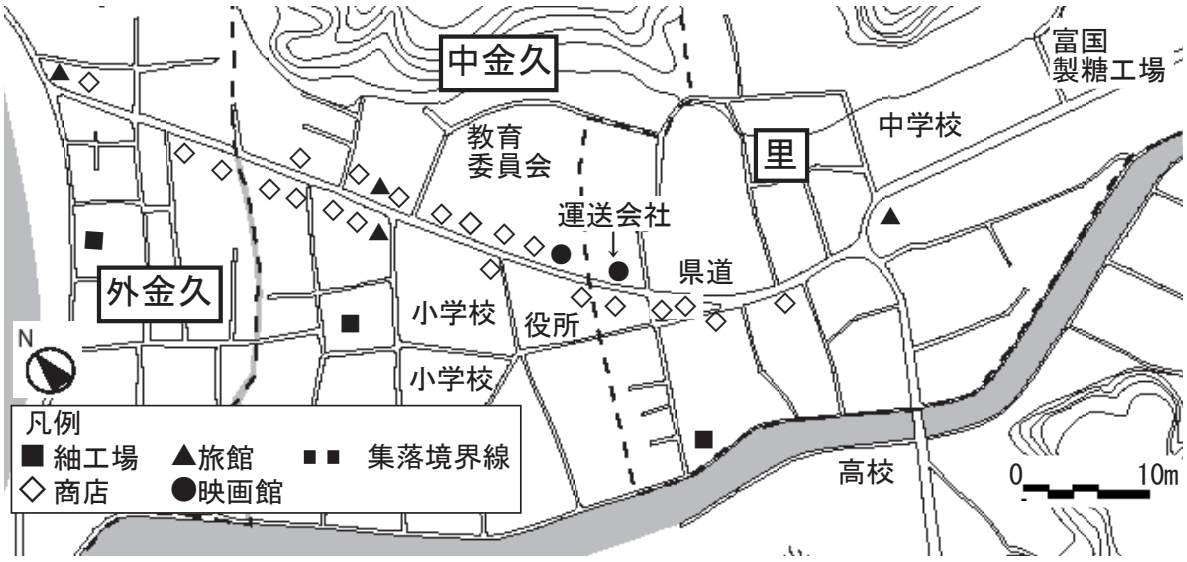


図 3.3.6　大正～昭和初期の赤木名（地形図上に復原）

(4) 昭和 30 年代後半～昭和 50 年代

昭和 30 年代に畑を造成して笠利町教育委員会、昭和 40 年に田を造成して大島実業高等学校笠利分校が建てられた。昭和 37 年から富国製糖工場が操業され、砂糖製法が富国製糖工場で行われるようになったためサタヤドリが畑にかわった。また、同時に砂糖積出の船舶が大型化し、赤木名港が使用されなくなったため、外金久にあった桟橋や伝馬船置場、池畑旅館、紬検査場、製材所、通船倉がなくなった。昭和 47-49 年の国の減反政策によって生じた放棄田が黍畑に転換されたことにより、多くの田が黍畑にかわった。

また、同時に砂糖積出の船舶が大型化し、赤木名港が使用されなくなったため、外金久にあった桟橋や伝馬船置場、池畑旅館、紬検査場、製材所、通船倉がなくなった。昭和 50 年頃には前田川の河川改修事業によって、川底が掘削され、その土砂を利用して塩入と近世時代の船溜まりが埋められ、里集落の宅地開発が行われた。さらに、昭和 47-49 年の国の減反政策によって増加した放棄田が河川改修と同時期に黍畑に転換された。昭和 40 ～ 50 年代の全国的な大島紬ブームにより、一部の民有地に紬工場がつくられた。赤木名は大島内外の紬業従事者や紬買付け業者で賑わい、主に中金久の県道沿いに商店が並んだ。以前からあった生活用品を提供する商店や理容店に加え、紬従事者や住民の娯楽設備である映画館が新しく建てられた。昭和初期までは赤木名に 3 件あった鍛冶屋は農家の減少と農具を買い換える慣習が一般化したことにより昭和 50 年には 1 件だけとなった。



（注記）紬工場は確認がとれたもののみ記載している。

図 3.3.7　昭和 40 ～ 50 年代の赤木名

(5) 現在

現在の赤木名は宅地に入るための道が増えたものの、嘉永年間の区割りから変化はなく、代官屋敷が置かれた区画の一部にはサンゴ石垣が残る。近世時代の神社は、天神が弁天の場所に移動したものの、現在も秋葉神社、菅原神社（天神）、厳島神社（弁天）が使用されている。明治時代につくられた小学校と役所は建築物は変わったものの現在も同じ場所に置かれている。昭和 50 年代後半から紬業が衰退したが、赤木名は大島北部の行政の中心地であるため現在でも県道沿いに商店が並ぶ。平成 20 年頃から里と外金久の県道が拡幅され、県道沿いに置かれていた商店が移転している。赤木名には大正時代から続く店が 1 件、昭和 40 ～ 50 年代から続く店が 11 件あるが、新しい商店も富国製糖工場の付近につくられている。赤木名では、近世時代から現在まで、井戸水を得ることができる砂質土の沖積平野上に集落が形成されている。

現在の赤木名では稲作は営まれておらず、田②（図 3.3.4）のように広域に広がっていた田は行政の圃場整備によって、より排水性が高い黍生産に適した黍畑となった。田①（図 3.3.4）のような山中の狭小な田は戦後以降放棄され、現在は自然に還り芋類が自生している。黍は草取り等の手間がかかり、宅地周辺の平坦部で耕作される傾向があるため、現在も明治時代の黍畑で黍が栽培されている。図 3.3.4 の甘藷の畑のうち平坦な畑には、手入れが比較的容易な果樹が栽培されている。農業用水として使用された溜池は現在山崩れにより埋没し、泥染めに使用された溜池は現在深い藪に覆われている[注 24)]。里山全域に広がっていた原は現存し、現在も原で風呂炊き用等の薪や食用の草木の採取が行われている。



図 3.3.8　現在の赤木名

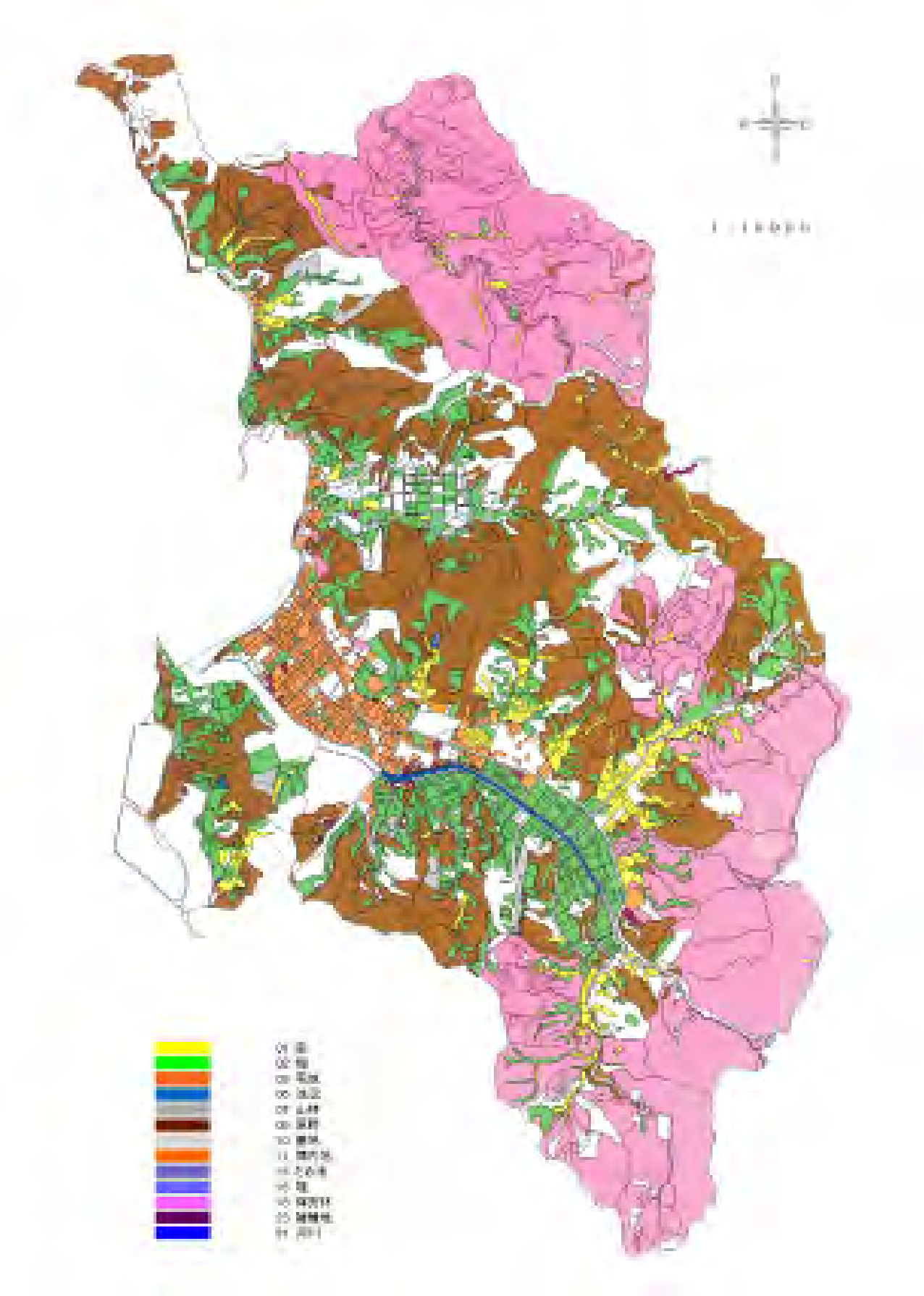


図 3.3.9　平成 13 年頃の赤木名の土地利用（奄美市教育委員会提供）

3.4　個々の景観構成要素の変遷

(1) 建築物

奄美大島における伝統的民家は、上家（座敷（オモテ）、納戸（ネショ）、ゴザ）、下家（台所（トゴラ））で構成される分棟型で、各棟の規模は小さく、亜熱帯特有の樹種の大材を用いたヒキモン構造と呼ばれる特殊な架構を有している。単純明快な構造の故に移築再建が容易とされる（宮澤智士 , 1996）。山林が多い南大島は建材、平野部が多い北大島では砂糖を交換することで、交易が成立していたとされる（奄美市教育委員会 , 2013）。大島の伝統的な家屋では、樹木の伐採や製材に手間をかけてでも、重くて硬い耐久性のある広葉樹を民家の部材と選択した（奄美市教育委員会 , 2013）。そのため、大島では、上家が古くなると下家として再利用されたり、他所へ移築されたりすることで、部材が長年受け継がれる場合が多い。

屋根材は大正期までは茅葺が主流であったが、昭和後期から台風に強く、修理が容易なトタン葺きが普及したため、現在赤木名の茅葺家屋は高倉 1 棟しか残らない。一方、昭和初期から赤木名（字ミドリヤ）に瓦工場が操業したため、裕福な住民を中心に瓦葺屋根が普及した。

昭和 29 年以降の奄美群島における復興及び復興事業による公共住宅の多くは非木造であったため、周辺住民に新しい構造形式を印象付けたとされる（奄美市教育委員会 , 2013）。そのため、昭和 40 年代の赤木名では、写真 3.4.2(g) のようなコンクリート造の建築物が流行した。しかし、潮風が強い赤木名ではコンクリートの老朽化が著しいため、近年は階高 1、2 階の木造住宅が普及している。近年の建築物には、伝統的な構造に則っているものとハウスメーカーによって建築されているものがある。

アンケート調査（奄美市教育委員会 , 2013）によると、現在の赤木名の居住家屋の形式は全体で戸建てが 83%と最も多く、アパートなどの集合住宅は 11%と少ない。家屋の構造は木造が 8 割を占め、階数も平屋建てが 72%と、伝統的な規模や構造を受け継いだ家屋に暮らしている人が多い。家屋の外観に関しては伝統にこだわらないデザインを志向する人が 57%と多く、伝統家屋や和風のデザインを志向する割合も 32%いるが、その多くは屋根をトタン葺きにしたいと希望している。台風に強く、また被害にあっても修理が容易なため、トタン葺きが好まれている。









写真 3.4.1　昭和初期頃の赤木名の建築物

注：上は、赤木名船倉地区の外観（昭和 20 年代）、中央は、赤木名の榮商店の外観（昭和 10 年代前半）、下は笠利町赤木名中学校校舎の外観と内観（昭和 29 年）である（鹿児島県大島支庁総務課編 , 1993)。



(a)　昭和後期に建築された商業建築



(b)　昭和後期に建築された旅館



(c)　近年に建築された商業建築



(d)　戦争直後に建築された住宅 1



(e)　戦争直後に建築された住宅 2



(f)　復興事業による公共住宅



(g)　昭和後期に建築された住宅



(h)　近年に建築された住宅

写真 3.4.2　昭和初期以降の赤木名における建築物の様式の変遷（2010 年撮影）

(2) 工作物

（ア）石垣、コンクリートブロック塀

赤木名では、海岸線沿いと代官屋敷、横目役所が置かれた場所にはサンゴ石垣、他の場所には生垣が築かれていたと推測される。海岸線沿いには高さ 2m 程の石垣、それ以外の場所は海岸線沿いよりも低い石垣が築かれている。

昭和 30 年代、墓地の垣根にコンクリートブロック（以下、CB）塀が築かれたことを機に集落に CB 塀が導入された。昭和 40 年代の道路拡幅の際、サンゴ石積みの厚さが約 1m と厚いため敷地を有効に使用できない点、サンゴ石垣がハブの住処になる点、垣根のアカギがシロアリの巣になる点、生垣の根が敷地境界線を越境する点などの問題を解決するために石垣、生垣の代わりに CB 塀が築かれ、それが集落中に広がった。その後、その CB 塀の裏にヒトツバやゲッキツを植樹し、CB 塀の上から生垣を覗かせる現在の赤木名の景観が形成されている。



サンゴ石垣（高さ 2m 程度）



サンゴ石垣（高さ 1m 程度）



サンゴ石垣と護岸



CB 塀の上から生垣が覗く

写真 3.4.3　赤木名の石垣と CB 塀（2011 年撮影）

（イ）井戸

現在、赤木名では中金久と外金久を中心に井戸がある。井戸水は、硬水かつ塩分を含むので、飲料水には適さないため、上水道が整備されるまで、洗濯や風呂などの生活用水として利用された。一方、飲料水は、朝、子供たちがスダケタの泉など、集落で 5 箇所ほどある湧水地から 1、2 日分の湧水を汲み、水甕で保管していた。

赤木名では、上水道が整備されても、約 10 年前にダムが整備されるまで、頻繁に断水が起こった。そのため、上水道とダムが整備された現在でも井戸水が使用されている。現在、井戸水は、主に花や畑の水やりに使用される。

赤木名では、井戸の様式は 3 種類ある。1 つは近世時代に掘られたサンゴ石積の井戸である。もう 1 つは、サンゴ石積を潰して新しくコンクリート土管を築くか元々井戸がなかった場所にコンクリート土管を築いた井戸である。これらの井戸は、子供が落ちないように、地面から 60cm ～ 1m ほどの高さまでコンクリート土管が置かれ、金属や木材、コンクリートなどで蓋がされている。最後は、井戸を埋めてしまう方法である。井戸水を汲みだす揚水ポンプを設置し、子供が落ちる恐れがないよう地面と同じレベルでコンクリートで蓋をする方法である。赤木名では、全 113 件の井戸中、サンゴ石積が 17 件、コンクリート土管が 84 件、埋められている井戸は 12 件であり、コンクリート土管製の井戸が最も多い。



サンゴ石の井戸



コンクリート土管の井戸



蓋が付けらえている井戸



埋めた井戸と揚水ポンプ

写真 3.4.4　赤木名の井戸（2011 年撮影）

（ウ）墓石

薩摩藩治世以前の大島では、改葬の際、墓石ではなく、石やサンゴ等を置いていたが、近世以降墓石をたてることが一般的になり、近世時代は山川石、明治－大正時代は加治木石、昭和初期以降は御影石が墓石に使用されている。大島では菩提寺や過去帳をつける習慣がないため、墓石に故人名を入れ、月に 2 回家族が墓参りすることで管理している。そのため、墓石の全面に複数名の名前が入れられているものが多い。

赤木名で最も古い墓石は元文 2(1737) 年に建てられた No. 7 の様式（山川石）である。南家の墓以外、墓石の様式によって詰役人、島役人かを区別することは難しい。島役人のものであることが確認できる墓石は図 3. 4. 1 の No. 1、No. 4、No. 6、No. 7、No. 11、No. 15、No. 17、No. 18 である。時期は享和 2(1803) 年から明治 5(1873) 年で、郷土格が多く取り立てられた時期と一致する。

大島では昭和 40 年代から地元で「琉球式」と呼ばれるタイルで装飾された墓も見られる。そのような墓は亀甲墓をイメージして大島の島民が創作したと推測される。他にも、大和墓に十字を刻んだり、琉球式の上に大和墓を乗せたりしており、宗教観念があまり見られない。以下、赤木名墓地の特徴を列挙する。

・他の大島の墓地では与人の墓石しか確認できないのに対し、赤木名では、代官、島役人の与人、全横目職の墓石を確認することができる。

・名瀬の永田墓地では薩摩役人の墓石が管理されていなかったが、赤木名では、薩摩役人の墓石も子孫により管理されている。

・他の墓地には正面が特定の方位に向けられているが、赤木名は所有する墓地にできるだけ大きい墓石を置くため、墓石の正面が方位や集落の位置によらない。

このように、赤木名の墓地は大島の墓地の中でも特殊であると言える。



薩摩役人の墓石



島役人の墓石



石が置かれている墓



島役人の墓石（五輪塔）



琉球式墓の上に乗る大和墓

写真 3. 4. 5　赤木名の墓石（2011 年撮影）

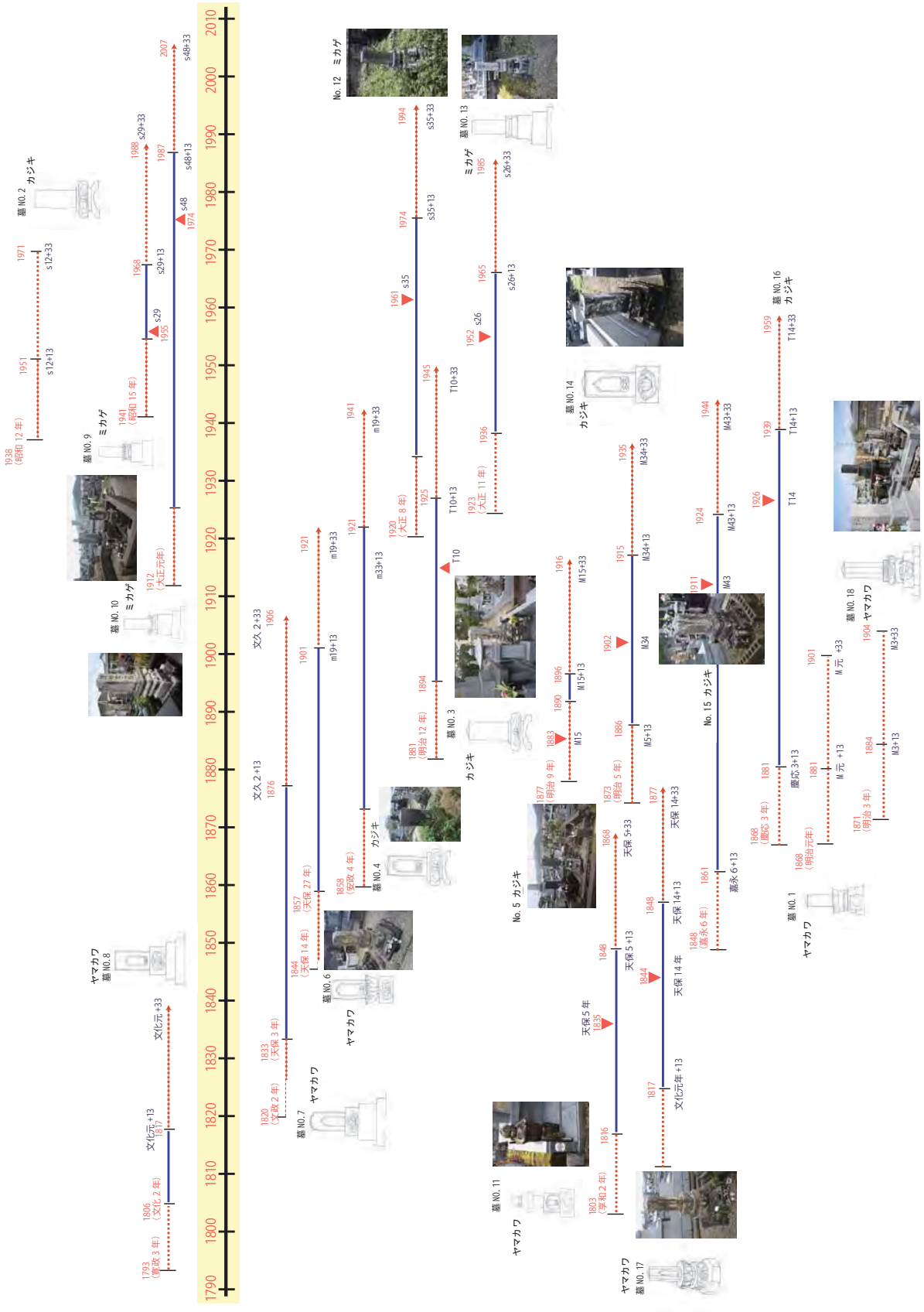


図 3.4.1　赤木名における墓石の様式の変遷

(3) 樹木

赤木名では、石垣が築かれていない場所には、生垣がつくられていた。生垣には 2 種類あり、1 つはガラ竹による生垣（以下、竹垣）である。地区に現存する竹垣は高さは 1.2m 前後であるが、竹の根が屋敷地境界を越境するため、現在赤木名では竹垣はあまり見られない。もう 1 つはアカギとヒトツバもしくはゲッキツによるもので、大木のアカギを交差点に置き、その間にヒトツバもしくはゲッキツを約 1m 間隔で植える。アカギは高さ約 14 ～ 15m、ヒトツバは高さ約 4m と推測される。アカギは根が屋敷地境界を越境するため伐採されたが、ヒトツバやゲッキツは現在でもブロック塀裏に植えられているため、ヒトツバとゲッキツの 2 段刈込の生垣が赤木名の景観の特徴となっている。



写真 3.4.6　赤木名の生垣と樹木

注：上はゲッキツとヒトツバによる 2 段刈込の生垣である。現在の赤木名ではこの生垣が普及している。下は伐採されずに残されたアカギである。

3.5　屋敷地における空間構成

昭和初期の赤木名の屋敷地には、座敷が置かれる上家（ウイヤー）、台所（トゴラ）が置かれる下家（シヤンヤー）、アタリ（自給用の菜園）、井戸、家畜小屋等が置かれ、生垣やサンゴ石垣で敷地が画された。裕福な純農家の屋敷地には高倉が配置された。上水道が整備されるまでは、屋敷地の井戸水は生活用水として使用し、飲料用の水は集落共有の湧水を使用した。現在、井戸水はポンプで揚水し、草木の水やり用等に利用している。

屋敷配置は、赤木名城跡（神山）を意識することなく、日当たりを優先し、座敷が南側に配される。家屋を北側に配置し、敷地入口付近に高倉、南側にアタリや庭、家屋の裏に家畜小屋を建てる。大島笠利地区の民家は簡単に移築ができる構造になっている[1)]ため、赤木名でも他地区から民家を移築したり、上家を下家にしたりする等、頻繁に移築・改築される。井戸は下家の付近に設けられる。赤木名では、農作業の使役用の牛、自給用の豚と鶏が飼われたが、機械化で牛が不要になったこと、昭和28年の屠畜場法によって豚の屠殺ができなくなったことから昭和30年頃から次第に屋敷地内で家畜が飼われなくなっていき、現在はかつての家畜小屋が倉庫や駐車場として利用されている。また、昭和40年頃、道路拡幅により高木が切り倒され、ハブ対策として全戸にコンクリートブロック塀（以下、CB塀）が普及し、生垣の周りやサンゴ石垣の代わりにCB塀がつくられた。

屋敷地の高倉ではモミ、玄米、黒糖が貯蔵され、庭ではモミスリ、臼つきが行われることもあったが、稲作の衰退とともにそれらの作業は行われなくなり、高倉が壊された。紬業の分業化が行われる前までは、養蚕家の自宅で養蚕業、紬業従事者の屋敷地には白紬織工場や染色工場が建てられ、庭で糊はりが行われた。昭和40年代になり紬業が栄えると、親方が屋敷地内の家畜小屋を取り壊し、紬工場を設けるようになるが、紬ブームが終焉すると紬工場はなくなっていった。製糖業の作業は黍畑やサタヤドリ、富国製糖工場で行われるため、屋敷内で製糖業の作業を行う慣習は赤木名にはない。

外金久のI家の屋敷地（図3.5.2）における昭和初期と現在の屋敷地の配置図を図8で示す。I家は高倉を有す純農家であったが、小舟を有し自給用の食料を採取する漁業も営んでいた。海運業が栄えた昭和初期は海運業にも従事した。昭和40年頃にサンゴ石垣をCB塀とし、豚小屋、牛小屋、ヒル小屋を取り壊して紬工場を建設した。現在、庭には庭園が造られ、紬工場を取り壊して倉庫が置かれている。居住者は現在年金生活であるが、昭和40年代まで外金久にある田で稲作、近年までは畑で黍生産を行っていた。赤木名住民は、中金久に屋敷地があれば中金久、里に屋敷地があれば里に田畑を所有している。

赤木名では近世時代から赤木名に住み続けていた住民（以下、近世住民）と、明治時代以降に鹿児島等の外地から寄留したが、そのまま赤木名に住み着いていた商人（以下、寄留住民）に分けられる。前者はI家のように農地を所有し、製糖業、紬業、海運業、自給用の農業に従

事する。後者は農地を持たず、商業や旅館業等に専従している。近世住民の屋敷地はⅠ家と同様で、高倉、紬工場の有無は居住者の農業、紬業の規模による。寄留住民の屋敷地で近世住民の屋敷地と異なるのは、高倉、家畜小屋、道沿いの生垣を設けず、県道沿いに店舗を設ける点である。昭和初期までは、寄留住民の屋敷地に平屋の店舗が建てられたが、昭和 40 年代以降は 2 階建の店舗が建てられている。







写真 3.5.1　Ⅰ家の屋敷地写真

注：上の写真は屋敷地外から主屋を撮影している。敷地入口には、イヌマキとゲッキツによる生垣がつくられている。主屋は 2 階部分が増築されているが、1 階部分は 100 年前まで建築年代を遡ることができる。中央の写真は、主屋と下家の写真である。下の写真は、敷地内から高倉と庭園を撮影している。現在の赤木名では、在来種によって造園された庭園が屋敷地内につくられている場合が多い。上と下の写真は大森洋子（2011 年）、中央の写真は筆者（2010 年）撮影の写真である。

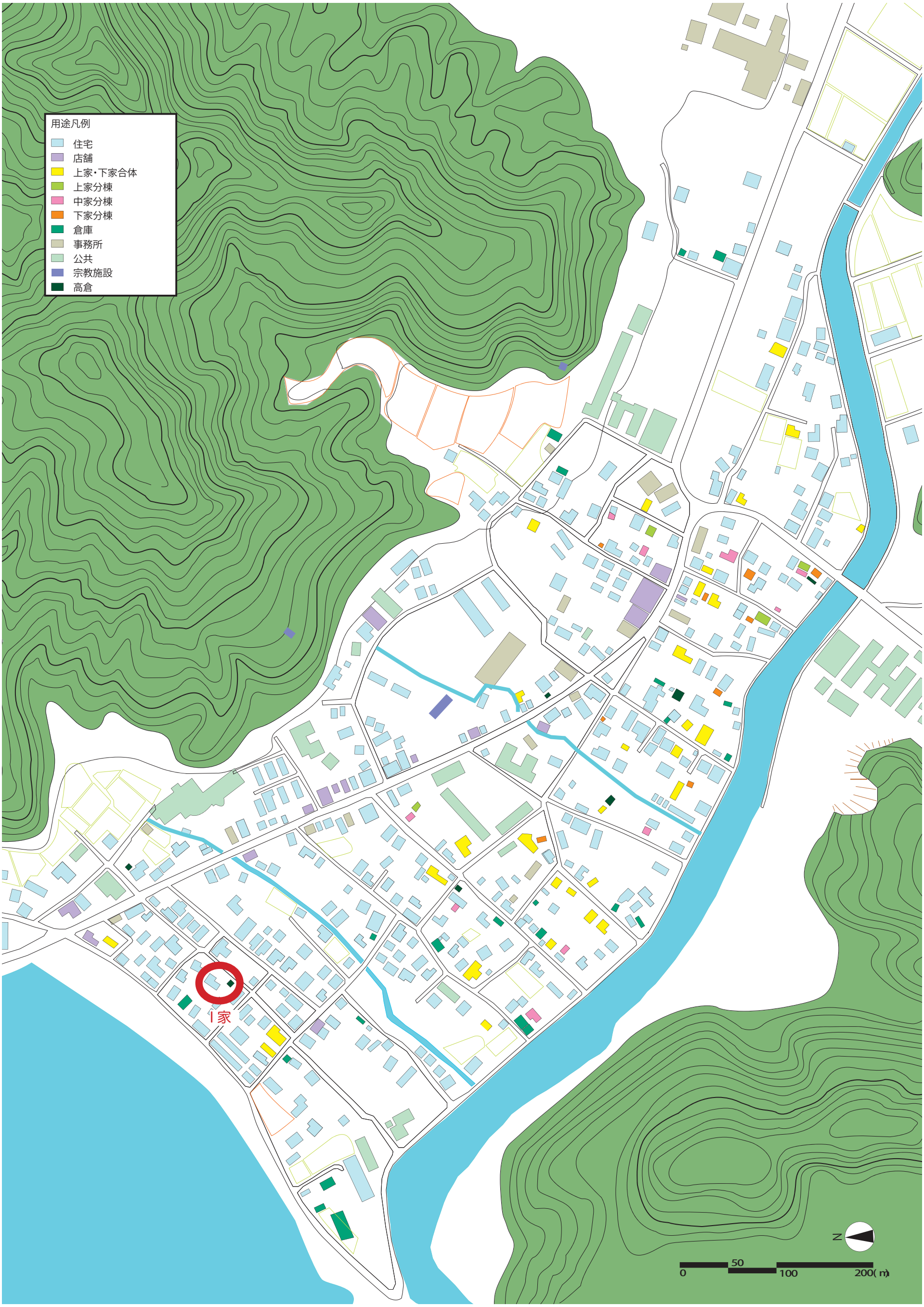


図 3.5.1　集落の建築物の用途とＩ家の位置（奄美市教育委員会，2013）

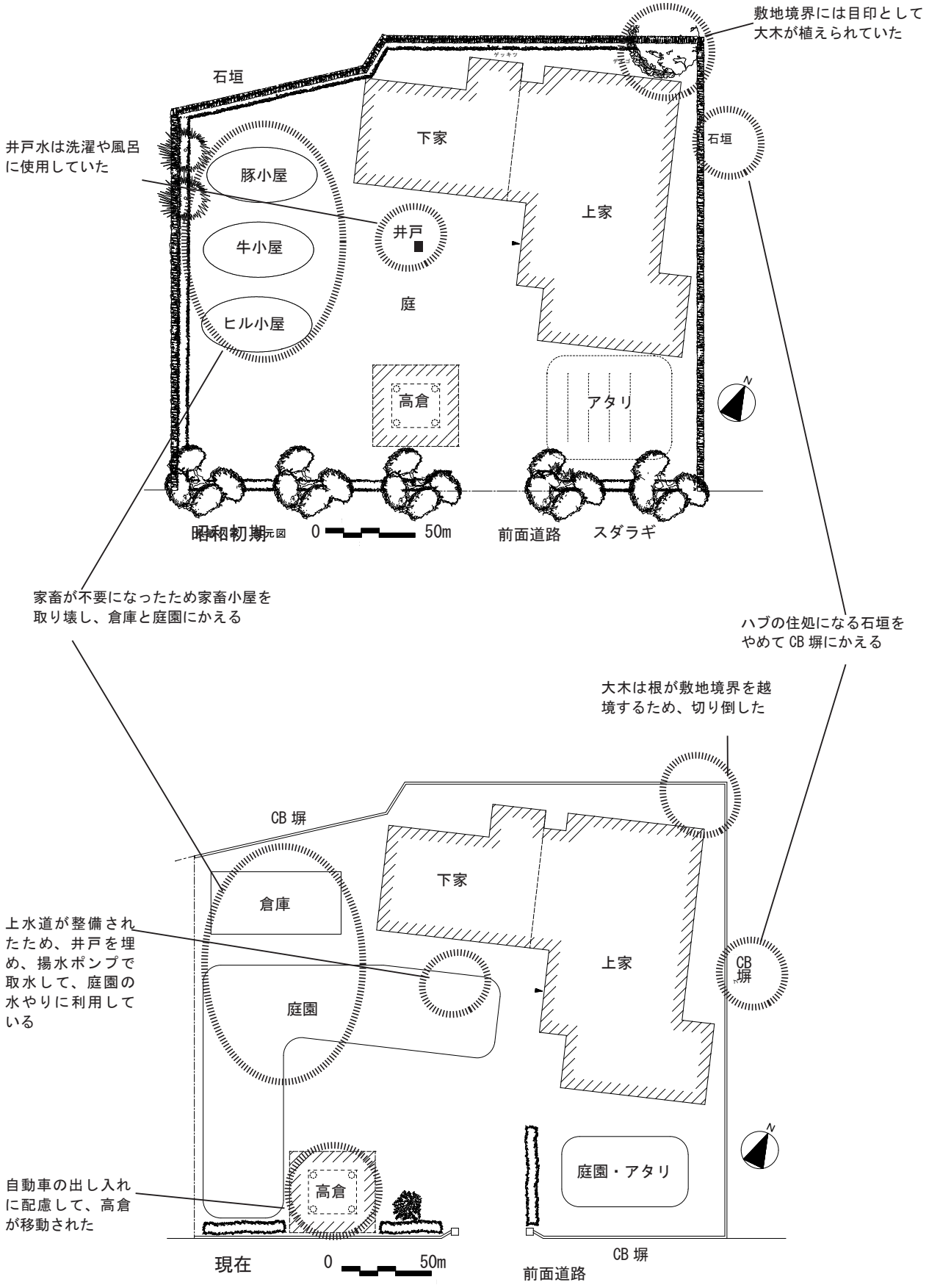


図 3.5.2　景観構成要素の配置と作業領域の変遷（I 家）

3.6　住民から見た赤木名の景観

アンケート調査（奄美市教育委員会 , 2013）によると、赤木名らしさを感じる景観としては、青い海が広がる赤木名湾を 55%の人が意識しており、特に海に近い外金久では 67%にもなる。次いで、手入れされた生垣や、山の中腹にある地区のそれぞれの氏神である厳島神社・菅原神社・秋葉神社を約半数の人が赤木名らしい景観と感じている。塀や生け垣越しに見える庭の樹木や湾の向こうに見える立神岩、代官所跡、サンゴの石垣なども意識されているが、赤木名城があった神山を意識している人は 3 割程度である。高倉や伝統家屋に関することは赤木名らしいと認識している人は少ない。

逆に赤木名らしい景観を喪失させた要因として、河川や水路の水が汚くなったことや 、ブロック塀が増えたこと、水路護岸が石積みからコンクリート護岸に変わったことを約半数の人が意識している。戦後は多くの生垣がブロック塀に変わってきており、それによる景観の変化を住民は赤木名らしさを失くしていると感じている。伝統家屋に関しては、茅葺き屋根が少なくなったことを 24%の人は意識しているが、その他の材料の変化や伝統家屋が少なくなったことを意識ししている割合は低い。水田が少なくなったことは約 3 割の人が赤木名らしさを失くした要因として意識しているが、周囲の山に雑木林が少なくなったことは意識されていない。

赤木名では、庭木や生垣の手入れ、及び道路や川べりの清掃などを約半数の人が日常的に行っている。反面、家屋の外観や隣家への日当たりの配慮を考慮する割合は低い。生活環境の問題として最も多くの人が感じているのは、自分達の生活環境ではなく、観光客用の休憩所・便所などの施設が少ないということで、約半数の人が問題だと感じ、特に外金久では 6 割が感じている。次に多いのが道路に関することで、照明が暗いため歩きにくいことがあげられている。里地区では、公園が少ないことや来客用の駐車スペースの不足も課題として約 4 割の人が感じている。家屋が密集している町家は県道沿いに限られることもあり、火災への不安は少ない。

町の将来像としては、「海と山に囲まれた集落という現在とほぼ同じ景観」が里と外金久では最も多く望まれ、中金久では「観光客が多く訪れる集落」と言う回答が多い。全体で見ると、現在の景観を保全し観光客も訪れる町が望まれている。この地域での居住継続については、約 9 割は今後も住み続けたいと回答しており、住み続けたくないとの回答はない。地域に愛着を持ちこのままここで暮らしたいという住民が多い。

3.7　赤木名の LH の特徴

赤木名の LH の特徴を以下列挙する。

(1) 地理的特性

〇亜熱帯気候の奄美大島

亜熱帯気候の奄美諸島は鹿児島から約 370 ｋｍ（航路距離）、最南端の与論島まで 592㎞におよび、人々の営為する島は北から大島、喜界島、加計呂麻島、請島、与路島、徳之島、沖永良部島、与論島の 8 島に至る。

〇赤木名は古生層と沖積平野上に集落が形成されている

大島は、古生層とこれを貫く火成岩からなり、赤木名では砂質土の沖積平野の上に集落が形成されている。

(2) 自然的特性

〇豊かな動植物と魚貝藻類

大島北部は、大島南部に比して低地をなしているため、耕作に適している。海岸線は急峻な地形で、砂丘とサンゴ礁を有す。赤木名では、豊かな動植物と魚貝藻類の獲得が今も住民の生活基盤になっている。

(3) 歴史的特性

〇 15 世紀に山城が築造され、琉球の支配下になる

赤木名は天然の良港とされる笠利湾と川幅の広い前田川に面していることもあり、15 世紀末に山城が築造された。大島は 15 世紀中頃から琉球の支配下になった。

〇延宝 3(1675) 年から享和元 (1801) 年まで代官の仮屋が置かれる

慶長 14(1609) 年、島津氏が大島を侵攻した結果、薩摩藩の直轄地となった。薩摩藩は薩摩役人を大島に派遣し、慶長 18(1613) 年から代官仮屋が大島に設けられた。赤木名は、延宝 3(1675) 年から享和元 (1801) 年までの 126 年間、すなわち大島で最も長い期間、代官仮屋が置かれ、近世大島治世の中心地となった。

(4) 社会的特性

〇近世時代の生活・生業（農業、製糖業、紬業）

近世大島は薩摩役人と島出自の島役人によって治世され、赤木名では上納用の米と黒糖、進物用の紬、自給用の野菜、果樹の生産が行われた。

〇近代以降の生活・生業

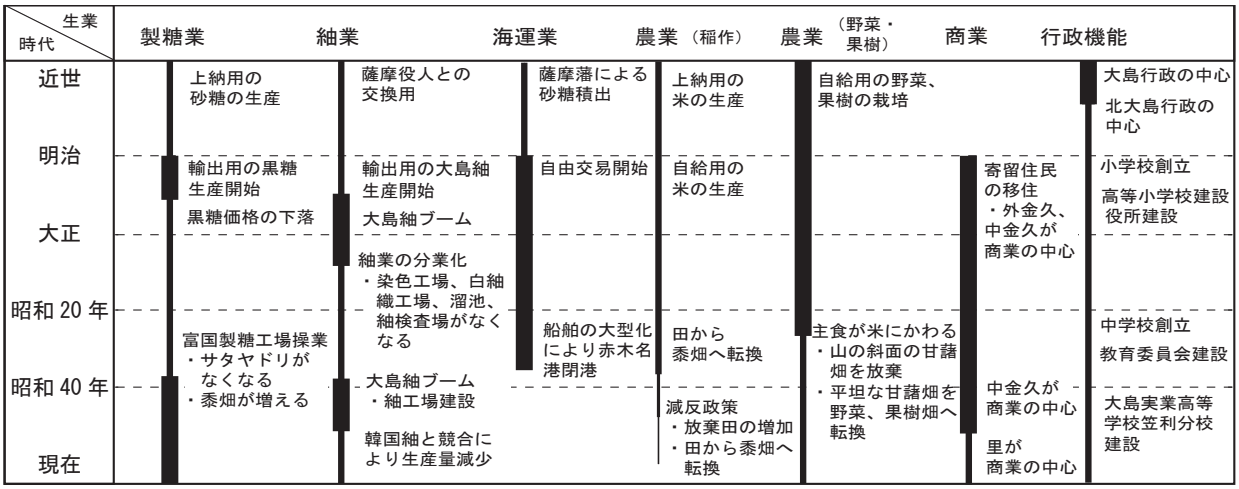
赤木名港が使用されていた明治～昭和 30 年代までの赤木名の主な生業は製糖業、紬業、海運業、

商業であり、自給用の農業も営んでいた。近世住民は自給用の米と換金用の黍を生産し、5 人ほどが寄り合ってサタヤドリにおける砂糖製造に従事した。一部の近世住民は紬業も営み、養蚕から紬の検査までの紬業の全行程が行われた。近世住民は海運業に関する組合に所属し、寄留住民である池畑旅館のもと、商店－赤木名港、赤木名港－船舶間の運送を行った。赤木名港では、紬が出荷され、製糖業や紬業の盛衰により、黒糖や紬の出荷量が変化した。一方、寄留住民は商業、旅館業を専業で営んでいた。

昭和 37 年から赤木名で富国製糖工場が操業したことで、サタヤドリは使われなくなり、近世住民が黍作植付、運送会社が黍の運送、製糖工場が砂糖製造を行うことになった。さらに、砂糖積出の船舶の大型化により赤木名港が使用されなくなると赤木名で海運業が行われなくなった。紬業は戦後以降分業化が進み、赤木名では主に機織りが行われるようになった。昭和 40 ～ 50 年代の大島紬ブームにより、一部の近世住民の屋敷地に紬工場が設けられ、赤木名の多くの女性が織工として紬業に従事したが、昭和 50 年代後半から韓国紬との競合により生産量が減少した。農業は、戦後、主食が甘藷から米になったが、昭和 47-49 年の減反政策により、多くの近世住民が稲作をやめた。

現在、赤木名では機械化とハブの被害から農耕機が導入されているものの、昭和 37 年から変わらない黍作植付と砂糖製造が営まれ、大島一の生産量を有している。大島紬ブームが終焉した現在の赤木名では、機織りは主に自家の廊下で行われ、商店は大島北部の住民の生活物資や娯楽を主に提供している。現在の赤木名では稲作は行われておらず、商品作物として果樹を栽培する近世住民が増えている。

表 3.7.1　赤木名における生活・生業の変遷



（注記）繁栄している時期を太線で示す。

(5) 空間的特性

○赤木名全体の空間構成

近世時代の赤木名では集落東端に代官仮屋、集落中央に与人役所、横目役所、集落北端に船蔵が置かれ、代官仮屋と与人役所、横目役所を繋ぐ道と代官仮屋と船蔵を繋ぐ道が敷かれた。代官仮屋の近隣には薩摩役人、与人役所、横目役所の近隣には島役人が屋敷を構えた。笠利湾と前田川による砂質土の堆積により、赤木名の集落は西側に広がり、明治時代に外金久で新しい宅地が造成された。

昭和初期までの赤木名では、桑畑、染色工場、白紬織工場、泥染め用の溜池が置かれ、サタヤドリが黍畑の近隣かつ沢水が流れる場所に置かれた。赤木名港の近隣には海運業を営む池畑旅館、紬検査場、製材所、購買販売組合が置かれた。明治年間に与人役所跡とその近隣に小学校と役所、昭和 23 年に集落外れの田を造成して中学校が建てられた。里山では、湿地に田、集落近くの水はけの良い平地に黍畑、山中に主食の甘藷が耕作され、里山は薪やテイチギ、自給用の草木を採取する原として利用された。

昭和 30 年代に与人役所近隣の土地に教育委員会、昭和 40 年に田を造成して高校が建てられた。昭和 37 年の富国製糖工場の操業によりサタヤドリが畑にかわり、サタヤドリにおける製糖をやめたことにより、原からの薪の採取量が少なくなった。同年から砂糖積出に赤木名港が使用されなくなると、赤木名から池畑旅館、紬検査場、製材所、通船倉がなくなった。赤木名で紬業の機織りしか行われなくなったため、染色工場、白紬織工場がなくなり、泥染め用の溜池は藪化した。主食が甘藷から米になったため、山の斜面の甘藷畑は放棄され、平坦部の甘藷畑には野菜や果樹が植えられた。機械化により牛は不要となり、法改正等により自給用の豚と鶏も飼われなくなったことから屋敷地の家畜小屋が倉庫に変わった。昭和 40 ～ 50 年代の大島紬ブームにより一部の屋敷地で家畜小屋が壊され、多くの紬工場がつくられたが、ブームが終焉した現在は 1 件の紬工場が残るのみである。昭和 47-49 年の減反政策によって多くの住民が稲作をやめ、田を黍畑に転換し、使用されなくなった高倉は壊され、かつて農作業にも使用された屋敷地の庭は造園されて観賞用となった。明治時代から現在まで、赤木名の商業の中心地は移動し、海運業が栄えた時期は外金久、紬業が栄えた時期は中金久、現在は主に富国製糖工場近くの里に商店が置かれている。

○屋敷地における空間構成

赤木名では、屋敷地内に上家、下家、井戸、アタリ、家畜小屋（昭和初期まで）が設けられ、海や里山で自給用の食物を採取して生活している。屋敷地の配置では、日当たりを優先し、南側に座敷やアタリや庭、家屋の裏に家畜小屋を建て、裕福な純農家は敷地入口付近に高倉、寄留住民は県道沿いに店舗を建てる。かつては生垣とサンゴ石垣で屋敷地を画していたが、昭和 40 年代からハブ対策として生垣の周囲とサンゴ石垣の代わりに CB 塀が設けられている。

(6) 景観的特性

○建築物の変遷

奄美大島における伝統的民家は、上家（座敷（オモテ）、納戸（ネショ）、ゴザ）、下家（台所（トゴラ））で構成される分棟型で、各棟の規模は小さく、亜熱帯特有の樹種の大材を用いたヒキモン構造と呼ばれる特殊な架構を有している。単純明快な構造の故に移築再建が容易とされる。

屋根材は大正期までは茅葺が主流であったが、昭和後期から台風に強く、修理が容易なトタン葺きが普及したため、現在赤木名の茅葺家屋は高倉 1 棟しか残らない。一方、昭和初期から赤木名に瓦工場が操業したため、裕福な住民を中心に瓦葺屋根が普及した。

昭和 40 年代の赤木名では、コンクリート造の建築物が流行した。しかし、潮風が強くコンクリートの老朽化が著しいため、近年は階高 1、2 階の木造住宅が普及している。近年建築されている建築物には、伝統的な建築物の構造に則って建築されているものとハウスメーカーによって建築されているものがある。

○工作物の変遷

赤木名では、海岸線沿いと代官屋敷、横目役所が置かれた場所にはサンゴ石垣、他の場所には生垣が築かれていたとされる。海岸線沿いには高さ 2m 程の石垣、それ以外の場所は海岸線沿いよりも低い石垣が築かれている。昭和 40 年代の道路拡幅の際、石垣、生垣の代わりに CB 塀が築かれ、それが集落中に広がった。その後、その CB 塀の裏にヒトツバやゲッキツを植樹し、CB 塀の上から生垣を覗かせる現在の赤木名の景観が形成されている。

現在、赤木名では中金久と外金久を中心に井戸がある。井戸の様式は、①近世時代建築のサンゴ石積の井戸、②サンゴ石積を潰して新しくコンクリート土管を築くか元々井戸がなかった場所にコンクリート土管を築いた井戸、③埋設され、揚水ポンプが設置された井戸である。赤木名では、全 113 件の井戸中、サンゴ石積が 17 件、コンクリート土管が 84 件、埋められている井戸は 12 件であり、コンクリート土管製の井戸が最も多い。

薩摩藩治世以前の大島では、改葬の際、墓石ではなく、石やサンゴ等を置いていたが、近世以降墓石をたてることが一般的になり、近世時代は山川石、明治－大正時代は加治木石、昭和初期以降は御影石が墓石に使用されている。大島の墓地では宗教観念があまり見られない。赤木名の墓地は、①薩摩役人、島役人の墓石が多く残る点、②役人の墓石が子孫により管理されている点、③墓地の正面性が見られない点、で大島の墓地の中でも特殊であると言える。

3.8　LH を形成するシステム

大島は、亜熱帯気候で、古生層とこれを貫く火成岩からなる。赤木名は西側を笠利湾、南北東を丘陵地で囲まれている。前田川が赤木名を中央で南北に分断するように流れ、そこに流れる南北方向の沢水と塩入濱により、3 集落（里、中金久、外金久）の集落境界が設けられている。赤木名では、生活に井戸水が必要であったため、いずれの集落も井戸水が得られる前田川によって形成された砂質土の沖積平野上を中心に宅地が置かれる。耕作物の生産に適した古生層上には田や畑が設けられ、田は天然の湿地、黍畑は集落近くの水はけの良い平野、甘藷は田の近くの山の斜面につくられる。地理的条件により耕作できない土地は草木の採取が行われる原となるため、赤木名では里山のほぼ全域が利用される。中金久、外金久、里の 3 集落はいずれも畑、原、宅地とかつての田を有している。赤木名は、近世時代に築かれた行政機能や区割り、道を礎にしており、近世時代の島役人の拠点（与人役所）跡の近辺で行政機能の充実が図られる。屋敷地では周囲を石垣及び生垣で囲い、屋敷地内に上家、下家、アタリを設け、海や里で自給用の食物を採取しながら生活している。屋敷地の配置では、日当たりを優先し、南側に座敷やアタリや庭、家屋の裏に家畜小屋を建て、裕福な純農家は敷地入口付近に高倉を構えている。

上記は赤木名の基本的な空間構成であるが、生活・生業の変化によって、以下の空間構成の変化が生じている。まず、明治時代になると赤木名港で自由交易ができるようになったため、多くの商人が赤木名に移住した。それに伴い、近世時代の馬車道沿いに商店が並び、赤木名港付近の外金久を中心に宅地開発が進み、外金久の道が整備された。昭和 20 年代頃から、大島全体で紬業の分業化が進んだため、赤木名では、桑畑、白紬織工場、染色工場はなくなり、泥染め用の溜池は藪に覆われた。昭和 40 年代になると、減反政策により稲作をやめる者が相次ぎ、放棄田が増加したが、富国製糖工場の操業を背景に、放棄田に甘庶を植えるようになった。公共事業により、前田川の川底の掘削、塩入濱の幅の狭小化、里の宅地開発が行われ、田が黍畑に転換された。上水道が整備されると、沖積平野上以外にも宅地が形成されるようになり、製糖工場を有する里集落を中心に道が整備された。さらに、CB が赤木名で普及すると、ハブ対策として生垣の周囲とサンゴ石垣の代わりに CB 塀が設けられた。

赤木名では、生業・生活と空間構成の変化には関係性がみられる。1 つは、近世時代から営まれている製糖業、紬業、農業を需要に応じてそれぞれの生産量を変化させ、それが空間構成にも変化を与えている点である。一方で、赤木名の宅地や耕作地の面積は限られている。また、上家を移築して下家にするというような伝統的に建造物を移築・改築する文化もある。そのような制限や文化により、赤木名では不要になった建造物を取り壊す、田、畑を黍畑に転換する等が行われるため、過去に営まれた産業の遺構が残りにくい。さらに、生業の需要が高まるのも一時的なため、土地利用や建造物の改変が短期間に赤木名全域で行われる傾向がある。2 つ目は、赤木名では、明治時代の外金久、昭和 40 ～ 50 年の中金久、現在の里のように、産業が発

展している集落に商店や人口が集中し、人口が集中した集落で道の整備が行われる点である。3つ目は、農耕機やCB塀の導入等のハブ対策による改変である。赤木名では、生産性や利便性の向上とともにハブの被害を減らすことも考えながら生活・生業が営まれる傾向がある。赤木名の空間構成の保全を考える際には、上記の赤木名が有する基本的な空間構成及び生業・生活と空間構成との関係を考慮する必要があると考える。

3.9　赤木名における景観の保全の取組み

赤木名では、平成16年頃から県道602号の拡幅工事をきっかけに景観に対する議論が活発化し、平成20年に「赤木名景観保存協定」が作成された。「赤木名景観保存協定」では、建築物の用途、位置、階数、屋根形状、屋根及び外壁の色、付属屋、建築設備の位置、屋外広告物、照明、外構や緑化について記述されている。「階数は2階建て」、「生垣、塀の高さは1.5ｍ以下」等、住民が実行可能な範囲で詳細に記述されている。また、赤木名住民も「赤木名景観保存協定」を守り、平成20年以降、赤土色の屋根やサンゴ石張りされた石塀が増加している。しかし、「赤木名景観保存協定」は専門家による景観調査を行わずに策定したため、赤木名の景観を保全できる計画としては不十分な点がある。例えば、屋根の色があげられる。赤木名の景観を調査した結果、赤木名の屋根はトタンや金属板葺は橙系であるが、瓦は大和風の黒色であることが明らかになった。しかし、「赤木名景観保存協定」では、「赤木名本通りでは、屋根の色を橙系、外壁の色を白系で統一しています。集落内においても、これに合わせて屋根の色は、奄美の赤土（ハーミチャ）をイメージした橙系、外壁の色は砂浜やサンゴをイメージした白色系ないしサンドベージュを基本とすることが考えられます。このような地域の色を基調にすることによって、奄美の明るい気候・風土に調和した街なみづくりを目指しましょう」とあるため、橙系の瓦が近年頻繁に使用されている。また、景観調査の結果、赤木名では屋敷地に石垣を設ける場合と生垣を設ける場合があるにも拘わらず、「赤木名景観保存協定」の「新たに塀を設置する場合は、サンゴの石垣又はサンゴの石張りにしましょう」に従って、伝統的に生垣が築かれていた場所にサンゴの石張りが行われ、履歴に配慮した修景が行われていない。このように、赤木名は景観保全の意識が高いが故に住民自ら「赤木名景観保存協定」を作成し、それを遵守してきたが、景観を保全すればするほど赤木名の伝統的な景観が分かりにくくなっている。平成22～23年の文化的景観保存対策調査において、専門家により赤木名の景観が客観的に分析された。文化的景観の保存計画では、専門家による景観調査結果を反映し、「赤木名景観保存協定」を修正する必要があると考える。

アンケート調査（奄美市教育委員会, 2013）から、現在の景観の保全に関しては、82%の人は必要なことだと考えている一方、保全する為に規制が増えることを好ましくないと考えている人も約1割いることが明らかになった。調査によって明らかになった赤木名の景観の価値を住民に充分説明を行い理解を得た上で、どの様な景観整備を進めていくかを官民で協議し、保存計画を策定していく必要がある。景観を維持するために行政に望む施策としては家屋や石垣・生垣の修理に対する補助金の支給や固定資産税などの税制の優遇という経済的支援が約半数の人から望まれている。景観保存のためのアドヴァイスを望む割合も35%と多い。重要な景観要素を保全していくための保存計画と補助事業導入について今後検討する必要がある。

赤木名では、文化的景観の保存計画がまだ策定されていないが、以上の赤木名の現状から、

赤木名の景観保全に関する筆者の考えを述べる。まず、赤木名の文化的景観を説明する際、集落にある全ての不動産が必要なこと、景観の変化を行政が把握できること、赤木名住民が平等に景観整備の補助を得られることから、集落にある建築物や工作物、調査により価値が明らかになった生垣や樹木は全件重要な構成要素に特定することが望ましいと考えられる。また、維持・管理が難しい経年性を有する建築物に関しては重要な家屋とし、税制上の優遇措置を行うことが望ましいと考えられる。赤木名の場合、アメリカから復帰した 1953（昭和 28）年が重要な家屋に特定する際の 1 つの指標になると考えられる。しかし、赤木名では、移築が多いため、建築年代を特定することが難しいという問題を抱えている。赤木名の建築調査では、近世時代まで建築年代を遡ることができる建築物が確認されたが、建築台帳では最も古い建築年代が昭和 27 年であった。赤木名の場合、移築後も元の建築様式をよく残しており、移築が頻繁に行われる伝統も景観を説明する上で重要であることから、移築した年よりも建築年に重きを置いて建築物を保護することが適切であると考えられる。現在は建築調査が行われた建築物しか建築年代が明らかになっていない状態であるため、今後の調査により経年性が明らかになった家屋を随時重要な家屋に特定する必要があると推測される。

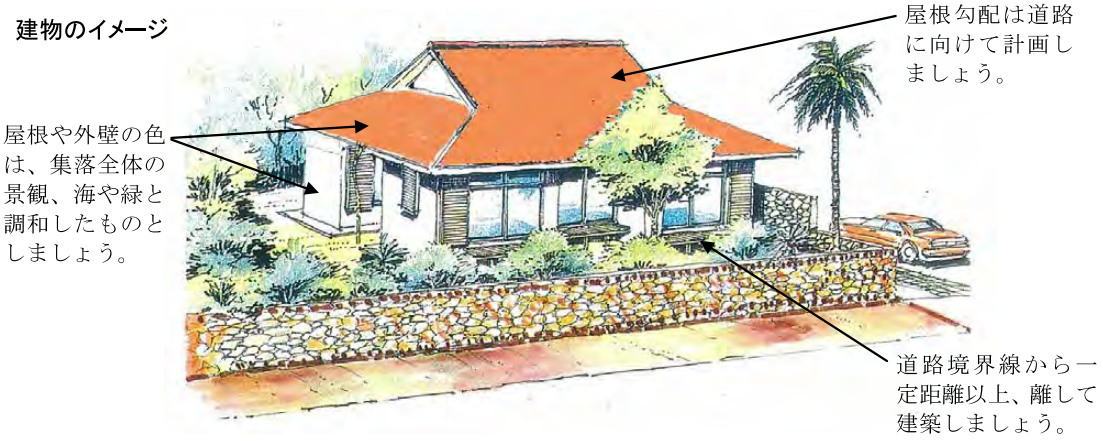


図 3.9.1　「赤木名景観保存協定」における建物のイメージ

注：屋根の色や勾配が図を用いて具体的に示されている。「赤木名景観保存協定」の建物のイメージだと金属板葺屋根が例示されている。



写真 3.9.1　「赤木名景観保存協定」の参考にした建築様式

注：赤木名でよく見られる伝統的な建築物の様式である。金属板葺で入母屋造の屋根が架けられている。「赤木名景観保存協定」の建物のイメージはこの建築様式を参照にしたと考えられる。



写真 3.9.2　「赤木名景観保存協定」に基いてデザインした建物

注：「赤木名景観保存協定」に基づき建築した建築物。橙色の瓦で屋根を葺いているので、今まで赤木名になかった景観がつくられている。

3.10　集落に住み続けるための取組み

(1) 生業を持続するための取組み

赤木名では、伝統的に山や海で狩猟採取することで食物を調達し、生業を複数営むことで、生業の衰退によるリスクを回避している。近世時代から赤木名に住み続け、土地を有する住民（以下、近世住民）は、土地と伝統的な技術が必要な製糖業、農業、紬業を営み、それぞれの生業の盛衰に応じて生産量を変化させている。台風が多い赤木名で農業を営むことはリスクが高く、製糖業、紬業も社会の需要に応じて出荷量が変化するため、赤木名では安定した収入を得ることは難しい。しかし、亜熱帯地域で自然豊かな海と山に囲まれている赤木名では、年中山菜や魚介類を採取することができる。また、先祖が残してきた家屋があるため、生業による収入が少なくなったとしても食べること、住むことに困ることはない。近年は赤木名の伝統的な生業の不安定さから会社勤めをする者も増えているが、現在も赤木名の伝統的な生活を行っている住民も多い。

明治時代に入り、自由貿易が可能になると、鹿児島等、外地から訪れた商人が赤木名に居住して（以下、寄留住民）店舗を構え、外地から日用品を輸入し、島民に販売するようになる。それにより、近代から昭和 30 年代まで、近世住民は、自身が出荷する黒糖や紬を外地の船に運搬し、外地からの輸入品を寄留住民へ届けるという海運業も営んでいる。このように、赤木名では、寄留住民という新しい住民を受け入れることで近世住民が新しい生業を創造している点が興味深い。寄留住民は自身の商売が好調な場合はそのまま赤木名に住み続けているが、商売が失敗すると赤木名から出ていく傾向がある。赤木名の住民の中でも入れ替わりが多い層であると言える。

赤木名では、船舶が大型化していく時代の潮流から、赤木名港が使用できなくなる前に大型製糖工場を誘致し、主要な生業を切り替えている。富国製糖工場が操業されるとほぼ同時に赤木名港を閉港し、近世住民は海運業をやめている。赤木名住民は生業の切り替えや生産量を変化させるタイミングの見極めが非常に上手である。

また、赤木名では、社会の需要に対応したり、生業の生産性を向上したりするために機械を導入することに積極的である。製糖業では、農家の安定した収入確保を目的に、住民から昭和 34 年に大型製糖工場を誘致している。また、田を畑に転換する圃場整備やハーベスタや耕運機等の機械導入により、サトウキビの生産量が増加している。しかし、いくら生産性を高めて多くのサトウキビを生産しても、サトウキビの単価が安いため、現在富国製糖工場がサトウキビを買い取る際に行政の助成金が支払われている状態である。サトウキビの生産量を増加させることが地理的に難しいことから、砂糖のブランド力を高め、サトウキビの単価を上げる必要があると考える。

(2) コミュニティによる自治活動を継続するための取組み

赤木名は、現在も笠利地区の中心地として行政機関が置かれ、商店も多いことから、元来大島で居住地として人気がある地区である。また、近年の景観保全の取組みから、大島で最も人口の多い名瀬よりも赤木名に居住することを指向する人も増えている。そのため、アンケート調査（奄美市教育委員会, 2013）でも、後継者の確保についての悩みは少なく、後継者がいない人や自分の代でこの家は終わりと考えている人は6%程度である。赤木名の多くの住民が近世、近代から住み続けているため、空き家ができることは少ないが、空き家ができた場合、すぐに赤木名に居住を希望する者に貸されている。赤木名から離れ、家を空ける者は区長に連絡し、居住したい者も区長に連絡する。区長は赤木名に居住したい者に空き家を紹介し、家屋の所有者と賃料等の交渉を行う。奄美空港の近郊に位置し、学校や病院を有する赤木名では、職員や教員の転勤などで新しい住民が3年程居住することが多い。大半の転勤者は寮に入るが、家族で移住し赤木名の一戸建てに居住を希望する転勤者も多く、島外からの戸建ての住宅需要もある。伝統的な地域では空き家の貸し手が見つからない場合が多いが、赤木名では住民からの信頼が厚い区長を仲介して空き家の貸し借りが行われるため、空き家はほとんどない状態である。

アンケート調査（奄美市教育委員会, 2013）結果から、地域コミュニティを維持するために各町内とも近所への声かけや挨拶を行い、地域で開催される祭やイベントには積極的に参加し、良好なコミュニティが保たれていることが窺える。更に約4割はできるだけ地場産の食材を利用すると回答しており地域への愛着は深い。赤木名の伝統的な祭である「八月おどり」と「タネオロシ」への参加については、毎年参加している人が「八月おどり」で約半数、「タネオロシ」で約6割いる。毎年ではないがよく参加するという回答も含めると「八月おどり」が約6割、「タネオロシ」が約8割と高い割合になり、地域の伝統文化が継承されていることが窺える。

また、大島では小学校の運動会、相撲大会など、年に数回、集落対抗のイベントが大島全域で行われる。集落の人々は他の集落に勝つために、移住してきたばかりの住民を持前のフレンドリーシップを武器に強引に誘い、イベントに参加させる。移住してきたばかりの住民はイベント参加を繰り返す内に、いつの間にか大島島民とプライベートで遊ぶほどの交流を持つようになる。住み着いている住民、移住してきた住民関係なく今大島に住んでいる島民全員を覚え、付き合っていくのが大島流である。天災の多い大島では、濃密な人間関係を築くことが特に重要である。例えば、2010年の大雨災害が例としてあげられる。住用地区は大雨で大規模な土砂崩れと床上浸水の被害を被った。住用地区は高齢者も多い地区であり、当時は大雨のため、電話やテレビが通じなかったにも拘わらず、死者はほとんどでなかった。それは、「○○ばあちゃんがいない！」など住民が声を掛け合いながら避難困難者を救出し、地元ラジオ局が行方不明者の情報を発信し続けたためである。大島では、濃密な人間関係を形成することで、天災の被害を最小限に留める努力を行っている。

(3) 観光への取組み

赤木名を訪れる観光客はまだ少なく、観光関連の仕事に携わっている住民も少ない。観光による経済効果の恩恵を受けている地域ではないが、アンケート調査（奄美市教育委員会 , 2013）では、観光客が来ることを歓迎するが全体で 75%、歓迎はしないが良いことだと思うを含めると好意的な意見が約 92%と高い割合になっている。その理由としては、里地区が経済的な期待（60%）、中金久と外金久が地域の文化や景観が評価されることへの喜び（それぞれ 62%、59%）が大きく、まちづくりの活性化への期待も大きい。地域活性化と地域の誇りの醸成の面において観光が果たす役割が期待されている。

反対に観光の問題点としては、観光客が残すゴミや路上駐車などのマナーに関することを約 3 割〜 4 割が心配しているが、特に問題となる点はないという回答も約 3 割ある。プライバシーの侵害や騒音の問題は約 1 割程度と認識されている割合が低い。現在は、観光公害の認識が低くても今後観光を地域活性化の戦略に位置づけするなら、観光公害についても被害が大きくならないように予め対策を考える必要がある。

赤木名の魅力を高めるためには、観光客用の休憩所や便所などの施設設置や、町歩きマップの作成、対外ＰＲを望む意見が多い。観光客の誘致に積極的な赤木名に対し、総合的な観光マスタープランなどを今後検討する必要があると考えられる。

3.11　まとめと今後の研究課題

1 章で提示した LH の調査方法によって、移築・改変が多い赤木名の LH を説明することができた。それにより、伝統的な生業が明らかにされておらず、規模も 560 世帯とある程度大きい地域においても 1 章で提示した枠組みが有効であることが明らかになった。今後も、1 章で提示した枠組みを一般化するために他の事例においても調査研究を進める必要がある。

皿山、赤木名ともに伝統的な生活・生業を持続してきていたが、社会変化により、伝統的な生活・生業を持続することが難しい地域もあると考えられる。4 章では、明治維新後の近代化により伝統的な封建社会が解体され続けている武家地、長崎県雲仙市神代小路の事例に検討を加える。

【注釈】

1) 本研究では、現在の赤木名の集落形態に基づいて、赤木名を里、中金久、外金久の3集落とした。

2) 地元の歴史研究家弓削政己、人間文化研究機構非常勤理事石上英一へのヒアリング結果より。

3) ヒアリング調査は、Y.T(80代男性)、I.T(70代男性)、M.H(60代男性)、A.K(80代女性)、Y.I(70代男性)、S.M(70代男性)、I.T(70代男性)、K.E(80代女性)、T.M(80代男性)に実施した。

4) 赤木名文化的景観調査で里山の植生調査を行った中山清美さん(奄美市教育委員会職員)へのヒアリング結果より。

5) 大島では仮屋が、慶長18(1613)年に笠利村(現奄美市大笠利)、寛永12(1635)年に名瀬大熊村(現奄美市大熊)、慶安2(1649)年に赤木名、寛文10(1670)年に大熊、寛文12(1672)年に赤木名、延宝3(1675)年に赤木名金久村、享和元(1801)年に伊津部村(現奄美市名瀬)に移されている。(山本一他,1956)。赤木名で代官屋敷跡とされる場所は、嘉永の地図の分析とA.T氏(80代男性)へのヒアリング結果から「赤木名金久村」と推測される。慶安2(1649)年と寛文12(1672)年に仮屋が置かれた「赤木名」は、現在の赤木名と断定できないため、本研究では、赤木名に126年間仮屋が置かれたとした。

6) 製糖するための小屋のこと。

7) 製糖工場の統計によると、ハーベスタによる収穫は、平成21年度は77.5%、平成22年度は83.0%であり、年々ハーベスタの利用率が増加している。

8) 当時の赤木名では、馬を飼っていた家は5件ほどで、他の家は各自牛を1頭飼っており、屋敷地には牛小屋があった(当時馬を飼っていたY.I氏(70代男性)へのヒアリング結果より)。

9) 昭和30年頃から現在まで紬業を営む親方Y.I氏(70代男性)へのヒアリング結果より。

10)A.T氏(80代男性)へのヒアリング結果より。

11)K.E氏(80代男性)へのヒアリング結果より。

12)K.E氏(80代男性)、S.T氏(60代男性)へのヒアリング結果より。

13) 大島の竿次帳の分析は鹿児島県徳之島郷土研究会徳之島(2012)の文献が詳しい。

14) 痕跡確認のための現地調査は、2011年1月4～10日に実施した。

15) 墓地調査は平成23年2月15日～3月10日と平成24年1月26～31日、2月8～16日に実施した。

16) 聞き取り調査は、里はT.M氏(80代男性)、T.A氏(80代男性)、S.T氏(60代男性)、中金久はK.E氏(60代男性)、N.T氏(60代男性)、外金久はI.T氏(70代男性)、S.M氏(60代男性)に実施した。

17) この区画に船溜まりがあるという伝承から、この溜池がその船溜まりと推測される。

18) 現在の役職に置き換えると「与人」は村長、「横目」は警察にあたる。

19) 与人で藩政に貢献した者は士族階級の「郷士格」に取り立てられる。

20)S.T氏(60代男性)へのヒアリング結果より。

21)Y.T 氏（80 代男性）の調査による。

22) 残り 1 つの溜池は、痕跡、ヒアリングともにその存在を確認できなかった。

4 章　長崎県雲仙市神代小路に関する事例研究

■はじめに

我が国では、1975 年に誕生した伝統的建造物群保存地区制度（以下、伝建制度）の取組みによって、修理・修景基準等の策定手法が一定程度確立し、景観保全が進んでいる。本研究の対象地、近世の武家地、長崎県雲仙市神代丙小路も平成 17（2005）年に国の重要伝統的建造物群保存地区（以下、重伝建地区）の選定を受けた。本研究の対象地は、「神代小路」として重伝建地区に選定されているが、「神代小路」は選定時につくられた造語で、正確には神代小路は大字神代の中の小字小路を指す。本研究では、大字神代の範囲を神代、小字小路の範囲を小路とする。皿山、赤木名は大字でコミュニティのまとまりをもつのに対し、小路では、小字でコミュニティのまとまりをもつため、本研究では、大字神代内のコミュニティ間の交流を考慮しつつも、主に小字小路の範囲を調査とした。武家は近代以降、士族と呼ばれた。本稿は、小路では戦後から本格的に階級社会が解体されたことに配慮し、近世までは武家、近代から戦前までは士族、戦後からは旧士族と表現する。

小路は、九州西部、島原半島の北上部の有明海沿岸に位置し、寛文 3（1663）年に鍋島神代領の家臣団の集住地として計画的に造成された。北側を神代川、東側をみのつる川、西側を神代城（鶴亀城）跡によって囲まれる東西 250 m、南北 450 mの地区で、地区内には近世～近代建築の伝統的建造物が高密度に現存している。

小路の先行研究としては、平成 14 年の「国見町神代小路伝統的建造物保存対策調査報告」（以下、伝建報告書）や花岡・西山の研究が挙げられる。伝建報告書では、歴史と土地利用、建築物、工作物、庭園の調査、まちづくりの経緯や景観管理に関するアンケート調査が実施され、花岡・西山の研究では、伝建制度の考えに基づき、現存する神代小路の景観要素の抽出が行われている。花岡・西山は、神代小路には「景観の特性を支える文化的、社会的な『こと』が存在していた」としているが、生活・生業に関しては明らかにされておらず、文化的、社会的な「こと」の具体的な内容については明らかにしていない。一方で、近代以降の士族の生活の変遷に関する資料は極端に少ない。本研究では、皿山と赤木名同様に類似した生活を営む他地域の文献を調査したが、士族の戦後の生活に関する文献は管見の限りではほとんど見当たらなかった。本研究では、歴史、建築分野の研究が進んでいる神代小路において、現存するモノから小路の生活の変遷を分析することで、小路の LH を明示する。

本研究では、既往研究に加えて以下の調査を実施することで、小路の LH を明らかにした。まず、文献、資料調査により、神代鍋島藩の成立、神代鍋島藩の治政、近代以降の神代住民の生活について分析し、小路における生活の転換期を明らかにした。近代以降の神代住民の生活については、当時の鍋島氏と小路の住民との関係をより詳細に把握するために、住民へのヒアリング

調査も実施した。近代以降の小路の住民の生活を詳細に把握するために、小路の旧士族の屋敷地における生活と景観の変遷を調査した。調査した対象は、小路に現存する近世武家屋敷 6 件中、武家の子孫が現在も住み続けている 3 件とした。まず、家具の位置等も詳細に記録した現況平面図を作成し、伝建報告書の平成 15 年時平面図と復原平面図と比較し、改変された部分を抽出した。建造物や工作物を改変した理由を住民へのヒアリング調査によって明らかにした。また、小路地区内の空間と景観の変遷については、主に伝建報告書を参考に分析を行った。

最後に、アンケート調査を実施した。まず、自治会長の意見を参考に世代や性別が偏らないように抽出した 14 世帯に対し、事前アンケート調査とヒアリング調査を行い、データの収集・分析を行った後、全戸に実施するアンケート票を作成した。アンケート調査は留め書き式で、町内会長と行政担当者の協力のもと、平成 20 年 11 月中旬に行った。対象は神代小路地区に居住する 46 世帯に無記名で回答を求め、43 世帯（93.5％）から回収した。回収時の訪問の際にヒアリング調査も実施した。アンケート調査は平成 19 年度「小路まちづくり整備事業」の一環として行った。

本章は、1 章で提示した研究の調査、評価、保全方法に基づいて構成している。4.1 では、小路の歴史、自然、地理的特性について述べ、4.2 では小路の生活について述べている。4.3 では小路全体の空間構成の変遷について記述している。4.4 では、小路における建築物、工作物の材料や様式の変遷の分析、樹木、庭園の特徴について説明している。4.5 では、使用人や部屋の用途に着目して屋敷地における空間構成の変遷を明らかにしている。4.6 では、小路住民に対し、景観に関するアンケート調査結果を示す。4.7 では、地理的特性、自然的特性、歴史的特性、社会的特性、空間特性、景観特性の 6 つの視点により小路の LH の特徴を明らかにする。4.8 では小路における景観保全の取組みと今後の課題について述べる。4.9 では、小路において集落に住み続けるために行われている取組みついて記述する。4.10 では、4.1 ～ 4.9 の結果を考察することで、小路における LH を形成するシステムを明らかにする。4.11 で、1 章で提示した本研究の枠組みの有効性の検討を行い、1 章で提示した枠組みの一般化のための今後の課題を明らかにする。なお、2 章、3 章では LH を形成するシステムの分析を 8 節に設けたが、小路では他の 2 地区と比較し景観保全の取組みが進んでいること、小路の景観保全の取組みや集落に住み続けるために行われている取組みから小路の LH の特徴が見られることから、本章では LH を形成するシステムの分析を 10 節に設けた。

4.1　小路の地理的特性、自然的特性、歴史的特性

小路は長崎県南東部雲仙市の東端に位置する集落である。雲仙市は、島原半島の北部にあり、東は島原市、南は南島原市と接し、北部は有明海に面し、雲仙山系の主峰普賢岳（1360 m ）を頂点として北へ緩やかな丘陵となっている。小路近郊は、土黒川、土黒西川、神代川などの水系が肥沃な水田地帯を形成し、河川と河川の間は丘陵となり畑作地帯を形成している。急峻な山岳地帯は火山岩、水田・畑作地帯は火山灰土沖積土壌及び洪積土壌より成り、海岸部においては砂礫層におおわれている（国見町 , 1984）。

近世時代、神代鍋島領とされた地域は、中世時代は神代貴茂により統治されていた。竜造寺隆信が竜造寺氏を離れ島津家に誼を通じた肥前島原領主有馬晴信を討つべく数万の群を擁して島原にせまった沖田畷の戦い（天正 12（1584）年）により、神代は一時島津軍に占領された。有馬晴信に神代の支配を任せることになったが、貴茂は有馬に服さず、伝承では有馬方の謀計によって犬馬場で暗殺されたとされる（国見町教育委員会 , 2003）。神代領は、天正 15（1587）年、豊臣秀吉による九州征伐に際し、島津・有馬の牽制のために竜造寺政家に安堵されたが、同 18（1590）年に秀吉の命によって政家は隠居し、代わって家臣の鍋島直茂が竜造寺氏から政権委譲をうけた。慶長 12（1607）年、竜造寺隆信の嫡子政家と嫡孫高房の死により、神代鍋島藩（神代村、伊古村、古部村）35 万 7000 石が誕生した（瑞穂町 , 1988）。

慶長 13（1608）年、鍋島本藩直系清房の長子が神代鍋島領主となる。初期の家臣団の構成は、佐賀より臣従してきた鍋島譜代の家臣、竜造寺氏の旧臣、中世の在地領主神代氏の遺臣、他藩から取り立てられた者、神代鍋島氏の財政窮乏に伴い取り立てた登用家臣などによって構成された。初代信房から 3 代茂顕までの領主は佐賀に居住し、神代の地は代官をもって統治させていた。寛永 14（1617）年に勃発した天草・島原の乱では、幕府軍の上陸地点として小路は重要な役割を果たした。4 代嵩就の時、神埼郡 4 村が加増され、神代鍋島領主は佐賀本藩の家老として佐賀へ出仕する必要があった。このような経緯により、神代鍋島領主の居を構えることになったため、散在していた武家達を集め、現在の小路を築き、本小路、上小路、横町小路、今小路、安光小路の 5 つの屋敷団区を設け、禄高に応じて住居が与えられた。

小路は寛文 3（1663）年に川と深田を埋築して、中世神代氏の鶴亀城趾の麓に造成された集落である。鶴亀城は神代氏の居城として正和元年（1312）以前に神代式部大輔貴益によって築かれた。鶴亀城は要塞に適した自然の地形を利用して構築されており、城の周囲は深い泥土で囲まれ、高さ 6 丈（約 20m）、広さ東西約 6 町（約 775m）北は海に突き出し、西は入江周り、南は沼田と対して山に連なり、東も西も深田になっている（国見町 , 1984）。小路は、このような難攻不落の鶴亀城と河川で囲まれた外から封鎖された立地に造成された。

神代鍋島藩の家臣は、明和 4（1764）年では、家老 4 名・家老同格 2 名・着座 77 名・先侍 30 名・足軽 104 名・船手 20 名の 6 階級、234 名、幕末では、家老 3 名・目見通 15 名・平士 85 名・先

士格 5 名・足軽 107 名・船手 20 名の 6 階級、268 名が計上され、家老から足軽は小路、船手は小路近郊の向町に集住したとされる。足軽に対しても甲冑等は士分と同式とし、銃、槍、弓は分に応じて整え、軍船もつくられた。領民の相互扶助 5 人組制度が布告され、家屋の新築に際して、米・麦・縄藁・竹を持ち寄り、屋根葺き、壁塗りも組員すべてが奉仕した。領民は薪を無料でとって良いとされる山林「免場」もつくられた（瑞穂町 , 1988）。

10 代茂體の頃、天明 6（1786）年、江戸で学んでいた帆足鶴水が小路に帰り、屋敷地内に藩校鳴鶴舎が建設された。11 代茂堯が「神代より人材の失ふを恐れ」て鳴鶴校の充実をはかり、教育に留意奨励した 14 代茂元が手狭となった鳴鶴舎を小路の本小路に移転構築し、鳴鶴所と呼ばれた。また、茂元は秀才を佐賀の弘道館や諸大家の家塾に入らせ、農村部にも寺子屋を設け、教師を配置した。明治 2 年、当主茂文の時、校舎が狭くなったため鳴鶴所は増築された。明治 3（1870）年に鳴鶴所は郷学校と改称され、明治 4 年に廃止された。明治 6 年、神代学校が開校し、旧校舎を使用して男児 82 人が学んだ（国見町 , 1984）。

神代鍋島領は、長崎を牽制するための要地かつ島原藩の中にモザイク状に形成された佐賀鍋島氏の飛び領という地理的背景もあって、近世時代の神代では小規模ながら鍋島氏を核とした階級社会の秩序が敷かれた上で強固なコミュニティが形成された。

慶応 3（1867）年、15 代茂文の時に大政奉還となり、藩政時代の終焉を迎える。明治維新後、旧神代鍋島領は佐賀藩知事の治めるところになり、鍋島本家は侯爵、支藩 3 家は子爵を与えられた。鍋島氏は明治政府の中心である東京に移住し、明治時代から現在まで、数か年に 1 度か 2 度の小路への帰郷を行っている。神代鍋島領の士族は、政治家になるなど、国政・県政において大きな役割を果たした（国見町 , 1984）。一方、明治 10 年代に士族授産事業として、晩成社が結成され、小路で養蚕業が開始されたが、戦後になると全国的な養蚕業の衰退により小路の養蚕業は行われなくなった。また、1952 年に諫早大水害によって被害が出た結果、みのつる川の護岸工事、神代神社の移築が行われている（国見町 , 2005）。

近代以降も旧神代鍋島領のまとまりを保った状態で行政が行われたが、1957 年、神代村と多比良町と土黒村（旧島原藩）が合併して国見町、1956 年に古部村と伊古を含む西郷村と伊福村（旧島原藩）が合併して瑞穂町が誕生した。その結果、旧神代鍋島領は別の行政区分となったが、2005 年に雲仙市が誕生したことで、再び旧神代鍋島領のまとまりを持つ行政区分となった。

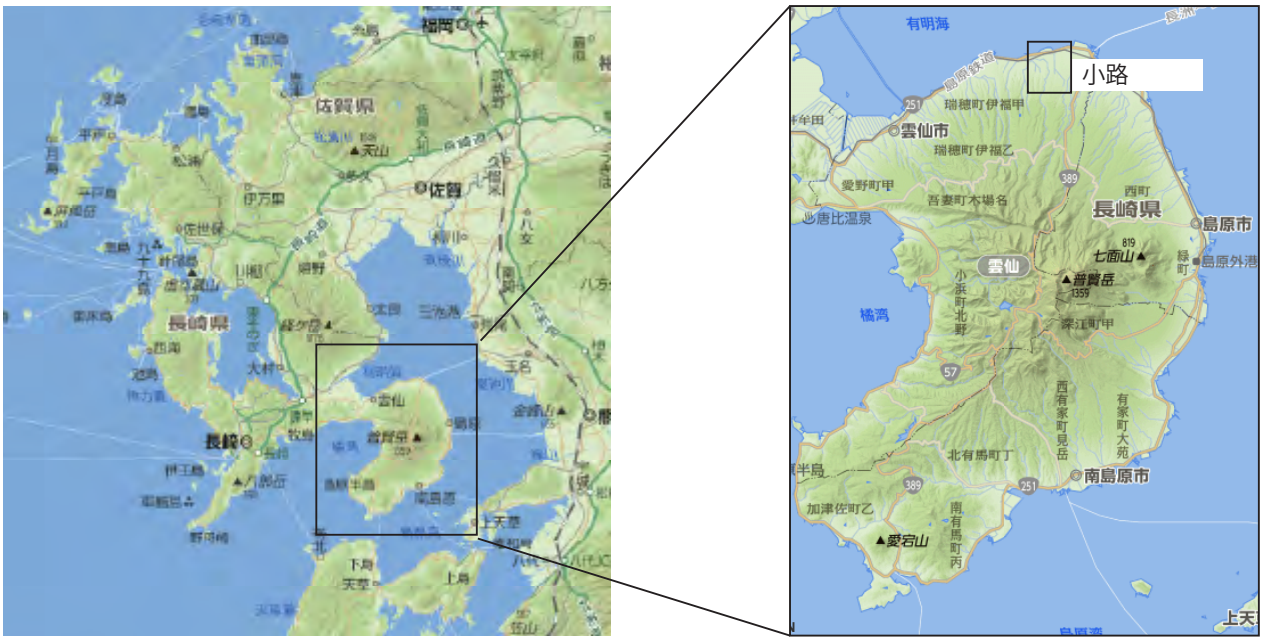
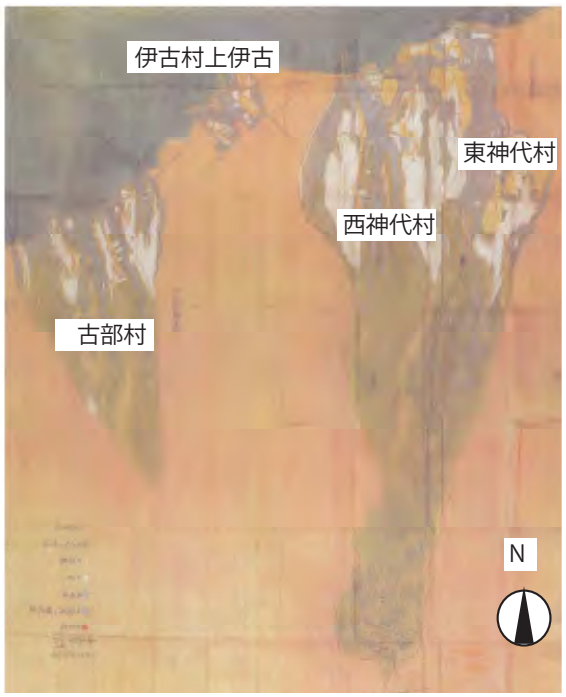
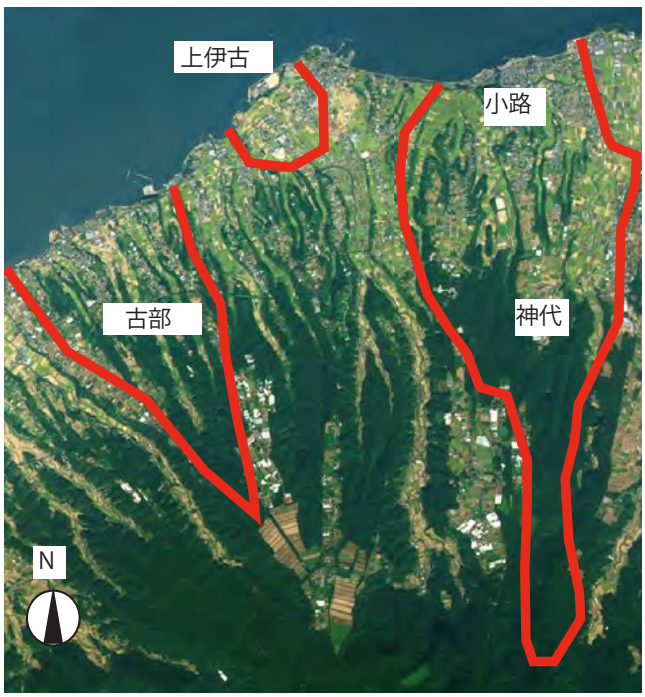


図 4.1.1　小路の位置［ゼンリン提供地図を加工］



文政 5 年の絵図



現在の航空写真

図 4.1.2　神代鍋島領の範囲と地名

注　文政 5 年の絵図の褐色部分は島原藩領である。神代鍋島藩は伊古村（上伊古、下伊古）のうち、上伊古のみ領土としている。現在の地形図及び航空写真では旧神代鍋島藩における現在の地名を示している。

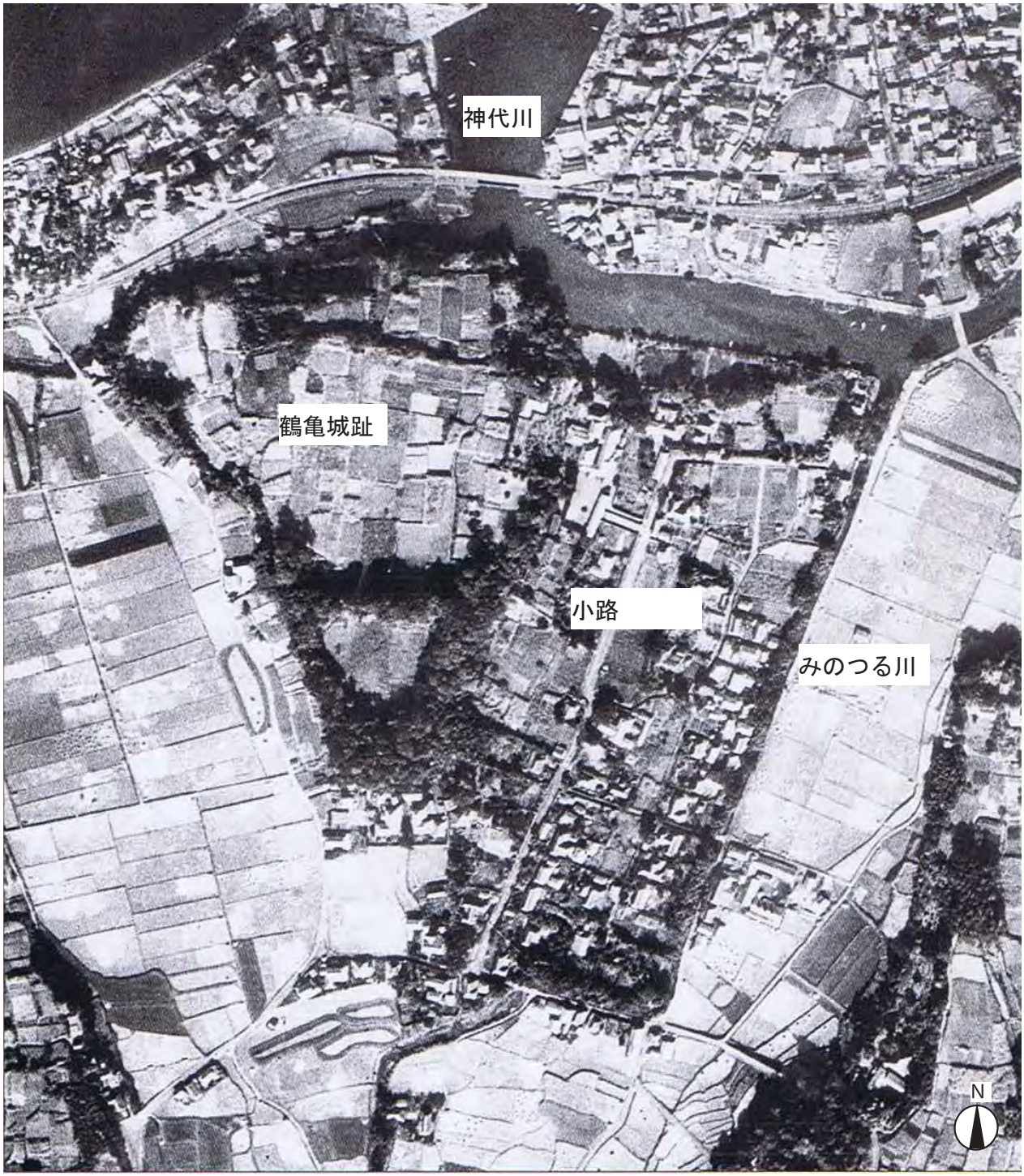


写真 4.1.1　小路の航空写真（1947 年）［国土地理院提供］



写真 4.1.2　航空写真（平成 15 年撮影）［雲仙市教育委員会提供を加工］



写真 4.1.3　小路の全景（2010 年神代城址より撮影）



写真 4.1.4　横小路の町並み（2010 年撮影）



写真 4.1.5　上小路の町並み（2010 年撮影）



写真 4.1.6　今小路の町並み（2010 年撮影）



写真 4.1.7　みのつる川（2010 年撮影）

4.2　近代以降の旧神代領民の生活の変遷

4.2.1　小路住民の職種の変遷

明治維新後、最後の島原藩主松平忠和が徳川慶喜の弟ということもあって、旧島原藩士族が明治政府にそれほど影響力を持たなかったのに対して、旧神代鍋島領の士族は、島原藩半島北部において地域の中核となる戸長・副戸長、学務委員を務め、明治 12 年の第 1 回県会議員選挙では、南高来郡（定数 5）において中島一作、志波三九郎、帆足隼太郎の 3 名が当選、以後明治 20 年代まで 3 名ないし 2 名を県会に送り出した（国見町教育委員会 , 2003）。寛延 2 年の神代鍋島領における職制では、志波氏は伊古の代官、帆足氏は当役であることから、両名とも旧神代鍋島藩の中でも有力者である。志波氏は都合 8 回連続して県会議員に選出され、明治 27 年第 3 回総選挙に自由党から出馬して当選、連続 3 期衆議院議員に選ばれた。帆足氏は議長に 4 度就任し、第 5 回と第 11 回の総選挙で政友会から当選した。

その他の小路の士族の近代の職業は、深江氏は村長（明治 34 年時）、前田氏は眼科医（大正時代）、佐藤氏は村長（明治 41 年）、鍋島氏は貴族院議員（明治 22 年時）、中山氏は第一物産支店長（明治中期）、帆足氏は長崎市書記（明治 30 年頃）、中島氏は地主（大正元年）、今村氏は警察所長（明治 24 年）、谷守武氏は実業家（大正 12 年）（国見町教育委員会 , 2003）、永松氏は小学校校長（明治初期）（瑞穂町 , 1988）、谷氏は地元政治家（明治初期）[注 1)] である。昭和初期の小路でも、旧県立中学校、旧高等学校、大学、陸士、海兵等に進学する者を他村と比して多く輩出したとされる[注 2)]。

現在の小路住民の職業は、前田氏は実業家、帆足氏、谷氏、永松氏、川崎氏、南里氏は小学校校長（退職）、永田氏は行政職員（退職）、帆足氏、谷氏は外地でサラリーマン（退職）、中山氏は実業家（外地）である。上述の深江氏、佐藤氏、鍋島氏、中島氏、今村氏は現在小路に住んでいない。小路の住民は、近代は政治家や実業家、教育者になっていたが、近年は実業家や教育者として地元就職するかサラリーマンとして外地に就職している。現在の住民の多くは退職者であるため、リタイア後の年金が主な収入源となっている。

4.2.2　養蚕業

小路では、明治 10 年代に士族授産事業として神代士族授産結社「晩成社」が結成され、養蚕業が開始された（国見町教育委員会 , 2003）。晩成社の組織は、意思決定機関としての総会及び議員会とそこで選出される執行機関としての議長・副議長、主任からなり、監査機関であろう審査委員もいた（国見町教育委員会 , 2003）。明治 19 年の議員会で選ばれた執行部は、帆足氏、中島氏、久保氏、江口氏、小柳氏、深江氏、谷氏で、同年晩成社に当選した 20 名は、永松氏、江口氏、小柳氏、帆足氏、横田氏、山本氏、久保氏、中村氏、中島氏、谷繁作氏、中尾氏、深江東三郎氏、永田氏、谷新吾氏、園田氏、谷喜馬太氏、谷小十郎氏、島田氏、御厨氏、深江彦一郎氏で構成されていた（国見町教育委員会 , 2003）。明和 4 年、寛延 2 年の神代鍋島領における職制（瑞穂町 , 1988）と比較すると、当役、御目付・御境目付、雑務目付、付役、郡方、郡代、地方であり、晩成社は主に小路に居住する旧神代鍋島藩上級家臣団で構成されている。

明治 18 年に長崎県から、中島・谷・深江・小柳・永田・江口・園田・帆足・中尾・山本の名義で桑苗 1 千本が下付され、翌年には神代村士族勧業資本金として 710 円が貸下げられた（国見町教育委員会 , 2003）。それらの桑は鳴鶴所跡地近郊の畑地で育てられたとされる[注 3)]。

明治 19 年の神代村における養蚕家の談合では、旧島原藩士族草野覚徳[注 4)]、戸長深江氏をはじめとする小路の士族の女性 13 名と晩成社から 2 名参加した（瑞穂町 , 1988）。養蚕家、養蚕指導者ともに手さぐりの状態であり、当日摘みの桑を与えたり、莚を洗浄せずに飼養したり、湿気に対する気配りがなかったり、養蚕のいろはも徹底していなかった（瑞穂町 , 1988）。国を挙げて輸出に適した生糸の増産に取り組む中で、九州でも最下位にあった長崎県養蚕業は、この後明治 30 年ごろまで生産の低迷が続き、女性の副業の域を出ていなかった（瑞穂町 , 1988）。明治 30 年、長崎県は技術水準向上のため、県下 4 箇所に蚕業予防事務所を設置して、当時養蚕家の大敵であった微粒子病等の病害虫対策に当たらせる一方、同 33 年には農事試験場内に蚕業研究所を設置して技術者の養成を行った結果、小路は明治 43 年には、南高来郡で 2 位の収穫高をあげている（瑞穂町 , 1988）。

一方、晩成社は自由民権運動にもつながっていた。晩成社は民権派の新聞「西海日報」の株主であり、佐賀改進党にも参加していた。「晩成日誌」には「例年ノ通リ恩公エ御年貢トシテ酒肴献上候事」とあり、鍋島氏と家臣団の君主の絆は依然継続していた。

当時の旧神代では養蚕業を行えるのは士族の特権とされており、蚕は士族の屋敷で飼養し、神代近郊出身の使用人に桑畑の手入れを任せる形態がとられていた[注 5)]。全国的に養蚕業が衰退した終戦頃、小路でも養蚕業が衰退し、行われなくなった[注 6)]。

4.2.3　鍋島氏と旧神代鍋島領民のつながり

鍋島氏と旧神代鍋島領民のつながりを示すエピソードを以下、列挙する。

■行政区域の変遷

廃藩置県によって佐賀県に編入されていた神代鍋島領は、明治 5 年伊万里県から諫早領・深堀領とともに長崎県に管轄替えとなったが、佐賀との結びつきは依然として強かった。佐賀の乱の影響で明治 9 年から 16 年まで佐賀県全体が長崎県に編入されていた。このように、神代では近代以降も旧神代鍋島領のまとまりを保った状態で行政が行われたが、1957 年、神代村と多比良町と土黒村（旧島原藩）と合併して国見町、1956 年に古部村と伊古を含む西郷村と伊福村（旧島原藩）が合併して瑞穂町が誕生した。その結果、旧神代鍋島領は別の行政区分となったが、2005 年に雲仙市が誕生したことで、再び旧神代鍋島領のまとまりを持つ行政区分となった。

■林業

明治 6(1873) 年、地租改正条例が公布され土地所有者の確定が行われた時、山林（免場）が国有林に編入された。16 代鍋島桂次郎は、国有林に編入された山の返却を申請して一部が認められ、免場は明治 36(1903) 年に戻す事が許された。鍋島氏は規則を設けた上で村民が免場を伐採できるようにし、免場の返却に貢献した村民には謝礼を贈っている[注 7)]。昭和 16 年には鍋島林と村有林の管理の一元化、一般林の指導発展をはかって、組合員 80 名の神代森林組合が創立され、現在も同組合による管理が続けられている。

■鍋島氏の帰郷時

小路では、戦後直後まで鍋島氏が東京から帰郷する際、旧神代鍋島領では、島原鉄道の神代駅から鍋島邸まで近郊の海岸の海砂を敷いて、神代住民が並んでお迎えをした。鍋島氏はそのお礼として子供には文具、大人には謝礼を渡した。小路では、鍋島氏と会った際、挨拶をする神代住民の慣習が続いている。鍋島氏の財産や山林は現在も神代鍋島藩の上級家臣団の子孫が管理しており、鍋島氏の屋敷も国の重要文化財に指定されるまで家臣団の子孫が管理してきた。戦争直後までは、鍋島氏の親族の結婚式が小路で行われており、正月の三箇日に鍋島邸でカルタ大会や餅の振る舞いが行われていた。戦争直後までは小路近郊の町家川西集落の美容師が鍋島氏の散髪のため鍋島邸を訪れることもあったが、次第にそのような慣習はなくなっていった。

■鍋島氏の象徴化

以前は神代小学校卒業者のうち優秀な者にのみ鍋島賞として記念品が鍋島氏から贈呈されたが、近年は神代小学校卒業生全員に鍋島氏から辞書や記念品が贈呈されている[注 8)]。神代や近隣住民は花見のために鍋島邸を訪問しており、鍋島氏の存在は神代住民の絆を深める象徴に位置

づけられてきている。

■神代住民間のつながり

神代では、弘法さんと呼ばれる小路の弘法神社で行う農作業の使役用の馬や牛を祀る伝統的な祭は現在も続いている。弘法神社の祭りは、古部、伊古と半農半士の小路の下級家臣団を中心に行われており、古部、伊古の住民が白装束を着て小路を訪問し、小路住民は団子をもてなした。近年白装束を着ることはなくなったが、現在も古部、伊古、小路の交流は継承されている。また、近年誕生した小路の郷祭りにおいて楠高で行われている鳥刺しが披露されており、新しい行事と伝統的行事との融合も行われている。

■未だに残る封建社会の名残

小路の士族のうち、有力な家は、戦前まで、身の回りの世話をする女中、庭の管理等を行う下男がおり、それらはいずれも神代出身の貧しい家庭の児童であった。士族は神代の児童に仕事を与える代わりに養い、学校に通わせる場合もあった。他にも、自身の土地を耕作する作男、屋敷で勉強をする書生が屋敷地内で生活しており、人手が必要になった際には小路近郊から出入りと呼ばれる使用人に手伝ってもらっていた。戦後の農地改革によって小作人に土地を譲ったため、小路の士族は女中や下男等の使用人を雇えなくなった。そのため、戦後、士族の屋敷地内で使用人を養うことはなくなったが、庭の手入れや屋敷の管理等で神代住民を手伝いとして呼ぶ慣習は残っている。

また、神代では、地元の方言である神代弁が近年まで使用されていた。神代弁は自分より階級が高い者に使用する言葉、同じ階級に使用する言葉、階級が低い者に対して使用する言葉、使用人に使用する言葉の4種類の使い分けがある近世時代の封建社会を色濃く残す方言である。また、Iターン者が小路に居住しているものの、小路では造成当初の本小路、上小路、横町小路、今小路、安光小路の5つの屋敷団区を1～4班という形で継承している。



写真 4. 2. 1　桑畑があった場所（2010 年撮影 ）



写真 4. 2. 2　弘法神社（2010 年撮影 ）

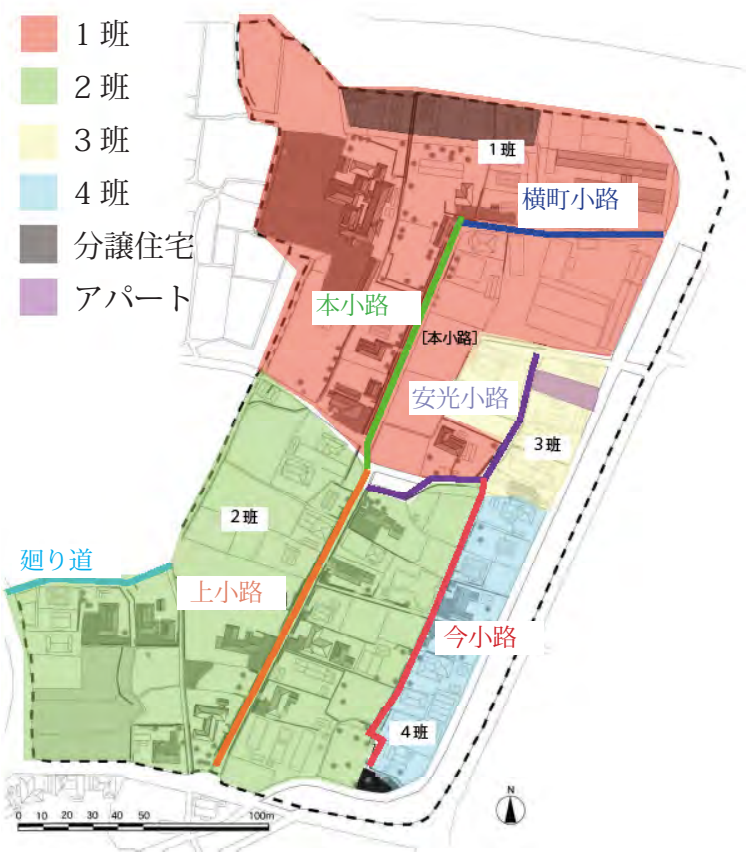


図 4. 2. 1　筋名と現在の班割［雲仙市教育委員会提供の図を加工］

4.3　空間構成の変遷

嘉永5年の「神代乃図」における小路では、図4.3.1の①に鍋島氏、②に家老職、③に家老同格、④に上位家臣の屋敷が置かれており、いずれも本小路、横町小路に集中している。図4.3.1を見ると家老職や家老同格の屋敷地には長屋門や門倉と瓦葺屋根の式台玄関を有する大規模屋敷が描かれている。この瓦葺屋根の玄関の有無は階級差を表現したものとされる（国見町教育委員会, 2003)。④には、廻り縁式の座敷を備えた中規模屋敷が描かれている。このように、小路では、屋敷地が置かれる位置、門や瓦葺屋根の式台玄関の有無、建築物の様式により、階級差が明確に表現されている。

ヒアリング調査の結果、小路の住民が小路の外にも土地を所有していることが明らかになった。小路近郊における現在の地籍図を用いる方が、現在の地籍図上に明治時代の土地利用を復原することができるが、小路近郊の現在の地籍図を入手することができなかったため入手できた明治中期作成の字図で分析を行った。明治中期の小路近郊では、小路は宅地が集中しているのに対し、周辺地は耕作地が広がり、平地には田、丘陵地が畑がつくられている。小路近郊の小路住民所有の耕作地は作男等の使用人が耕作していた土地と推測される。現在でも明治中期の土地利用が継承されており、小路には宅地、小路近郊のうち平野部は田、丘陵地は畑が広がっている。明治中頃の小路では、図4.3.1の位置にあった鳴鶴所が横町小路に移築され神代小学校となったため、鳴鶴所跡とその近郊の土地が桑畑として終戦直前まで使用された[注9)]。他の地区に桑畑があったことを聞かないことや養蚕が士族の特権とされていたことから、桑は小路のみで育てられたと推測される。小路住民が小路近郊の土地を取得した経緯は不明であるため、今後研究が必要である。

明治～大正期には、屋敷地の開発と枡形の直線化が進められた。神代小学校が大正12(1923)年に小路外に移転し、その土地は桑畑となった。昭和23年に神代中学校が創立され、昭和40年まで神代小学校跡地は神代中学校の運動場として利用された。昭和32(1957)年に発生した諫早大水害を契機として、昭和43年から45年にかけてみのつる川の改修が実施された結果、小路を囲んでいた屋敷林、今小路の枡形、石垣護岸が消滅し、神代神社は鶴亀城跡に移設された。神代神社と中学校の敷地を併せて昭和42～平成7(1995)年まで国見繊維工場が操業されたが、平成12年に国見町が跡地を買得し、現在公園整備が進められている。また、鍋島氏が邸宅と宝物を旧国見町に寄贈、平成19年に鍋島邸が国の重要文化財に指定されたことにより、鍋島邸の屋敷地も現在整備が進められている。

また、小路では、少子高齢化、過疎化対策のために、みのつる川改修の際に新しい宅地が造成され、昭和後期には警察官舎が誘致、建設された。平成年間には、新興住宅地を造成し、賃貸アパートの建設が行われた。小路では、宅地造成や建築物の建築によって積極的にIターン者の受け入れを行っていることも特徴である。



↑嘉永5年「神代乃図」建築形式別読み取り図

図 4.3.1　嘉永 5 年頃の小路の空間構成（国見町教育委員会 , 2003）

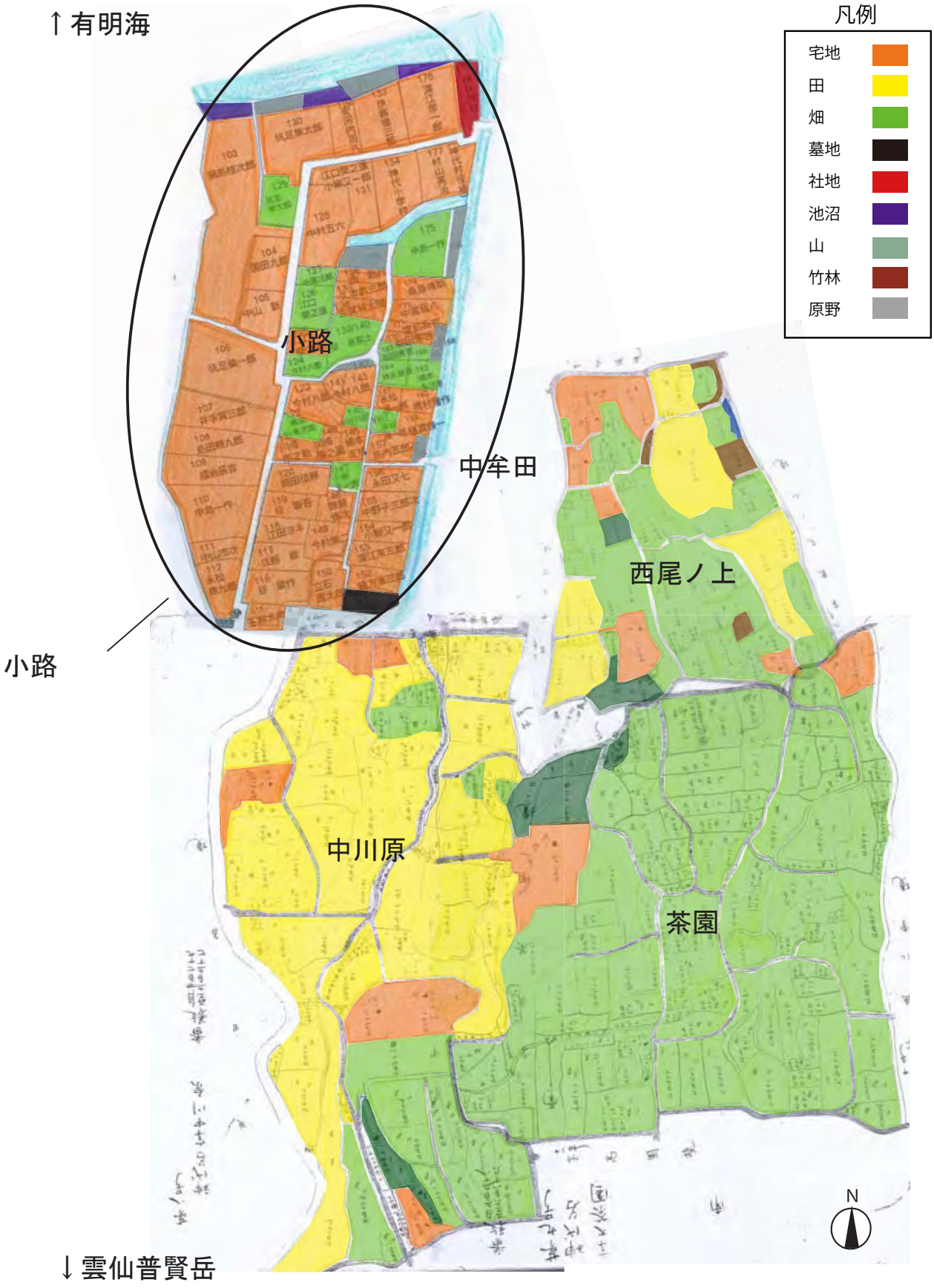


図 4.3.2　明治中期の小路近郊の土地利用

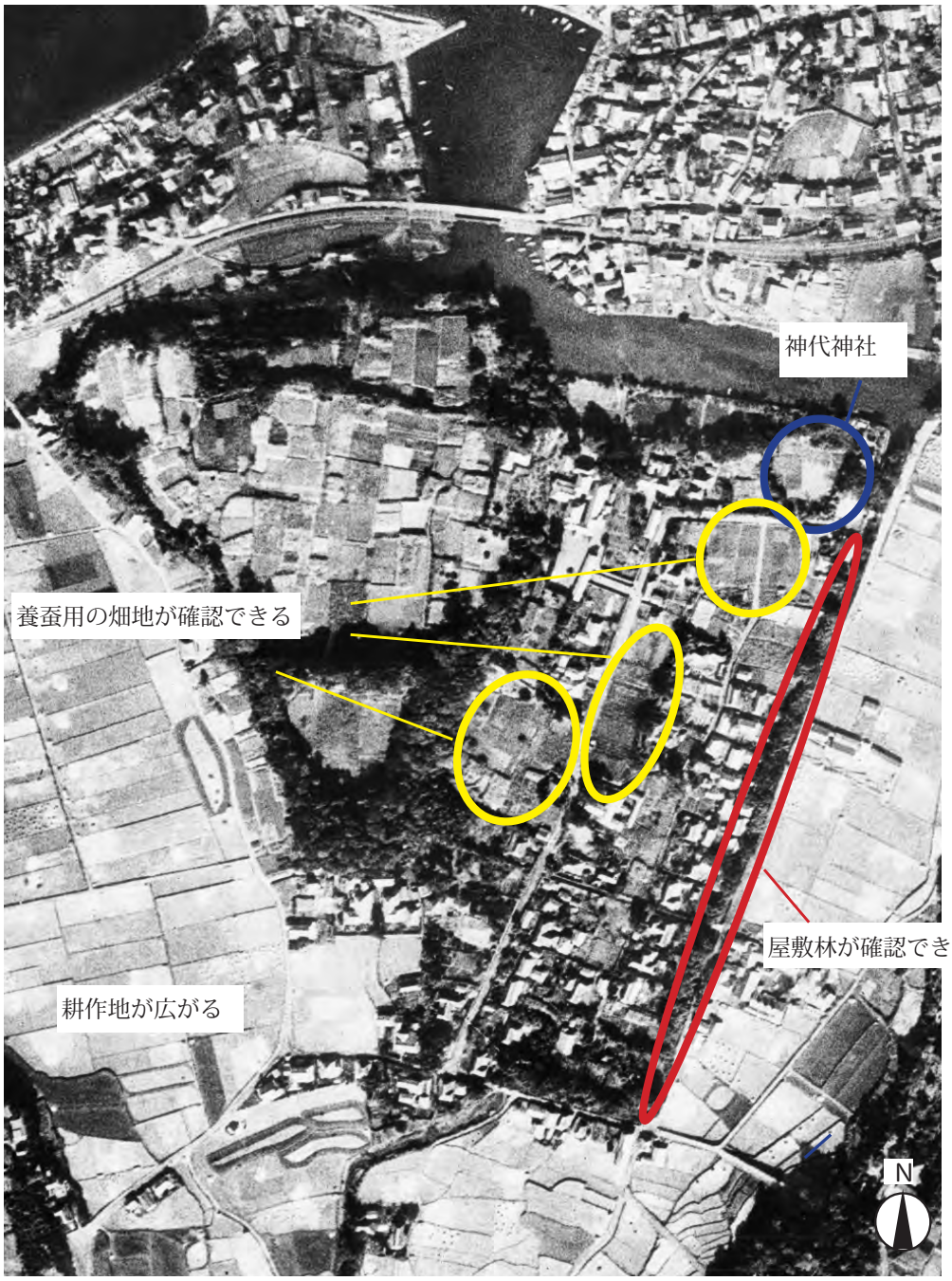


写真 4.3.1　1947 年の小路近郊



昭和 32 年の神代中学校
（国見町教育委員会 , 2003）



昭和 49 年の国見繊維
（国見町教育委員会 , 2003）

昭和 23 年に神代中学校がつくられる。諫早水害を契機に昭和 43 年に神代神社を移築した。昭和 42 年に国見繊維に買収されるが、平成 12 年に国見町が国見繊維跡地を買収し、現在神代中学校の旧校舎が資料館として使用されている。

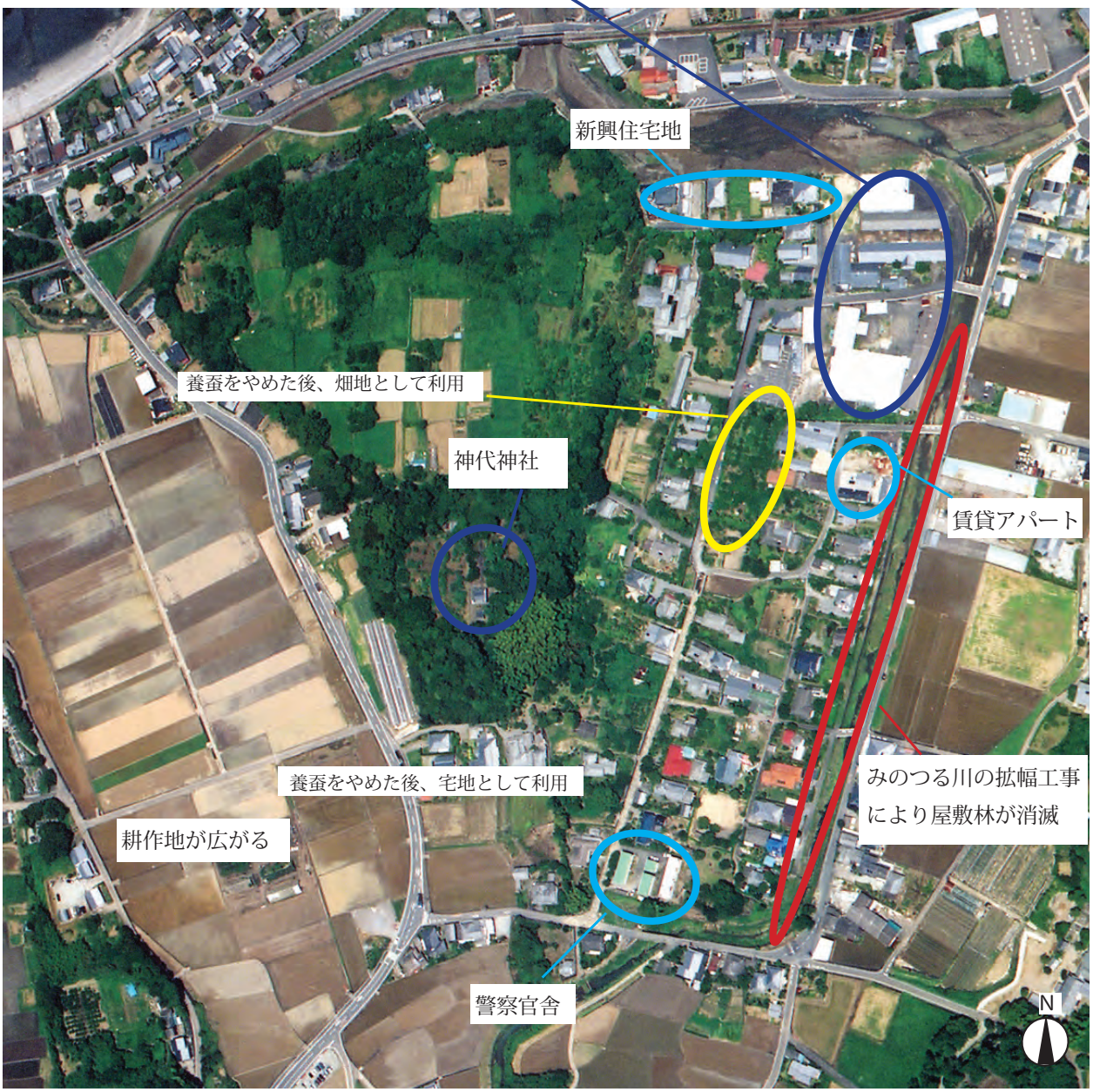


写真 4.1.2　現在の小路

4.4　個々の景観構成要素の変遷

(1)　建築物

明治以降、武家屋敷のいくつかは解体され、入母屋瓦葺の近代和風住宅が建てられた。家老職の屋敷地も分筆され、小規模な主屋が建てられている。武家屋敷の茅葺を瓦葺に葺き替えた例もあるが、現在 6 棟の茅葺の小規模武家屋敷が現存する。

小路において現存している伝統的な建築物には、主屋、離座敷、長屋門、門蔵、座敷蔵がある（国見町教育委員会 , 2003)。江戸時代の主屋は、茅葺･寄棟造であり、平屋が多く、直屋、鍵、T 字、ユ字と棟型は様々で、下屋を設けない場合が多い。江戸時代の主屋は建築年代が遡るほど閉鎖的な空間で建築されている。明治以降には、下屋のある桟瓦葺の住宅となり、入母屋造や本二階の住宅が現れる。大正期には、野地板なしのセメント瓦葺住宅、鼻隠板を打った住宅も登場する。平面形状は、式台・次の間・座敷から成る表向きと、土間や納戸や茶の間などの内向きの部屋から成っている（国見町教育委員会 , 2003)。表向きの部屋では、式台から座敷に上がりやすい間取りになっており、天井を高く張って接客を意識した意匠となっている。明治時代以降の住宅では、座敷・次の間の続き間を条件の良い南側に配する点で武家住宅の伝統を継承しているが、居間を南面させるようになる、玄関を道路に向けなくなる、2 階に居室を設けるようになるといった居住空間の向上を目的とした変化が見られる。

離座敷は 2 棟残存し、いずれも大正時代に建築されており、直屋・桟瓦葺・寄棟・平屋である。かつては領主鍋島の門の両脇を家老の帆足両家の門が脇を固めるように建っていたとされる長屋門は 3 棟残存する（国見町教育委員会 , 2003)。現存する長屋門は、直屋･桟瓦葺･寄棟であり、鍋島家は中二階、帆足両家は平屋と階数が異なる。軸部は元禄期まで遡る可能性が強い古い遺構である（国見町教育委員会 , 2003)。門蔵は、屋敷の表に建つ蔵で、現在 2 棟残る。いずれも大正年間頃に建築された直屋であるが、平屋・本二階と入母屋・切妻と階数・屋根形状が異なる。敷地奥に置かれる座敷蔵は現在 1 棟残り、本二階・平入・直屋・入母屋である。

このように、小路では、接客に重きを置く建築物がつくられる点、階級の高さを明示する長屋門が置かれる点が特徴である。戦後以降に建てられた小路の建築物の多くはＩターン者のものであるため、和風建築ではあるものの上述のような小路特有の伝統的建築物の特徴は見られない。近年では、新興住宅地を中心にハウスメーカーの設計による建築物が建築されている。

小路の伝統的建築物は上述のように大規模であるため維持管理に多額の費用が必要となる[注10)]。小路では所有者が地元有力者であるため比較的金銭的ゆとりがある場合が多く、親族で改修費用を分担することによって、伝統的建築物の修理・修景が進んでいる。





江戸時代の主屋（直屋・茅葺・平屋）

注：左はK邸の古写真（国見町教育委員会，2003）、右はK邸の現況である。火災対策のため、茅葺屋根の上にトタンをかけた。小路では、トタンをかけることが流行したため、1件以外の茅葺屋根は全てトタンがかけられている。



明治時代の主屋

注：伝統的な式台玄関が設けられている。



新興住宅地に建つ近年の建築物

写真 4.4.1　小路の建築物（主屋）



長屋門

注：左はH邸の古写真（国見町教育委員会，2003）、右はH邸の現況である。H邸の長屋門は古写真が撮影された時代から改変されていない。



門蔵

写真 4.4.2　小路の建築物（長屋門、門蔵）

表 4.4.1　小路の伝建調査によってされた建築物一覧（国見町教育委員会，2003）を加工

所有者	用途	建築年代	階数	屋根				下屋（当初）	式台（当初）
				棟型	屋根型	棟向	材料		
F.Y	主屋	明治34年	平屋	直屋	入母屋	平入	桟瓦	○	－
	座敷蔵	大正年間	本二階	直屋	切妻、入母屋	平入	桟瓦	－	－
M.T	主屋	大正2,3年	本二階	直屋	入母屋、寄棟	平入	桟瓦	○	○
S.S	主屋	明治41年	中二階	直屋	寄棟	平入	桟瓦	○	○
	離れ	大正3年	平屋	直屋	寄棟	平入	桟瓦	○	－
N.T	主屋	明治22年	平屋	直屋	寄棟	－	桟瓦	○	－
	主屋	18世紀前期以前	本二階	直屋	寄棟	－	茅葺	○	－
	主屋	明治22年	本二階	直屋	入母屋	－	桟瓦	○	－
	長屋門	昭和4年	本二階	直屋	入母屋	－	桟瓦	○	－
	主屋	17世紀末期	中二階	直屋	切妻	平入	茅葺	－	－
S.T	主屋	19世紀前期	中二階	鍵	寄棟	平入	茅葺	○	○
N.I	主屋	明治中期	本二階	分棟	寄棟	妻入	桟瓦	○	○
	門蔵	大正初期	本二階	直屋	寄棟	平入	桟瓦	－	－
H.H	主屋	明治30年頃	中二階	直屋	寄棟	平入	桟瓦	○	○
M.K	主屋	江戸期	平屋	直屋	寄棟	平入	茅葺	○	－
N.M	奥座敷	大正元年	平屋	直屋	寄棟	平入	桟瓦	○	○
N.M	主屋	18世紀前期以前	平屋	ユ字	寄棟	平入	茅葺	－	○
K.T	主屋	18世紀中期	中二階	直屋	入母屋	平入	茅葺	－	○
T.K	主屋	19世紀前期	中二階	T字	寄棟	平入	茅葺	○	○
N.T	主屋	明治後期	本二階	直屋	入母屋	平入	桟瓦	○	－
K.E	主屋	明治中期	中二階	直屋	寄棟	妻入	桟瓦	○	－
O.T	主屋	明治後期	本二階	T字	寄棟	平入	茅葺	○	－

(2) 工作物

小路の工作物には、石垣、塀、水路、石橋、井戸、門柱がある。石垣には、①自然石俵積み＋頂部玉石載せ、② -1 切石布積み＋頂部玉石載せ、② -1 切石布積み＋頂部玉石載せ、② -2 切石整層積み＋頂部玉石載せ、② -3 切石亀甲積み＋頂部玉石載せ、③自然石練積み＋頂部瓦葺き、④ -1 切石布積み＋頂部瓦葺き土塀、④ -2 切石亀甲積み＋頂部瓦葺き土塀、⑤切石亀甲積み・頂部蒲鉾型がある（国見町教育委員会 , 2003）。①は表裏の両面ともほぼ等大の丸い自然石（野面石）を 7、8 段積み上げ、頂部には小さめの玉石を山形に載せた形式である（国見町教育委員会 , 2003）。②は①の自然石の代わりに正方形に近い切石を層状に 4 ～ 6 段積み上げたもので、布積み、整層積み、亀甲積みと次第に石の大きさと形状を統一し、そのかみ合わせの精度を高めている（国見町教育委員会 , 2003）。③は、水路側の基礎部を切石布積みとし、その上に自然石を練積みにして、頂部を瓦葺きにしたもので、表側は石の隙間を漆喰塗り仕上げとする（国見町教育委員会 , 2003）。④は②の形式の頂部玉石載せに代えて瓦葺土塀を載せたものである。⑤は、鍋島陣屋跡の門前のみに見られる。最も加工度の高いもので、最も格式が高い様式とされる（国見町教育委員会 , 2003）。

小路には板塀（1 件）と土塀（1 件）と煉瓦塀（3 件）がある。板塀は 1 件のみで鍋島家の玄関前庭と主庭を区切るようにあり、高さは約 2 ｍである（国見町教育委員会 , 2003）。土塀は厚さ 3 尺弱あるが、高さは 2 尺半程度と低く、壁面は表裏とも漆喰塗とする（国見町教育委員会 , 2003）。煉瓦塀は鍋島家（2 件）と今村家にあり、煉瓦の一枚積みで、柱型と笠木の部分を一枚半とし、表面はモルタル仕上げとしている（国見町教育委員会 , 2003）。

水路はみのつる川の上流部で取水した水を地区の南から北にかけて数本の小さな人工的水路を設けて流している（国見町教育委員会 , 2003）。割石や自然石の平な面を表にして 2 段ほど積むのが伝統工法で、護岸や底面をコンクリートに変更している場合もある。水路は小路における地区造成当初から形成されていたとされる（国見町教育委員会 , 2003）。当初の主たる目的は防火用水や飲料以外の生活用水の確保とされるが、水路から屋敷地内に水を引いて池泉式の庭園を構えるところも多い（国見町教育委員会 , 2003）。

石橋は現在各家の入口にあり、反りのある板切石を数枚並べる様式が標準的な伝統様式であるが、道路のアスファルト舗装嵩上げに伴って、コンクリートを被せている例が多い。

井戸は上水道の普及後にほとんどが撤去されたため、屋敷地内に井戸の遺構を残すところは少ないが、今小路南端の下坊には「十件井戸」と呼ばれた共同井戸が残る（国見町教育委員会 , 2003）。枠は長さ 4 尺の板状の切石を相欠きに組み合わせたものである（国見町教育委員会 , 2003）。


①自然石俵積み＋頂部玉石載せ


② -1 切石布積み＋頂部玉石載せ


③自然石練積み＋頂部瓦葺き


④ -2 切石亀甲積み＋頂部瓦葺き土塀


⑤切石亀甲積み・頂部蒲鉾型


煉瓦塀


水路と石橋


井戸

写真 4.4.3　小路の工作物

(3) 樹木

小路において樹木が用いられている景観構成要素は、生垣と庭園があげられる。小路において屋敷囲いを石塀や石垣とするのは全体の 3 分の 1 にしかすぎず、残りの 3 分の 2 は生垣となっている（国見町教育委員会 , 2003)。生垣の樹種は、笹、槇（イヌマキ）、その他の 3 種類に分けられる。生垣の総延長に占める割合は、笹竹が 4 割、槇が 4 割、その他が 2 割である（国見町教育委員会 , 2003)。笹竹の生垣は、自然石を 2、3 段積み上げた低い石塀土台の上に植える場合と地面に直接植える場合がある（国見町教育委員会 , 2003)。高さは 4 尺から 5 尺前後のものが多く、最大でも 6 尺以下である。槇の生垣は、厚さが笹竹に比べて厚く、高さも 5 尺以上のものが多い（国見町教育委員会 , 2003)。その他の樹種による生垣は、カイヅカイブキ、杉で、笹竹や槇から変更されたものとされる。

小路のうち、本小路、上小路を中心に藩政時代に作庭された庭が多く残る。小路に現存する庭園は、池泉式の 11 庭園と枯山水の 5 庭園である（国見町教育委員会 , 2003)。庭園は本小路、上小路沿いに集中しており、池泉式は集落の中央部、枯山水は集落の周辺部に見られる。庭園はいずれも座敷から一望できる位置に置かれている。



生垣（笹竹）



生垣（槇）



池泉式の庭園



枯山水の庭園

写真 4.4.4　小路の生垣と庭園

4.5　景観構成要素の配置と生活の変遷

図 4.5.1、図 4.5.2 は、現存する武家屋敷のうち、1700 年前後建築とされる武家住宅である。敷地の南半に庭園をとり、北半の中央に平屋建て・寄棟造茅葺の主屋を構える。使用されている主屋で最も古い物件で、建設当初は下屋庇がなく、閉鎖的な空間であった。大正時代に井戸が整備されて別棟の釜屋が作られたが、それまでは土間で炊事が行われていた。N 邸の表の空間は、チャノマ、ゲンカン、ザシキ、裏の空間はシコロシタ、ナオンドであり、それらを見通せる位置に主人の部屋が置かれている。N 邸の出入り口は 4 つあり、鍋島氏用の式台玄関、チャノマ前の客人用玄関、土間から入る主人と家族用玄関、女中用が使用する玄関と階級により区別されている。

1920 年代の N 邸では、神代小学校長を務める主人とその家族と主人の妹、彼らの世話をする女中 1 人が主屋で生活し、畑仕事や馬の世話をする作男とその家族が別棟の小屋で生活していた。N 邸では他の集落の者が作男をしていたが、小路地区内の旧下級家臣団が旧上級家臣団の作男となることもあった。

1928 年から主人の弟家族 7 人も同居して生活が困窮したため、1932 年から女中を雇えなくなった。主人は囲炉裏を有する「ゼンブ」、「ゼンブ」の中に敷かれた板の間（2 畳）に女中、「ザシキ」、「チャノマ」は応接間、「ナオンド」は弟夫婦の部屋、「シコロシタ」は書斎、屋根裏部屋は押入として利用され、女中の便所は屋外に設けられた。養蚕が盛んな時期は、チャノマで蚕が飼養された。

1943 ～ 1945 年、N 邸に疎開した親族 4 世帯がザシキ、ゲンカン、チャノマで生活し、ゲンカンに窓、チャノマに縁が設けられた。戦後は、農地改革により小作人に農地を譲ったため、収入が減少した。1950 年代までは主人が 1 人で N 邸を管理していたが、彼の介護のため帰郷した親族が現在 N 邸を管理している。居住者は、ナオンドで就寝し、釜屋で風呂や炊事をしていたが、平成 2 年の台風の際、近隣住民に安否を心配されたのを機に、土間に板を張り、風呂、便所、台所、寝室を設ける改築を行っている。

現在も居住されている武家屋敷 3 件の共通点は以下 7 つの項目が挙げられる。

①階級により玄関が区別されている
②現在の居住者は裏の空間で就寝し、日中はかつての主人の部屋で生活をしている
③表の空間の改変が少ないのに対し、裏の空間、主人の部屋は改変が多い
④表の空間で養蚕用の蚕が育てられている
⑤戦時中の疎開により主屋を改変している
⑥農地改革によって収入が減少している
⑦親族の介護をきっかけに小路に居住している

①は、建築物の説明でも挙げたとおり小路の主屋の特徴である。筆者が調査時に全ての物件で式台もしくは客人用玄関から入るように指示を受け、表の空間を通って座敷で接客を受けたことから、玄関や表の接客機能は現在も継承されていると推測される。

②は、主人の部屋は日中の来客の対応に適した見通しの良い場所に置かれる傾向があるため、現在も居住者が日中に使用していると推測される。また、表の空間と同様に裏の空間でも伝統的な使用方法が継承されているため、居住者は裏の空間で就寝する場合が多い。その結果、日常的に使用される裏の空間と主人の部屋が生活環境の改善のために改変される傾向にあるため、③のような建築物の改変の特徴が見られる。

④、⑤はいずれも短期間、表の空間を使用している。④、⑤の特徴から日常的に使用されない表の空間は部屋が不足した際に使用される傾向が見られる。

⑥をきっかけに、いずれの武家屋敷でも屋敷地に使用人が居住しなくなっている。各家の地位や財力により女中が 7 名いる家や使用人がいなかった家など、使用人の数は様々であったが、所有する土地を耕作する者がいたことは各家で共通している。士族は所有する土地を作男もしくは土地を小作する出入りに貸し、賃料として農作物を受け取ることで生活していた。農作物の余剰分が出ると女中や下男を養っていたが、農地改革により土地を失ったことでそのシステムが崩壊した。自給のための食糧を確保するための生活基盤が失われた士族は勤めることで生活費を確保することが必要となった。また、小路には若いうちは外地で勤めることを良しとする近世時代からの慣習があったため、外地への就職も歓迎された[注 11)]。

戦後以降、外地に勤めることが多くなった小路住民を小路に戻すためのシステムとして⑦の慣習が機能している。親の介護が必要になる頃がちょうど子供が定年する時期にあたるので、定年退職した後に親の介護を契機に小路に戻り、年金で生活する。これが戦後から行われてきた小路の伝統的な生活スタイルである。そのため、現在の小路では住民の半数以上が 60 代以上[注 12)]とリタイア世代で占めている。



図 4.5.1　集落屋根伏図と I 邸、N 邸、K 邸、鍋島邸の位置（雲仙市教育委員会提供の図を加工）

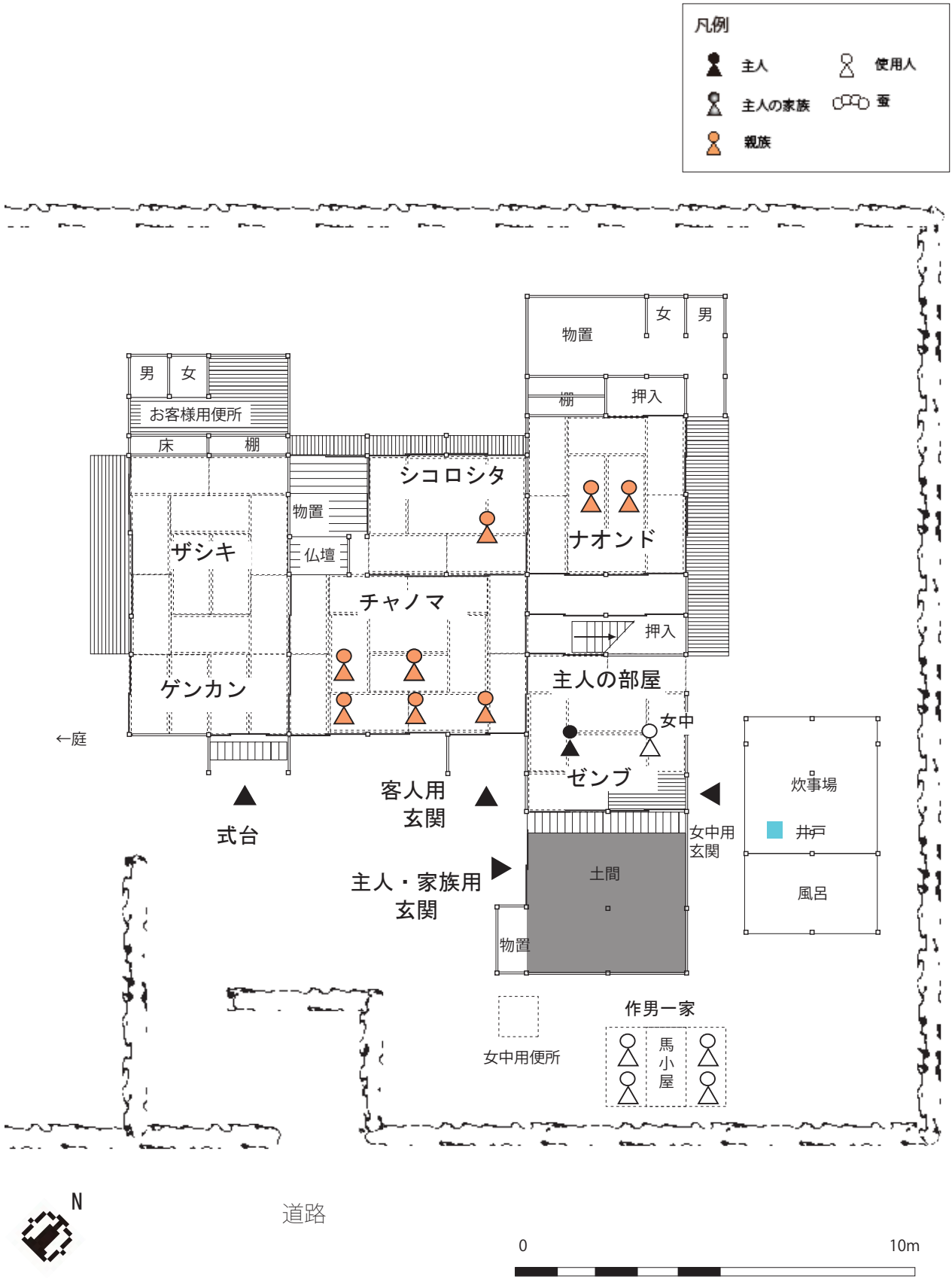


図 4.5.2　1930 年前後の就寝時の N 邸（建具は推定）

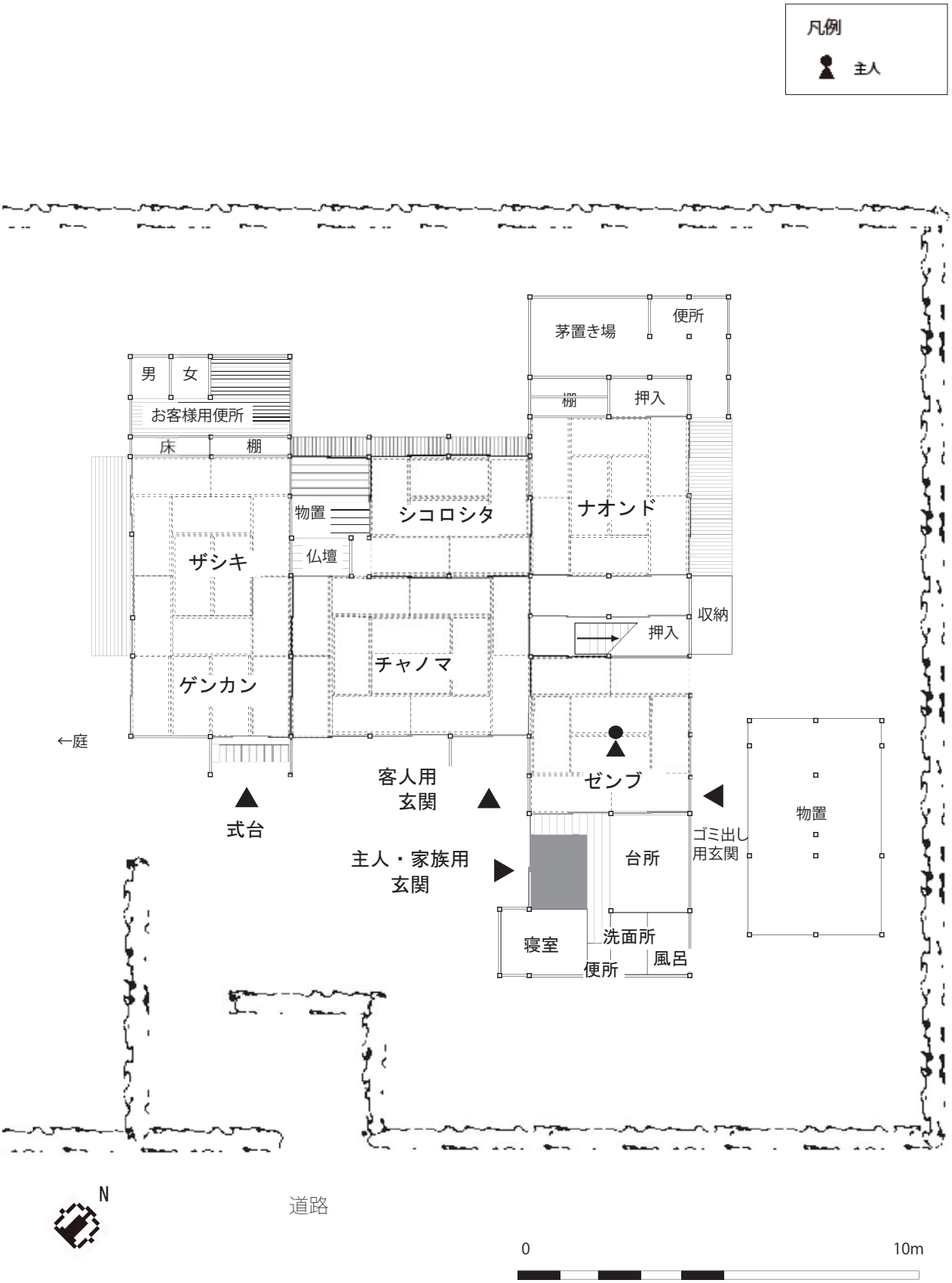


図 4.5.3　現在の N 邸（建具は推定）


外観


かつての炊事と風呂場


客人用玄関


ゼンブと新しくつくった台所


手前からナオンド、シコロシタ、ザシキ

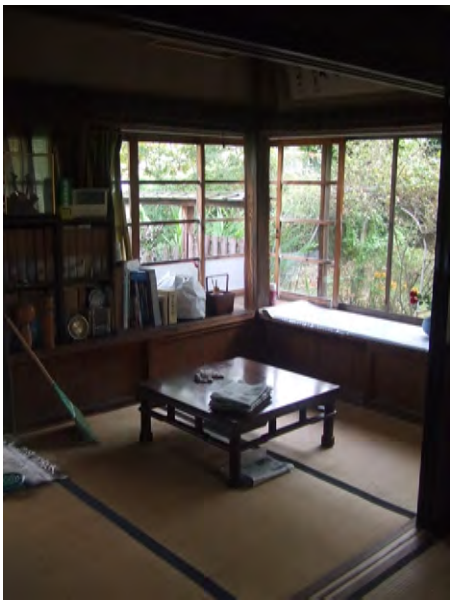

ゲンカン

写真 4.5.4　N邸の写真

4.6　住民が考える小路らしさ

アンケート調査によると、小路の住民が魅力を感じるものは通りの生垣や石垣（76.2%）、長屋門や蔵（73.8%）、鍋島邸のお屋敷（66.7%）であり、これらの項目は、平成 14 年に行われたアンケートで神代らしさを尋ねた際に回答者が多かったものとほぼ一致している。また、閑静な住宅地である（73.8%）、身近にある豊かな自然（50.0%）の回答者も多かったことから、良好な住環境も小路の魅力として感じられている。特に、豊かな自然では、水路やみのつる川の小魚やカニが例として挙げられた。

一方、小路の住民が住みにくさを感じる原因として考えているものは、少子高齢化が進んできていること（61.9%）、水害対策に対する不安（47.6%）であり、水害対策に不安を感じているのは主に諫早水害を経験している世代であった。町並み保存に対して、今度どのような取り組みが行われたら良いと思いますかという設問では、「空き家や空き屋敷を活用するために、所有者への交渉や居住者の斡旋を進める」（52.4%）の項目が最も回答者が多く、地区内の空き家問題の解決が求められている。

小路住民が望む将来像は、自然に囲まれた緑豊かな町（60.0%）、閑静な住宅地（59.5%）、伝統的景観と歴史のかおる町（57.1%）、若い世代が安心して子育てできる町（54.8%）が多かった。上述 3 項目については小路の魅力および住みやすさとして認識の高いものと一致しているため、町の将来像として現状を維持していきたいと望んでいることが分かる。一方、「若い世代が安心して子育てできる町」の項目は、住みにくさとして挙がっていた少子高齢化という現状から回答者が多かったと考えられる。

小路の建造物は皿山や赤木名に比べ改変が少ない。伝建報告書では、旧神代鍋島藩のまとまりが継承されたことをその要因としているが、皿山、赤木名も同様にコミュニティのまとまりが継承されているため、説明不足と考える。小路では、なぜ伝統的な家屋を残すのか住民に尋ねると「祖先が残してくれたものを次の世代にも残したい」と言い、住民は近代以降の祖先の話をする場合が多い。祖先の話では、職種、働いていた場所等を順に説明していき、動産も何代目が購入したか説明していく。伝建報告書では、他にも教育レベルの高さも景観が残された要因に挙げているが、小路住民は祖先を誇りに思い、祖先が残してくれたものを大事にする傾向があることも建造物の改変が少ない要因であると推測される。

4.7　小路の LH の特徴

小路の LH の特徴を以下列挙する。

(1) 地理的特性

〇天然の要塞有明海に面する雲仙普賢岳を頂点とした丘陵地

長崎県雲仙市は、北部は有明海に面し、雲仙山系の主峰普賢岳（1360 m ）を基点として北へ緩やかな丘陵となっている。小路は雲仙市の中でも中世神代氏の鶴亀城趾の麓に川と深田を埋築した封鎖的な立地に造成された集落である。

(2) 自然的特性

〇動植物を身近に感じることができる

小路近郊には樹木が生い茂る鶴亀城址があり、地区内の水路や近郊のみのつる川にはカニや小魚を見ることができる。住民はそれらの動植物を観賞用として楽しんでいる。

(3) 歴史的特性

〇神代鍋島藩の誕生

近世時代、神代鍋島領とされた地域は、中世時代は神代貴茂により統治されていた。神代氏が暗殺された後、慶長 12(1607) 年、竜造寺隆信の嫡子政家と嫡孫高房の死により、神代鍋島藩 35 万 7000 石が誕生した。

〇小路の誕生

初代信房から 3 代茂顕までの領主は佐賀に居住し、神代の地は代官をもって統治させていたが、天草・島原の乱、神埼郡 4 村が領地に加増されたことを背景に 4 代嵩就の時神代鍋島領主の居を構えることになった。散在していた武家達を集めて現在の小路を築き、5 つの屋敷団区が設けられ、家臣は禄高に応じて住居を与えられた。

〇幕政時代の終焉と士族授産

慶応 3(1867) 年、15 代茂文の時に大政奉還となり、藩政時代の終焉を迎える。旧神代領は全国一律に実施した地方行政区画の中に組み込まれながらも、神代鍋島領の士族は、政治家等の有力者として活躍し、明治 10 年代には士族授産事業として晩成社が結成され、小路で養蚕業が開始された。

〇戦後における小路

戦後になると、全国的な養蚕業の衰退により小路の養蚕業は行われなくなり、農地改革によって小作人に土地を譲った。近代から旧神代鍋島藩のまとまりを保った状態で行政が行われたが、1950 年代の市町村合併の結果、旧神代鍋島領は別の行政区分となった。2005 年に雲仙市が誕生したことで、再び旧神代鍋島領のまとまりを持つ行政区分となった。

(4) 社会的特性

〇指導的立場の職へ就職

小路の士族は、近代は政治家になる等、国政・県政において大きな役割を果たし、昭和初期の旧県立中学校、旧高等学校、大学、陸士、海兵等に進学する者を他村と比して多く輩出した。現在も地区内の教育者の割合が高く、小路の住民が神代小学校長を歴任している。

〇士族授産の養蚕業

明治 19 年の小路では養蚕家、養蚕指導者ともに手さぐりの状態で女性の副業の域を脱していなかったが、明治 43 年には、南高来郡で 2 位の収穫高をあげた。当時の小路では養蚕業を行えるのは士族の特権とされており、士族は神代近郊出身の使用人に桑畑の手入れを任せる形態がとられていた。晩成社は自由民権運動にもつながっており、佐賀改進党にも参加していた。小路の養蚕業は、全国的に養蚕業が衰退した終戦頃に衰退し、営まれなくなった。

〇鍋島氏を中心とする伝統的なコミュニティの継承

晩成社、神代森林組合を介して鍋島氏と家臣団の君主の絆は依然継続していた。神代地区では、戦後直後まで鍋島氏が東京から帰郷する際、神代住民が並んでお迎えをした。現在、鍋島氏の存在は神代住民の絆を深める象徴に位置づけられてきている。神代地区では、階級により言葉を使い分ける神代弁が近年まで使用され、小路では近世時代の屋敷集団区が継承されている。

(5) 空間的特性

〇屋敷地が置かれる位置により階級差を明示する

小路では、屋敷地が置かれる位置により近世時代の階級差が明確に表現されている。近世時代の階級が最も高い道筋は本小路で、横小路、上小路、今小路、安光小路と本小路から離れるに従って近世時代の階級が低くなっている。

〇小路住民は小路に宅地、小路周辺に耕作地を持つ

明治中期の小路近郊では、小路は宅地が集中しているのに対し、周辺地は耕作地が広がり、平地には田、丘陵地には畑がつくられている。戦前までは小路住民は周辺の土地を所有し、使用人に耕作させていたと推測される。

〇所有権、用途が移り変わる横小路

近世時代は家老が住んだとされる横小路は、桑畑、小学校、中学校、国見繊維、資料館と公園と近代から現代にかけて用途が頻繁に変更している。また、所有者も個人、行政、企業、行政と移り変わっている。横小路は近代以降、空間的、景観的に変化が多い土地と言える。

(6) 景観的特性

〇景観により階級差を明示する

小路の伝統的建造物には、主屋、離座敷、長屋門、門蔵、座敷蔵、石垣、塀、水路、石橋、

井戸があり、樹木が用いられている景観構成要素として、生垣と庭園があげられる。近世時代の小路では、門や瓦葺屋根の式台玄関の有無、建造物の様式、庭園の有無により視覚的に階級差を表現しており、それらの景観構成要素が多く現存している。

〇接客を意識した主屋と庭園

小路の主屋の平面形状は、式台・次の間・座敷から成る表向きと、土間や納戸や茶の間などの内向きの部屋から成っている。表向きの部屋では、式台から座敷に上がりやすい間取りになっており、天井を高く張って、座敷からは手入れされた池泉式の庭園や枯山水の庭園が一望できる。小路の主屋は鍋島氏が使用する式台からの接客を意識した意匠となっている。

〇戦後以降の建築物には小路の景観の特徴が見られない

戦後以降に建てられた小路の建築物の多くはＩターン者のものであるため、和風建築であるものの上述のような小路特有の伝統的建築物の特徴は見られない。近年では、新興住宅地を中心にハウスメーカーの設計による建築物が建築されている。

4.8　小路における景観保全の取組み

小路では、平成 11 年頃から伝統的な建築物に居住していた高齢者が亡くなり、従来から問題視されていた少子高齢化と伝統的な建築物の空き家化の問題が顕在化する。小路が空き家対策としてとった方法は伝統的な建築物の保存であった。

平成 11 ～ 13 年、小路では、長崎総合科学大学地域科学研究所による伝統的な建築物の調査が実施された。また、平成 12 年には、「小路まちなみ保存会（以下、保存会）」が住民の有志により結成され、小路の町並みの覚書きの作成や古写真展等が行われた。平成 14 年から小路伝建地区保存対策調査（以下、保存対策調査）が実施される一方、小路の本小路、上小路の水路が美観整備され、本小路、上小路の電柱が安光小路や今小路に移設された。平成 16 年、小路のほぼ全域に当たる 9.8ha が伝建地区に指定され、平成 17 年には、国による重伝建地区の選定を受け、街なみ環境整備事業（以下、街環）が実施されている。また、平成 16 年に小路内の鍋島邸を旧国見町が購入し、平成 19 年に国の重要文化財の指定を受けている。

保存対策調査では、物語として語られる町並みの成立過程に起因する歴史的特性、地割や道筋といった地図を通して把握される町並みの空間構成に起因する空間的特性、建築物や塀、垣のように視覚的に実在（現存）する要素の構成に起因する景観的特性の 3 つの視点から小路の特性が解明された（花岡拓郎 , 2007）。小路の景観要素が満たすべき景観的条件とは、建築物や工作物、庭園等の構造形式や様式、材質等、あるいは樹木の大きさや形状、樹種等、要素の形態と構成に関わる景観的特性を価値付ける為の条件である（花岡拓郎 , 2007）。空間的条件とは、自然地形や地割形態、街路・水路網、枡形や護岸等の土地形状、樹木の配置等、要素の配置秩序に関わる空間的特性を価値付ける為の条件である。景観要素の抽出は例外を除き、景観的条件と空間的条件の両者を満たしていることを要件に行われた（花岡拓郎 , 2007）。伝建制度においては、保存計画の中で景観要素を特定物件である伝統的建造物又は環境物件に決定することで、まもるべき要素の保存・保全を担保することになっている（花岡拓郎 , 2007）。小路では特定物件の抽出は、長年にわたってその存在が失われずに連続性を保ち、文化財として認められる約 50 年以上の経年性を持った歴史的な要素について、保存計画と整合させながら抽出された。また、保存範囲は、社会的、空間的まとまりとしての小路全域に特定物件候補が分布し、将来的に伝統的景観の誘導・形成が可能であることが確認され、その結果、建築物 32 件、工作物 136 件、環境物件 207 件が選定された（花岡拓郎 , 2007）。

平成 20 年度には、小路において伝建制度運営による地域問題が発生していた。その問題のきっかけは平成 14 年度における伝建調査で、調査員が下男や作男の家屋を汚い小屋とその家屋に居住していた者の前で表現したことであった。下男や作男の家屋は戦前のものであるため経年性は有しているはずであるが、意匠的に優れていないため伝建制度によって保存する物件（以下、特定物件）から外された。その事を記憶している多くの住民は「良くなかった」と話し、言わ

れた住民は筆者に当時の憤りを露わにした。件の家屋は調査後すぐに取り壊され、小路では伝建制度の考えに基づき建築意匠や経年性により特定物件を決定した結果、特定物件は上級家臣団の建造物ばかりになった。地域の歴史を考慮した際、使用人の家屋は不要な物件なのだろうか。作男や下男がいた小路の歴史は失われても良い歴史なのだろうか。それを判断するのは一時的に小路を訪問した専門家で良いのだろうか。小路では伝建地区選定後、補助を利用して積極的に建造物の修理が行われているため、特定物件と特定されなかった物件の差が外観の美観として視覚的に表現されてきている。また、小路では、上小路と本小路の電柱が安光小路や今小路に移設されたため、上小路と本小路の美観は向上したが安光小路や今小路は美観を損う結果となっている。このような経験から、安光小路や今小路の一部の住民は整備に対して否定的な考えを持つようになってきている。意匠や経年性は客観的に価値評価しやすい指標であるが、一部の歴史を失う恐れやコミュニティの関係を危うくする恐れもあると考えられる。

また、小路で伝建制度の運用上、最も問題となっているのは生垣の選定である。2009 年のアンケート調査では、生垣や庭木を所有している住民を中心に小路の住みづらい点で「生垣や庭木の手入れの大変さ」と答えた者は 38.1%、町並み保全に求める取組みとして「生垣の手入れへの補助を促進する」と答えた者は 42.9% であった。ヒアリング調査を進めると、小路では生け垣の手入れに関する補助への不満が多いことが分かった。2 ヶ月に 1 回、生垣の剪定を行う必要があるため、伝統的な様式で 50 年以上同じ場所にある生垣を特定物件として剪定に補助金が支給されるようになっている。しかし、小路では、生垣だけで剪定を行わず、技術者を 2 日程雇って屋敷地の全ての生垣と庭木の剪定を行うことが慣習になっている。そのため、特定物件以外の生垣や庭木も補助金を使用して剪定が行われる形になり、住民から不満が出ている。補助金の支給方法を検討する際には、対象地の景観管理の慣習に配慮する必要があるだろう。

さらに、小路では、町並み保存を中心的に行なっている保存会が一部の住民から不信感を持たれているという問題も抱えている。その理由としては以下の 3 点があげられる。1 つは、従来は小路の区長が保存会の会長を勤めるシステムであったが、町並み保全の取組みが進むにつれて役員が固定化したことである。つまり、保存会を立ち上げた下級家臣団を祖とする住民が役員から外され、上級家臣団を祖とする住民が役員として保存会を運営することが固定化した。保存会の役員になると、事務的な業務はあるものの、行政職員や町並みの調査員に直接自身の意見を伝える機会を多く得ることができる。そのため、一部の住民からは小路のまちづくりなのに保存会の意見だけが反映されるという批判が出ている。小路では、50 ほどの世帯数しかないが、全世帯を対象に 1 件ずつヒアリング調査を行ったのは筆者らが初めてであり、ヒアリング調査の際に、主に保存会役員の意見を聞いて公務や調査を進める行政職員や大学関係者に対する不満も聞かれた。

2 つ目は、保存会の運営資金の使用用途の決定権は主に役員が持っている点である。保存会は、保存会の会員（多くは小路の住民で構成）から 2000 円の会費を徴収して運営しているが、使用

用途について会員が意見を述べる場がないことへの不満が聞かれた。

3 つ目は、保存会と「鍋島塾」との関係である。鍋島塾は、小路近郊の商工会の青年団によって構成されている。20 ～ 40 代の商業を営む男性によって運営されているため、行動力が高く、今まで、「郷まつり」と呼ばれる年に 1 度の祭りを企画・実施したり、小路の切手シートをつくって販売したり、神代川の清掃活動を行ったりと様々な活動を行ってきた。しかし、保存会が郷まつりを今後行うことを主張したため、鍋島塾は保存会から了解が得られた神代川の清掃活動を継続するだけの状態となってしまった。鍋島塾は今までの取組みから小路住民から厚い信頼を得ているため、鍋島塾の活動を抑止するような保存会の対応に不満を持っている住民も多い。

筆者は小路で現地調査した際、まず初めに家老から順に近世時代の上級家臣団の子孫に挨拶するように指導された。また、会議やヒアリング調査を行うたびに保存会役員の発言力の強さを感じた。一部の住民は自身の発言力の強さを自覚し発言を自粛する努力をしているが、住民が平等に発言できる場が必要であると考える。以上の地域問題のきっかけが伝建調査にあるため、地域問題への不満が伝建制度への不満に転換される点が厄介である。

ここまで、住民へのヒアリング調査から得られた保存会の問題点を指摘したが、小路の保存会の強みもある。それは、伝統的建造物群保存制度や行政の助成金制度など、町並み保存に対して非常に勉強熱心で、外部資金を獲得する力を持っている点である。通常は毎年雲仙市から支給される助成金と会費で運営しているが、外部資金が獲得できた際には、ビデオ作成等のイベントも行っている。また、保存会の役員は 70 代が中心だが、空き家の隣に住む住民へ空き家の雨戸の開け閉めをするよう声をかけたり、保存会の拠点である旧今村邸を清掃したり、高齢にも拘わらず伝統的建築物の維持・管理に対して積極的である。固定化した保存会の役員を今更変えることが難しいため、小路でまちづくりを行う際は保存会との付き合い方が重要である。

筆者らはこのような小路の現状から、区長、集落の自治組織（1 ～ 4 班）、保存会の代表者、鍋島塾、婦人会等の住民組織の代表者から結成される「小路まちづくり懇談会」を結成し、少しずつではあるが現在も活動を続けている。筆者は年に 1、2 回小路を訪れ、「小路まちづくり懇談会」の議論に参画している。小路では、日程調整や人選に注意しないと、発言力の強い保存会役員しか参加しない会になる傾向がある。小路でまちづくりに関する会議を開催する際には、参加組織を名指しして代表者を選出してもらう、若い世代も参加しやすい夜に会の開催時間を設定する等の工夫を行い、より多くの層の意見を平等に抽出することが重要である。



図 4.8.1　鍋島塾が作成した切手シートの台紙

注：小路が重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことを記念して、鍋島塾の郵便局員が中心となり小路の記念シートが作成された。鍋島塾の会員は「切手シートの人気は高くすぐに完売したが、資金がなく再版できなかった」と話していた。安定した資金繰りが可能な土産物の創造が求められる。



図 4.8.2　保存会が作成した絵葉書

注：保存会でもカレンダーや絵葉書等の作成が行われている。保存会の場合、U ターンの促進を目的にグッズを作成するため、保存会作成のグッズは販売されることはない。この絵葉書も U ターンの促進を目的に保存会役員の親族に配布された。

4.9　集落に住み続けるための取組み

(1) 生業を持続するための取組み

近代に入り、封建社会が崩壊したことにより、武家の生活を持続することができなくなった。近代初期の小路では、近世時代の地位を利用して、政治家や教育者など指導的立場になる者が多かった。住民は教育に力を入れ、昭和初期までは政治や軍事、教員職、戦後は教育職を勤めることが多くなっている。

近代初頭から昭和 20 年頃まで、女性の副業として養蚕業が営まれた。しかし、小路の養蚕は、現金収入を得る為の皿山の窯業や赤木名の製糖業とは異なり、ステータスや政治的な意味を有していた。

小路では、戦前までは所有する土地を小作させることで自給用の食糧を確保し、食糧に余剰があれば使用人を雇った。そのため、養蚕業は家で蚕を育て、繭から繊維を繰り出して生糸を作る製糸等の作業は士族が行うが、桑畑の手入れ等の農業は士族の使用人が行っていた。このように、所有する土地により士族は近世以後も主人と使用人との主従関係を継続したが、戦後の農地改革によってそのシステムは崩壊する。その後は、小路住民は地元や外地へ勤めに出て、生活費を捻出し、自身の退職と親の介護を機に U ターンするシステムが継承されている。このように、年金という安定した現金収入があるため地区内に仕事がなくても生活することができる。さらに、小路住民はステータスのある職につく傾向があるため、退職後の年金も高く、金銭的に困難とされる武家屋敷を維持・管理が退職後も可能となっている。赤木名では狩猟採取により生活の基盤をつくっていたのに対し、小路は年金によって生活の基盤をつくっている点が特徴的である。

(2) コミュニティによる自治活動を継続するための取組み

小路の場合、主な生業を教職等指導的な立場としているが、そのような職に就けない場合も多い。その場合、東京や大阪へ働きに小路を出て、リタイアしたら小路に戻ることが慣習となっていた。これは、若いうちは佐賀本藩で勉学に励み、リタイアして小路に帰って地元の指導者となるという近世時代の慣習に基づくものである。その結果、小路の年齢構成（平成20年時）は、20代（5%）、30代（17%）、40代（7%）、50代（17%）、60代、（12%）、70代以上（42%）以上とリタイア世代が半数を占めている。

さて、全員がリタイア世代であれば、自治活動を行うことは難しいが、小路では、若い世帯が小路に居住するための慣習も持っている。それがIターン者の受け入れである。昭和年間、警察官舎や新たな住宅地をつくることで、20～30代の世帯を移住させることに成功している。平成に入ってからは、新興住宅地やアパートの建設を行った結果、アパートを中心に若い世帯が入居している。小路はUターン者が形成するリタイアコミュニティとIターン者で形成される20～30代を中心に構成される集落であるといえる。そのため、小路では、戦後に移住してきた者が集落構成員の約半数を占めている（平成14年時点）。しかし、小路では、リタイアコミュニティ間では密にコミュニケーションをとるが、リタイアコミュニティとIターン者はあまり交流を持たない。近年、郷まつりによって平成年間のIターン者とリタイアコミュニティとの交流は生まれているが、昭和年間のIターン者とリタイアコミュニティとの交流は依然少ない。小路における住民主体のまちづくりが上手くいかない理由は、昭和年間のIターン者とリタイアコミュニティとの関係にあると考えられる。

また、小路では、伝統的建造物の空き家化の問題を抱えており、リタイアコミュニティの持続にも陰りが見えている。住民ヘヒアリングを行った結果、住民が空き家と認識している物件は、家財道具が置かれており、普段は小路外に居住しているが、盆と正月に所有者が掃除のために帰省している物件であった。その定義で空き家調査を実施したところ、小路では、一戸建て全52件中、空き家が15件、空き家だったが現在活用されている物件が3件確認された。特に伝建制度の特定物件に限れば、人が居住している物件は6件で、活用されている物件が1件、空き家が9件であり、伝統的建造物は空き家が多い。地区内の伝統的建造物の空き家は全て旧神代鍋島藩家臣団の子孫が所有している。空き家所有者は、「今後も小路に住む予定はないが、先祖から受け継いだ財産であり、その物件に家財道具も保管していることから、知人以外には貸しにくい」と言う。Uターンを促進するために、保存会でカレンダー作成や絵葉書作成を行い、直接親戚の家を訪問することで重伝建地区選定後、1世帯がUターンしている。しかし、昭和年間のIターン者は保存会の会費を使って親戚に会いに行っていると考えており、保存会への不信感に繋がっている。伝統的なUターンに拘ることも大切であるが、空き家問題についてUターン以外の解決策も模索する必要があると考えられる。

(3) 観光地開発への取組み

小路は、閑静な住宅地であり、鍋島邸の緋寒桜が咲く時期に花見客が鍋島邸を訪問する程度であったが、重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことによって、観光客が増加した。平成17年には4000人、旧鍋島邸が重要文化財に指定された平成19年には約1万人以上の観光客が旧鍋島邸を訪問した。近年は修理中につき旧鍋島邸が見学できないため、平成22年度13,786人、平成23年度9,264人と減少傾向にあるが、修理後は多くの観光客の動員が予測されている。

従来から閑静な住宅であった小路では、観光客を受け入れるメリットがないため、騒音やゴミ、プライバシーの観点から観光開発に消極的であった。しかし、緋寒桜の郷まつりによって観光客と接触することで、2008年のアンケート調査時では、「積極的に観光客を誘致してほしい」(26.2%)、「人が来ることはいいことだと思うが、積極的な誘致は望まない」(52.4%)と、観光客が来ることに対して肯定的な意見を聞くことができるようになってきた。その背景として、地元の商工会の青年団によって構成される鍋島塾や保存会の影響がある。鍋島塾が緋寒桜の郷まつりを企画・運営し、それが保存会により継続されたことで、景観を褒める観光客の声が住民に直接届き、住民は観光客に景観を見せる喜びを知ったと推測される。閑静な住宅環境の継続を求める地元住民の考えだけでは、このような企画を発案できなかったと考えられる。また、鍋島塾は、鍋島邸や武家屋敷群の夜間ライトアップやコンサート等、教育者の多い小路の住民が好むイベント内容を選択している。地元住民に近い外の住民だからこそ、観光客にも住民にも配慮したイベントの企画、運営ができたと考えられる。そのため、2009年のアンケート調査では、今後求められる町並み保全の取組みとして「伝統家屋の公開を促進する」(42.9%)、「観光駐車場などの収入による基金をつくり、個人の修理・修景の補助や空き家の管理をおこなう」(40.5%)と、観光産業で発生した利益を地元に還元するためのしくみづくりが住民から求められる結果となった。

また、小路の場合、観光客に公開するコンテンツについても住民とともに丁寧に検討・調整する必要がある。なぜならば、神代鍋島藩の始祖が多く残り、近年まで階級によって言葉を使い分ける神代弁が使用されてきた小路では、昔の生活を話すことで近世時代の封建社会が想起される恐れがあること、新しい住民に封建社会の過去を知られることで小路への居住希望者が少なくなることを住民が危惧しているためである。観光客へ公開するコンテンツは、観光客にとって魅力的であるだけでなく、住民が観光客へ伝えたいことを表現できるものであるかの検討も必要があろう。

近年、鍋島邸のリニューアルオープンに向けた駐車場の確保が目下の課題となっている。住民の多くは観光収益の確保や閑静な住宅地としての生活環境の向上のため、小路以外の地区で観光客用の駐車場を整備することを望んでいる。しかし、行政職員は「雲仙市は雲仙普賢岳の自然と雲仙地獄温泉で有名であり、多くの観光客が訪れる地域である。小路がこれら2つの地

域と連携できれば、雲仙市の自然と歴史を楽しんだ後、温泉で休むという観光プランをつくることができる。雲仙市で、伝統的な町並みがある地域は小路のみなので、雲仙市の歴史をアピールする地域として小路を積極的に観光開発したい。しかし、小路では積極的な観光客誘致の声がなく、むしろ反対意見がある状態なので観光開発は難しい」と言う。近年、行政がまちあるきマップを作成しようと取り組む一方、保存会の許可を得て、まちあるきマップを作成し、有料で解説を行う NPO 団体が小路に拠点を置いた。現在、NPO 団体にまちあるきとマップ制作に関する利権が発生している状態のため、行政のまちあるきマップ作成は難しい状態に置かれている。重伝建地区選定直後、観光産業に反対し、郷まつり等の活動により近年やっと観光客の受け入れに肯定的になってきた小路では、皿山のように行政と住民が協力して観光開発を行う段階にはまだ至っていないと考えられる。

4.10　小路における LH を形成するシステムと維持するための課題

神代では、歴史的、地理的背景によって近世時代に強固なコミュニティが形成され、そのコミュニティが現在まで継承された。コミュニティのまとまりが継承された要因の 1 つとして鍋島氏の存在が挙げられる。晩成社による酒肴の献上、神代森林組合、神代住民による鍋島氏のお迎え、小学校の鍋島賞や鍋島邸の寄贈等、鍋島氏が東京に移住した後も神代住民と鍋島氏の関係は継承されている。多くの小路の住民から鍋島邸のお屋敷が魅力として挙げられたことからも、鍋島氏の存在は現在もコミュニティをまとめるものとなっている。

明治維新により小路の封建社会は解体されたが、小路の士族は近代以降も政治家や教育者になったり、晩成社を結成したりするなどして地元有力者として活躍し、現在も教育者として指導的立場に居続けている。そのような指導的立場に居続けることによって、維持管理費が高額な武家屋敷を所有、居住し続けることができている。

小路では所有する土地を小作人に小作させることで自給用の食糧を確保し、余剰分で使用人を雇用していたが、戦後の農地改革によって土地を失ったためそのシステムが崩壊した。その後は、住民は地元や外地で勤め、伝統的建築物に居住する親世代に介護が必要になると退職し、戻ることが一般的になっている。基本的に伝統的なコミュニティは高齢者が占めているが、I ターン者を積極的に受け入れることで自治活動を持続させている。

小路では先祖を誇りに思い、先祖が残してきたモノを大切にする慣習から、建造物の改変が少ない。建築物の当初の用途のとおり、表の空間は接客、裏の空間は居住に使用され、居住者は主にかつての主人の部屋で日中を過ごす。その結果、日常的に使用される裏の空間と主人の部屋が生活環境の改善のために改変される傾向がある。表の空間は主に接客用に使用されるが、部屋が不足した際に一時的に他の用途で使用される傾向が見られる。

現在、屋敷地の位置、長屋門や門倉、式台玄関有無等が建築意匠的に価値があるとされているが、それらの景観構成要素は近世時代の階級社会を明確に表現している。小路では近世時代の階級社会を明示する景観構成要素を伝統的なコミュニティのまとまりを継承しながら保存していこうとしている。しかし、近世時代の封建社会の記憶とモノが残り、上級家臣団の子孫が指導的立場にいる小路では住民の意見を平等に取り入れて自治活動を行うことが難航している。平等な立場で小路のまちづくりについて意見を述べられる場の創造が必要であろう。

また、近年では小路住民が地元で指導的立場に居続けることが難しくなっている。また、外地で就職した者も小路に戻らなくなってきているため、小路では伝統的建造物を中心に空き家化が進行している。空き家や空き屋敷を活用するために、所有者への交渉や居住者の斡旋を進める等、伝統的な方法だけでなく近代的な方法で地域問題を解決していくことも考慮する必要がある。

4.11　まとめと今後の研究課題

1 章で提示した景観の調査、評価、保全の枠組みによって、神代小路の景観の価値だけでなく、景観に包含されている無形の要素、住民の生活の変遷を説明することができた。今後は 1 章で提示した景観の調査、評価の枠組みを一般化するためにより多くの事例研究を実施する必要がある。本研究では、全て国内事例を研究対象としたが、今後は海外事例において、本研究の枠組みを実践することが求められる。

【注釈】

注 1)I.H 氏へのヒアリングより。

注 2) 伊籐祐光氏の覚え書きより。

注 3)I.H 氏、N.M 氏、K.E 氏へのヒアリング結果より。

注 4) 草野覚徳は長崎県養蚕業の先覚者というべき人物で、島原村において自ら養蚕・蚕種製造に励む一方、巡回教師として県下の養蚕家を指導して回った (瑞穂町 ,1988)。

注 5)I.H 氏、N.M 氏、K.E 氏へのヒアリング結果より。

注 6)I.H 氏、N.M 氏、K.E 氏へのヒアリング結果より。

注 7)I.H 氏へのヒアリング結果より。

注 8) 行政職員 T 氏と元神代小学校校長 N.M 氏からのヒアリング結果より。

注 9)I.H 氏、N.M 氏、K.E 氏へのヒアリング結果より。

注 10) 今村邸の改修では半額補助で 4000 万円の自費負担があったとされる。

注 11)N.M 氏へのヒアリング調査結果より。

注 12) 平成 19 年度のアンケート調査より。

5章　結章

5.1　事例の総合的考察

1.LHの調査方法

本研究では、住民の伝統的な生活、生業に配慮した新しい景観の価値の説明方法を提示するためにLiving Heritage（以下、LH）に着目した。本研究では、文献調査の結果からLHを「地元コミュニティが遺産に住んで遺産を保護、管理すること」、「有形の要素とそれを継承する際に必要な無形の要素を1つの遺産として捉えること」を意味する言葉と捉え、LHに配慮した集落景観の調査、評価方法をLHの調査方法とした。

(1) 調査、分析範囲の検討

本研究では、今後のLHの維持管理に配慮して、コミュニティのまとまりから調査範囲を決定した。皿山は、大字の範囲で自治を行っていたが、隣の小鹿田集落から移住してきた者が小鹿田集落の土地を所有していた。空間的特性の調査の結果、赤木名は里、中金久、外金久の各々の集落で独立して自治を行っていたが、それら3つの集落で1つの赤木名と呼ばれるまとまりを持っていた。また、赤木名住民の生活範囲に配慮して、3集落の大字の範囲を分析した。そのため、本研究では現在の皿山住民の生活範囲に配慮して、大字の範囲を分析した。小路は、集落近郊にも土地を所有するが、小字の範囲で生活を行うため、本研究では皿山同様に生活範囲に配慮して小字範囲を分析した。このように、事例により、小字、大字等自治範囲が異なる。景観的特性の調査は、空間的特性の分析によりコミュニティの現在の生活圏に配慮した範囲で行う必要がある。

(2) 自然的特性、地理的特性、歴史的特性の分析

本研究の事例研究地では、調査、研究が進んでいる小路では、自然的特性、地理的特性、歴史的特性は文献にまとめられていたが、皿山、赤木名では、あまり調査、研究はされていない状態であった。皿山では、文化的景観保存計画策定調査の一環として、自然的特性、地理的特性、歴史的特性が自然、地理、歴史の専門家によって分析された。赤木名では、文化的景観保存計画策定調査の一環として調査が行われたものの、専門家から助言を受けながら行政職員や筆者によって自然的特性、地理的特性、歴史的特性を明らかにする作業が行われた。皿山、赤木名ともに、建築の専門家だけではなく、自然、地理、歴史の専門家の協力を得た上で調査、分析が行われた。このように、LHの調査では、建造物だけでなく、自然、地理、歴史の調査が求められる。1名の調査員では調査不可能な分野を網羅する必要があるため、それぞれの分野の専門家の助力を得る必要がある。

(3) 社会的特性の分析

皿山では、国の重要無形文化財として皿山の伝統的な窯業が明文化されているが、赤木名では、複数の生業を同時並行で営んでいたため、如何なる生業を伝統的な生業とするかが議論になった。その議論の結果、赤木名の伝統的な生業は、近世時代から営まれている点、現在も続いている点の2点から、製糖業、紬業、農業と判断された。さらに、現在の赤木名の住民は、土着の住民と寄留してきた商人によって構成されており、土着か否かによって生業が異なっていた。皿山のように集落を1つの生業で説明できる場合もあるが、赤木名のように住民によって生業が異なる場合もあるため、生業の分析では誰がどのような生業を営んでいるかを確認することも重要である。また、他の窯場に関する文献調査や視察が皿山の生業調査の際に参考になった。生業調査では、同じ生業を営む他地域の文献調査や視察も必要に応じて行うと良いと推測される。

小路は、昔の生活を話すことを厭う傾向があったため、伝統的な生活を明らかにすることが困難であった。その理由として、神代鍋島藩の子孫が多く残り、近年まで階級によって言葉を使い分ける神代弁が使用されてきたため、昔の生活を話すことで近世時代の封建社会が想起される恐れがあること、空き家問題を抱えているため、新しい住民に近代までの封建社会を知られることで居住希望者が少なくなるという住民の考えがあった。しかしながら、昔の生活を覚えている住民は80代以上の高齢者のみであり、伝統的な生活を重んじる今後まちづくりを考える為にも、早急に昔の生活を記録する必要があると考えられた。住民懇談会を重ねて開催した結果、生活・生業に関しては、役所で保管する学術的な記録と公表用の報告書を作成し、公表用の報告書に関しては住民の了承を得ることで小路の伝統的な生活を報告書に記載することが合意された。社会的特性の分析の調査の際には、信頼関係を築いた上で対象地の文化に配慮して調査を行うことが求められる。

(4) 集落における空間的特性の分析

小路、皿山では作成年代が明らかな明治の字図が確認され、明治時代の土地利用が分析されていたが、赤木名の明治の字図は作成年代が不明であった。よって、赤木名では字図の作成年代を特定するために古文書資料の読解、分析を行った。空間的特性の分析には、近世、近代の古文書読解の技能が求められる場合もあるため、必要に応じて歴史研究者の協力が必要である。

また、赤木名は古文書資料の研究は進んでいないものの、皿山や小路と比較して、地図資料に恵まれた地域であった。全ての地図資料を分析することが最も望ましいが、作業量が膨大になることに配慮し、本研究では、生活・生業が変化した時期の地図を抽出した。その観点から、空間的特性の分析を行う際、事前に対象地域の社会的特性を明らかにしておくことが重要であると言える。

皿山でも赤木名でも住宅地以外の原や山林における明治時代の土地利用を確認するために現

地調査を行った。明治時代の農地等の痕跡が確認できれば、地図の精度が高いことを立証できるだけでなく、確認された痕跡が今後保護対象になりうる場合もある。現在使用されていない原や山林を調べる困難な現地調査になるが、可能であれば実施した方が良い調査であろう。

(5) 景観的特性の分析

現在の景観的特性を把握するために悉皆調査を行う。本研究では、14 世帯～約 560 世帯と集落規模は様々であったが、いずれの研究対象地も宅地を中心に悉皆調査を行い、景観構成要素を類型化した。対象地が広域になる場合でも、上述 (1) で示した調査範囲内の宅地を中心に悉皆調査を行えば、対象地の現在の景観の特徴を把握することができた。

本研究では、景観構成要素の経年性を明らかにするために、建築物や工作物の建築年代や樹木の樹齢の分析を行った。皿山においては、建築台帳、墨書き、ヒアリング調査によって全ての建築物の建築年代を特定することができた。赤木名では、建築台帳や墨書きには移築や改築の年代が示されていたため、全ての建築物の年代を特定することはできなかったが、建築調査における住民へのヒアリングにより補足することができた。工作物や樹木に関しては年代を明らかにできる資料がない場合の方が多いため、住民へのヒアリングにより建築年代を特定する傾向がある。景観構成要素の経年性を明らかにする場合、建築台帳、墨書き、古写真等の資料がなければ、精度や客観性が資料調査と比べて劣るヒアリング調査に頼らざる得ない点が課題である。

また、赤木名では、代表的な建築類型の建築物に対して建築調査がされた。建築調査された建築物は土着の住民の建築物のみであったが、赤木名の景観を説明するためには、今後、明治時代に赤木名に寄留した商人の建築物も調査されることが望ましいと考えられる。建築調査の際には、年代や様式だけでなく、所有者の特徴も把握してサンプルを抽出する必要があろう。

(6) 屋敷地における空間的特性の分析

この分析を行う事で、生活・生業と景観の関係性を明らかにすることができる。屋敷地における空間的特性の分析は、現在の景観構成要素の配置や特徴を記録した上で、住民が生活・生業の作業にどのような建造物や道具を使用しているかを観察する。生活・生業の分析をもとに現在の作業に関して住民へヒアリングを行うことで、現在の生業と景観の関係を明らかにする。

屋敷地における昔の景観構成要素の配置を確認する際には、古写真の分析が最も正確であるが、古写真が残らない屋敷地も多い。その場合は、昔の景観構成要素の配置に関して住民へヒアリング調査を行う。過去の屋敷地における景観構成要素の配置を明らかにするためには、何時の屋敷地の配置図を復元するか決断する必要がある。本研究では、生活・生業が変化する前の屋敷地を復元することで、生活・生業の変化と景観の変化を関連性を分析した。

ヒアリングを行う際、ヒアリング結果の精度を上げるために、年代とともに生活・生業が大

きく改変したことにより変化した事項について聞いた。例えば、皿山では農業をやめた時に牛を飼う事もやめていたため、牛がいた時代の屋敷地や集落の様子を皿山住民に聞くことで、ある特定の年代の景観を明らかにすることができた。また、小路では、「女中部屋」等の使用人空間の有無、使用人の人数で、士族の生活の変遷を明らかにすることができた。景観構成要素の建築年代を覚えていない住民も「牛小屋」や「女中部屋」等身近なものの有無についてヒアリングすることで具体的な年代が明らかになる場合もある。屋敷地における空間構成を明らかにする際には、生活・生業や景観構成要素の変遷を参考にしながら行うとより多くの情報を得られる傾向があると推測される。

(7) 住民の景観管理

住民の景観管理を明らかにするためには、均質的に質問することができるアンケート調査が適している。アンケート調査は、通常は住民に対してのみ行われるが、皿山は観光客がある程度訪れる地域であったため、観光客に対しても景観に関するアンケート調査を実施した。観光地として知名度があれば、観光客に対しても景観に関するアンケートを実施することで、対象地に対する客観的な意見を得ることができる。

なお、赤木名では、区長にアンケート票の回収を一任した結果、回収率が低くなり、ヒアリングで補足調査を実施する結果となった。同じ内容のアンケート調査を同じ住民へ繰り返し実施することは難しい。効果的な結果が得られ、かつ回収率も高くなるようにアンケート票や回収方法を工夫する必要がある。皿山や小路では、区長の協力のもと、対面でアンケート票の回収を実施したため、高い回収率を得ることができた。しかし、赤木名では、世帯数が 500 と多いことから、区長にアンケート回収を一任した結果、回収率が低く、有効なアンケート結果を得ることができなかった。地域性を配慮してアンケート票の回収方法を決定する必要があるだろう。

(8)LH をつくるシステムの抽出

最後に今後の景観保全方法を検討するために重要な景観をつくるシステムを抽出した。本研究では、生活・生業や景観構成要素を移築、改築した理由を住民へヒアリングし、変化した部分と変化しない部分を明らかにした。そして、変化した部分に関しては変化した理由、継承された部分では継承した理由をヒアリングすることで、継承する伝統と変えていく伝統を明らかにした。本研究ではこの伝統のことを LH をつくるシステムとした。

なお、LH をつくるシステムの傾向としては、景観構成要素の変化に関しては、金銭的負担の上で改変を行っているため、理由がある場合が多いことが挙げられる。多くの住民へ上述の調査を行うことで、個人的な理由による改変か対象地に共通している改変かを判断することができるため、多くの住民に対して調査を行うべきであろう。

2. LHの評価方法

我が国の文化財保護法における景観、特に建造物の価値の評価方法は、登録有形文化財建造物（以下、登録文化財）の制度から理解することができる。登録文化財は平成8年に誕生した制度で、一定の評価を得た建造物を文化財として登録し、ゆるやかな届出制を通じて保存が図られる制度である。登録文化財の登録基準は、原則として建設後50年を経過したもののうち、①国土の歴史的景観に寄与しているもの、②造形の規範となっているもの、③再現することが容易でないもののいずれかを満たす必要がある（刈谷勇雅, 2008）。例を挙げると、①は建設当時、水道ダムとして我が国最高の堤高を誇ったとされる小ヶ倉ダム、②は独特のデザインでまとめられているとされる甲南漬資料館、③は18世紀に遡る小規模民家の好例とされる岩崎家住宅主屋他（文化庁文化財部監修, 2010）がある。ここから、我が国の文化財保護法の建造物の評価においては、50年の経年性と歴史的価値、意匠的価値、再現不可能性が重視されると推測される。なお、ここでの経年性は、2世代以上継承したと判断されることを根拠に50年を基準とされている。

しかし、小路では、伝建制度のもと、上記の観点で景観の評価を行った結果、住民によるまちづくりが停滞する事態に陥っていた。その理由としては、伝建制度により、同じ地区内に文化財の評価に値する建造物や樹木を所有し公的優遇を受けられる者とそれらを所有しないため公的優遇を受けられない者が生まれたことによる。小路の場合、前者が上級家臣団を祖とする住民、後者が下級家臣団を祖とする住民の建造物や樹木になってしまった結果、近世時代から代々小路に住み続けている住民は近世時代の封建社会を想起してしまう結果になったためである。小路のまちづくり停滞のきっかけには4章4.8における伝建調査の調査員の作男の家屋へ対する発言があった。調査当時50年の経年性を持たなかった神代小学校の旧校舎も特定物件にされているため、結果的には歴史的価値を有する建造物に対して特定されたが、建築的特性を把握するための伝建調査の悉皆調査時では、意匠的価値が重視されたと推測される。伝建調査の報告書では使用人の存在が記述されていないことから、小路の士族と使用人の生活に関しては調査員は把握していなかったと推測される。小路では過去の生活について語ることを厭う性格があるため、その家屋は特定物件にはならなかったかもしれないが、調査員が使用人が使用した建築物の歴史的価値に配慮し、建造物も特定物件にするか住民に相談していればこのような事態は起こらなかったかもしれない。

本研究では、小路での事例研究から、対象地域におけるLHを、自然的特性、地理的特性、歴史的特性、生活・生業、空間的特性、景観的特性の5つの視点とLHをつくるシステムにより説明した。それにより、対象地域のLHとLHをつくるシステムの特徴を科学的かつ客観的に説明することで、調査地の景観の独自性を提示した。

本研究における事例研究の結果、皿山の窯道具の配置や様式の法則、赤木名の土地利用の法則、

小路の建築物の利用の仕方など、地域の伝統には、継承される伝統と改変され続ける伝統があることが明らかになった。それは、その地域に住み続けるための住民の知恵が凝縮されたものであり、本研究ではそれをLHをつくるシステムと呼んだ。本研究では、それをLHの価値の本質と考える。すなわち、LHをつくるシステムが継承されるとLHが保全されていると評価する。LHをつくるシステムは地域に住み続けることで自然と住民が身につけていくものであるが、技術革新等によりLHをつくるシステムを住民は失ってしまうことがある。本研究でLHをつくるシステムを明文化することで、地域の伝統を継承することができると推測する。

本研究における事例研究から、地域のLHは経年性とストーリー性の2つの指標で評価を行うことが適切と推測する。経年性を有する景観構成要素は歴史や生活・生業史を説明する上で重要な要素であり、例として赤木名の高倉、皿山の茅葺民家、小路の石垣が挙げられる。それらはある時代の様式を示す証拠として可能な限り変化がない状態で残されることが求められる。ストーリー性を有する景観構成要素は、新しい景観構成要素はその地域のLHをつくるシステムを説明する上で重要な要素であり、上述の経年性の項目であげられた例示の他、皿山の窯道具、赤木名の民家、小路の新興住宅地等が例として挙げられる。

上述の評価基準を皿山、赤木名で実施した結果、皿山、赤木名の景観構成要素はストーリー性の観点から全件価値があるものと評価された。経年性については、築50年以上が1つの基準になったが、赤木名の事例研究において、アメリカから復帰した1953(昭和28)年を重要な家屋に特定する際の1つの指標になると考えられたことから、歴史的に重要な要素も経年性で評価することが望ましいと考えられる。LHの価値を漏れなく保全するためには、このストーリー性と経年性の2重のレイヤーで地域のLHを評価することが適していると推測される。

3. LHの保全方法

皿山は観光客の視線、赤木名は道路拡幅工事、小路は空き家の増加をきっかけに景観に配慮した取組みを行っていた。14世帯の皿山では住民間でルールを決め、約50世帯の小路では保存運動を行い、500世帯以上の赤木名では協定を作成するなど、各集落で取り組みは様々だが、いずれの地区も地域全体で自発的な景観保全の取り組みを行っていた。保全に関してはいずれの地域においても、価値ある景観構成要素のうち所有者の同意が得られたものを保全する物件としていた。

皿山、赤木名は文化的景観、小路は伝建制度の考えに基づき、専門家により景観が評価された。皿山では歴史や生活・生業に関する全ての建造物と地域の特色を表す樹木が保存する対象となった。皿山では文化的景観調査から建造物の経年性を重視する考えを学び、積極的に文化的景観の保全について住民間で議論することで、補助を受ける際のルールを自ら創造していた。このようなLHの維持・管理方法は理想であるが、濃密なコミュニティを持ち、民陶ブーム、重要無形文化財指定等の経験を有する皿山だからこそできたLHの保全方法であると推測される。

赤木名では保存計画が完成していないが、皿山同様に全件保全の方針で文化的景観の保存計画の策定が進められると推測される。赤木名では今後、保存計画策定の過程において、生垣、石垣の保護の議論により、いずれ土地の履歴を重視する景観保全の方法を学ぶことになるであろう。奄美市はシマ遺産の取組みにより遺産を発見する住民活動が盛んで、中でも赤木名は住民と行政間で住民協定作成などの景観保全の取組みが行われてきた地域である。さらに赤木名は約560世帯と、皿山や小路よりも人口の多い集落にも拘わらず濃密なコミュニティを形成している。文化財保護法による保護の経験はないが、景観協定を行政と地元で協議した上で作成した経験をいかせば、住民、行政、専門家の3者で議論することで、赤木名に適したLHの保全方法を創造することが可能であろう。

小路も平成11年度から住民主体で町並み保全に取り組み、行政との協力のもと、景観調査や修理、修景が行われた地域である。住民が非常に勉強熱心であるため、住民間のわだかまりがなくなれば良い環境でLHの保全が行えると推測する。そのためには、旧神代鍋島藩の家臣団を祖とする住民間､家臣団を祖とする住民とＩターン者との交流機会を増やし､風通しの良いコミュニティを形成する必要があると考えられる。小路においてまちづくりに関する会を開催すると、指導的立場で活躍してきた者の発言力が強くなる傾向があるため、主催者が多様な住民の意見を取り入れることができるよう、委員の選出、会議の日時設定に配慮する工夫が必要であると考える。

小路の住民間のわだかまりは、伝建制度の調査員の言葉がきっかけであった。多くの住民へヒアリングした結果、伝建調査の際、上級家臣団を祖とする住民を中心にヒアリング調査を行ったり、上級家臣団を祖とする住民の建造物を中心に特定したりと、全体的に下級家臣団を祖と

する住民やＩターン者に対する配慮が多少欠けていたように思われる。LHの場合、LHを保全していくのは地域住民全員であるため、特定物件の価値を客観的に評価する視点と今後のLHの保全を円滑にしていくための視点を持って調査や保全する物件の特定をする必要があると考えられる。

また、小路では、経年性と建築物の価値、土地の履歴の考えによる景観の価値の説明が行われたが、納得していない住民が多かった。その理由として、生垣の特定根拠が分かりにくいことが挙げられる。生垣は建築台帳や墨書き等の経年性に関する資料がない場合が多く、外観からも経年性が分かりにくい物件であるが、小路では生垣の保全においても経年性や履歴を重視していた。樹種や様式が同じでも補助が得られる生垣と得られない生垣が存在することで、生垣の補助金をめぐる混乱が生じていた。そもそも、建築物は経年性が高い建築物の方が維持・管理に高額な資金が必要であることから経年性により補助金額を変動させるのは妥当であるが、生垣は経年性により大きく維持・管理方法が異なることはないため、生垣の経年性により補助を変動すること自体に問題があるのではないだろうか。行政が補助を行う場合は、客観的な指標により判断できること、景観保全の補助を行う場合は極力平等であること、維持・管理方法に適した補助金額を設定することに配慮することが重要である。

4. 集落に住み続けるための取組み

(1) 生業を持続するための取組み

本研究の事例対象地では、いずれも伝統的な生業を持続しようとしていた。伝統的な生業を営み続けようとする理由としては、筆者が皿山の窯元へ「なぜ代々窯業を続けているのか」と質問した際に得られた、「すでに道具を持っていて、技術を持つ人がすぐ傍にいるので簡単に始めることができる」という答えが参考になる。つまり、設備が既に手元にあり、親族がその生業に関する技術を持っていることから、初期投資が不要で比較的用意に現金収入を得ることができるため、いずれの地域も伝統的な生業を持続しようとしたと推測される。

また、事例地によって生業を持続させる方法は様々であった。皿山では、文化財保護制度など、行政と上手く付き合いながら伝統的な窯業を継承することで小鹿田焼の市場価値を高め、生業によって安定した収入が得られるよう努力していた。

赤木名では、複数の生業を営み、需要の変化によりそれぞれの生業の生産量を変化させることで安定した収入が得られるように工夫していた。また、狩猟採取により生活に必要な食糧を得ることで、いずれの生業が衰退しても地元で生活し続けることができるようにしていた。

小路では、近代に入り封建社会が崩壊した後も近世時代に得た地位や土地を利用して生活を行っていた。すなわち、明治維新後も近世時代の地位を利用して生活できるように士族授産の養蚕業を士族の特権とする、政治家、教職員、軍人等の指導的立場になる等、旧来の地位を持続するための努力を行っていた。また、近世時代に得た土地を作男に小作させることで自給用の食糧を安定供給しつつ、主人と使用人の主従関係を結んでいた。戦後の農地改革で土地を失った後は、地元や外地に勤め、退職した後に小路に戻ることで職場がなくても安定した収入（年金）を得られるように工夫していた。

本論文における事例研究から、生業を持続させるためには以下の方法があると言える。

①ブランド力を高める：皿山がとった方法である。皿山では伝統的な窯業の工法を継承することで稀有な存在となり、全国から小鹿田焼の購入を希望する者が多く皿山を訪れた。また製品の品質向上に努め、リピーターを確保するとともに、国の重要無形文化財の指定、重要文化的景観の選定などにより小鹿田焼と皿山の価値付けすることで、新しい客層獲得の努力を行っている。

②行政を利用する：皿山がとった方法である。皿山では、行政の文化財保護制度を利用することで、伝統的な窯業を行政に保護してもらい、主要な生業が持続するよう工夫している。また皿山では行政の観光政策に協力する事で、道路整備や道路看板の設置など、利便性を向上する公共整備を優先的に受けれるよう工夫していた。

③複数の生業を営む：赤木名がとった方法である。赤木名では伝統的に紬業と製糖業の2つの生業を営み、時代に応じて紬や砂糖の製造量を増減させたり、伝統的な生業に追加して海運業や果物の栽培など新たな生業を営むことで、生業が衰退した際のリスクを軽減していた。

④生業に頼らない生活の基盤をつくる：赤木名と小路がとった方法である。赤木名では、狩猟採取により年中食糧が手に入り、家屋もあるため、生業による収入が少なくても生活することができていた。小路は、戦前までは所有する土地を作男に小作させることで自給用の食料を安定的に得られるように工夫していた。また、農地解体された戦後以降は生活基盤を年金にすることで、地区に生業がなくても地元で生活することができていた。

⑤生産性を高める：赤木名がとった方法である。赤木なの製糖工場では早期から機械化、大量生産に取り組んでいた。生産効率を高めて安価に大量に生産することで、同じ物を生産している他地域との競争力つけれるように工夫していた。

⑥既得権益を守る：小路がとった方法である。小路では、近世時代の武家の地位を利用して、養蚕業を営んだり、教育者や政治家など指導的立場になったりしていた。

(2) コミュニティによる自治活動を継続するための取組み

コミュニティによる自治活動を持続するために、各集落で様々な取組みが行われていた。皿山では、窯を一子相伝で継ぐことで後継者を確保し、非営窯世帯の生活を安定させるために、窯元が非営窯世帯の店を日常的に利用したり、観光客の誘致をしたりしていた。赤木名では景観保全により居住地としての価値を高めるとともに住民からの信頼が厚い区長を仲介して空き家の見合いを行っていた。小路では、近世時代からのUターンの慣習を継承するとともに、宅地造成やアパート建設等により若いIターン者が地区内に居住するよう工夫していた。

また、いずれの地域も祭りによってコミュニティの親睦を深めていた。全員親戚で形成されているコミュニティの皿山では、月に1回祭りを行い、ほぼ毎晩集落のみんなと呑むという濃密なコミュニケーションがとられていた。Iターン者もいる赤木名では、盆踊りやタネオロシ等の伝統的な祭りと運動会やカヌー大会等体を動かす競技を他集落対抗で行うイベントを2ヶ月に1回以上行うことで、集落間だけでなく他集落とのコミュニケーションがとられていた。Iターン者が地区の半数を占める小路では近年、地域の踊りやコンサート、講演を行う年に1回の郷まつりによってIターン者とコミュニケーションがとられていた。

皿山では非営窯世帯の後継者確保が問題であり、その解決のために、窯元が非営窯世帯の商店等を利用する、観光客を誘致する等の努力を行っていた。小路では、Uターンの慣習が薄れ、空き家が増加した点、リタイアメントコミュニティと昭和年間のIターン者の交流不足が問題であった。Uターン促進として保存会でカレンダーや絵葉書を作成し、親戚に対面して交渉することで1世帯のUターンに成功しているが、その活動に保存会の会費が使用されていることに対し、昭和年間のIターン者は保存会に不信感を募らせている。小路では、リタイアメントコミュニティと昭和年間のIターン者のコミュニティ不足により、住民主体のまちづくりに支障をきたしていると推測される。

本論文における事例研究から、コミュニティによる自治活動を継続するためには以下の方法があると言える。

①後継者を確保するシステムをつくる：皿山がとっている方法である。皿山では一子相伝で窯を継承する伝統も継承することで、窯元の後継者が途絶えないよう工夫していた。窯を一子相伝にするためには、需要が安定した生業が必要である。そのため皿山では、小鹿田焼を文化財にすることでブランド化するとともに、小鹿田焼や地元の左官、飲食店などを地元住民に利用してもらう、観光誘致に取り組む等、生業が持続するように努力していた。

②Uターン者を確保するシステムをつくる：小路がとっている方法である。小路のように地域に生業がない場合、勤めるために外地で暮らす必要がある。小路の場合、外地で定年退職した後、小路に戻る慣習が伝統的にあった。近年では外地で不動産を購入するなどUターンの慣習

が薄れてきているものの、外地で暮らす親族を中心にコミュニケーションをとったり、小路グッズを提供したりするなど、Uターン住民確保の努力が行われている。

③Ｉターン者を受け入れる：小路や赤木名がとっている方法である。奄美空港の近郊に位置し、学校や病院を有する赤木名では、職員や教員の転勤などで新しい住民が3年程居住することが多い。大半の転勤者は寮に入るが、家族で移住し赤木名の一戸建てに居住を希望する転勤者も多い。赤木名では、空き家の所在確認と転勤者の入居希望を区長が管理しており、住民からの信頼が篤い区長によりマッチングされるため、地区内の空き家がほとんどない状態になっている。また、小路の場合は、Uターン者の増加による地区の高齢化問題を解決するために、警察官舎の誘致、宅地の造成、アパート建設など定期的に新築住宅を地区内で提供することで新しい若い世帯が入居するよう工夫している。

④コミュニケーションを図るために祭りを利用する：全ての地区でとっている方法である。皿山では月に1回住民のお祭りを開催し、弓道により住民間の親交を深めている。また、5月の唐臼祭と10月の民陶祭では、皿山周辺の住民も一丸となってイベントを盛り上げている。小路では重伝建地区選定を機に年に一回郷まつりが行われるようになっている。伝統的な祭りイベントの開催回数が多いほど効果は高い。赤木名のように集落対抗にすると、集落内だけでなく周辺地区との交流も生まれている。

(3) 観光開発への取組み

本研究では、観光開発への取り組みに対して経験を有する皿山と小路についてのみ考察を行った。皿山、小路はともに知名度が上がることで観光客が多く訪れるようになっていた。皿山の場合は、民陶ブームにより多額の収益を得ることができたため、窯業の生産性を向上することと非営窯世帯に窯業による収益を還元することを要因として建設ラッシュが起こった結果、景観が大きく変容していた。平成に入ると、観光客の視線を意識した景観形成が行われた結果、建設ラッシュが起こっていた。顧客のいない窯元や飲食店の収益を確保するために観光客の積極的な誘致が望まれており、行政も好立地で根強い人気のある小鹿田焼を生産する皿山で観光振興することに積極的であった。皿山住民と行政の利害が一致し、行政と良好な関係を築いた結果、観光客の満足度を上げるための陶芸館の建設、看板整備が進められている。

小路では、重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことによって、観光客は増加したが、小路に観光客を受け入れるメリットがないため観光開発に消極的であった。しかし、周辺地域の住民の活動により、小路住民は観光客に景観を見せる喜びを知ったことで、依然観光開発に反対する意見があるものの、観光客が来ることに対して肯定的な感情を持つようなってきている。しかし、行政がまちあるきマップを作成しようと取り組む一方で、有料で解説を行うNPO団体がまちあるきマップをつくってしまっていた。また、地区外の観光客用の駐車場の確保が直近の課題であるが、小路では現在も観光開発に反対する意見があるため、行政が積極的に用地買収を行えない状態になっている。現状では、両者間の協力して観光開発することができていないため、行政と住民との意思疎通が図ることが必要であると推測される。

本論文における事例研究から、以下の観光開発において重要な点があげられる。

①観光収益の獲得：住民が観光収益を獲得するシステムをつくる必要がある。皿山では、閉鎖的な地理的条件と強固なコミュニティによって外部資本が参入しにくい環境をつくっていた。また、民陶ブーム時の皿山では、生活ができず地域を出ようとする世帯に対して生業を提案し、協力するなど、地域に空き家を発生させない工夫も見られた。

②観光収益の分配：観光地に居住する全住民が観光収益を得るシステムをつくる必要がある。皿山では、小鹿田焼を卸すだけでなく、集落へ観光客を訪問させることで集落内の民宿や商店に観光収益が直接得られるようにし、観光客から直接収益を得られない大工や左官の世帯には建築物や窯道具の建設によって観光収益を分配していた。

③行政と住民の協力：住民と行政が協力することで、観光客の誘致や観光開発を効果的に行う事ができる。皿山では、行政と住民が良好な関係を築くことで観光客から高い満足度を獲得していた。一方、住宅地の小路の場合、観光開発が行われても観光収益を得ることはできず、逆に閑静な住環境が維持できなくなる恐れがあった。行政は小路の景観整備を進めているので観

光客を誘致したり観光開発をしたりしたいと考えているが、小路住民はそれらを望んでいないため、観光開発、整備が遅れ、観光客が無秩序に訪れる状態になっていた。地域の価値が顕在化された時点で観光客の訪問の可能性があるため、小路のような住宅地ほど行政と協力して交通計画などの整備が必要であることを説明する必要があるだろう。

④周辺地域との協力：周辺地域の協力により、地区だけではできないことが可能になる場合がある。高齢者が多い小路では、近郊の商工会の青年団で構成される鍋島塾の活動によって小路住民の観光開発への考えが変化してきていた。

5.2　結論

本研究は、集落景観を、所与の自然的、歴史的環境を舞台として今もそこに生きる人々の生活が創造した総合的な存在として捉え、その価値を明らかにする方法を新たに提示することを上位目標としている。住民の伝統的な生活、生業に配慮した新しい景観の価値付けの方法を提示するためにLiving Heritage(以下、LH)という概念に着目し、特に2000年代以降のLH概念に着目し、「地元コミュニティが遺産に住んで遺産を保護、管理すること」、「有形の要素とそれを継承する際に必要な無形の要素を1つの遺産として捉えること」に配慮した調査方法をLHの調査方法とした。それとLHの評価方法を確立することおよび住民が住み続けながらその価値を保全するための課題と対策を明らかにすることを本研究の目的とした。

1.では、LHの調査方法について、2.では、LHの評価、3.ではLHの保全の方針について述べる。4.ではLHを保全するための課題と対策を(1)生業、(2)コミュニティによる自治活動、(3)観光開発の3点から述べる。最後の5.で本研究のまとめと今後の課題を記述する。

1. LH概念について

LHは、現在まで歴史的記念物や考古遺跡の保護、自然の保護、歴史的都市の保護、無形文化の保護の4つの分野で使用され、近年は有形の文化遺産と無形の文化遺産を総合的に捉える概念として使用されていた。本研究により、LHは以下、4つの意味を有していることが明らかになった。

Ⅰ　未開の自然や生物、生態系などの生き物を保護すること
Ⅱ　地元コミュニティが遺産に住んで遺産を保護、管理すること
Ⅲ　無形文化遺産を保護すること
Ⅳ　有形の要素とそれを継承する際に必要な無形の要素を1つの遺産として捉えること

本研究では、LHを「地元コミュニティが遺産に住んで遺産を保護、管理すること」と「有形の要素とそれを継承する際に必要な無形の要素を1つの遺産として捉えること」の2つの意味を有する概念として使用した。そして、このLHの考えは、国際的な記念物の保護の最初の取組みである1904年のマドリッド宣言において理想とされた考えとほぼ同様であった。文化遺産を保護する上で、「有形の要素とそれを継承する際に必要な無形の要素を1つの遺産として捉えること」の重要性が認識されてはいたものの、遺産保護の運用上、遺産の概念が細分化され、保護しやすい有形の遺産から保護されてきた。そして、1900年代からの国際的な遺産保護の取組みの結果、自然遺産、文化遺産が誕生し、文化的景観や無形文化遺産の議論が発展した現在、遺産保護において当初から重要とされてきた「有形の要素とそれを継承する際に必要な無形の要素を1つの遺産として捉えること」を実現することが可能になり、LHが注目されていた。

さらに、LHの言葉の特徴として、1950～1990年代までは、チャッチフレーズのようにLHの言葉が使用され、著者が保護すべきと考える様々なモノについて論述されてきたが、2000年以降は、国際的な遺産保護組織における無形文化遺産の保護の高まりや無形文化遺産と有形文化遺産と地域コミュニティの関係への着目に対応するように政治的、政策的な意味を持ってLHが使用されている点があげられた。

また、LHに着目して我が国の文化財の6つの類型の事例分析を行った際、6類型すべてがLHの4つの意味に該当した。すなわち、我が国の文化財は、いずれもLHの性質、すなわちLH性を有していると推測される。このように、LHの概念は、新しい文化財類型ではなく、全ての文化財が有している性質に着目した概念であり、コミュニティを視野に入れている点で、遺産の管理・再生産のシステムにも切り込んだ新しい考えであると言える。

2. LHの調査方法

本研究では、景観を調査する際、自然的特性、地理的特性、歴史的特性の分析、生活・生業の分析、空間的特性の分析、景観的特性の分析、地域住民の景観管理方法の把握、景観をつくるシステムの抽出の項目について調査を行った。

まず、 本研究では、今後のLHの維持・管理に配慮して、現在の住民の生活圏を考慮しつつ調査範囲を決定した。

自然的特性、地理的特性、歴史的特性については、研究が進んでいない地域では、自然、地理、歴史の専門家と連携して調査、分析を行うことで明らかにする。先行研究が豊富な地域では、主に文献調査によって分析を行う事で明らかにする。いずれの地域でも可能な限り文献で使用された資料の原本や写しを確認することが重要である。

社会的特性については、その地域で昔行われていた生活・生業と現在も続いている生活・生業を明らかにする。生業に関しては、生業の種類、生業を行う人物、生業の作業工程・作業内容、作業場所、使用する道具、作業を行う理由を明らかにする。現在の生活・生業に関しては、現地においてそれらの様子を見学し、必要に応じて建造物や道具等を実測調査する。現地見学の前に、調査地と同様の生活・生業を営む他地域の文献調査や視察を行っておくとさらに有益な情報を得ることができる。過去の生活・生業に関しては、文献、資料、映像、写真等により分析した上で、ヒアリング調査で補足する。社会的特性を明らかにするための調査では、対象地のデリケートな部分を扱う調査であるため、調査対象地の文化に配慮して行わなければならない。

集落における空間的特性の分析では、遡れる限り古い地図から現在までの地図を収集し、その地図の作成年代ごとの空間構成を現在の地籍図上に復原する。地図が豊富にある場合、生活・生業の変化を考慮した上で、分析する地図を決定することが求められる。我が国では、少なくとも明治初期から中期の字図があるため、地図資料がどんなに少なくても、最低、明治時代と現代の土地利用の分析結果を得ることができる。また、明治時代の土地利用の大部分は戦前まで継続されている場合が多い。

景観的特性の分析では、まず悉皆調査により現存する景観構成要素を抽出し、要素個々の建築年代を特定した上で景観構成要素毎に編年を行い、景観構成要素の様式の変遷を明らかにする。景観的特性を把握するための悉皆調査は、調査範囲全域で行う事が望ましいが、範囲が広大な場合は、宅地や耕作地を中心に悉皆調査を実施すれば効率よく結果を得られる傾向がある。景観構成要素の建築年代は、可能な限り建築台帳、墨書き、古写真等の資料によって特定することが求められるが、資料が得られない場合は住民へのヒアリング調査を実施する。ヒアリング調査の精度を上げる方法として、変化した景観構成要素のうち、年代が特定できる要素の有無について住民へヒアリング調査することで、より詳細な建築年代を得られる傾向がある。ヒ

アリングを行っても建築年代が明らかにならない物件に関しても編年を行うことで、その時代に流通した材料、様式から推定の作成年代を明らかにすることができる。建築物に関しては、建築調査により平面図を採取し、可能であれば建築当初を復原した平面図や立面図も採取する。

屋敷地における空間的特性の分析では、屋敷地単位で景観構成要素の配置の変遷を分析する。すなわち、農家1件、窯元1件が如何なる景観構成要素を有しているか、如何なる景観構成要素が失われたかを明らかにする。景観構成要素の配置の変遷を分析し、住民へヒアリングすることで配置が変化した理由を明らかにする。屋敷地における昔の景観構成要素の配置を確認する際には、古写真を分析する方法が最も信頼性が高いが、古写真がない場合は、昔の景観構成要素の配置に関して住民へヒアリング調査を行う。過去の屋敷地における要素の配置を明らかにする際は、生活・生業が変化する前の屋敷地の復原図を作成することが有効である。ヒアリングを行う際は、生活・生業の変化により大きく変化した事項について聞くことでヒアリング結果の精度を上げることができる。

住民の景観管理の分析では、均質的に住民へ質問することができるアンケート調査が適している。アンケート調査では、住民の景観管理方法と住民が描く地域の将来像を明らかにする。アンケート調査は1回で有効な結果を得なければならないため、地域に適したアンケート票の作成や回収方法を検討することが求められる。

最後にLHをつくるシステムを抽出する。生活・生業や景観構成要素の移築、改築した理由を住民へヒアリングし、そこから生活・生業を持続するための住民の知恵や景観構成要素に求められる機能を分析することで、LHをつくるシステムを明らかにすることができる。特に景観構成要素の変化に関しては、金銭的負担の上で改変を行っているため、改変の理由がある場合が多い。多くの住民へヒアリングすることで、個人的な理由による改変か、対象地に共通している改変かを判断することができる。

このように、LHの調査では分野横断的な分析が必要である。LHの調査では、様々な専門家によるチームを結成して調査する事が求められると言える。

3. LHの評価方法

本研究では、対象地域におけるLHを、自然的特性、地理的特性、歴史的特性、生活・生業、空間的特性、景観的特性の5つの視点とLHをつくるシステムにより説明した。それにより、対象地域のLHの特徴を科学的かつ客観的に説明することで調査地の景観の独自性を提示した。また、LHはLHをつくるシステムが価値の本質であるため、LHをつくるシステムが継承されるとLHが保全されていると評価してよいと考えられる。

LHは有形の景観構成要素をストーリー性と経年性の2つの指標により評価することが適していると推測する。ストーリー性とは、LHをつくるシステムを説明する上で重要な景観構成要素が評価される指標である。経年性とは、地域の歴史や生活・生業史を説明する上で重要な景観構成要素が評価される指標である。経年性の基準は、2世代継承という我が国の文化財保護法における考えから50年を基本とするが、地域にとって歴史的に重要な時代も経年性の指標になるか検討すべきであろう。

LHの場合、住民によるLHの保全を前提としているため、極力平等に評価することが求められる。この評価方法の、ストーリー性と経年性の2つの指標で地域のLHを評価することで、ストーリー性で地域の全景観構成要素を評価し、ストーリー性で評価しきれない価値を経年性で評価することができる。ストーリー性で評価された景観構成要素はLHをつくるシステムの継承、経年性により景観構成要素は、ある時代の様式を示す証拠として可能な限り変化がない状態で残することが求められる。

4. LHの保全方法

LHの保全に関しては、価値ある景観構成要素のうち所有者の同意が得られた要素を保全する物件とすることを前提とする。

住民、行政、専門家でLHの保全に関して議論することは、住民が新しい価値観への気づきを得ることができるため、住民によるLHの保全にとって今後重要であると考えられる。定期的にこのような議論を繰り返すことにより、住民、行政、専門家がそれぞれ成長し、より良いLHの保全方法を導くことが可能になると推測される。

また、LHの保全には、住民、行政、専門家により公に設定されるLHの保全方針の他に、住民自身が任意で補助や保全のルールを創ることで、より地域に適したLHの保全が可能になると考えられる。そのためには、住民間のコミュニケーションを頻繁にとることが求められる。祭り等で風通しの良いコミュニティを形成する他、多様な住民の意見を取り入れることができるように委員の選出、会議の開催日時に配慮した上で懇談会を設定することも有効であると考えられる。

保全する物件を特定する際は、以下の3点に注意する必要がある。まず、価値を客観的に評価する点である。可能な限り資料などの客観的な情報により保全する物件を特定し、その価値を住民に十分説明することである。住民にとって所有する物件が保全対象となるか否かにより金銭的な補助を受けられるか否かが決定するため、その点に配慮しなければ住民間の混乱や不公平感を招く結果となる恐れがある。そのような事態になると、上記で重要とする住民コミュニティが崩壊する恐れがあるので慎重に行わなければならない。

2つ目は、今後のLHの保全を円滑にしていくための視点を持って特定をすることである。特に保全する物件に対して金銭的補助を行う場合は、LHを保全する主体は住民であることに配慮し、極力平等に保全する物件を特定することで今後の住民間のコミュニティに支障をきたさないよう注意する必要がある。

3つ目は保全する物件の現状の維持・管理方法に配慮して補助金を支給することである。保全に対する補助は極力平等に行うが、特別に補助金を増額して支給する場合は維持・管理費用がかかる物件のみを原則とする方が望ましいと推測される。特別に補助金が支給される場合は、良好な住民コミュニティの持続に配慮して保全する物件の維持・管理に適切に使用されるような支給方法を検討することが求められる。

5. LH を保全するための課題と対策

本研究では、住民が地域に住み続け、地域の地理や文化に即した景観を形成することにLHの価値があると考える。LHの価値が危機に晒される要因として、本研究では、(1) 生業を営むことが難しくなること、(2) コミュニティによる自治活動の継続が難しくなること、(3) 観光開発等の外部圧力によりコミュニティが変容することの3点について検討した。以下、それらに対する課題と対策を記述していく。各項目の課題と対策は上記3点以外にも多々あることが想定されるが、本研究では、本研究の事例研究にもとづき上記3点の視点から記述する。

(1) 生業を持続するための課題と対策

本研究の事例対象地では、初期投資が不要で現金収入を得ることができるため、いずれの地域も伝統的な生業を持続しようとしていた。しかし、社会の変化によって、地域が伝統的な生業を持続できなくなる脅威にさらされる恐れもある。LHの保全には社会変化に対応して持続的に伝統的な生業を営み続けることが求められる。持続的な生業を営み続けることが難しくなった際は、①ブランド力を高める、②行政を利用する、③複数の生業を営む、④生業に頼らない生活の基盤をつくる、⑤生産性を高める、⑥既得権益を守ることが有効であると推測される。

(2) コミュニティによる自治活動を継続するための課題と対策

住民が地域に住み続けるためには、コミュニティによる自治活動を持続することが必要である。LHの保全には、コミュニティによる自治活動の持続が重要であるが、社会の変化によって過疎や空き家化の問題が発生し、コミュニティによる自治活動が難しくなる恐れがある。地域の自治活動の持続が難しくなった際は、①後継者を確保するシステムをつくる、②Uターン者を確保するシステムをつくる、③Iターン者を受け入れる、④コミュニケーションを図るために祭りを利用する、の方法を採用することが有効であると推測される。

(3) 観光開発の際の課題と対策

LHとして広く認知され、地域の価値が明らかになると、多くの観光客が地域を訪問するようになると推測される。地域において観光開発への取組みは、良好な住民関係の形成と快適な居住環境を獲得する上で重要な項目である。LHを保全する際には、観光地化による収益の獲得方法の決定や騒音やゴミ等の対策が必要であると考えられる。観光に対して方策を考える際には、①観光収益の獲得、②観光収益の分配、③行政と住民の協力、④周辺地域との協力が重要であると考えられる。

5.3　本研究のまとめと今後の課題

本研究の結果から、LHを「地元コミュニティが遺産に住んで遺産を保護、管理すること」、「有形の要素とそれを継承する際に必要な無形の要素を1つの遺産として捉えること」と定義して研究を進めたことは我が国の集落景観の評価の点において妥当であったと言える。しかし、扱った事例が、無形の文化が良く残っている小規模な集落が中心であったため、本研究で明らかにしたLHの調査方法、評価、保全の方針が、都市や海外事例地にも適用可能かといった課題も残された。今後は国内外の多様な事例研究地においてさらに研究を進めていく必要があると考える。

また、1章3節の分析から、我が国の文化財はいずれもLH性を有していることが明らかになった。文化財は国民共有の財産である。今後文化財の保護を行っていく上で、文化財と住民との関係性や文化的景観のような文化財の動態的な保護が重要になるであるだろう。本研究では、集落景観に着目してLHの調査方法、評価、保全の方針について明らかにしたが、全ての遺産にLH性があるため、集落景観以外の文化財や遺産にも本研究で示した方法論は応用可能であると推測される。集落景観以外の文化財や遺産への応用についても今後研究を進めていく必要があると考える。

引用文献一覧

Abu Lughod, Jaet L.(1980)「Toward an architecture in the spirit of islam. Proceedings of the seminar held in aiglemont, gouvieux」『The Aga Khan Award for Architecture シリーズ)』pp.61-75

奄美市教育委員会『奄美市笠利町グスク詳細分布調査報告』奄美市教育委員会,pp.22-34,2009

――――『赤木名地区の文化的景観調査報告（概報)』奄美市教育委員会,pp.3-4,2010

――――「奄美ガイドブック 2012」pp.62-67,2012.4

アラン・ドレングソン，井上有一『ディープ・エコロジー： 生き方から考える環境の思想』昭和堂， 2001

ICOMOS(1904)「記念建造物の保存と修復/The Preservation and Restoration of Architectural Monuments」最終閲覧日 2012 年 9 月 22 日
http://www.japan-icomos.org/charters/madrid1904.pdf

――――(1931)「歴史的記念建造物の修復のためのアテネ憲章/Athens Charter for the Restoration of Historic Monuments」最終閲覧日 2012 年 9 月 22 日
http://www.japan-icomos.org/charters/athens1931.pdf

――――(1999)「International Cultural Tourism Charter 」最終閲覧日 2012 年 9 月 22 日
http://www.icomos.org/tourism/charter.html

IsaacsJ, MorrisonR『Austraria's Living Heritage』1984

板倉町教育委員会(2011)「利根川・渡良瀬川合流域に形成された水場景観保存計画（利根川・渡良瀬川合流域の「水場」景観保存計画　改訂版－群馬県板倉町－）板倉町教育委員会

市川正寧『南島誌』1874.8.18（公文書館「内閣文庫」蔵）

岩多雅朗他『名瀬のまち今昔』南方新社,pp.74-79,2012

宇治市教育委員会(2009)「文化的景観保存管理計画」最終閲覧日 2012 年 10 月 9 日
http://www.city.uji.kyoto.jp/cmsfiles/contents/0000004/4277/2buhozonkan

ritozumen.pdf

雲仙市『雲仙市神代小路地区街なみ環境整備事業　事業計画策定調査報告書』雲仙市，2006

大分県教育委員会編：小鹿田の伝統と陶技，大分県教育委員会，1975

大橋竜太（2007）『イギリスの建築保存と都市再生　歴史を活かしたまちづくりの歩み』鹿島出版社

小鹿田焼同業組合「小鹿田焼 HP」最終閲覧日 2008 年 3 月 31 日
http://onta.jp,

Chevallier(1998)「Cows, sheep and hens, or a few contemporary use or living heritage」『Revue de Geographie Alpine vol.86-4』pp.61-70

外務省 （1973）「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 /CITES（サイテス）: Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora」最終閲覧日 2012 年 9 月 22 日
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/wasntn.html

――――（2011）「無形文化遺産の保存振興」最終閲覧日 2012 年 9 月 22 日
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/unesco/isan/mukei2/

――――（2006）「UNESCO「人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言」の概要」最終閲覧日 2012 年 9 月 22 日
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/unesco/isan/mukei2/unesco_gaiyo.html

――――（2003）「無形文化遺産の保護に関する条約」最終閲覧日 2012 年 9 月 22 日
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty159_5a.pdf

鹿児島県大島郡笠利町『笠利町長期振興計画』鹿児島県大島郡笠利町，pp.185-194,1979

鹿児島県大島支庁総務課編「満天の星のごとく…奄美群島日本復帰 40 周年記念写真集」奄美群島日本復帰 40 周年記念事業実行委員会，1993

鹿児島県奄美市教育委員会「赤木名地区文化的景観調査報告書」2016 発行予定

鹿児島県農商務課『勧業年報』「明治二十二年～二十三年における大島郡赤木名港の輸出入」鹿児島県立

博物館蔵 , 1883

――――『勧業年報』「明治二十五年における大島郡赤木名港の輸出入」鹿児島県立博物館蔵 , 1883

鹿児島県徳之島郷土研究会徳之島『徳之島郷土研究会報　第 32 号』pp. 91-102, 2012. 4

笠利町『広報かさり縮刷版第 1 巻』笠利町役場企画課 , p29, 1990

笠利町誌執筆委員会『笠利町誌』鹿児島県大島郡笠利町 , 1973

刈谷勇雅「文化財建造物　保存と活用の新展開」政策科学 15-3, Mar. 2008

河野　靖 ,『文化遺産の保存と国際協力』, 風響社 , 1995

国見町編『国見町郷土史』国見町 , 1984

国見町『国見町閉町記念誌 -50 年のあゆみ』国見町, 2005

国見町教育委員会『国見町神代小路美しいまちづくり基本計画』国見町教育委員会, 2005

――――『神代小路伝統的建造物群保存対策調査報告書』国見町教育委員会 , 2003

Council of Europe(2000)「The European Landscape Convention, The Florence Convention/ 欧州風景条約（フローレンス条約)」最終閲覧日 2012 年 10 月 5 日
http://www.coe.int/t/dg4/cultureheritage/heritage/landscape/presentation_en.asp
和訳は西村幸夫「文化的景観と都市保全学」『奈良文化財研究所研究報告　第 1 冊　文化的景観研究集会（第 1 回）報告書』奈良文化財研究所 , 2009, p5 参照。

貞包博幸 : 小鹿田焼の開窯年代について ,『日田・玖珠地域』大分大学教育学部編 , pp. 497-508, 1992

関　雄二「歴史遺産の保存と「開発」(Part 2 文化人類学の最前線, 変貌する文化人類学)」総研大ジャーナル 5, pp. 8-10, 2004-03-25

Tina Pamintuan「A Living Heritage :The Alutiiq Story」『Humanities, Septenber/October 2000, Volume 22/Number 3』, 2000

De Silva, A, Walker「Saving SriLanka's living heritage」『biologist』, 1998

ダリオ・パオルッチ、宮脇勝「群馬県山村集落六合村赤岩地区における文化的景観に関する研究　－歴史的な絵図、地籍図、土地台帳を用いた農地のランドスケープの歴史的変遷分析－」日本都市計画学会論文集 , No. 40, pp. 817-822, 2005

段上達夫：日田市小鹿田焼の里文化的景観保存計画，日田市，pp. Ⅰ 102-107，2007

寺川泰郎：民芸運動の崩壊と小鹿田焼の将来，著者刊，pp. 1-9, 1985

寺川由己：大分県の工業産業 , pp. 60-89，著者刊，1967

友田博通他５名（2008. 01. 11）「ベトナム　古い町ホイアンと古い町ドンラム」『リビング・ヘリテージの国際協力』コンソーシアム研究会講演録，pp. 10-23
東京の文化遺産国際協力コンソーシアムにて講演。文化遺産国際協力コンソーシアムのウェブサイトでも閲覧可能（http://www. jcic-heritage. jp/information/images/workshop2007_1_20080109. pdf）

長田明彦：小鹿田焼の技法－原料から焼成まで－,『日田・玖珠地域』大分大学教育学編 , pp. 509-520, 1992

奈良県高市郡明日香村『「奥飛鳥の文化的景観」保存計画』奈良県高市郡明日香村 , 2011

日本ナショナルトラスト編「奄美大島笠利町の民家調査報告」日本ナショナルトラスト , 1996. 3

畠山武道・柿澤宏明編「生物多様性保全と環境政策－先進国の政策と事例に学ぶ－」北海道大学出版会 , 2006

花岡拓郎 , 西山徳明「歴史的集落・町並みにおける伝統的景観要素の明確化に関する研究 : 雲仙市神代小路伝統的建造物群保存地区を事例に」日本建築学会計画系論文集（611），145-150，2007-01-30

花岡拓郎「地域特性に基づく歴史的集落・町並みの景観まちづくりに関する研究」九州大学学位論文 , 2008

濱田琢司「維持される産地の伝統－大分県日田市小鹿田陶業と民芸運動－」『人文地理　第 50 巻第 6 号』pp. 606-619, 2002

濱田琢司「観光ガイドブックに見る地域と工芸－九州地方のやきものの場合－」『地理科学 vol. 57　no. 2』pp. 105-119, 2002-2

バーナード・リーチ：陶工の本，中央公論社，1950

日田市：日田市小鹿田焼の里文化的景観保存計画，日田市，pp. Ⅰ 6-14,2007

平澤毅「文化財としての文化的景観の把握・理解・評価のための視点と調査研究の方向性について」『奈良文化財研究所研究報告　第1冊　文化的景観研究集会（第1回）報告書』奈良文化財研究所，2009

Fairman R.(2006)「A LIVING HERITAGE」『Operavol.57-10』p1181

Brower D.(1962)『Wilderness: Amerika's Living Heritage』

BRAIAN MOERAN：Folk Art Potters of Japan,Curzon Presst,1997

文化庁(1975)「伝統的建造物群保存地区のパンフレット」最終閲覧日2012年10月5日
http://www.bunka.go.jp/1hogo/pdf/juudenken_pamphlet.pdf」

――――(1994)「オーセンティシティに関する奈良ドキュメント」最終閲覧日2012年9月22日
http://www.bunka.go.jp/1kokusai/pdf/nara_Nara_j.pdf

――――「重要文化的景観の選定及び解除に際し必要となる書類及び資料の作成について」課内会議決定，p2,2005.8.22

――――「文化的景観パンフレット」(2004)最終閲覧日2012年10月5日
http://www.bunka.go.jp/bunkazai/pamphlet/pdf/pamphlet_ja_02.pdf

文化庁文化財部監修『月刊　文化財7月号』文化庁文化財部監修，2010.3

へくそかずら同人会発行：『屁糞蔓　坂本茂木特集号』，2003

Heritage Lottery Fund『sustaining Our Living Heritage - Skills and training for theritage sector-』2002

本田正明：小鹿田焼ーすこやかな民陶の美，美術書出版株式会社，1998

文部科学省(1941)「国際連合教育科学文化機関憲章(UNESCO憲章)／The Constitution of UNESCO」最終閲覧日2012年9月22日
http://www.mext.go.jp/unesco/009/001.htm

UNESCO(1946)『Report on the Programme of the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization,15.9』UNESCO, pp.82-85

――――(1967)「Civic Amenities Act 1967」最終閲覧日2012年9月22日
http://www.unesco.org/culture/natlaws/media/pdf/gb/uk_act_chap69_1967_orof.pdf

――――(1968)「公的又は私的の工事によって危険にさらされる文化財の保存に関する勧告/Recommendation concerning the Preservation of Cultural Property Endangered by Public or Private Works」最終閲覧日2012年9月22日
http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=13085&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html

――――(1971)「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地帯に関する条約/Convention on Wetland of International Importance especially as Waterfowl Habitat 」最終閲覧日2012年9月22日
http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=15398&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html

――――(1976)「歴史的地区の保全及び現代的役割に関する勧告/Recommendation Concerning the Safeguarding and Contemporary Role of Historic Areas」最終閲覧日2012年9月22日
http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=13085&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html

――――(1976)「Conference generale Dix-neuvieme session Nairobi 1976」最終閲覧日2012年3月15日
http://unesdoc.unesco.org/images/0002/000222/022203fb.pdf

――――(1976)「DRAFT MEDIUM-TERM PLAN For 1977－1982 -RECOMMENDATIONS OF THE EXECUTIVE BOARD」最終閲覧日2012年9月22日
http://unesdoc.unesco.org/images/0002/000221/022142eb.pdf

――――(1989)「伝統的文化及び民間伝承の保護に関する勧告(仮訳)」最終閲覧日2012年9月22日
http://www.mext.go.jp/unesco/009/004/029.pdf

――――(2009)「unesco.org」最終閲覧日2012年9月22日

http://portal.unesco.org/culture/en/ev.php-URL_ID=33567&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html

Mike Corbishley「LVING HERITAGE」『History today no.50-8』, Academic Research Library, 2000

Mike Corbishley「Living Heritage；Vernacular Environment in Chaina」『Academic Research Library』2000

Miura Keiko「Conservation of a living heritage site: a contradiction in terms? A case study of Angkor World Heritage site」『Conservation and management of archaeological sites』N. 2005

三浦恵子「東南アジアのリビング・ヘリテージとこれからの国際協力のあり方」『リビング・ヘリテージの国際協力』コンソーシアム研究会講演録, pp.24-31,2008.01.11
東京における文化遺産国際協力コンソーシアムにて講演。文化遺産国際協力コンソーシアムのウェブサイトでも閲覧可能(http://www.jcic-heritage.jp/information/images/workshop2007_1_20080109.pdf)

水ノ江秀子、西山徳明「明治中期の土地利用にみる合掌造り集落の空間構成と伝統的景観：白川村荻町伝統的建造物群保存地区を事例に」社団法人日本建築学会，日本建築学会計画系論文集(622),pp.91-96,2007.12

瑞穂町編「瑞穂町史」瑞穂町,1988

宮本雅明「歴史的集落・町並みの調査と保存計画（特集 歴史的集落・町並みの保存とまちづくり--伝統的建造物群保存地区制度の25年と未来）--（伝統的建造物群保存地区制度の現在）」『月刊文化財(444)』pp.13-18, 2000.09

宮本雅明「歴史的景観の保存と景観法」『建築雑誌 vol.120 no.1527』日本建築学会, 2005.01

ムニール・ブシュナキ(2008.01.21)「講義１：UNESCOの無形文化遺産の保護に関する条約：実施に関する課題について」
UNESCO・アジア文化センターによる集団研修における講義録。UNESCO・アジア文化センターウェブサイト(http://www.accu.or.jp/ich/jp/training/curriculum/curriculum_1.html#)にて閲覧可能。

八百板季穂「発展途上国における都市遺産観光開発に関する研究」北海道大学学位論文,2011

山口知恵、西山徳明「小鹿田焼の里皿山における伝統的な生業の持続と文化的景観の保全に関する研究」社団法人日本建築学会，日本建築学会計画系論文集 (644), pp. 2215-2222, 2009. 10

山本一他『大島喜界代官記附大島與人役順続記』鹿児島県立大島高等学校図書部 , pp. 1-72, 1956

柳宗悦編：日田の皿山，日本民芸館，1965

山村高淑「開発途上国における地域開発問題としての文化観光開発　文化遺産と観光開発をめぐる議論の流れと近年の動向」『国立民族学博物館調査報告　61　文化遺産マネジメントとツーリズムの持続可能な関係構築に関する研究』人間文化研究機構国立民族博物館 , 2006

弓削政己「近世奄美諸島の砂糖専売制の仕組みと島民の諸相」『和菓子 2011. 3No. 18』虎屋文庫 , pp. 44-65, 2011

横山貞子：日用品としての芸術，晶文社 , 1979

Richard Engelhard, Yushi Utaka(2005. 04)『The Getty Conservation Institute』講演録，pp. 18-21
広島における The United Nations Institute for Training and Research (UNITAR) にて講演。ウェブサイトでも閲覧可能 (http://www. icomos. org/~fleblanc/projects/2001-2007_GCI/field_trip_reports/2005-04-japan-hiroshima-unitar. pdf)

リチャード・エンゲルハルト「国際協力の世界的動向、日本に求められているもの」『リビング・ヘリテージの国際協力』コンソーシアム研究会講演録，pp. 4-9, 2008. 01. 11
東京の文化遺産国際協力コンソーシアムにて講演。文化遺産国際協力コンソーシアムのウェブサイトでも閲覧可能 (http://www. jcic-heritage. jp/information/images/workshop2007_1_20080109. pdf)

Robertson W. (1950)「We Use Our Living Heritage」『Childhood Education』pp. 54-55

あとがき

本論文は、筆者が北海道大学に学位請求論文として提出したものです。

九州大学に所属した学部 4 年、修士課程の 3 年間と北海道大学に所属した博士課程の 3 年間にわたり、もともと九州大学大学院芸術工学研究院に所属し、現在は北海道大学観光学高等研究センターに所属されている西山徳明先生に多大な指導を頂きました。重ねて感謝申し上げます。また、北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院に所属されている西川克之先生には、副指導教員として多大なご指導ご鞭撻を頂きました。お礼申し上げます。

調査等でお世話になった大分県日田市、長崎県雲仙市、鹿児島県奄美市の行政関係者の方々、そして皿山、赤木名、神代小路の地域の方々、現地調査や資料読解、植物調査の際にご協力して頂いた専門家の方々、九州大学所属時の研究室の方々、北海道大学の学生や先生方に支えられ、研究を進めてくることができました。特に当時九州大学の同じ研究室のメンバーとして長期間にわたり共に現地調査を行った、伊東美菜子さん、麻生美希さん、松本将一郎さん、柿原芳章さんには、記して感謝を申し上げます。

皿山では、皿山住民の自然観、家族観と伝統に対する誇りを教えて頂きました。民陶ブーム時の議論や景観保全の考え方等、私は皿山から教えてもらうばかりでした。このような皿山の教えにより私の研究の核の部分ができました。記してお礼申し上げます。

赤木名では、奄美大島の自然観、歴史観、人間や災害に対する考え方を教えて頂きました。赤木名調査では、奄美市教育委員会の中山清美さんをはじめ、奄美大島中で幅広い年齢層の多くの友人を得ることができました。おおらかで気さくな奄美大島の方々のおかげで、とても有意義で楽しい 3 年間を過ごすことができました。お礼申し上げます。

神代小路では、近世時代からの伝統と現在生活との軋轢、伝統的なコミュニティとＩターン者との関係という LH ならではの難しさを教えて頂きました。神代小路における研究により、本論文を集落の調査、評価に加え、LH の保全の難しさにも踏み込んだものにすることができました。私を信頼してヒアリング調査に協力して頂いた神代小路住民に尊敬の意と感謝を申し上げます。

指導教員の移動に伴うものとはいえ、九州大学と北海道大学と学部・修士課程と博士課程において所属を変えることができたことで、より多くの志ある学友や先輩、後輩、先生方に恵まれました。将来にわたる出会いと充実した研究生活を送れたことに感謝申し上げます。

これまで行ってきた研究の一端ではありますが、博士論文という形で一区切りをつけることができました。皆様のご支援、ご協力の賜物ではありますが、修士課程、博士課程に進学し、地元神戸を離れて福岡や北海道で暮らすことに理解し、いつも陰ながら支えてくれた父、母、祖母、妹にも、この場を借りて感謝の意を述べたいと思います。